

ISSN 1341-0350

Sanyō ronsō

山陽論叢

第 31 卷

2024 年度

山陽学園大学
山陽学園短期大学

目 次

山陽学園大学

総合人間学部

論文

クラウドサービスを起点とした課題発見解決型授業の模索

文理融合を目指して

..... 岩本 隆志 ... 1

発達障害児がリラックスを得られることを目的とした

身体を包む椅子「カームチェア」の効果検証

..... 上地 玲子・新居 れん・伊丹 勝・沖 真吾・湯浅 誠二 ... 15

形式的アセスメントと成績評価の明確な分離

——心理学実験レポートの評価における試み——

..... 高橋 功 ... 27

さ入れ言葉に見られる強制性の欠如と単一節構造

..... 中野 晃希 ... 43

中国における愚民政策と国民性劣化との関係性（上）

..... 班 偉 ... 59

若者の就職に伴う地方圏から大都市圏への移動の一事例

—個人から見た「地元」範囲の拡大について—

..... 松浦 美晴・上地 玲子・岡本 響子 ... 75

研究ノート

併設校「新良田教室」の32年（その2）— 開校準備② —

..... 田辺 大藏 ... 83

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等

に関する法律」の施行に伴う日本語教員養成プログラムの在り方について

..... 山田 勇人 ... 99

地域マネジメント学部

論文

メディア情報を介入効果としたマーケティング効果検証モデルの検討

..... 神田 将志 ... 111

岡山での超高層放電現象・レッドスプライトの観測報告

..... 米田 瑞生 ... 127

看護学部

論文

教職員からみたコロナ禍での子どもとのかかわりへの困難さと
やりがいに関する研究（第2報）－子どもの危機と危機介入－
..... 石橋 昭子 … 135

月経カップ使用に関する月経教育の課題
..... 那須 明美 … 145

山陽学園短期大学

こども育成学科

論文

「領域（健康）」に関連する科目の可視化の試み
..... 脇本 いづみ … 155

健康栄養学科

研究報告

ヒメダカを用いた基礎栄養学実験モデルの可能性に関する実験的検討（1）
－消化管の組織化学的解析－
..... 大木 淳子・小林 謙一 … 165

* * *

山陽学園大学

総合人間学部

史料紹介

近世後期備前国児島郡塩浜の集会議定書
～公益財団法人竜王会館野崎家旧宅所蔵文書から～
..... 定兼 学 … 1

論文

クラウドサービスを起点とした課題発見解決型授業の模索 文理融合を目指して

岩本 隆志¹⁾

キーワード：クラウドサービス、課題発見解決型授業、AWS、Azure、Google Cloud Platform

1 はじめに

2025 年に迫った現代社会において、情報技術 (IT) 分野で重要な課題が浮上してくる。その一つが、ブラックボックス化したシステムへの対応困難化である。この問題は、IT 技術者の大量定年退職などに起因し、システムの改定、改修、運用保守業務への対応がますます難しくなる恐れがある。この事態は深刻であり、放置すれば 2025 年以降、経済に大きな損失を招く恐れがある。推計では、年間で最大 12 兆円にも及ぶ経済損失が発生する可能性があり、これは一般的に「2025 年の崖」として知られている。さらに、現在進行形で人工知能 (AI) の技術が急速に進歩し、社会に大きな変化をもたらしている。例えば、自動レジの普及など、AI 技術の影響が私たちの日常生活に浸透している。特にディープラーニングといった AI 技術は、多層のニューラルネットワークを利用して複雑なタスクを学習し、高度な認識能力を持つ AI モデルを比較的容易に構築できる時代がきた。クラウドサービスは、情報の収集・共有・アクセスを容易にし、リアルタイムでデータや情報を利用できる環境を提供している。また、クラウドサービスを活用することで、教育の場における距離や時間の制約を克服し、より柔軟かつ効率的な学習を促進することが可能となってきた。さらに、文理融合の観点から、科学的手法と文芸的アプローチを組み合わせ、より創造的な解決策を模索する必要がある。こうした情勢下、本研究はクラウドサービスの重要性を考察し、課題発見解決型の授業を推進する上で生じる可能性のある課題を明確にすることを目的とする。

1.1 クラウドサービスの最適化

クラウドサービスの最適化は、クラウド上で提供されるサービスやリソースを最大限に効率化し、コストやパフォーマンスを最適化する取り組みである。これは、クラウド上のアプリケーションやサービスをより迅速で効率的に実行することや、リソースの最適な利用、コスト削減などを指す。表 1 に、クラウドサービスの最適化に関連する主な側面を挙げる。

¹⁾ 山陽学園大学総合人間学部ビジネス心理学科

表 1 クラウドサービスの最適化

	最適化	内容
1	リソースの最適化	クラウド上のリソース（仮想マシン、ストレージ、ネットワークなど）を適切に管理し、必要なときに必要なだけ利用することで、無駄なコストを削減する。これには、自動スケーリング、リソースの正確な割り当て、リソースの監視と最適化が含まれる。
2	パフォーマンスの最適化	サービスやアプリケーションのパフォーマンスを向上させることも重要である。これは、高速なデータ処理、レイテンシの削減、高い可用性の確保などを含み、キャッシュの活用やコードの最適化等。
3	セキュリティとコンプライアンスの最適化	クラウドサービスを利用する際には、セキュリティとコンプライアンスを確保することも重要である。最適なセキュリティポリシーやコンプライアンス規定を遵守するためのツールやプロセスを導入することで、データやシステムを保護する。
4	コスト最適化	クラウドサービスの利用にはコストがかかるが、最適化を行うことで無駄な支出を減らすことができる。例えば、リザーブドインスタンスの利用や、不要なリソースの削減、適切なタイミングでのリソースの停止などが含まれる。クラウドサービスの最適化は、常に変化するニーズやテクノロジーに応じて適切な戦略を採用することが重要であり、最適化は単発の取り組みではなく、継続的な監視と改善が必要である。それにより、効率性やコスト削減の恩恵を最大限に享受できる。

2 AWS

AWS における各サービスはそれぞれリソースの最適化、パフォーマンスの最適化、セキュリティとコンプライアンスの最適化、コスト最適化を実現するためのツールや機能を提供している。それぞれの詳細について解説する。

2.1 最適化

AWS のサービスにおけるリソースの最適を表 2 に、パフォーマンスの最適化を表 3 に、セキュリティとコンプライアンスの最適化を表 4 に、コスト最適化を表 5 に纏める。

表 2 リソースの最適 (AWS)

Amazon EC2 (Elastic Compute Cloud)	インスタンスタイプ [注 1] やリソースの柔軟な調整、Auto Scaling (自動スケーリング) 機能 [注 2] を通じて、必要なときに必要なだけリソースを利用できる。
Amazon S3 (Simple Storage Service)	ストレージクラス [注 3] の選択、ライフサイクル管理、ストレージ容量の柔軟な調整等。

表 3 パフォーマンスの最適化 (AWS)

Amazon RDS (Relational Database Service)	インスタンスタイプの選択、マルチ AZ 配置 [注 4]、リードレプリカの使用により、データベースのパフォーマンスを最適化。
Amazon CloudFront	CDN サービス [注 5] を使用してコンテンツのキャッシュを最適化し、エンドユーザーへの配信を高速化。

表 4 セキュリティとコンプライアンスの最適化 (AWS)

AWS Identity and Access Management (IAM)	アクセス制御とアイデンティティ管理 [注 6] を行い、セキュリティを強化。
Amazon GuardDuty	不正行為や異常なアクティビティを検出し、セキュリティ脅威から保護。

表 5 コスト最適化 (AWS)

AWS Cost Explorer	ビジュアルなインターフェースを通じてコストと利用状況を分析し、最適なリザーブドインスタンス [注 7] やコミットメントプラン [注 8] を見つけるのに役立つ。
AWS Trusted Advisor	リソースのアンダーユーティライゼーション [注 9] やセキュリティの問題などを特定し、コストを削減するためのアドバイスを提供。

3 Azure

Azure における各サービスはそれぞれリソースの最適化、パフォーマンスの最適化、セキュリティとコンプライアンスの最適化、コスト最適化を実現するためのツールや機能を提供している。それぞれの詳細について解説する。

3.1 最適化

Azure のサービスにおけるリソースの最適を表 6 に、パフォーマンスの最適化を表 7 に、セキュリティとコンプライアンスの最適化を表 8 に、コスト最適化を表 9 に纏める。

表 6 リソースの最適 (Azure)

Azure Virtual Machines	インスタンスのサイズやタイプを柔軟に変更し、必要に応じてスケーリングを行う。リザーブドインスタンスやスポットインスタンス [注 10] などを活用してコストを削減することができる。
Azure Blob Storage	ストレージティアを利用してデータのアクセス頻度に合わせたストレージコストの最適化が可能である。

表 7 パフォーマンスの最適化 (Azure)

Azure Functions	イベント駆動型のサービスで、マイクロサービスの実行を容易にし、スケーラビリティを提供する。
Azure CDN (Content Delivery Network)	コンテンツのキャッシュを活用し、ユーザーに対する高速な配信を実現している。

表 8 セキュリティとコンプライアンスの最適化 (Azure)

Azure Security Center	セキュリティの監視、脆弱性の管理、コンプライアンスの強化を行うことができる。
Azure Policy	ポリシーに基づいたリソースの管理を実施し、セキュリティとコンプライアンスを確保することができる。

表 9 コスト最適化 (Azure)

Azure Cost Management + Billing	利用状況の監視、分析、予算の設定、コストの最適化を行うためのツールを提供している。
Azure Reservations	利用量に基づいてリソースを予約することで、長期的なコストを削減できる。

これらの Azure サービスや機能を使用することで、クラウドリソースの効率化、パフォーマンスの向上、セキュリティとコンプライアンスの強化、コストの最適化が可能である。それぞれのサービスは異なるニーズや目的に対応しており、適切に活用することで、クラウド環境を最適化することができる。

4 Google Cloud Platform (GCP)

GCP における各サービスはそれぞれリソースの最適化、パフォーマンスの最適化、セキュリティとコンプライアンスの最適化、コスト最適化を実現するためのツールや機能を提供している。それぞれの詳細について解説する。

4.1 最適化

GCP のサービスにおけるリソースの最適を表 10 に、パフォーマンスの最適化を表 11 に、セキュリティとコンプライアンスの最適化を表 12 に、コスト最適化を表 13 に纏める。

表 10 リソースの最適 (GCP)

Compute Engine	仮想マシンのサイズ変更や自動スケーリング、Preemptible VMs [注 11] の利用によるコスト削減が可能である。
Google Cloud Storage	ストレージクラスの選択やライフサイクル管理を通じて、データの冗長性やアクセス頻度に応じたストレージコストの最適化が行える。

表 11 パフォーマンスの最適化 (GCP)

Google Kubernetes Engine (GKE)	コンテナオーケストレーション [注 12] において、スケラビリティとパフォーマンスの向上が可能である。
Cloud CDN	グローバルなコンテンツデリバリー [注 13] により、高速かつセキュアなコンテンツ配信を実現している。

表 12 セキュリティとコンプライアンスの最適化 (GCP)

Identity and Access Management (IAM)	ユーザーアクセスの管理を強化し、セキュリティを確保することが出来る。
Google Cloud Security Command Center	GCP リソースのセキュリティとリスクを監視、管理し、コンプライアンス規制に適合する。

表 13 コスト最適化 (GCP)

Google Cloud Billing	利用料金の透明化や予算設定、コスト管理のためのツールを提供している。
Committed Use Discounts	予約利用による割引や、スパイク [注 14] の予測に基づいたコストの最適化が可能である。

これらの GCP のサービスや機能を活用することで、リソースの効率化、パフォーマンスの向上、セキュリティの強化、コストの削減が実現できる。各サービスは特定のニーズや目的に対応しており、適切に組み合わせて使用することで、クラウド環境の最適化を実現できる。

5 課題発見解決型クラウドサービス教育

課題発見解決型のクラウドサービス教育を進める流れを表 14 に示す。パフォーマンス比較の流れの詳細を表 15 に、コスト比較の流れの詳細を表 16 に、利用のしやすさの比較の流れの詳細を表 17 に示す。

表 14 課題発見解決型のクラウドサービス教育の流れ

1	目標の設定と課題の定義	<p>目的の明確化</p> <p>課題の定義</p>	<p>学生がクラウドサービスを理解し、データサイエンスプロジェクトにおける最適な選択を見極めること。</p> <p>与えられたデータセット/シナリオに対して、AWS、Azure、Google Cloud のそれぞれがどのように適しているかを調査。</p>
2	比較項目の選定	<p>パフォーマンス</p> <p>コスト</p> <p>利用のしやすさ</p> <p>セキュリティ</p>	<p>速度、処理能力、スケーラビリティなど。</p> <p>サービス提供の価格設定、運用コスト、特定のタスクのコスト比較。</p> <p>API、ツール、ドキュメンテーションの使いやすさ。</p> <p>データの保護、アクセス管理の仕組み。</p>
3	データセット/シナリオの提供	<p>実際のデータセットの提供</p> <p>特定のシナリオの設計</p>	<p>学生が実際のデータを利用してクラウドサービスをテストできるようにする。</p> <p>ある特定の問題に対するクラウドサービスの利用をシミュレート。</p>
4	実際の比較と評価	<p>学生の作業</p> <p>結果の集計と分析</p>	<p>学生が指定されたデータセット/シナリオに対してクラウドサービスを利用し、それぞれの性能を評価。</p> <p>データを収集し、パフォーマンス、コスト、使いやすさ、セキュリティなどの面で比較。</p>
5	プレゼンテーションと報告	<p>学生の成果発表</p>	<p>学生が得た結果をもとに、どのクラウドサービスがどのような条件下で適しているかをまとめ、プレゼンテーションや報告書で発表。</p>
6	フィードバックとディスカッション	<p>学生間の議論とフィードバック</p> <p>講師によるフィードバック</p>	<p>発表後に学生同士で意見交換を行い、他のクラウドサービスや別の観点からの考察を促進。</p> <p>学生の考察や分析を評価し、補足情報を提供。このようなプロセスを通じて、学生は実際の状況でのクラウドサービス比較の重要性や方法を学ぶことができる。</p>

表 15 のパフォーマンス比較の詳細

1	テストケース の設計	具体的なタスクの設 定 パフォーマンス指標 の選定	テストするタスクや処理の内容を具体的に 定義する。例えば、特定のデータセットを用 いた機械学習モデルのトレーニング、データ ベースのクエリ実行、大規模データの処理な ど。 速度を示すためには、処理時間、レイテン シ [注 15]、リソース使用率などの指標を 設定する。
2	実行環境の 設定	AWS、Azure、Google Cloud の各プラットフ ォームでの環境構築 同じデータセットの 使用	同一のタスクを実行するための環境を構築 する。同じハードウェア、リソースの利用 などで実施することが理想的である。 同一のデータを利用し、公平な比較を行いま す。
3	実際の実行 と測定	タスクの実行 パフォーマンスの測 定	各クラウドプロバイダーでタスクを実行す る。これには、同じ条件での実行や同じリ ソースの利用、同じコードやクエリの使用 などが含まれる。 タスクの実行時間、処理能力、リソース使 用率などを測定する。これにより、各プラ ットフォームの性能を比較する。
4	結果の分析と 評価	得られたデータの解 析 条件の考慮	測定された結果を集計し、それぞれのクラ ウドサービスのパフォーマンスを比較す る。 何らかの条件下でどのクラウドサービスが 最適であるかを特定する。例えば、処理速 度が重視される場合や大規模なスケール ングが必要な場合など。

表 16 コスト比較の流れの詳細

1	サービス提供の価格設定の調査	公式ドキュメントの参照 同じサービスの比較	AWS、Azure、Google Cloud の公式ウェブサイトから価格設定に関する情報を入手する。 例えば、同じ仕様の仮想マシンや同じストレージタイプなど、同等のサービスを比較する。
2	運用コストの評価	サポートや管理のコスト	各プロバイダーのサポートプランや管理サービスにかかるコストを比較する。これには、セキュリティやモニタリングツール、サポートオプションなどが含まれる。
3	特定のタスクのコスト比較	サンプルタスクの設定: コスト計算ツールの利用	特定のタスク（例えば、データ処理、ストレージ、データベースクエリ等）を仮定し、それを実行するためのコストを計算する。 AWS、Azure、Google Cloud は、コスト計算ツールを提供している。これらを使って特定のタスクを実行するためのコストを比較することができる。
4	レポートと分析	コストの集計 長期的な視点	各プロバイダーでのコストを集計し、比較する。特定のサービスやタスクにおいてどのプロバイダーがコスト効率的かを特定する。 長期的な利用やスケーリングを想定してコストを分析し、将来の運用に関する見積もりも行う。
5	重要な条件の考慮	リザーブドインスタンスやコミットメントプラン	AWS、Azure、Google Cloud は長期的なコミットメントに対して割引を提供することがある。これらのプランを考慮することも重要である。
6	学生の関与	課題の設定	学生に特定のタスクやシナリオを与え、それを実行するためのコスト比較を行わせることで、実践的な経験を提供する。

5.1 具体例

AWS、Azure、Google Cloud をターゲットとして課題発見解決型のクラウドサービス教育の具体例を以下に示す。パフォーマンス比較の流れの具体例を表 17 に、コスト比較の流れの具体例を表 18 に、利用のしやすさの比較の具体例を表 19 に示す。

表 17 パフォーマンス比較の流れの具体例

テストケース	サービス	タスク	パフォーマンス指標
機械学習モデルのトレーニング	AWS	MNIST データセットを使用した畳み込みニューラルネットワーク (CNN) のトレーニング	トレーニング時間、エポックごとの処理速度、インスタンスのリソース使用率
	Azure	CIFAR-10 データセットを使用した深層学習モデルのトレーニング	トレーニング時間、モデルの精度、GPU の利用率
	Google Cloud	ImageNet データセットを使用した転移学習モデルのトレーニング	トレーニング時間、推論速度、トレーニング済みモデルのサイズ
大規模データの処理	AWS	1TB のログデータの分析と集計 (MapReduce 処理)	処理時間、クラスターのスケラビリティ、ストレージの読み書き速度
	Azure	大規模データのデータクレンジングと分析 (Spark 処理)	処理時間、クラスターの拡張性、クエリの処理速度
	Google Cloud	多くのサーバーログデータからのパターンマッチングと解析 (Hadoop 処理)	処理時間、クラスターの起動速度、ジョブのスケラビリティ

表 18 コスト比較の流れの具体例

		AWS	Azure	Google Cloud	
1	サービス提供の価格設定の調査	仮想マシンの価格比較	t3.micro インスタンス (1 vCPU、1 GB RAM) の時間ごとの料金	B1s VM (1 vCPU、1 GB RAM) の時間ごとの料金	Google Cloud: e2-micro インスタンス (1 vCPU、1 GB RAM) の時間ごとの料金
2	運用コストの評価	サポートプラン比較	Basic Support、Developer Support、Business Support などのプラン比較	Standard、Silver、Gold などのサポートプラン比較	Standard、Silver、Gold などのサポートプラン比較
3	特定のタスクのコスト比較	ストレージのコスト比較	S3: 1TB の標準ストレージの月間利用料金	Azure Blob Storage: 1TB の一般的なストレージの月間利用料金	Google Cloud Storage: 1TB の標準ストレージの月間利用料金
4	レポートと分析	データ処理タスクのコスト比較	EMR を使用して 1TB のデータ処理のコスト比較	Azure Databricks を使用して同様のタスクのコスト比較	BigQuery を使用して同様のタスクのコスト比較
5	重要な条件の考慮	リザーブドインスタンス/コミットメントプラン比較	Reserved Instances の割引率とコミットメントプランの特典	Reserved VM Instances の割引率とコミットメントプランの特典	Committed Use Discounts の割引率とコミットメントプランの特典
6	学生の関与	課題の設定	学生に、特定のタスクを AWS、Azure、Google Cloud で実行する際のコスト比較課題を与え、それを実際に行うよう指示。		

表 19 利用のしやすさの比較の具体例

1	API の使いやすさ	API ドキュメントの評価 API の利用	AWS、Azure、Google Cloud それぞれの API ドキュメントを比較し、わかりやすさ、完全さ、実際の使用例の豊富さなどを評価する。 学生に実際に API を使用して簡単なタスクを実行させ、それを通じて API の使いやすさを体験させる。
2	ツールの比較	提供されているツールの調査 フィードバック	AWS、Azure、Google Cloud が提供する管理ツールやコンソールの使いやすさを比較する。 これには、データの可視化、リソースの管理、設定の変更などが含まれる。 学生に実際にそれぞれのプロバイダーの管理ツールを使って作業させ、使いやすさに関するフィードバックを求める。
3	キュメンテーションの評価	各プロバイダーのドキュメンテーションの比較 体験	AWS、Azure、Google Cloud のドキュメンテーションを比較して、情報の整理のしやすさ、検索のしやすさ、実践的な例の豊富さなどを評価する。 学生にそれぞれのプロバイダーのドキュメンテーションを参照してもらい、理解度や使いやすさについてのフィードバックを得る。
4	実際の利用体験のフィードバック収集	体験 フィードバックの収集	学生に実際に各プロバイダーを使ってもらい、実際の操作やタスクの中での使いやすさを評価してもらう。 学生からのフィードバックを収集し、それをもとにプロバイダーの利用のしやすさを総合的に評価する。

これらのステップを通じて、AWS、Azure、Google Cloud それぞれの API、ツール、ドキュメンテーションの使いやすさを客観的に評価し、それぞれのプロバイダーがどのような状況で利用しやすいかを把握することができる。

6 まとめ

課題発見解決型クラウドサービス教育は、目標設定から始まり、比較項目の選定、データ提供、実際の比較と評価、プレゼンテーション、そしてフィードバックとディスカッションまで進める事とした。クラウドサービスの理解とデータサイエンスプロジェクトでの最適な選択を目指し、AWS、Azure、Google Cloudの最適化を調査する流れを示した。パフォーマンス、コスト、利便性、セキュリティなどの比較項目を選定し、実際のデータを使用して

クラウドサービスをテストし、結果を分析した。学生は得た結果をプレゼンテーションや報告書で発表し、その後フィードバックを受け取る。具体的な例では、パフォーマンス、コスト、利便性の比較が示され、それぞれのステップにおいて学生が関与し実践的な経験を積むことができることを示した。

(注記)

1. Amazon EC2 (Elastic Compute Cloud) で提供される、仮想サーバーの異なる構成を指し、各インスタンスタイプは異なるCPU、メモリ、ストレージ、ネットワーク機能を持ち、特定の用途やニーズに最適化されている。
2. アプリケーションやサービスの負荷変動に応じて、自動的にリソースの拡張や縮小を行う機能。
3. データを保存する際に使用するストレージのタイプや特性を定義するAWSの概念。
4. クラウド環境において高可用性と耐障害性を確保するためのアーキテクチャ戦略。
5. 世界中のユーザーに高速でコンテンツを配信するための分散型ネットワーク。
6. ユーザーやデバイスなどのエンティティが、デジタルリソースやシステムへのアクセスを管理するためのプロセスや技術で、認証、認可、アカウントिंग、ユーザーのプロビジョニングといった概念が含まれる。
7. クラウドプロバイダーから特定のインスタンスタイプを長期間利用することに対する割引プラン。
8. クラウドプロバイダーが提供する特定のリソース (インスタンス、ストレージ、サービスなど) をあらかじめコミットメント (契約) することで、長期的な利用に対する割引を提供するプラン。
9. クラウドリソース (例えば、仮想マシン、ストレージ容量、データベースインスタンスなど) を過小利用することを指す。
10. 余剰リソースを利用した仮想マシン。
11. 一時的な仮想マシンのこと。
12. コンテナを管理するテクノロジーであり、デプロイメント、管理、スケーリング、ネットワークなどの自動化を実現することができる。
13. 大容量のデジタルコンテンツをインターネット上で大量配信するためのネットワークのこと。
14. プロジェクト管理では、開発チームが新しい技術や方法を試すために確保された一時的な時間またはリソースを指し、データ分析においては、データセット内で急激な変動を指す。
15. データ転送における指標のひとつで、転送要求を出してから実際にデータが送られてくるまでに生じる通信の遅延時間のこと。

(引用文献)

- [1] 北海道大学 大学院情報科学研究科 江丸 裕介：「クラウドシステムにおける資源管理の最適化に関する研究」、https://www2.lib.hokudai.ac.jp/gakui/2012/10824_amaru.pdf (2023/2/7閲覧)。
- [2] 人工知能学会 佐藤 一誠：「クラウドソーシングを用いた教師付き学習の凸最適化による定式化」、https://www.jstage.jst.go.jp/article/tjsai/27/3/27_3_133/_pdf (2024/2/7閲覧)。
- [3] 情報処理学会 玉家 武博、齋藤 篤志、三浦 克宜、棟朝 雅晴：「インタークラウド環境における仮想システム構築の最適化サービスに関する検討」、<https://cir.nii.ac.jp/crid/>

- 1573668927857575936 (2024/2/8閲覧)。
- [4] 総務省 : 「クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン」、https://www.soumu.go.jp/main_content/000843318.pdf (2024/2/10閲覧)。
 - [5] ChatPaper : 「Review of Cloud Service Composition for Intelligent Manufacturing」、<https://www.chatpaper.com/chatpaper/ja/paper/47204> (2024/2/11閲覧)。
 - [6] 経済産業研究所 (RIETI) 田中 一義 : 「日本企業のクラウドサービス導入とその経済効果」、<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/15j027.pdf> (2024/2/20閲覧)。
 - [7] 北見工業大学、SCSK : 「クラウド最適化に関する産学共同研究」、https://www.scsk.jp/news/2015/pdf/20150910_2.pdf (2024/2/17閲覧)。
 - [8] NetApp : 「2024年クラウドの複雑性に関するレポート」、<https://www.netapp.com/ja/thought-leadership/cloud-complexity-report/> (2024/2/17閲覧)。
 - [9] IBM : 「クラウドの最適化とは」、<https://www.ibm.com/jp-ja/think/topics/cloud-optimization> (2024/2/18閲覧)。
 - [10] 日本銀行 : 「金融機関におけるクラウドサービスの利用状況と利用上の課題」、<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/data/fsrb240130a.pdf> (2024/2/19閲覧)。
 - [11] IBM Corporation : 「What are convolutional neural networks?」、<https://www.ibm.com/topics/convolutional-neural-networks> (2024/1/8閲覧)。
 - [12] stanford university : 「Convolutional Neural Network」、<http://deeplearning.stanford.edu/tutorial/supervised/ConvolutionalNeuralNetwork/> (2025/1/8閲覧)。
 - [13] Alex Krizhevsky,toronto.edu: The CIFAR-10 datase, <https://www.cs.toronto.edu/~kriz/cifar.html> (2025/1/8閲覧)。
 - [14] Alex Krizhevsky,toronto.edu: The CIFAR-100 datase, <https://www.cs.toronto.edu/~kriz/cifar.html> (2025/1/8閲覧)。

論文

発達障害児がリラックスを得られることを目的とした

身体を包む椅子「カームチェア」の効果検証

Efficacy Evaluation of "CALM CHAIR": A Body-
Enclosing Chair Designed to Promote Relaxation in
Children with Developmental Disabilities

上地 玲子¹⁾・新居 れん²⁾

伊丹 勝³⁾・沖 真吾⁴⁾・湯浅 誠二⁵⁾

Reiko Kamiji¹⁾・Ren Nii²⁾

Masaru Itami³⁾・Shingo Oki⁴⁾・Seiji Yuasa⁵⁾

キーワード：発達障害児，リラックス，椅子，カームチェア

Key Word: Children with developmental disabilities, relaxation, chair,
CALM CHAIR

要旨：本研究は、発達障害児を対象に開発した「カームチェア」の効果を検証することを目的とした。発達障害児 21 名（男児 14 名、女児 7 名、平均年齢 6.19 歳）を対象に実施し、最終的に 16 名の児童（男児 11 名、女児 5 名、平均年齢 6.25 歳）を分析した。通常の椅子とカームチェアの使用時における心理的・生理的反応を比較した。心拍数、皮膚温度、児童の自己評価、指導員による観察評価を測定指標として用いた。その結果、カームチェア使用時は通常の椅子と比較して、平均心拍数が有意に低下し ($p < .05$, $d = 0.24$)、平均皮膚温度が有意に上昇した ($p < .01$, $d = 0.97$)。また、児童の主観的評価 ($p < .01$, $d = 3.24$) と指導員による観察評価 ($p < .01$, $d = 2.90$) において、カームチェア使用時の方が有意にリラックスが得られているとの評価が得られた。感覚統合理論の観点からも心身のリラックスをもたらしていることが示唆される。結論として、本研究結果は、カームチェアが発達障害児に対して生理的および心理的な快適なリラックス効果をもたらすと

1) 山陽学園大学総合人間学部ビジネス心理学科

2) 3) 4) 5) オーエム機器株式会社開発部

える。これらの知見は、特別支援教育における「合理的配慮」を行うための環境調整として活用できるものであり、個々の児童のニーズに応じた支援方法の開発に貢献する可能性がある。

序論

発達障害は、発達障害者支援法（2004）において「発達障害」として定義されている。「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」とされている。この法律は 2016 年に改正され、さらに切れ目のない支援や社会的障壁の除去、意思決定の支援への配慮が強調されている。一方、国際的な診断基準である American Psychiatric Association（2022/2023）の DSM-5-TR では、発達障害を「神経発達症群（Neurodevelopmental Disorders）」として分類し、その中に知的発達症（知的能力障害）や注意欠如・多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）などが含まれる。このように、日本の法的枠組みと国際的な診断基準には異なる側面がある。

本研究では、日本国内での支援や施策との整合性を考慮し、発達障害者支援法の定義を採用する。この定義は、日本社会における制度的背景を反映しており、特別支援教育や福祉分野で広く使用されているためである。

近年、発達障害の診断率が増加傾向にあり、2022 年に文部科学省が実施した調査によると、通常学級に在籍する子どものうち 8.8%に発達障害の可能性があると報告されている。これは 10 年前の調査と比較して 2.3%の増加であり、発達障害に対する社会的関心と支援の必要性が高まっている。

多くの発達障害児は感覚過敏や感覚処理の困難を抱えており、これが日常生活でのストレスや不安の主な原因となっている。Baranek et al.（2006）の研究では、発達障害児の 80%以上が何らかの感覚処理の問題を抱えていることを報告している。これらの感覚的な課題は、学校や家庭での集中力の低下、不安の増大、さらにはパニック発作につながる可能性がある。

このような背景から、我々は発達障害児の感覚にアプローチするため、2023 年に環境刺激を緩和し発達障害のある方がクールダウンするための「カームダウンスペース」を開発した。このスペースは、公共施設や商業施設において、外部刺激によるパニックを予防し、利用者が落ち着ける場所として機能することを目的としている。しかし、大型であるために家庭などの狭いスペースでは手軽に活用できない。そこで、家庭などのスペースにおいて手軽にリラックス効果を促進できる椅子のデザインに着目した。

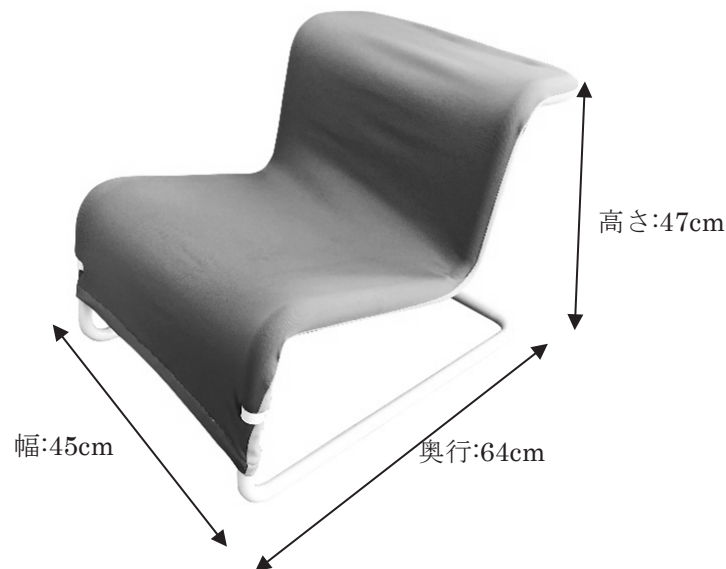
Grandin（1992）は深部圧迫刺激が不安を軽減し、落ち着きをもたらすことを報告しており、ストレスを軽減させる有効な手段として注目されている。このような身体感覚にアプローチをする椅子は、非常に少ない。フランスのオードラン（2021）は、Grandin（1992）の深部圧迫刺激を応用し、空気ポンプによって体に圧力をかける椅子「OTO ハグチェア」を開発している。

本研究で開発した身体を包み込むような椅子（以下、カームチェア）は、背部から臀部にかけて連続的な支持を提供し、体の自然な曲線に沿って沈み込み、やわらかい布から適度な圧迫感が得られるように設計している。また、体重に応じて沈み込むように伸びる素

材の布を配置し、皮膚感覚にやわらかい刺激を与えるようにしている。この感覚入力によってストレスを軽減する可能性がある。

本研究では、このカームチェアが発達障害児に与える心理的および生理的影響について検証し、そのリラックス効果と感覚調整機能について評価することを目的とする。

Figure 1. カームチェア



方法

対象

本研究の対象者は、発達障害の診断があり、体重 50kg 未満の児童 21 名（男児 14 名、女児 7 名）であり、年齢は 3 歳から 10 歳であった ($M=6.19$, $SD=1.89$)。

手順

測定方法については以下の項目を用い、心理的および生理的な評価を行った。

1. 生理的評価

- 1) 着座姿勢観察：着座姿勢を撮影し、観察を行った。
- 2) 心拍数変化：腕に取り付けた心拍センサーを用いてデータを確認した。心拍変化の測定には、腕に装着した心拍センサー（Polar OH1+心拍センサー：Polar Electro 社）を使用した。
- 3) 皮膚温度変化：サーモグラフィーによる体温の上昇を確認した。皮膚温度変化の測定には、赤外線カメラサーモグラフィー（FLIR Systems：FLIR ONE PRO）を使用した。

これらの生理的指標は、実験開始から終了まで連続的に記録し、分析に使用された。

2. 心理的評価

- 1) 主観的評価：使用感に関する児童本人に対して、研究者が聞き取りを行い、アンケートを実施した。各椅子の使用感について、「とても悪い」から「とても良い」の5件法で回答を求めた。
- 2) 指導員による観察評価：指導員に対して、児童の落ち着きの度合いに関するアンケート調査を自己記入方式によって実施した。児童が各椅子を使用している時の様子を見て、「いつもより落ち着いていない」から「いつもより落ち着いている」の5件法で回答を求めた。

実験については以下の手順で行った。

1. 試作品の椅子を利用した効果検証

事前に安全確認を実施した。安全確認手順は、Table1 に示す。立ち合いは、オーエム機器株式会社開発部スタッフが行った。

Table2. JIS 規格試験実施情報

試験部位	JIS 規格
座面の静的強度試験	JIS S 1203
座面及び背もたれの耐久性	JIS S 1203

2. マルチプルベースラインデザインを用いた効果検証

本研究ではマルチプルベースラインデザイン (Ghaleb, 2013) を採用し、各参加者に対して2つの条件 (通常の椅子とカームチェア) を下記2パターンで実施した。パターン①とパターン②の間隔は、1週間から2週間程度であった。実施時の様子は、Figure2 に示す。

1) 1回目実験

パターン①

A:通常使用している椅子に着席 5分間

B:開発中の椅子に着座 5分間

パターン②

B:開発中の椅子に着座 5分間

A:通常使用している椅子に着席 5分間

実験後、研究協力者である指導員がアンケートに記入した。改良が必要かどうかを検討した結果、形状変更は不要と判断され、2回目実験を行った。

2) 2回目実験

パターン①

A:通常使用している椅子に着席 5分間

B:開発中の椅子に着座 5分間

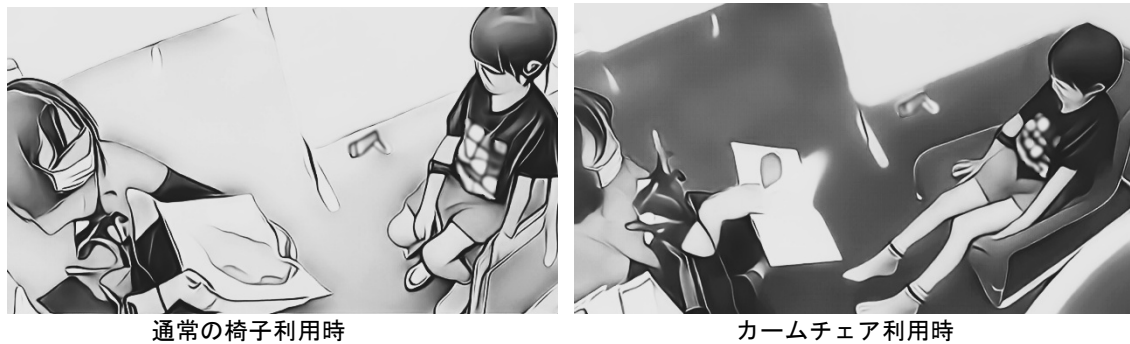
パターン②

B:開発中の椅子に着座 5分間

A:通常使用している椅子に着席 5分間

実施後に、研究協力者である児童デイサービスの指導員がアンケートに記入した。

Figure3. 実施時の様子



分析

ビデオ観察によって落ち着き度合いを確認した。生理的評価においては、通常の椅子とカームチェア使用時の心拍数および皮膚温度変化について対応のある t 検定を用いて分析した。また、心理的評価についても同様に t 検定を用いて比較した。

倫理的配慮

山陽学園大学倫理委員会によって承認された（承認番号：A2024U002）。研究参加者およびその保護者には研究内容について十分な説明を行い、書面による同意を得た。また、本研究が参加者にもたらすリスクが最小限となるよう配慮した。

結果

実験時の様子をビデオで検証した結果、興奮状態が続き正しく計測できなかった児童 5 名を除外した。最終的に分析対象としたのは 16 名の児童（男児 11 名、女児 5 名）であり、年齢は 3 歳から 10 歳（ $M=6.25$ 、 $SD=1.77$ ）であった。

1. 生理的評価

- 1) 着座姿勢観察：ビデオ検証をした結果、リラックスした様子が見られる児童が多かった。
- 2) 心拍数の変化：心拍数の変化については、通常の椅子とカームチェア使用時の平均心拍数を比較した。通常の椅子およびカームチェア利用時の児童の心拍変化の一例を Figure4 および Figure 5 に示す。カームチェア使用時の平均心拍数は $M=100.88$ ($SD=8.12$)、通常の椅子使用時は $M=102.77$ ($SD=7.39$) であった。比較した結果、カームチェア使用時の平均心拍数の方が有意に低いことが確認された ($t(15)=2.14$, $p<.05$, $d=0.24$) (Figure5)。

上地・新居・伊丹・沖・湯浅：発達障害児がリラックスを得られることを目的とした
身体を包む椅子「カームチェア」の効果検証

Figure4. 通常の椅子利用時の児童の心拍変化

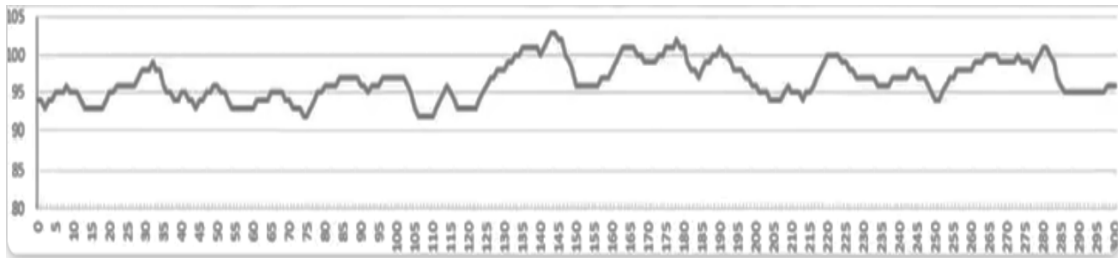


Figure5. カームチェア利用時の児童の心拍変化

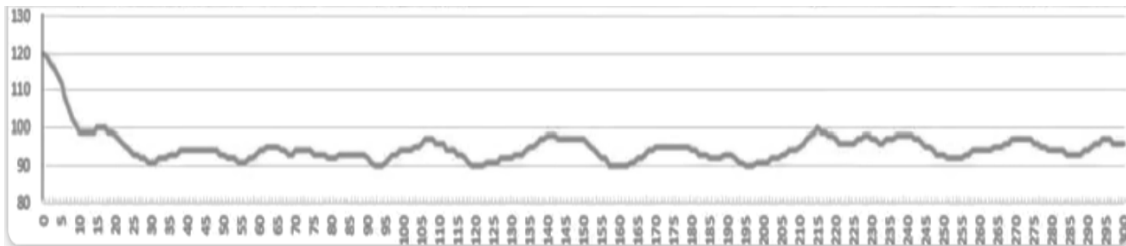
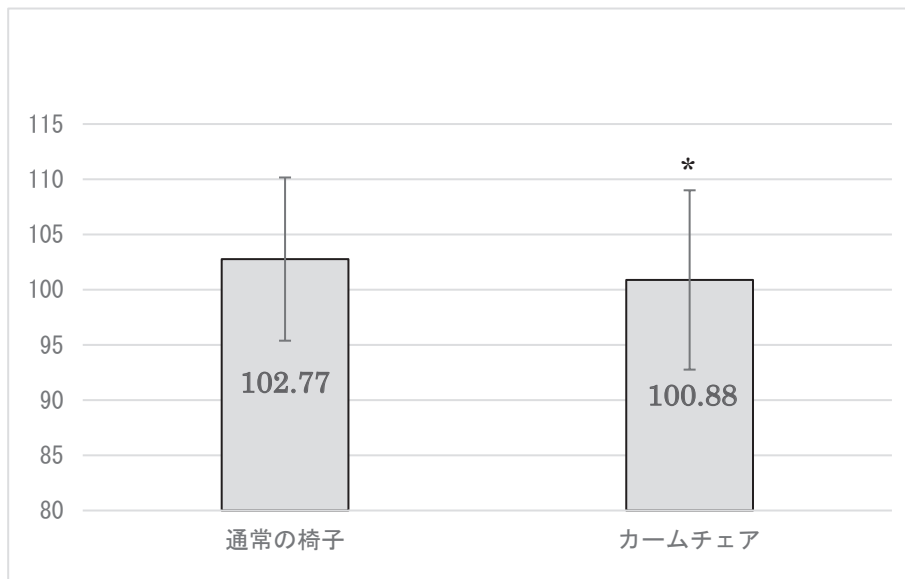


Figure6. 通常の椅子とカームチェアとの心拍数の *t* 検定結果



- 3) 皮膚温度変化：皮膚温度については、赤外線カメラによる測定を行った。赤外線カメラによる皮膚温度変化の一例を Figure6 に示す。カームチェア使用時の平均皮膚温度は $M = 36.89$ ($SD = 0.46$)、通常の椅子使用時は $M = 36.33$ ($SD = 0.55$) であった。この比較をした結果、カームチェア使用時の平均心拍数の方が有意に低いことが明らかとなった ($t(15) = 5.46, p < .01, d = 0.97$) (Figure7)。

Figure7. 赤外線カメラによる皮膚温度変化

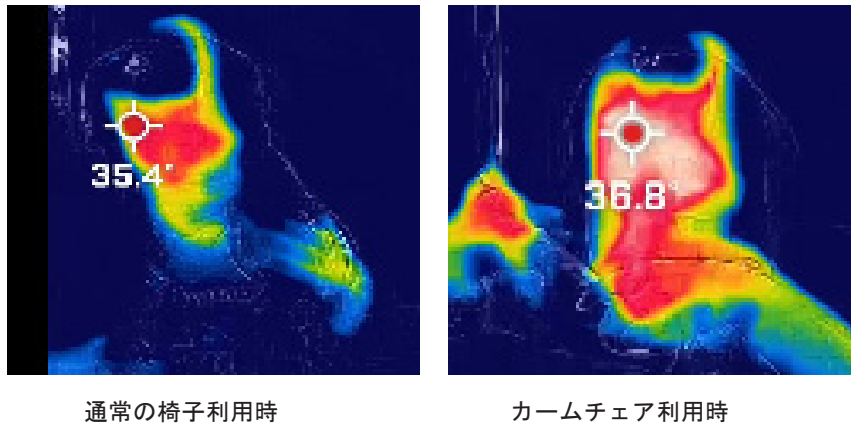
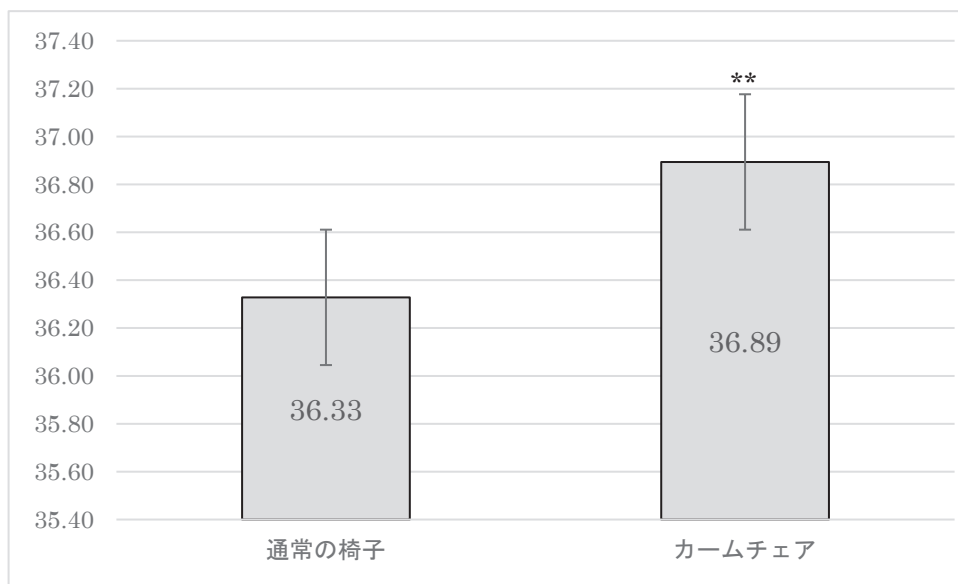


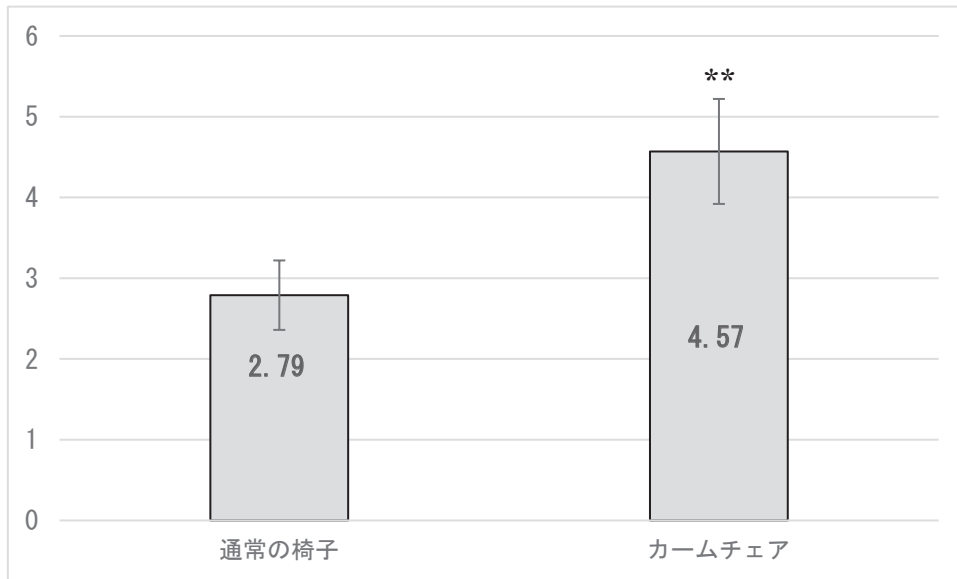
Figure8. 赤外線カメラによる皮膚温度変化の心拍数の t 検定結果



2. 心理的評価

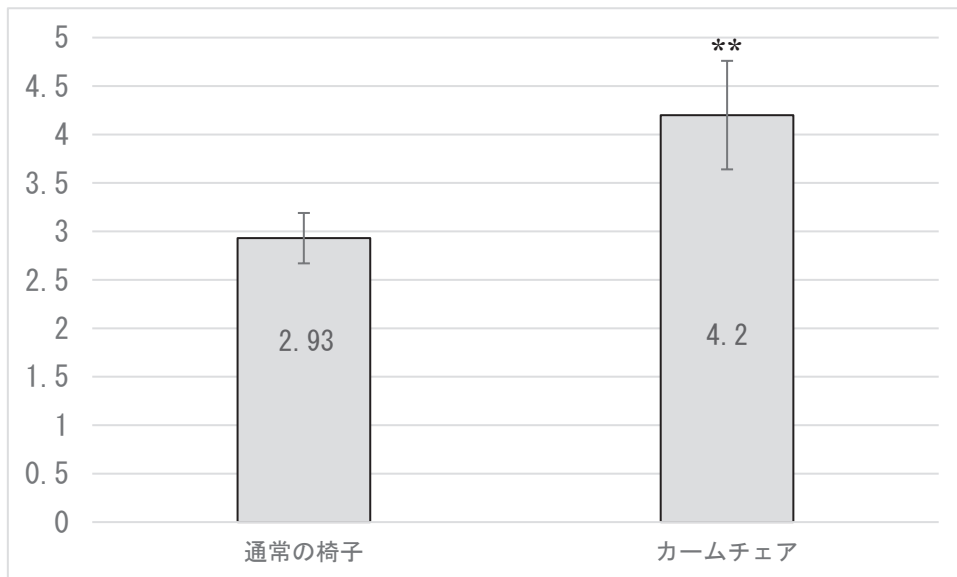
- 1) 主観的評価：カームチェア使用時の評価 ($M=2.79, SD=0.43$) は、通常の椅子使用時の評価 ($M=4.57, SD=0.65$) と比較して、有意に座り心地が良いとされることが明らかとなった ($t(15) = 8.33, p < .01, d = 3.24$) (Figure 8)。

Figure9. 児童の自己評価における通常の椅子とカームチェアの t 検定結果



- 2) 指導員による観察評価：指導員から見た児童の様子は、カームチェア使用時 ($M = 4.20, SD = 0.56$) は、通常の椅子使用時 ($M = 2.93, SD = 0.26$) と比較して有意にいつもより落ち着いていると評価していることが明らかとなった ($t(15) = 8.26, p < .01, d = 2.90$) (Figure9)。

Figure10. 指導員の観察評価における通常の椅子とカームチェアの t 検定結果



考察

本研究では、カームチェアの使用が発達障害児の心理的および生理的な反応に与える影響を評価した。

生理的効果については、カームチェア使用時の平均心拍数が通常の椅子使用時よりも有意に低く ($d=0.24$)、平均皮膚温度が有意に高くなった ($d=0.97$) ことが明らかになった。これらの結果は、上野ら (2021) の研究結果と一致しており、カームチェアが児童の自律神経系に働きかけ、リラックス状態を誘導していることを示唆している。特に皮膚温度の上昇における大きな効果量は注目に値する。これは、カームチェアが身体的なリラクスを促進する可能性が高いことを示している。心拍数の低下と皮膚温度の上昇は、副交感神経系の活性化を示す指標であり、ストレス軽減とリラックス状態の誘導を裏付けている。

心理的効果については、児童自身による座り心地の評価 ($d=3.24$) と指導員による児童の落ち着きの評価 ($d=2.90$) の両方において、カームチェア使用時に非常に大きな効果量が観察された。これらの結果は、カームチェアが単に物理的な快適さを提供するだけでなく、児童の心理的な安定感や行動面での落ち着きにも顕著な影響を与えていることを示している。この結果は、カームチェアが発達障害児の主観的な快適性と客観的に観察される行動の両面に **positive** な影響を与えることを示唆している。特に、指導員による評価の高さは、カームチェアの効果が児童の内的な感覚にとどまらず、外部から観察可能な行動変化をもたらすことを示している。

これらの効果は、感覚統合理論の観点から解釈することができる。カームチェアの特殊な構造が、固有受容覚や前庭覚に適度な刺激を与えることで、感覚処理の調整を促進し、結果として心身のリラクソと落ち着きをもたらしている可能性がある (Ayles, 1972)。特に、発達障害児にとっては、このような感覚入力の調整が重要であり、カームチェアがその役割を果たしていると考えられる。発達障害児の感覚処理の特性を考慮すると、カームチェアは以下のような効果が期待できる。まず、感覚過敏を持つ児童にとって、カームチェアは過剰な感覚刺激から身を守る「安全基地」として機能する可能性がある。また、感覚鈍麻を示す児童にとっては、適度な感覚入力を提供することで、注意力や集中力の向上に寄与する可能性がある。

結論として、本研究はカームチェアが発達障害児に対して生理的および心理的な快適なリラクソ効果をもたらすと言える。これらの知見は、特別支援教育における「合理的配慮」の観点からも重要な意味を持つ。カームチェアの使用により、感覚過敏や注意の問題を抱える児童が、より落ち着いて学習に取り組める環境を提供できる可能性がある。これは、「障害者の権利に関する条約」が求める、障害のある子どもの「能力を可能な最大限度まで発達させる」という目標に合致する。特別支援教育における環境調整の一環としてカームチェアを活用することによって、合理的配慮を行う具体的な方策の一つとなり得る。このような環境調整は、発達障害児の学習への参加を促進し、潜在的な能力を最大限に引き出すことにつながる可能性がある。同時に、他の児童との公平性を保ちつつ、個々の特性に応じた支援を提供することにつながる。

本研究はカームチェアが発達障害児に対して生理的および心理的な快適なリラクソ効果をもたらすことを示唆している。この知見は、特別支援教育における環境調整の重要

性を再確認するとともに、個々の児童のニーズに応じた支援方法の開発に貢献する可能性がある。

今後の課題

今後の研究では、以下の点を重点的に検討する必要がある。第一に、サンプル数を増やし、障害の有無や特性による効果の違いを明らかにすることである。第二に、長期的な使用による生理的および心理的变化を追跡し、持続的な効果について検証することである。これらの検証を行うことによって、カームチェアの教育的価値と実践的応用可能性がさらに明確になると考えられる。

謝辞

本研究にご協力いただきました児童およびその保護者の皆様、また、児童デイサービス施設の職員の皆様に心より感謝申し上げます。

利益相反の開示

本研究で使用されたカームチェアは、上地とオーエム機器株式会社との共同研究開発契約に基づいて設計・製作された。上地は、この契約に基づき、オーエム機器株式会社よりカームチェアの設計・試作に必要な研究経費を受領している。新居・伊丹・沖・湯浅は、オーエム機器株式会社の社員であり、本研究においてカームチェアの設計・製作、データ収集を担当した。本研究の設計、データ解析、結果の解釈、および論文執筆は、研究の独立性を確保するため、上地が主体的に行い、企業の関与なく進められた。

引用文献

- Ayres, A. J. (1972). *Sensory integration and learning disorders*. Western Psychological Services.
- オーエム機器 (2023). 「MOMOTTE カームダウンスペース」.
<https://www.omrex.co.jp/products/products/momotte.html> (2025年1月26日閲覧)
- Baranek, G. T., et al. (2006). Sensory experiences of children with autism: A pilot study. *Journal of Autism and Developmental Disorders*, 36(5), 753-762.
- Ekholm, J., et al. (2020). The effect of weighted blankets on sleep quality and anxiety in children with autism spectrum disorder. *Journal of Clinical Sleep Medicine*, 16(9), 1567-1575.
- Ghaleb, H. A. (2013). Single-subject designs in special education: Advantages and limitations. *Journal of Research in Special Educational Needs*.
- Grandin, T. (1992). Calming effects of deep touch pressure in patients with autistic disorder, college students, and animals. *Journal of Child and Adolescent Psychopharmacology*, 2(1), 63-72. <https://doi.org/10.1089/cap.1992.2.63>
- 高橋三郎・大野裕・中尾智博（監訳）(2023). *DSM-5-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル*. 医学書院.

- 上野佳奈子 (2021). 特別支援教育のための音環境デザイン. *日本音響学会誌*, 77(5), 302-307.
- 林剛丞・江川純・染俊幸 (2015). ストレス関連障害を示す発達障害. *ストレス科学研究*, 30, 10-15.
- 松田雅弘・新田収・宮島恵樹・塩田琴美・高梨晃・野北好春・川田教平 (2012). 軽度発達障害児と健常児の立位平衡機能の比較について. *理学療法科学*, 27(2), 129-133.
- 特別支援教育総合研究所 (2012). 問題と背景. 平成 22～23 年度 (専門研究 B) 「発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究—二次障害の予防的対応を考えるために—」. <https://www.nise.go.jp/cms/resources/content/7056/seika13.pdf> (2025 年 1 月 26 日閲覧)
- 発達障害者支援法 (2004). 平成 16 年法律第 167 号 最終改正:平成 28 年 6 月 3 日法律第 64 号. https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa6591&dataType=0&pageNo=1 (2025 年 1 月 26 日閲覧)
- 文部科学省 (2022). 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について. https://www.mext.go.jp/content/20230524-mext_tokubetu01-000026255_01.pdf (2025 年 1 月 26 日閲覧)
- 文部科学省 (n.d.). 発達障害者支援法. https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1376867.htm (2025 年 1 月 26 日閲覧)
- OTO ハグチェア. <https://www.oto-chair.com/>. (2025 年 1 月 26 日閲覧)

論文

形成的アセスメントと成績評価の明確な分離
——心理学実験レポートの評価における試み——

Decoupling Formative Assessment from Achievement
Evaluation: An Attempt in Evaluating Psychology
Experimental Reports

高橋 功¹⁾

Isao Takahashi

キーワード: 形成的アセスメント, 成績評価, 実験レポート, デジタルバッジ
Keywords: formative assessment, achievement evaluation, experimental report,
digital badge

要旨 心理学実験科目において、成績評価の枠組みから実験レポートの評価を切り離し、課題の遂行量のみを成績評価の材料とする方法を試みた。これにより、レポートの評価が形成的アセスメントとして有効に機能することを意図した。しかし、この方法は「レポートを提出さえすれば単位が得られる」と誤解され、教育の質を損なう懸念があった。そこで、介入前後における実験レポートの得点を比較した。その結果、得点の低下は見られず、学修を大きく損なうことなく本評価法を運用できる可能性が示唆された。また、成績評価上の遂行状況を受講者が把握しやすいように、LMS (Moodle) の機能を用いて、各課題の遂行に応じたデジタルバッジを付与した。事後調査における因子分析の結果、「楽しさ」「自己調整」「学習阻害」の3因子が抽出された。「楽しさ」と「自己調整」の平均項目得点が大きい一方で「学習阻害」の平均項目得点は小さく、バッジが学修の自己調整を促進する可能性と、ネガティブな影響は限定的であることが示唆された。本研究の限界として、学修態度の変化を直接測定していない点と、評価の客観性が担保されていない点が挙げられる。今後の課題として、学修態度の事前・事後比較と、第三者による評価を導入した効果の検証が求められる。

¹⁾ 山陽学園大学総合人間学部ビジネス心理学科

問題と目的

心理学教育における実験レポートの指導

心理学実験を扱う科目は、大学の心理学教育における基礎科目として重視されている。例えば、公認心理師課程の必修科目のひとつに「心理学実験」が指定されている（公認心理師施行規則第一条の二）。日本心理学会が認定する認定心理士資格の認定基準においても、心理学実験実習領域が基礎科目として位置づけられており、この領域に該当する科目の単位を一定数以上修得することが資格認定の必須要件に含まれている（日本心理学会，2014）。

各大学の教育内容・方針にもより一概にはいえないが、心理学実験の入門的な科目では、受講者が実際に実験者や実験参加者となって実験を実施し、それをまとめた実験レポートを作成する、すなわち実習を伴う形式が一般的である。とりわけ、同科目が認定心理士の資格認定要件科目として位置づけられている場合、「実験的方法で知覚や認知、社会など基本的な内容の課題を4つ以上含む計6課題以上。各課題について標準的レポートを作成していること（日本心理学会，2014）」という基準に基づいて実施されている。同科目に向けて書かれた教科書の多くも、そうした授業展開を想定したような内容となっている（e.g., 宮谷・坂田，2009; 西口・松浦，2008; 野島・繁耕，2019; 大和田・鈴木，2023）。

さて、認定心理士の資格要件にも基準として明記されているように、心理学実験科目の特徴のひとつに「実験レポートの作成」が重視されている点が挙げられる。それは「思考の外在化を通して理解を深める」といった学習上の一般的な理由もあるだろうが、「文章にして発表するのは、研究活動のおまけではなく、むしろ中心ともいえる（宮谷・坂田，2009，p.53）」とも説明されているように、実験レポートの作成そのものが、心理学実験の学修において欠くことのできない重要な構成要素として位置づけられているためである。

したがって、実験レポートの質に対する要求も高い。認定心理士の資格要件においては、そこでいう「標準的レポート」について、「各課題について目的、方法、結果、考察を含むものであること（日本心理学会，2014）」と注記されている。教科書の多くも、レポートの書き方の説明に一定の分量を割いている。またそのとき、図表の作成や数値の表記などの形式については、アメリカ心理学会の『APA 論文作成マニュアル』や、日本心理学会の『執筆・投稿の手びき』といった、学会誌の論文投稿要領に基づいて説明されている。すなわち、同科目で求められる実験レポートは、単なる実験記録でも、私見の展開を中心とする小論でもなく、それを生業とする研究者たちが普段書く科学論文に準じた高度なものなのである。

大学の学修には各科目・各課題に固有の難しさがあり、安易に比較できるものでもないが、本格的な科学論文に準拠する実験レポートの執筆指導が容易でないことは明らかであろう。実際、受講者同士のレポートの相互添削や自己評価シートを導入したり、分かりやすい執筆指導マニュアルを作成したりするなど、心理学実験科目の実験レポートの指導の難しさの解決をねらった研究もいくつか報告されている（e.g., 足立，2019; 後藤・黒沢，2005; 加知・尾関，2006; 尾関・加知，2006; 田中他，2016）。後藤・黒沢（2005）は、その序論で指導の難しさの所在について論じており、そもそも学術論文を読み慣れていないような学生が論文の構成を理解して書かなければならないことから生じる難しさと、形式に関する学習項目が非常に多いことから生じる難しさの二点を主たるものとして指摘している。

形成的アセスメントとしての実験レポートの評価

そのように、心理学実験における実験レポートの執筆は、初学者である多くの受講者にとって極めて難度が高く、指導も容易ではない。したがって、最初から質の高い実験レポートの提出を求めるのではなく、執筆の繰り返しを通して、レポートの質を徐々に高めさせるように指導するのが現実的であり、授業はその訓練の場として機能することが期待される。

実際、各大学が公開している心理学実験科目のシラバスを散見しても、この科目が訓練の場として位置づけられていることが推察される¹。また、新潟大学の心理学分野の教育や研究全体を紹介する文脈での例示ではあるが、「心理学実験」を例に挙げて「学生は約2週間ごとに異なる実験を実施しレポートを作成します（まさに『習うより慣れよ』）（小林 恵, 2024, p.91）」と記したものもあり、この「習うより慣れよ」という表現から、授業が訓練の場として位置づけられていることを推察できる。これとは別に、初回の実験レポートから最終回の実験レポートにかけて受講者が適切な引用を行うようになったという報告もあり（小林 敬一, 2009）、受講者が指導を通して徐々にスキルを高めている実態も伺える。

このように、心理学実験科目では、ひとつの実験が終わるごとに実験レポートを提出させ、その都度教師が評価を行うという形式が広く採用されており、その反復を通して、執筆スキルを向上させることが期待されている。ここで行われている評価は、Sadler (1989) のいう「形成的アセスメント (formative assessment)」といえよう²。すなわちそれは、「生徒の反応（パフォーマンス、作品、制作物など）の質に関する評価を、試行錯誤による学習の無秩序さや非効率性を軽減しつつ、生徒のコンピテンスの形成・向上にどのように活用できるかを重視する (Sadler, 1989, p.120)」ものである。もちろん、評価の伝え方や受講者の活用状況によっては、評価が形成的アセスメントとしてうまく機能していない実態もあるだろう³。しかし、少なくとも授業設計上は、形成的アセスメントが意図されているのである。

心理学実験科目の成績評価方法の課題

中央審議会 (2012) の答申では、大学の授業の質的転換が謳われ、それまでの「知識の伝達・注入を中心とした授業」から「教員と学生が意思疎通を図りつつ知的に成長するような授業」への転換の必要性が示された。これを受けて、あるいはそれ以前から、学習者中心の授業設計が求められるようになってきた。こうした状況の中、形成的アセスメントを重視した心理学実験科目の授業形態は、大学教育の変革の方向性とも合致したものとといえよう。

しかし一方で、近年は授業の質的転換とともに「大学教育の質保証」も重要課題とされている。質保証は大学教育のあらゆるレベルに関わるが、科目における「成績評価の信頼性を確保することは、大学教育の質保証の根幹 (中央教育審議会, 2020, p.63)」であり、その適正化が求められる。こうした中、心理学実験科目の成績評価方法も慎重な検討を要する。

さて、大学における成績評価は「『卒業認定・学位授与の方針』を踏まえて設定された個々の授業科目の到達目標を、学生がどの程度の水準で達成できているかを明らかにするため (中央教育審議会, 2020, p.29)」に行われる。このような評価の性質は、形成的アセスメントのそれとは大きく異なる。すなわち、成績評価は、いわゆる「総括的アセスメント (summative assessment)」であり、その科目の学修目標 (何ができるようになるか) の達成度を厳格に測定することが求められる。これに対して、形成的アセスメントは、学修を支援するフィードバックとして有効に機能することが求められる。評価者は、この違いを踏ま

え、目の前にある評価について、それが成績評価のためのものなのか、それとも学修支援のためのものなのか、明確に認識して、それぞれに適した評価を行う必要があるだろう。

心理学実験科目以外の科目を見渡してみると、一般的には、シラバスの成績評価方法の欄に評価の根拠となる材料の配分割合を示すことが推奨されており (e.g., 大阪大学, 2023), 実際, そうした記述が多く見られる (e.g., 「小テスト 30%, レポート 30%, 期末試験 40%」)。具体的にどのように成績に反映させているのかまでは断定できないが, こうした記述を素直に読めば, 各課題に対する評価が点数化され, 示された配分割合に応じた重みを与えたいえで総計が算出されていると推察される。この場合, 個々の課題の評価は成績評価を構成する要素であり, 総括的アセスメントの一部として測定の役割を担っていることになる。

しかし, 心理学実験科目のように, 各課題に対する評価が形成的アセスメントを意図して行われているなら, そのような成績評価方法には問題があろう。前述の通り, 形成的アセスメントと総括的アセスメントとでは, 評価の性質が大きく異なるからである。それにもかかわらず, 心理学実験科目でも同様の成績評価方法を採用していると考えられるシラバスが存在する⁴。また, 「レポート」と一括して, 割合のみ記載したシラバスも散見される⁵ (「レポート 80%」など)。この場合, 実験レポートの評価を得点化して総計しているとは断定できないが, 記載内容をそのまま素直に解釈すれば, そう運用されている可能性が高い。

仮に, 科目の到達目標を「科学論文に準拠した質の高い実験レポートを書けること」に限定し, 心理学実験に求められる知識・理解, 技能, 態度がそこに反映されると考えるなら, 実験レポートを成績評価の材料にすること自体に問題はないだろう。しかし, 形成的アセスメントとして期待された各実験レポートの「評価」を成績評価の材料にするのは問題である。測定を主眼としない形成的アセスメントは, 通常, 総括アセスメントに必要な厳格性をもたないからである。よって, これを単純に成績評価材料にすると, その妥当性を損なう可能性がある。さらにもっと重要なことに, この混同が各実験レポートに対する評価の形成的アセスメントとしての機能をも損なう可能性がある。以下では, そうした弊害について詳述する。

成績評価の妥当性への弊害

繰り返しになるが, 各実験レポートに対する評価は形成的アセスメントであり, 学修を支援するための情報である。したがって, 実験レポートの評価を単純に数値化し, それを成績評価の材料にすることはできない。なぜなら, そこに目標達成の途上段階の評価も含まれてしまうからである。その結果, 成績評価としての妥当性が損なわれる。あるいは, レポートに対する評価を到達度の指標として認めるなら, そこには受講者が十分な指導を受ける以前から有していた能力の測定も含まれるため, 指導の意義を部分的に否定することになる。

この問題を回避する方法として, 完全習得学習を目指すという方法が考えられる。すなわち, 全てのレポートで学修目標を達成するまで受講者に再提出を求め続ける方法である。実際にその旨を明記しているシラバスもある⁶。この方法であれば, 確かに全てのレポートの評価が目標達成の根拠となる。しかし, 先に述べたように, 実験レポートの執筆は初学者にとって極めて難度が高い。だからこそ, 形成的アセスメントが重視されてきたのである。単に再提出を繰り返せば目標を達成できるとは考えにくく, 特に初期のレポートで目標を達成するには, 受講者に高い基礎能力が求められる。あるいは, 教育機関と指導者が多大なりソースを投じ, 懇切丁寧な繰り返し指導の体制を整える必要があり, 現実的ではない。

もう一つの方法として、最後の実験レポートを学修の到達点を示すものと捉え、その評価のみを成績評価の材料とする方法が考えられる。この方法であれば、形成的アセスメントと成績評価を明確に分離できる。しかしながら、この方法は、いわゆる「一発試験」と類似した評価方法となるため、評価の信頼性が低下し、結果として成績評価の妥当性も損なわれる。

形成的アセスメントの機能への弊害－学修への弊害－

レポートの評価が成績に直結すると、受講者が「学ぶためにレポートを書く」よりも「評価されるためにレポートを書く」という姿勢を強める可能性がある。特に、評価が厳格であればあるほど、受講者は、評価者の期待に応えることや、減点を避けることに意識を向けるようになり、結果として学修の本質よりも形式的な達成に重点を置く可能性がある。

そのような予測は、目標志向性理論 (Dweck, 1986; Dweck & Leggett, 1988) に基づく。この理論では、学習者の学習目標には「習得目標 (mastery goals)」と「パフォーマンス目標 (performance goals)」があり、前者を志向する学習者が自身の成長を重視するのに対し、後者は高評価の獲得や低評価の回避を重視するとされる。そしてそれは実際に用いる学習方略の違いに反映されるようであり、前者は理解の深化を目指すような深い学習方略を用いるのに対し、後者は試験対策に特化したような表面的で浅い学習方略を用いる傾向がある (Elliot et al., 1999; 三木・山内, 2005)。さらに、この志向性は、個人特性の面もあるが固定的なものでもなく、学習環境の影響を受けることも知られている。実際、大学生を対象とした調査では、その科目の成績評価が厳しいとか、教師が成績を重視していると認識した受講者ほど、習得よりもパフォーマンスを優先することが示された (Church et al., 2001)。

すなわち、パフォーマンス志向は、評価基準を満たすための対策にだけ重点を置く態度を助長する。このような学習者の行動について、藤澤 (2002) は、テスト勉強の文脈で「ごまかし勉強」という概念で表現している。「ごまかし」とは、評価者が確認できる範囲のみ基準を満たし、それ以外の部分では学習を十分に行わない、あるいは形式的な作業にとどめるような態度や行動を指す。実験レポートでも、それが総括的アセスメントの対象として意識されると、同様の現象が生じうる。すなわち、評価のポイントとして明示された要件のみを形式的に満たし、それ以外の部分については十分な考察や記述を行わない可能性が高い。

また、このようなパフォーマンス志向の極端な帰結として、不正行為も危惧される。すなわち、成績評価だけを目的化し、習得の意思を捨て去るなら、もはや自分自身で実験レポートを書く必要がなく、剽窃すればよいという発想に至る可能性がある。これは決して杞憂ではなく、実際、web上に大学生向けのレポート代行サービスが存在し、心理学実験科目の実験レポートもカタログに並べられている。不正はモラルの問題であるが、現代の大学では、成績評価が奨学金の受給や企業の採用判断に直結しているため、学修過程よりも結果を優先してしまうのも合理的である。したがって、成績評価の在り方にもその責任の一端がある。

形成的アセスメントの機能への弊害－評価への弊害－

形成的アセスメントを意図した評価を総括的アセスメントとして併用すると、教師の評価業務にも弊害をもたらす。総括的アセスメントとしての厳格な評価が求められるため、フィードバックの柔軟性が失われ、受講者に応じた指導を行うことが難しくなるのである。その結果、学修を支援する情報としての形成的アセスメントの役割が果たされにくくなる。

まず、受講者の能力や進歩の多様性への対応の問題がある。例えば、論文の書式や表記ルールの適用に苦勞している受講者もいれば、データの分析や解釈について深い議論ができる受講者もいる。このような状況で総括的アセスメントとして評価を厳格に行うと、すべての受講者に一律の基準に基づくフィードバックをせざるを得なくなる。その結果、学習者の多様な成長を促す機会が失われ、特に上位層と下位層に適切な支援が行き届かなくなる。

また、教師が形成的アセスメントのための評価者と総括的アセスメントのための評価者の二重の役割をもつと、受講生から「教師は援助者というよりも判定者と見られるようになる (Gipps, 1994 鈴木訳 2018, p.176)」。このため、評価の公平性に対する不満が受講者間に生じやすい。例えば、同じような書き方をしているのに指摘を受けた者と見逃された者がいるのは納得できないといった不満である。必然的に教師は公平性の維持を重視することになる。その結果、機械的な評価に陥ったり、評価の一貫性のチェックに時間を費やしたりし、受講者の成長を促すような柔軟なフィードバックをおざなりにしてしまうことになる。

石井 (2023) は、中学・高校教育の文脈において、授業改善のための形成的評価と成績を決定する総括的評価を明確に区別する必要性を指摘している。形成的評価に厳格さを求め過ぎると、教師にとって評価が煩雑な事務作業となり、指導の改善につながるような柔軟な評価が難しくなるという。この議論は、学修支援のための形成的アセスメントとは焦点が少し異なるものの、評価の厳格化が形成的な機能を損なうという点では、本研究の議論とも通じる部分がある。心理学実験科目のレポート評価においても、評価の公平性や厳密さばかりにとらわれず、学修支援としての柔軟なフィードバックを可能にする仕組みが求められる。

総括的アセスメントを形成的アセスメントとして機能させることの難しさ

評価が形成的かどうかは、その機能で判断されるべきことであり、「あらゆる評価は、それを土台にそこから何かが始まっていくなら形成的評価 (梶田, 2010, p.93)」と見なせる。確かに、理論的には総括的アセスメントも適切な活用次第で形成的に機能する可能性がある。であれば、各実験レポートの評価を各段階の総括的アセスメントとして実施しつつ、受講者がそれを形成的に活用することを期待し、並行して補完的なフィードバック (面談によるアドバイスなど) を提供するという方法も考えられる。これは、受講者がスキルを高めていくということを期待しつつ、総括的アセスメントの一部として各実験レポートを評価する「ハイブリッド案」ともいえる。しかしながら、この方法にはいくつかの困難が伴う。

まず、この方法を実施するためには、実験レポートごとに達成目標を明確に設定し、さらに段階的に高めていく必要がある。しかしながら、実験レポートの執筆には複数のスキルが総合的に求められるため、その細分化は容易ではない。また、目標の細分化が、実験レポートの総合的な学習課題としての特性を損なわないかどうか慎重に検討する必要がある。

そして仮にそうした目標設定ができたとしても、形成的アセスメントとしての機能はやはり著しく損なわれる。なぜなら、実験レポートの評価が成績評価を決めることが分かった時点で、受講者はその側面を重視する可能性が高いためである。すると、やはり受講者の学修態度は、習得そのものよりも、評価基準を満たすことを優先したものになるだろう。

中間的な方法として、成績評価への加味の割合、つまり重みを調整することで、この問題を緩和できる可能性はある⁷。つまり、序盤のレポートの成績評価への加味割合を低く設定し終盤ほど高くするのである。こうすれば、序盤のレポートが終盤のレポートに向けた訓練

であることを受講者に示唆できる。しかし、これも根本的な解決策にはならない。特に好成績を目指す受講者の立場に立ってみれば、そのような重みの違いにはほとんど意味がないからである。例えば、満点を目指すのであれば、どの段階の評価も満点でなければならない。

本研究における教育的介入のねらい

以上のように、形成的アセスメントを総括的アセスメントとして併用することには、成績評価の妥当性と学修支援機能の両面に弊害をもたらす。また、総括的アセスメントが形成的アセスメントとして機能するように仕向ける「ハイブリッド案」も、評価が成績と結びつく限り、期待通りに機能するとは限らない。そこで本研究では、成績評価の枠組みから形成的アセスメントを切り離し、成績評価には課題の遂行量のみを反映させる方法を試みた。

具体的には、受講者が授業内で実施する課題（以下、ミッションと呼ぶ）を複数設定し（実験レポートの執筆もミッションの一つとなる）、成績評価にはその遂行量のみを反映させた。これにより、個々のミッションの評価内容自体が成績と直結しないため、受講者がその評価を学修のための情報として活用しやすくなると期待した。同時に、評価者も、実験レポートの厳格な評価から解放され、受講者の状態に応じた柔軟な評価を与えることができる。

また、受講者が主体的に学修を進められるよう、実験レポートの執筆を必須ミッションとし、追加の努力を評価する任意ミッションを導入した。必須ミッションは、全受講者に課され、完遂すれば単位取得（合格）の最低基準を満たす。一方、任意ミッションは、さらなる努力を評価するものであり、これに取り組むことでより高い評定を得られる仕組みとした。

ただし、成績評価から実験レポートの評価内容を完全に排除すると、極端な場合、白紙を提出してもよいことになり、大学教育の質保証の観点からそれは許されない。そこで、本研究では、最低限の品質を担保するため、明らかに不十分なレポートは再提出を求めることにした。ただしこの基準を厳しく設定すると、完全習得学習を前提とすることになり、現実的ではない。そこで、論文の基本構成である「目的」「方法」「結果」「考察」のいずれかが大きく欠けている場合や、指示された形式を著しく逸脱している場合に限り、再提出を求めた。

ところで、本研究の介入には留意すべき点があった。まず、実験レポートの評価が成績と直結しないため、受講者は実験レポートの評価からは成績評価上の現在の課題遂行状況を把握できない。また、成績評価が「課題の遂行量」に基づいていることを別の形で示さなければ、受講者が実験レポートの評価が成績に反映されていると誤解する可能性もあった。

そこで、本研究では、デジタルバッジを活用し、受講者が自身の進捗を視覚的に把握できるようにした。バッジは、コミュニティ内で成果や技能の習得を示す手段として古くから用いられてきたが、近年ではデジタル化され、学習成果の可視化や自己調整の促進を目的に教育分野でも活用されている（Gibson et al., 2013）。本研究では、LMS（Moodle 4.0）の機能を用い、ミッションの遂行に応じて、獲得点数を記載したバッジを随時付与した。これにより、受講者が課題遂行状況を把握できるようにした。

本研究の目的

本研究では、課題の遂行量のみを成績評価の材料とすることで、実験レポートの評価自体は形成的アセスメントとして位置づけ、受講者がそれを学修のための情報として活用できるようにすることを狙った。しかし、この方法は「レポートが提出されさえすれば、その中

身に関わりなく単位を認定するもの」とも解釈でき、大学教育の質保証に反するのではないかという批判を免れない。この批判に応えるためには、本研究の介入のもとで提出されたレポートの質が低下していないことを示す必要がある。そこで本研究では、介入を行った年度と行わなかった年度間で、レポートのルーブリック評価の得点の比較と分散の等質性の確認を行い、実験レポートの質にネガティブな影響が表れていないかどうかを検証した。

また、デジタルバッジは、その有効性が認められている一方で、学習者の状態とバッジの性質によっては、単なる外発的報酬として認識されてしまい、ネガティブな影響を与えうることも指摘されている (Abramovich & Higashi, 2013)。そこで本研究では、デジタルバッジが学修の支援にどの程度有効であったか、受講者を対象とした事後調査を行った。

方法

介入科目

2023年度と2024年度の4～9月にそれぞれ開講された「心理学実験Ⅰ」において、授業期間中を通じて介入を実施した。比較のため、介入を行う前の2022年度（すなわち、実験レポートの評価を成績評価に反映させていた年度）のデータも用いた。受講者は、2022年度が38名、2023年度が16名、2024年度が40名であったが、単位不合格者（2022年度4名、2023年度1名、2024年度4名）の実験レポートの評価は分析対象から除外した⁸。

この科目は学科の専門教育科目の選択科目であり、受講者は複数の実験テーマについて、実験者や参加者として実験を体験し、得られたデータを分析したうえで、「目的」「方法」「結果」「考察」で構成される論文形式のレポートを作成して提出するものであった。この形式は心理学実験科目として一般的であり、日本心理学会認定心理士資格認定委員会（2015）のテキストにも準拠している。実験テーマとして取り上げたのは、「ミューラーリエル錯視」、「触二点閾」、「両側性転移（鏡映描写課題）」の3つであった。これらは、心理学実験科目における標準的なテーマであり、他大学の同種科目でも広く採用されている（井関, 2019）。

授業は対面で実施したが、資料配布や課題提出、評価の管理はMoodle 4.0（以下、Moodle）を活用して行った。また、実験日に欠席した学生には、補習日を設け、実験参加の機会を提供した。成績評価はミッションの遂行量に基づき、60点未満ならD評価（不合格）、60点以上でC評価、70点以上でB評価、80点以上でA評価、90点以上でS評価とした。

倫理的配慮

研究計画は山陽学園大学・山陽学園短期大学の倫理委員会の審査を受けて承認された（承認番号: A2024U001）。受講者に対しては、事後調査を行う際、研究目的、個人情報取り扱い等について文書で示し、協力が任意であることを明記したうえで同意欄にチェックを求めた。実験レポートの評価データの利用については、シラバス上で断り書きを明記した。

介入内容

成績評価の素点は、課題の質ではなく、ミッションの遂行量に基づいて算出した。ミッションの内容と配点の詳細をTable 1に示す。ミッションは「必須ミッション」「任意ミッション」「シークレットミッション」の3種類を設定した。初回の授業において、成績評価の

仕組みと各ミッションの詳細を記した文書を配布し、受講者に説明した。ただし、シークレットミッションについては、遂行時まで内容を明かさなかった。

「必須ミッション」には、各実験への参加と実験レポートの提出を含めた。これらを全て完遂した場合、一律 60 点を付与し、C 評価 (合格) を保証した。「任意ミッション」には、追加の努力を評価するもの (e.g., 任意レポートの提出、自習テストで満点を獲得など) を設定した。内容により 1~10 点を配分し、最大 40 点まで加点可能とした。必須ミッションをすべて遂行したうえで、より多くの任意ミッションを遂行すれば、評定の向上を目指す仕組みである。具体的な内容は、実験法や統計法に関する自習プリントに基づく小テストや、実験論文のレビュー動画を視聴し、レポートを提出するものであった。いずれも Moodle 上で完結できるものであった。「シークレットミッション」には、目的化を避けるべき行動 (e.g., 授業時間外の質問行動など) を設定した。内容を問わず各 1 点とし、最大 8 点まで加点可能とした。加点はミッションごとに 1 回のみとした (i.e., 複数回の遂行でも 1 点)。

なお、ミッションの遂行量のみを評価するとはいえ、大学教育の質保証の観点から最低限の品質は担保する必要がある。そこで、実験レポートについては「あくまで標準的なレポート」を提出することをミッションの要件とした。そのため、論文の基本構成である「目的」「方法」「結果」「考察」のいずれかが大きく欠けている場合や、指示された形式を著しく逸脱している場合には受理せず、受講者に再提出を求めた。このことについては、初回の授業時に文書で明示し、「実験レポートが標準的といえない場合、未提出扱いとなる。その場合、再提出する機会が与えられ、合格することで補填できる」「たとえ外形的にミッションを遂行していても、内容如何によっては教員の判断で遂行と認めない場合がある」と伝えた。

Table 1
設定したミッションと成績評価上の配点

カテゴリ	内容	配点
必須ミッション	真面目な受講態度であった。	-
・完遂が求められるもの	「ミュラーリエル錯視」の実験に参加し、レポートを提出し、個別面談を受けた。	-
・初回の授業で明示	「触二点閾」の実験に参加し、標準的な実験レポートを期限内に提出した。	-
	「両側性転移」の実験に参加し、標準的な実験レポートを期限内に提出した。	-
	必須ミッションを完遂した。	60
任意ミッション	実験レポートのルーブリック評価で 90 点以上を 1 回以上獲得した。	10
・任意で遂行すればよいもの	任意レポート①を提出し 1 点以上の評価を受けた。	5
	任意レポート②を書いて期限内に提出し 1 点以上の評価を受けた。	5
・初回の授業で明示	自習テスト①で期限内に満点を獲得した。*複数回受験可能	3
	自習テスト②で期限内に満点を獲得した。*複数回受験可能	3
	自習テスト③で期限内に満点を獲得した。*複数回受験可能	3
	自習テスト④で期限内に満点を獲得した。*複数回受験可能	3
	卒論生の実験に 1 回以上協力した。	3
	無遅刻・無早退であった。	3
	無欠席であった。	1
	フォーラムに学修に有益な質問を 1 回以上書いた。	1
シークレットミッション	レポートを 1 回以上再提出し受理された。	1
・目的化することが望ましくないもの	再提出レポートを期限の 3 日前までに 1 回以上提出し受理された。	1
	自習テスト①を誰よりも早くクリアした。	1
・受講者からはバッジ付与時まで秘匿	自習テスト②を誰よりも早くクリアした。	1
	自習テスト③を誰よりも早くクリアした。	1
・いずれも配点は一度きり	自習テスト④を誰よりも早くクリアした。	1
	実験レポートのルーブリック評価が 3 回目のものの方が 1 回目のものより 30 点以上高かった。	1
	授業時間外に学修に有益な質問を行った。	1

実験レポートの評価

各実験レポートの評価は、目的、方法、結果、考察、文章の5カテゴリに分けたルーブリック表（15基準、各3段階）に基づき、100点満点で行った（Table 2）。介入前の年度も含め、どの年度も同じルーブリックを用いた。介入前は、この得点に実験テーマに応じた重みを与えたうえで算出した総計を成績評価の材料としていたが、介入後は、成績評価に加味せず、あくまでも形成的アセスメントのためのフィードバック情報として受講者に伝えた。

また、受講者が評価を単なる点数として受け取るのではなく、学修の手がかりとして活用できるように、ルーブリック評価に記述コメントも付与した。具体的には、次のレポート作成時に留意すべき点や、どのように修正すればよいかを伝えるものであった。さらに、初回の実験レポート（ミュラーリエル錯視）については、全員を対象に個別面談を実施し、フィードバックの理解を促した。面談では、評価結果をもとに、受講者自身がどのように修正・改善できるかを対話し、次のレポート作成に向けた具体的な方針を立てるように仕向けた。

なお、受講者に対するフィードバックには、Moodleの課題モジュールの「高度な評定」機能を利用し、ルーブリック評価と記述コメントを同時に呈示した。これにより、受講者が自身の評価結果をMoodle上で確認し、次のレポート執筆に活かせるように図らった。

Table 2
レポートの評価基準と配点

カテゴリ	評価基準	配点
目的	重要な概念や議論に関する説明	5
	実験の目的やねらいに関する説明	5
方法	参加者情報、課題・刺激・材料の説明	15
	実験手続きの説明	10
結果	結果の整理方法の説明	5
	明記するように指示された図表、数値	10
	結果の解説、数値の読み取り	10
考察	目的やねらいに対応した考察	10
	事実に基づいた考察	5
文章	段落の最初の字下げ	5
	過去形で書くべき部分	5
	誤字・脱字	3
	分かりやすい文章	5
	数値や記号の表記	3
	論文に相応しい構成、見出し	4

Moodle 上でのデジタルバッジの付与

ミッションの遂行状況を適切なタイミングで受講者に伝えるため、Moodleのデジタルバッジ機能⁹を活用した。バッジの一部をFigure 1に例示した。介入を行った年度では、ミッションを遂行するたびにバッジを付与した。バッジが付与されたことは、Moodleの自動通知機能により、受講者にメールで伝えられた。受講者は、Moodleのプロフィール画面で取得済みのバッジを一覧でき、各バッジをクリックすれば付与の理由や発効日を確認できた。

事後調査

デジタルバッジに対する態度を把握するため、同科目の受講者に（含不合格者）13項目（e.g., “バッジは学習成果の振り返りに役立つ”等）を各7段階（“全く当てはまらない”

～ “非常に当てはまる”) で評価させた。調査に同意し回答した者は、2023 年度で 14 名中 14 名¹⁰ (回収率 1.00), 2024 年度で 37 名中 30 名¹¹ (.811) であった。

Figure 1

Moodle 上で表示されたデジタルバッジの例



注) 上段のバッジは必須ミッションに対応し、下段のバッジは任意ミッションおよびシークレットミッションに対応する。バッジ上の丸数字は、そのバッジに対応するミッションの配点を示している。各バッジに記された熟語はバッジを識別するためのものであり、深い意味はもたないが、遂行を賞賛するようなものを選定した。

結果と考察

実験レポートの質の検討

介入前の 2022 年度を含む各年度の各実験レポートのルーブリック評価に基づく得点 (100 点満点) の平均値を Table 3 に示した。番号は、レポートが課された順である。

本研究の介入がレポートの質を低下させなかったことを検証するため、実験ごとにレポートの得点について年度を要因とした分散分析を行った。その結果、いずれの実験の得点においても年度の主効果は見られなかった ($p \geq .05$)。すなわち、介入後の年度においても、実験レポートの得点に有意な低下は確認されなかった。これは、本研究の成績評価の方法が、受講者のレポート執筆に対する取り組みを損なうものではなかったことを示唆する。

また、評価者が介入を肯定しようとする無意識に採点を甘くしなかったか (いわゆる実験者効果) を確認するため、レポートの得点の分散の等質性を検討した。実験ごとに年度を要因とした Levene 検定を実施した結果、いずれの実験においても年度間で分散の違いに有意性は見られなかった ($p \geq .05$)。評価の厳格さに偏りが生じた可能性は低いと考えられる。

以上より、課題の遂行量のみを成績評価の材料とする評価方法は、教育の質を損わずに運用可能であることが示唆された。ただし、本研究では、実験レポートの最低限の質を担保するため、再提出を求める仕組みを導入した。実際に再提出を求めた件数は限られていたが、この仕組みの存在自体が質の低下を防いだ可能性もある。また、レポートの質の低下は認められなかったものの、向上が認められたわけでもない。これらの点は今後の検討課題である。

Table 3
各年度の各レポートの平均得点（括弧内はSD）

年度	2022 (介入前)	2023 (介入後)	2024 (介入後)
<i>n</i>	34	15	36
1. ML 錯視	83.4 (14.9)	84.1 (13.7)	78.3 (16.5)
2. 触二点閾	83.3 (14.0)	85.6 (13.9)	83.8 (15.2)
3. 両側性転移	85.9 (12.9)	81.4 (22.2)	84.4 (18.3)

注) 番号はレポートが課された順を示す。

デジタルバッジに対する態度の検討

事後調査の13項目について、回答の評定値を各項目の得点とし、因子分析（主因子法・Promax回転）を行った。初期解の固有値（第1因子から順に、5.02, 2.80, 1.67, 0.86以下略）から3因子解が妥当と判断した。3因子に固定し、複数因子にまたがる3項目を除外した上で最終的に10項目を採用した（RMSEA = 0.085）。いずれの因子の α 係数も大きく、一貫性が確認された。結果をTable 4に示す。

Table 4
因子分析の結果（主因子法, Promax 回転）

	I	II	III	<i>h</i> ²
第I因子（楽しさ） $\alpha = .85$				
デジタルバッジは一つでも多く欲しい。	.96	-.16	-.03	.81
デジタルバッジは楽しいシステムである。	.86	.03	-.07	.78
デジタルバッジが付与されると嬉しい。	.83	.03	-.17	.75
自分が獲得したデジタルバッジを周囲の人に見せたい。	.57	.03	.21	.37
第II因子（自己調整） $\alpha = .87$				
デジタルバッジは学習の進み具合の把握に役立つ。	-.19	1.01	.00	.89
デジタルバッジは自分の学習成果の振り返りに役立つ。	-.02	.88	.01	.76
デジタルバッジは学習内容への関わりを高める。	.17	.64	.01	.53
第III因子（学習障害） $\alpha = .82$				
デジタルバッジの存在が、学習に集中することを妨げる。	.04	.12	.95	.93
デジタルバッジは、それを獲得することが主な目的になり、本来の学習への理解や関心を阻害する。	.07	.08	.90	.82
デジタルバッジは子どもっぽく、大学教育にふさわしくない。	-.11	-.15	.57	.37
因子間相関 (<i>r</i>)				
II (自己調整)	.46	-	-	
III (学習障害)	-.06	.03	-	

RMSEA = 0.085

因子負荷量に基づいて、各因子を「楽しさ」「自己調整」「学習障害」と命名した。「楽しさ」は“バッジは一つでも多く欲しい”等の4項目に高い負荷量を示し、バッジが学習をゲームのように楽しむ要素として機能したことを意味すると解釈した。「自己調整」は本研究において重要な因子であり、“バッジは学習の進み具合の把握に役立つ”“バッジは自分の学習成果の振り返りに役立つ”“バッジは学習内容への関わりを高める”の3項目に高い負荷

量を示した。これは、バッジが評価を情報として活用することを促したことを意味すると解釈した。「学習障害」は“バッジの存在が学習に集中することを妨げる”等の 3 項目に高い負荷量を示した。これは、バッジが学修の妨げとして作用したことを意味すると解釈した。因子間相関は、「楽しさ」と「自己調整」に中程度の正の因子間相関 ($r = .46$) が見られた一方で、「学習障害」と他の因子との相関は小さかった ($|rs| < .10$)。

個人ごとに各因子で最も高い負荷量を示した項目への評価の合計 (いわゆる項目得点) を算出し、それを項目数で除した。介入年度のデータをプールしたうえでの、この項目得点の全体平均を Table 5 に示す。「楽しさ」と「自己調整」の平均項目得点が高く、バッジが学修の自己調整を促進する可能性が示唆された。一方、「学習障害」の平均項目得点が低く、バッジのネガティブな影響は限定的であることが示唆された。

Table 5
各因子の平均項目得点 ($n = 44$)

	<i>M (SD)</i>
楽しさ	4.35 (1.24)
自己調整	4.27 (1.19)
学習障害	2.09 (0.98)

総合考察

本研究では、心理学実験科目において、課題の遂行量を成績評価の材料とし、実験レポートの評価を成績に反映させず、あくまでもそれを学修のための情報として機能させることを目指した。しかし、この評価方法は「課題を提出さえすれば単位が得られる」と誤解され、教育の質を損なう可能性が懸念された。そこで、介入前と介入後の年度間で実験レポートの得点を比較した。その結果、介入前後でレポートの得点に有意な低下は見られず、評価の厳格さにも偏りは認められなかった。これは、本研究の成績評価法が、受講者の学修意欲やレポート執筆への取り組みを大きく損なうことなく運用できる可能性を示唆するものである。

もちろん、本研究の結果は「教育の質を損なわなかった」ことを示したに過ぎず、積極的な向上効果を示したわけではない。しかし、新たな方法が従来の方法と遜色がないことを示すことは、今後の研究を進める上での基盤となる。この評価方法の学修促進手段としての積極的な意義を見出すことは、今後の課題であろう。特に、レポートそのものへの取り組み姿勢の変化こそが重要である。したがって、今後の研究では、介入前後の学修態度の変化を事前と事後で比較する必要がある。また、実験レポートの評価が受講者にどのように活用され、学修にどのような影響を与えるのかも、より詳細に検討する必要がある。

さらに、第三者による評価の導入も重要な課題である。現状では、研究者自身が授業を担当し、評価を行っているため、そこで得られるデータの客観性に限界がある。教育介入の効果を厳密に検証するには、独立した評価者が受講者の到達度を測定する仕組みが求められる。ただし、それは大掛かりな取り組みになるため、まずは本研究で提案した成績評価法の実践と改良を重ね、評価法としての確立を目指すことが先決であろう。

また、より一般的な議論を展開していくことも必要である。大学の授業は知識伝達にとどまらず、学修過程を支援する役割も担う。それは心理学実験科目に限った話ではない。特に語学や IT などの技能習得科目では、形成的アセスメントと自律的な学修の反復が不可欠で

ある。他方で、現在、生成型 AI の技術発展と普及により、大学教育の在り方は急速に変化している。AI を適切に活用すれば学修の質を向上させる可能性があるが、どこまでが望ましい活用であり、どこからが不適切な活用なのか、その境界線が曖昧である。こうした状況において、教師が学習者の管理・統制や、評価の厳格性の維持にリソースを割くことには限界があり、学修支援の観点からも非効率である。したがって、学生自身が学びの責任を担い、主体的に学修することがますます求められる。このとき、成績評価の在り方の影響は大きい。本研究は、こうした問題を議論する一環として、新たな評価法の可能性を示すものでもある。

利益相反

本論文に関し、開示すべき利益相反関連事項はない。

引用文献

- Abramovich, S., Higashi, M (2013). Are badges useful in education?: it depends upon the type of badge and expertise of learner. *Educational Technology Research and Development*, 61, 217-232.
- 足立 耕平 (2019). レポート課題におけるセルフチェックシートの効果に関する報告——心理学実験レポートを対象として—— 純心人文研究, 25, 223-230.
- 安藤 輝次 (2013). 形成的アセスメントの理論的展開 関西大学学校教育学論集, 3, 15-25.
- Bloom, B.S., Hastings, J.T. & Madaus, G.F. (1971) *Handbook on Formative and Summative Evaluation of Student Learning*. New York: McGraw-Hill. (ブルーム, B.S.・ヘスティングス, J.T.・マドゥス G.F.(著) 梶田 叡一・渋谷 憲一・藤田 恵璽 (訳) (1973). 教育評価法ハンドブック：教科学習の形成的評価と総括的評価 第一法規)
- 中央教育審議会 (2012). 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申) 文部科学省 Retrieved December 25, 2024 from https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1325048_1.pdf
- 中央教育審議会 (2020). 教学マネジメント指針 文部科学省 Retrieved December 25, 2024 from https://www.mext.go.jp/content/20200206-mxt_daigakuc03-000004749_001r.pdf
- Church, M. A., Elliot, A. J., & Gable, S. L. (2001). Perceptions of classroom environment, achievement goals, and achievement outcomes. *Journal of Educational Psychology*, 93, 43-54.
- Dweck, C. S. (1986). Motivational processes affecting learning. *American Psychologist*, 41, 1040-1048.
- Dweck, C. S., & Leggett, E. L. (1988). A social-cognitive approach to motivation and personality. *Psychological Review*, 95, 256-273.
- Elliot, A. J., McGregor, H. A., & Gable, S. (1999). Achievement goals, and exam performance: A mediational analysis. *Journal of Educational Psychology*, 91, 549-

563.

- 藤澤 伸介 (2002). ごまかし勉強 (上) 学力低下を助長するシステム 新曜社
- Gibson, D., Ostashewski, N., Flintoff, K. & Grant, S. & Knight, E. (2015). Digital badges in education. *Education and Information Technologies*, 20, 403-410.
- Gipps, C. (1994). *Beyond Testing: Towards a theory of educational assessment*. London: Falmer Press. (ギップス, C.V.(著) 鈴木秀幸 (訳) (2018). 新しい評価を求めて——テスト教育の終焉 [第二版] 論創社)
- 後藤 靖宏・黒澤 勝士 (2005). 学習者の認知的負荷の低減を考慮した論文執筆指導マニュアルの作成: 心理学論文執筆の指導実践からの報告 北星論集, 42, 89-101.
- 井関 龍太 (2019). 心理学実験実習のメニューはどう決まるか——シラバスに基づく分析 心理学研究, 90, 72-79.
- 石井 英真 (2023). 中学校・高等学校 授業が変わる 学習評価深化論 図書文化
- 加藤 幸次・安藤 輝次 (1999). 総合学習のためのポートフォリオ評価 黎明書房
- 加知 ひろ子・尾関 友佳子 (2006). 「心理学実験評価シート」の効果について (1) 日本心理学会大会発表論文集, 70. Retrieved December 25, 2024 from https://www.jstage.jst.go.jp/article/pacjpa/70/0/70_2PM167/_pdf
- 梶田 叡一 (2010). 教育評価 [第2版補訂2版] 有斐閣双書
- 小林 敬一 (2009). 大学生の実験レポートに見る引用の技術 日本心理学会大会発表論文集, 73. Retrieved December 25, 2024 from https://www.jstage.jst.go.jp/article/pacjpa/73/0/73_2PM179/_pdf
- 小林 恵 (2024). 新潟大学人文学部心理学分野の紹介 基礎心理学研究, 43, 90-92.
- 三木 かおり・山内 弘継 (2005). 教室の目標構造の知覚, 個人の達成目標志向, 学習方略の関連性 心理学研究, 76, 260-268.
- 宮谷 真人・坂田 省吾 (代表編集) (2009). 心理学基礎実習マニュアル 北大路書房
- 日本心理学会 (2014). 資格申請の手引き (2014 年度改訂版) 日本心理学会 Retrieved December 25, 2024 from <https://psych.or.jp/wp-content/uploads/2024/02/tebiki2014.pdf>
- 日本心理学会認定心理士資格認定委員会 (編) (2015). 認定心理士資格準拠—実験・実習で学ぶ心理学の基礎— 金子書房
- 西口 利文・松浦 均 (編) (2008). 心理学実験法・レポートの書き方 ナカニシヤ出版
- 野島 一彦・繁榎 算男 (監修) 山口 真美・金沢 創・河原純一郎 (編) (2019). 公認心理師の基礎と実践⑥——心理学実験 遠見書房
- 大阪大学 (2023). 大阪大学シラバス作成のためのハンドブック Retrieved December 25, 2024 from https://www.tlsc.osaka-u.ac.jp/support_text/2018/11/fd.html
- 大和田 智文・鈴木 公啓 (編著) (2023). 心理学基礎実験を学ぶ——データ収集からレポート執筆まで [第2版] 北樹出版
- 尾関 友佳子・加知 ひろ子 (2006). 「心理学実験評価シート」の効果について (2) 日本心理学会大会発表論文集, 70. Retrieved December 25, 2024 from https://www.jstage.jst.go.jp/article/pacjpa/70/0/70_2PM168/_pdf
- Sadler, D. R. (1989). Formative assessment and the design of instructional systems.

Instructional Science, 18, 119-144.

高橋 功 (2024). 大学教育におけるデジタルバッジを活用した評価方法の開発と効果測定
——「心理学実験」の評価において 岡山心理学会第 72 回大会発表論文集

田中 吉史・伊丸岡 俊秀・渡邊 伸行・星野 貴俊 (2016). 実験レポートの学生による相互添削の特徴 工学教育研究講演会講演論文集, 64, 252-253.

本研究は、山陽学園大学・短期大学学内研究補助（令和 5 年度）を受けて行われた。

1 例えば、千葉大学文学部 2024 年度開講の「心理学初級実験 a」では、授業概要欄に「心理学の研究を実施する基礎的な能力を身につけるためのトレーニング」と明確に書かれており、フィードバック方法の欄には「Moodle 上に各回の実験テーマについてのレポート提出課題を用意し、提出されたレポートを添削して返却する。」と書かれている。また、法政大学現代福祉学部 2024 年度開講の「心理学実験」では、授業の進め方と方法の欄に「レポートは添削して返却されますから、次回以降のレポート作成の参考になるでしょう。」と書かれている。

2 形成的アセスメントの概念は、Bloom et al. (1971 梶田他訳 1973) でよく知られる「形成的評価 (formative evaluation)」とも似ている。しかし、形成的評価の場合、指導の方略、すなわち教師がカリキュラムや教授方法を調整するためのものとしての位置づけが強調されている、あるいは強調して理解されるに至っている (加藤・安藤, 1999; 安藤, 2013 を参照)。その点で、本研究における実験レポートの評価の位置づけとは異なる。もちろん、実験レポートの評価を補習授業や個別指導の判断材料にするといったように、教授者が指導の方略としてそれを活用することはあるだろうし、あまりに質の低い実験レポートに再提出を求めることもあるだろうから、そこには Bloom のいう形成的評価の側面もある。しかし、シラバスに沿って一斉授業を行う大学の授業、そして学生の自律した学修を期待する大学教育においてその範囲は限定的であろう。したがって、実験レポートの評価の本質は形成的アセスメントにこそあると考えられる。

3 単に点数を返すだけの評価だったり、その評価を受けた受講者が行動を調整しないようだったりするなら、学修支援のためのアセスメントとして機能しているとは言い難い。

4 例えば、法政大学現代福祉学部 2024 年度開講の「心理学実験」では、各回のレポートを 20 点満点とし、5 回分の合計 100 点を成績評価の基本材料とする旨が明記されている。

5 例えば、立教大学現代心理学部 2024 年度開講の「心理学実験実習 1 (A)」では、「実習課題ごとに提出するレポート (100%)」と書かれている。筑波大学人間学群心理学類 2024 年度開講の「心理学実験」では、「実習後に提出するレポート (100%) に基づき成績評価を行う。」と書かれている。お茶の水大学生活科学部 2024 年度開講の「心理学基礎実験演習 (心理学実験)」では、「小論文 (レポート) = 80%, 授業への参加態度 = 20% (データ収集など小課題)」と書かれている。

6 例えば、大阪大学人間科学部 2024 年度開講の「心理学実験」のシラバスには、「提出されたレポートは添削され、不十分な内容であった場合には再提出を合格水準に達するまで求める」と明記されている。

7 本研究でも、介入を行う前の 2022 年度の「心理学実験 I」でこの方法を採用していた。

8 教育効果を正当に検証するうえでは、単位認定不合格者を分析対象から安易に除外するべきではないかもしれない。しかしながら、この科目に関する限り、いずれの不合格者も、授業への出席もしくは課題提出の不足が不合格の理由であった。したがって、そもそも授業に十分参加したとは言い難いことと、またそれゆえそもそもデータが取得できていないことを理由に、分析対象として不適切であると判断した。

9 バッジ機能は Moodle の標準的な拡張機能であるが、有効設定されていない場合は使用できない。設定は Moodle の管理者しか変更できないので、有効化されていない場合は管理者に依頼しなければならない。

10 受講者は 16 名であったが、事後調査の依頼時の出席者が 14 名であった。

11 うち 1 名は、単位不合格者であった。

論文

さ入れ言葉に見られる強制性の欠如と単一節構造

中野 晃希¹⁾

キーワード：さ入れ言葉、許容使役、語彙的使役、受惠(授受)表現、主節/埋め込み節

1. はじめに

本稿では、「さ入れ言葉」の統語的分析を行う。さ入れ言葉とは、五段動詞(飲む)の使役形を「飲ませる」ではなく「飲ませせる」と活用するものを指す。ほとんどの場合、敬語と併用することで「先に飲ませせていただいています」のように謙譲語のような解釈で使用される。使役表現に余分に「さ」が入っていることから誤用とされてきたが、近年、若者ことば(東京新方言)としての使用が増えてきたことや、国会で多用される表現であることから、数は少ないもののその研究が進められている。2節ではさ入れ言葉の現状を概観した後、その限られた生起環境や基本的な統語上の振る舞いを見ていく。次に、さ入れ言葉は形態的に使役表現に近似していることから、3節では本稿で分析に用いる使役表現の分類を整理する。まず、意味的な分類として「強制と許容」、そして形態・統語的な分類として「語彙的と統語的」のように区別される使役表現の性質を概観する。最後に4節では、さ入れ言葉に観察される統語的特徴を使役表現の分類と照らし合わせることで、さ入れ言葉は、①正用法の使役表現が持つ2つの解釈の内、許容解釈としての使用のみが可能であり、②語彙的使役と同様の統語的性質を持つことから、単一節構造を持つと考えられると提案する。

2. さ入れ言葉

さ入れ言葉は、さ付き言葉とも呼ばれる、日本語の使役表現に報告されている言語変異現象の一つである。井上(2003)では、従来の使役表現に「サが余分に入る言い方」と称して(1)の例を挙げている。

- (1) a. 終わらさせてください
b. しゃべらさせていただきます

(井上 2003)

いわゆる学校文法で正しいとされる従来の使役形(以下、正用法と呼ぶ)であれば「終わらせてください」や「しゃべらせていただきます」と活用するものに、その名前の通

¹⁾ 山陽学園大学総合人間学部言語文化学科

り「さ」を下線部位置に挿入することでそれぞれ (1a) と (1b) のように使用される。その用例の少なさや限定された生起環境から当初は誤用と考えられてきたが、近年になって使用が増加してきたことに伴い、初期段階の言語変化であるとして様々な研究が進められている (Katada 2001, 2003, Okada 2003, 2004, 佐野 2008, 山里 2010, Sano 2011, Sasaki 2013 等)。特にその使用上の傾向としてあらたまった場面での発話で多く観察されることから、用例が豊富な国会会議録を用いた研究が多い。

Sano (2011) ではさ入れ言葉の初出が 1947 年であると報告しているが、実際、国立国会図書館によって 1947 年 (昭和 22 年) の第 1 回国会から今日に至るまでの会議録がテキストデータとして公開されており、(2) のように 1947 年時点ですでにさ入れ言葉が使用されていたことが見てとれる。

(2) ...夜食に供するのであると稱してもちをつかさせまして、...

(鈴木義男 昭和 22 年 9 月 19 日)

これは第 1 回国会衆議院司法委員会第 34 号での発言であり、(2) の下線部では、正用法であれば五段動詞「つく」に使役形態素を接続して「餅をつかせる」と活用するところを、「つかさせる」と活用している。また、国会のような正式な場だけでなく、若者言葉として日常会話においての使用も年々増えていることが報告されている。井上 (2003) によると 20 世紀に入ってから登場した活用であり、他の流行語に比べるとゆっくりと普及していったようである。1993 年に国立国語研究所より刊行された方言文法全国地図第 3 集では、以下の図 1 のようにさ入れ言葉の使用はほとんど見られない。



図 1 : 方言文法全国地図第 3 集 119 図「書かせる」(国立国語研究所 1993)

図 1 は「書く」の使役形である「書かせる」の方言分布図であり、さ入れ言葉「書かさせる」を使用する地域は静岡市付近と長崎市付近のみに限られている。しかし、その後行われた文化庁の「国語に関する世論調査」によると、さ入れ言葉が若年層を中心にゆっくりとではあるが普及していつていることが分かる。

- (3) a. あしたは休まさせていただきます
 b. 気になる 33.3% c. 気にならない 64.6%
 (平成 8 年度国語に関する世論調査)
- (4) a. あしたは休まさせていただきます
 b. 気になる 57% c. 気にならない 36.7%
 (平成 14 年度国語に関する世論調査)
- (5) a. (部下が上司に) 明日は、休まさせていただきます
 b. 気になる 47.9% c. 気にならない 49.1%
 (平成 19 年度国語に関する世論調査)

この文化庁による世論調査では、「あしたは休まさせていただきます」という言い方が

「気になる」か「気にならない」かを尋ねた。平成 8 年度 (1996 年度) の調査 (3) では、6 割以上が「気にならない」と回答しており、その後平成 14 年度 (2002 年度) の調査 (4) で「気にならない」の割合が 4 割まで落ち込むものの、平成 19 年度 (2007 年度) の調査 (5) で 5 割まで回復している。この調査結果に対して山里 (2010) では、平成 8 年度調査時点で「させていただく」という形式で浸透はしていたが、正しい接続等は理解せずに使用していたと分析している。その後意識的に使用されるようになったことで一度「気になる」人が増加したものの、平成 19 年度調査では理解した上で「気にならない」人が増加していると考えられる。また、年齢別に見ると以下のように若年層に広く受け入れられていることが見てとれる。

- (6) 「あしたは休まさせていただきます」が気にならない割合 (16-19 歳)
- a. 男性 75.9% b. 女性 64.6%
- (平成 8 年度国語に関する世論調査)
- (7) 「あしたは休まさせていただきます」が気にならない割合 (16-19 歳)
- a. 男性 60% b. 女性 43.9%
- (平成 14 年度国語に関する世論調査)
- (8) 「(部下が上司に) 明日は、休まさせていただきます」が気にならない割合 (16-19 歳)
- a. 男性 61.3% b. 女性 51.0%
- (平成 19 年度国語に関する世論調査)

増減の傾向は全体と変わらないが、男性に関しては「気にならない」割合が 6 割を切ることはなく、女性でも全体の割合を下回ることはない。また、さ入れ言葉が女性よりも男性の間で広く普及していることも見てとれる。ここまで、さ入れ言葉の使用が年々増加していること、そして少なくとも半世紀以上にわたって使用されてきたことを示すデータを概観してきた。このことを踏まえて本稿では、さ入れ言葉が単なる誤用ではなく、言語変化であると仮定してその統語的分析を行う。

さ入れ言葉は生起可能な環境が限られており、五段動詞に使役形態素が接続した際のみ可能な表現とされている。Okada (2003) では、五段動詞の中でも自動詞 (終わる・行く等) の方が他動詞よりも用例が多い可能性に言及したが、その後の追加調査によって動詞の自他の差とさ入れ言葉との相関は無いことがわかった (Okada 2004)。以下の五段活用動詞 (9) ではさ入れ言葉が生起可能であるのに対して、一段活用動詞を用いた (10) では従来の正用法のみが可能となっている。

- (9) 五段動詞 (聞く)
- a. 正用法
聞かせる
- b. さ入れ言葉
聞かさせる
- c. 語幹 / 使役形態素
kik- -a (sa) seru

(10) 一段動詞 (着る)

- a. 正用法
着させる
- b. さ入れ言葉
*着ささせる
- c. 語幹 / 使役形態素
ki- -sa (*sa) seru

正用法の使役形において、語幹が子音で終わる五段動詞 (9c) には使役形態素「ase」が、語幹が母音で終わる一段動詞 (10c) には使役形態素「sase」が接続する。Okada (2004) では、語幹が母音で終わる動詞ではさ入れ言葉への活用ができず、子音で終わっていた場合でも語末が /s/ の動詞ではさ入れ言葉に活用できないと報告している。五段動詞 (9) では語幹が子音である /k/ で終わっていることでさ入れ言葉が可能となっており、一段動詞 (10) では母音の /i/ に後続することは出来ない。語幹が /s/ で終わる場合は、サ行五段活用動詞 (11) が挙げられる。

(11) サ行五段動詞 (貸す)

- a. 正用法
貸させる
- b. さ入れ言葉
*貸ささせる
- c. 語幹 / 使役形態素
kas- -a (*sa) seru

「貸す」は五段動詞であるため語幹が子音で終わり、さ入れ言葉が可能であると予測されるが、(11b) のように非文法的になってしまう。Okada (2004) では用例の数を調べ、さ入れ言葉において、「ささ」のように連続してはならないことを報告した。佐野 (2008) ではそれを二重「さ」制約 (Double-sa constraint) と呼んでいる。サ行五段活用動詞であれば、語幹にすでに「さ」が存在することで制約により非文となる。一段動詞の場合は、使役形態素「させる」の中に「さ」が存在することで、この制約の対象となっている。動詞の種類に関係なく「さ」の連続を禁止するこの性質から、音韻的な影響によるものであると考えられる。また、さ入れ言葉はほとんどの場合、以下のように受惠 (受益) 表現「ていただく・てもらう」と共起することが観察されており、「させていただく」の形で謙譲語としての解釈 (cf. Okada 2003; 敬意の強調) で用いられることが多く、よりその生起環境は限られている。

(12) さ入れ言葉+受惠表現

- a. V-(s)ase-te-itadak > V-(s)asase-te-itadak (Katada 2003)
- b. 休ませていただく > 休まさせていただく
- c. 休ませてもらう > 休まさせてもらう

受惠表現は、従来の正用法の使役表現であっても同様に使用することができる。Katada (2001) は、(12b) や (12c) を含む受惠表現が共起している使役表現の特徴として、音声的に空である名詞句の指示対象が明示的になり、(13) のような解釈を持つと述べている。

- (13) a. ドアを閉めさせていただきます
 b. [(?私が) [(*あなたが) [(*私に) ドアを閉め]させ]ていただきます]

使役表現と受惠表現が共起した (13a) では、その主語名詞句が音声的に空となっているが、(13a) の発話のみで (13b) の解釈が可能となる。(13b) では、ドアを「閉めて」いるのは 1 人称である「私」で、そう「させて」いるのは 2 人称の「あなた」となる。そして、その恩恵を「いただく」のが 1 人称の「私」となる。受惠表現と使役表現が共起している場合、これら 3 つの人称代名詞を発話することなく、上述した解釈が可能となる。また、もう一つの特徴として逆にこれらの人称代名詞がそのまま顕在的に発話された場合には非文法的となる。

2 節では、さ入れ言葉の現状と、その基本的な性質を見た。次節から、正用法の使役表現に観察される 2 種類の分類を概観していく。

3. 使役表現の統語的性質 (強制と許容 / 語彙的と統語的)

これまで、使役表現の解釈や統語的な振る舞いに関して多くの研究が行われてきた (Kuroda 1965a, 1965b, Kuno 1973, Shibatani 1976, 宮川 1989, 内藤 1998, Manning, Sag and Iida 1999, 早津 1999, 今井 2003, 高見 2007, 竹本 2021 等)。本節では、その中でも広く受け入れられている 2 種類の分類として、強制使役と許容使役 (14)、語彙的使役と統語的使役 (15) の特徴を概観する。

- (14) 使役形の意味的な分類
 a. 強制使役
 先生が学生を走らせた
 b. 許容使役
 先生が学生に走らせた
 (15) 使役形の形態的な分類
 a. 語彙的使役
 先生は子供たちを寝かした
 b. 統語的使役
 先生は子供たちを寝させた

まず、(14) で対比されている使役形の意味的な分類から見ていく。(14a) と (14b) はともに「先生」が「学生が走る」という動作を引き起こすという意味を持つ。しかし、(14a) では先生が学生の意思に関わらず「強制的に (無理やり)」動作を引き起こしているのに対して、(14b) では学生の意思に従ってその動作を「許容 (許可)」しており、それぞ

れが異なる解釈を持つ。これらの使役形はその補文主語に接続する格助詞から、「を」使役文（強制使役）、「に」使役文（許容使役）とも呼ばれる。その特徴としては、「を」使役であれば被使役主が意思に関わらずその行為を行うと解釈されるのに対し、「に」使役では被使役主が自らの意思でその行為を行う場合に限られる（Kuno 1973 等）。これによって次のように、「を」使役では無生物名詞が被使役主となることができ、「に」使役では非文になっている。

- (16) a. 先生が理科室で電球を光らせた（強制）
b. *先生が理科室で電球に光らせた（許容）

無生物である「電球」は意思を持たないことから、電球の意思でその行為を行うことが出来ない。よって (16b) では「電球が光るという行為をする」ことは出来ずに非文となっている。対して (16a) であれば「先生がその行為をさせる」ため、被使役主が無生物名詞であっても問題なく解釈することができる。このことは、無生物の場合だけでなく、意思を持った人間であっても文脈によって同様の対比が生まれる。

- (17) a. 太郎がまた悪いことをして、花子を泣かせた
b. *太郎がまた悪いことをして、花子に泣かせた
(18) a. 私は、花子 {に/を} 泣きたいだけ泣かせた
b. 私は、娘 {に/を} 希望通り好きな人と結婚させた

(高見 2007)

太郎が悪いことをして花子の意思に関係なく「泣く」という行為が起きている (17) では、「花子」という生物名詞が使用されていても「に」使役が非文となる。(18) ではそれぞれ被使役主が自分の意思で行為を行なっているため、どちらの種類であっても文法的となっている。さらに、「に」使役に生起する被使役主の特徴として、意思を持った有生名詞であるだけでなく、その行為が被使役主によって制御可能なものである必要も議論されている（自制的 (self-controllable); 久野 1973)。

- (19) a. 太郎は友達 {を/*に} 困らせた
b. 太郎は次郎 {を/*に} 危険な目に合わせた

(Harada 1973)

補文主語「友達」(19a) と「次郎」(19b) はそれぞれ自分の意思で「困ること」をやめたり、「危険な目に合う」ことをやめることは出来ない。つまり、制御不可能な行為の場合も「に」使役文は非文となる。また逆に、他動詞を用いると、以下のように「を」格が付与された補文主語を用いることが出来なくなる場合がある。

- (20) a. *太郎が子供を餅を食べさせた
b. 太郎が子供に餅を食べさせた

(内藤 1998)

これは二重対格制約 (Double-o constraint; Harada 1973) による非文法性であると考えられる。この制約は、「一つの動詞の項として対格 (を) が付加された名詞句が 2 つある場合非文法的となる」というもので、(21) のように使役表現でなくても同様に制約が適用される。

- (21) a. *太郎が花子のオフィスを彼女がちょうど外出したところを訪ねた

(Harada 1973)

- b. *太郎が子供を餅を渡した

上記した 2 文ではどちらも動詞 1 つに対して 2 つの対格名詞句が存在することで制約違反となり非文になっている。使役表現では、与格 (に) が付与された被使役主のみが (20b) のように可能となるため、一見すると他動詞では強制使役の解釈ができないかのように予測される。しかし、この場合は「に」が付与された文法的な派生 (20b) が多義的になることが報告されている。

- (22) a. 太郎が子供に、無理矢理、餅を食べさせた (強制)
b. 太郎が子供に、好きなだけ、餅を食べさせた (許容)

(内藤 1998)

「無理矢理」(22a) と「好きなだけ」(22b) を挿入し、それぞれ強制使役の解釈と許容使役の解釈のみが可能になるように文脈を整えると、どちらも文法的となることから、他動詞を用いて「を」使役が使用できない場合には、「に」使役が両方の解釈を持つことがわかる。

次に、(15) で対比されている語彙的使役と統語的使役の差を見ていく。上述した分類とは異なり、形態的な差からの分類であるため、その差は語末に接続される要素を見ればすぐにわかる。語彙的使役 (23a), (24) とは、他動性接辞が接続することで使役形態素を伴わずに形成される使役形であり、統語的使役 (23b), (25) とは使役形態素“(s)ase” が動詞に付加することで形成される使役形を指す。(23) は (15) の再掲である。

- (23) a. 先生は子供たちを寝かした (語彙)
b. 先生は子供たちを寝させた (統語)
(24) a. 太郎が窓を開く (語彙)
b. 太郎が息子を引っ込めた (語彙)

(Shibatani 1976)

- (25) 花子が太郎を働かせる (統語)

(Shibatani 1976)

語彙的使役である (23a), (24) は使役形態素 “(s) ase” が接続していない、形態的に不規則な動詞によって使役の解釈を持つ。対して統語的使役である (23b), (25) では、単体では使役解釈を持たない動詞 (寝る/働く) に使役形態素を付加することで使役解釈を得ている。この分類では単に後続する接辞が異なるというだけの違いだけではなく、統語的な振る舞いの差がいくつも報告されている (Shibatani 1976)。まず、(26) では様態副詞「黙って」を用いており、統語的使役 (26a) でのみ、その解釈が多義的になることが報告されている。

- (26) a. 太郎は花子を部屋に黙って入らせた (統語)
 b. 太郎は花子を部屋に黙って入れた (語彙)

(Shibatani 1976)

使役形態素を付加した統語的使役 (26a) では、「黙って」いるのが太郎である解釈も花子である解釈も可能である。つまり、「太郎が黙っていた」場合と「花子が黙っていた」場合のどちらでも用いることができる。しかし、語彙的使役 (26b) では、太郎が「黙って」いる解釈のみが可能であり、Shibatani (1976) は統語的使役が二重節構造を持ち、語彙的使役が単一節構造を持っていると分析している。このことを示すデータは他にも挙げられており、主語指向性を持つ再帰代名詞「自分」の解釈でも同様の対比が観察できる。

- (27) a. 太郎₁は次郎₂に自分_{1/2}の服を着させた (統語)
 b. 太郎₁は次郎₂に自分_{1*2}の服を着せた (語彙)

(Shibatani 1976)

再帰代名詞「自分」は主語をその先行詞として選ぶ性質を持つ。二重節構造と考えられる統語使役 (27a) では、主節主語「太郎」と従属節主語「次郎」のどちらであっても「自分」の指示対象である先行詞となることができる。単一節構造と考えられる語彙使役 (27b) では、主語は「太郎」のみであり、そこから予測される通り「自分」の先行詞となれるのは「太郎」だけである。つまり次郎が着ているのは、(27a) では「太郎の服」でも「次郎の服」でも可能なのに対して、(27b) では、「太郎の服」を着ている解釈のみが可能となる。また、動詞句の一部と交替する代用形である「そうす」を使用したテストでも差が観察できる。

- (28) a. 太郎が弟を止まらせると、次郎もそうした (統語)
 b. 太郎が弟を止めると、次郎もそうした (語彙)

(Shibatani 1976)

統語的使役 (28a) では、次郎が「そうした」のは「次郎も弟を止まらせた」場合と「次郎も止まった」場合の2通りの解釈が可能である。Shibatani (1976) では、主節「太郎が [埋め込み節] をさせる」の埋め込み節として「弟が止まる」が入る二重節構造になっていることで、「そうす」が代用する動詞句が「止まる」と「(止まら)せる」の2通り可能になるためだと分析している。対して語彙的使役 (28b) では、全体として単一の節しかないという分析から予測される通り、「次郎も弟を止めた」という解釈のみが可能となっており、「次郎も止まった」解釈はできない。

ここまで、使役形と一括りにしながらもその解釈は2種類存在すること、節構造が異なる2種類の形態的な分類が存在すること、そしてそのことを示す統語的振る舞いの違いを概観した。次節から、使役表現と形態的に近似している「さ入れ言葉」は、どのような統語的性質を示すのかを確かめる。

4. 使役表現としてのさ入れ言葉

本節では、ここまで概観してきた使役表現の性質に基づいて、さ入れ言葉がどの種類に該当するのか、そしてその統語的な振る舞いはどのように説明されるのかを分析する。まず、その解釈を確かめるために、強制使役と許容使役の統語的な振る舞いの差を用いる。2節で概観したように、使役表現には2種類の解釈が存在する。一方は強制解釈で、もう一方は許容解釈である。一部例外 (他動詞) もあったものの、基本的 (自動詞) には被使役主となる名詞句に対格 (を) が付加されるか与格 (に) が付加されるかによって分けられる。(29) は (14) の再掲である。

- (29) a. 先生が学生を走らせた (強制)
b. 先生が学生に走らせた (許容)

その意味的な特徴として、[±自制的] (self-controllable) があつた。許容使役の場合、その補文主語である被使役主がその行為を制御可能である必要がある。そのためには、被使役主は無生物名詞であつてはならず、文脈上においても自発的にその行為を制御できる必要がある。以下から、さ入れ言葉の意味的な特徴はどのような分類に属するのかを確かめる。まず、強制解釈になる文脈と許容解釈になる文脈で使用する場合を比較する。

- (30) a. 今日は、私がお代を払わせていただきます
b. 太郎にお代を払させる予定です
(31) a. 今日は、私がお代を払させていただきます
b. *太郎にお代を払させる予定です

先述したように、正用法の使役文 (30) では、他動詞を使用した使役文において文脈を固定することで、2つの解釈が存在する多義性を持つことがわかる。1つは許容解釈 (30a) であり、もう1つは強制解釈 (30b) である。前者では「お金を払うことを許可してもらおう」解釈であり、後者では「お金を払うことを強制する」解釈となる。対して、さ入れ言葉を用いた (31) では、許容解釈のみが可能になっている。強制解釈の非文法

性は、以下のように受惠表現「ていただく」を伴っている場合であっても同様の結果であることから、後続する要素の問題ではないことがわかる。

- (32) a. 息子にゲームセンターで好きなだけお金を使わ(さ)せていただいたみたいで...
b. 息子に学校で牛乳を無理やり飲ま(*さ)せていただいたみたいで...

まずさ入れ言葉が使用可能である (32a) では、副詞句「好きなだけ」が挿入されていることで、文脈上許容の解釈のみが可能になっている。対して、さ入れ言葉を用いると非文法的となってしまう (32b) では、副詞句「無理やり」が入っていることで強制の解釈のみが可能になっており、受惠表現「いただく」を使用していても (31) と同様の結果になる。この時、「無理やり」という副詞句と、「ありがたく受け取る」という受惠表現は矛盾するように思えるが、(32b) の正用法の使役文は、過度に礼儀正しく丁寧に振る舞うことで相手を見下げる「慇懃無礼」な解釈で理解される。つまり、正用法であれば他動詞を用いて使役形態素を付加した場合には (30) のように2通りの解釈が存在するところ、さ入れ言葉では強制解釈ができないことがわかる。そこで、以下から、解釈だけでなく、統語的な振る舞いにおいても許容使役の性質を見せることを確かめる。

まず、自動詞を用いた場合の「を」使役と「に」使役の対比が (33) である。

- (33) 自動詞+使役形態素
a. この度は、私に走ら(さ)せていただき、ありがとうございました
b. この度は、(三日坊主の) 私を走ら(*さ)せていただき、ありがとうございました

通常自動詞に使役形態素を付加した場合、被使役主に与格「に」が付与されていれば許容、対格「を」が付与されていれば強制として解釈される。しかし、さ入れ言葉に関しては、(33a) の「に」使役文のみが文法的となっており、(33b) の「(出不精の) 私を運動させてくれた」という強制の解釈を持つ「を」使役文では非文法的となっている。また、許容使役は無生物名詞を被使役主にとれないという特徴においても、さ入れ言葉との対応が見られる。

- (34) 無生物名詞句
a. その前にまず、私に走ら(さ)せていただきたい
b. *その前にまず、電球に光ら(さ)せていただき
(cf. 電球を光らせる)
- (35) a. *太郎がまた悪いことをして、花子に泣か(さ)せた
b. その時の私は、先輩に泣きたいだけ泣か(さ)せていただきました

生物名詞句を使用した (34a) では、正用法でもさ入れ言葉でも許容使役の解釈が可能であり、無生物名詞句が被使役主となっている (34b) ではどちらの場合も非文法的となっている。加えて、許容使役に生物名詞句が使用されている場合であっても、文脈によって被使役主の「意思に関係ない」行為 (35a) の場合は非文となり、「意思的な」行

為 (35b) であれば文法的となるという対比が正用法とさ入れ言葉で一致する。

次に、形態的な分類として、語彙的使役と統語的使役の差をさ入れ言葉において見ていく。前節で触れたように語彙的使役は単一節構造の性質を見せ、統語的使役とは異なる振る舞いをする。まず、様態副詞「黙って」を用いた場合、統語的使役 (36a) でのみ、その解釈が多義的になる。(36) は (26) の再掲である。

- (36) a. 太郎は花子を部屋に黙って入らせた (統語; 黙って入る / 黙ってさせる)
 b. 太郎は花子を部屋に黙って入れた (語彙; *黙って入る / 黙ってさせる)
- (37) a. 黙って走らせていただき、ありがとう (黙って走る / ?黙ってさせる)
 b. 黙って走らせていただき、ありがとう (黙って走る / *黙ってさせる)

この時、正用法の使役形 (37a) であれば統語的使役に分類されることから、(36a) と同様に2通りの解釈を持つ。対して、さ入れ言葉 (37b) では、語彙的使役と同様に一つの解釈のみが可能になっている。一見すると (36b) と (37b) では、可能な解釈が逆になっているように思えるが、単一節として考えると同じ分析による説明が可能であることがわかる。まず、語彙的使役である (36b) は文全体が一つの節となり埋め込み節が存在しないことから、副詞「黙って」の対象として解釈される動作は「(入)れる」になる。同様に、(37b) でも文全体が単一節になっていると考えると、副詞「黙って」の対象として解釈される動作は「(走らさせて) いただく」となる。つまり、単一節構造を持つことによって (36b) は「太郎が黙ってさせる」解釈になり、(37b) では「私が黙って(走らさせて) いただく」と解釈される。また、さ入れ言葉が受惠表現との相性が良いとは述べたが、その性質として受け取るだけでなく与える場合でも同じような相性の良さが観察できる。

- (38) a. 歌を歌わ(さ)せてあげる
 b. 走ら(さ)せてあげる

(38) ではさ入れ言葉が授受表現「てあげる」と共起しており、受惠表現「ていただく」と同じように使用することができる。この授受表現を使用すると、上述した正用法の際の副詞「黙って」の多義性が明瞭になる。

- (39) 黙って走らせてあげる (黙って走る / 黙ってさせる)

次に、さ入れ言葉における再帰代名詞「自分」の解釈と「そうす」の解釈を確かめる。(40) と (41) はそれぞれ (27) と (28) の再掲である。

- (40) a. 太郎₁ は次郎₂ に自分_{1/2} の服を着させた (統語)
 b. 太郎₁ は次郎₂ に自分_{1*2} の服を着せた (語彙)
- (41) a. 太郎が弟を止まらせると、次郎もそうした (止まる / 止まらせる)
 b. 太郎が弟を止めると、次郎もそうした (*止まる / 止まらせる)

統語的使役 (40a) では二重節構造と考えられ、主語指向性を持つ再帰代名詞の先行詞は「太郎」でも「次郎」でも可能であるのに対して、語彙的使役では単一節であるために (40b) のように主語は「太郎」のみである。また、統語的使役 (41a) では代用形「そうす」が主節の行為でも埋め込み節の行為でも指すことができるが、語彙的使役 (41b) では単一節となり使役解釈も含めての文全体の解釈のみが可能となる。さ入れ言葉では、以下のようにどちらの場合であっても語彙的使役と同様の振る舞いを見せる。

- (42) 先に自分の仕事を終わらせていただきました (自分=私 / *あなた)
 (43) 先方と喋らせていただき、後日太郎もそうしました
 (*喋らせる / 喋らせていただく)

再帰代名詞「自分」を使用した (42) では、非顕在的な一人称名詞と二人称名詞の内、「いただく」の主語である一人称「私」を指す解釈のみが可能である。二重節構造であれば、埋め込み節述語「終わらせる」の主語である二人称「あなた」を指すことができることを予測するが、その予測に反して一人称解釈のみであることから、単一節構造を持つ語彙使役と同じ振る舞いをするのがわかる。また、代用形「そうす」を使用した場合でも同様に、「喋っている (喋らせていただいている)」のは太郎であり、太郎が「喋らせている」解釈はない。最後に、否定極性表現「ない」と介在要素となる副助詞「さえ」を用いた単一節構造であることを示すテストを見る。

- (44) a. 太郎は生肉しか食べなかった
 b. *花子は[太郎が生肉しか食べたと言わなかった]
 (Terada 1993)
 (45) a. 山陽学園大学 / *山陽さえ学園大学
 b. 折り曲げる 慣れ親しむ / *折りさえ曲げる *慣れさえ親しむ

否定極性表現「しか」は、(44a) の通り否定辞「ない」が同一節内で構成素統御している場合にのみ使用可能な表現である。(44b) では埋め込み節内の「しか」をその外側の主節から構成素統御することはできないため非文となる。(45) は、複合語のような、語として一体化している構成要素の間に介在要素となる副助詞「さえ」などの要素が入ることはできないことを示す。以下がこのテストをさ入れ言葉に適用した場合である。

- (46) 太郎は1曲しか歌わせて {?いただけなかった/もらえなかった/あげなかった}
 (47) 先に走らさせ (*さえ) て (*さえ) いただきました。

否定極性表現を用いた (46) では、二重節構造であれば埋め込み節が「1曲しか歌う」となり非文を予測するが、否定辞「ない」が「させていただく」に後続していても文法的となっている。単一節構造を考えれば、当然何の問題もなくこの文法性を説明できる。また、副助詞が介在する (47) の場合では、述語位置に挿入してしまうと非文となることから、「させていただく」が一つの語として述語と一体化していると考えられる。

本節での分析をまとめると、①さ入れ言葉には使役表現に見られる2種類の解釈の内の強制解釈が欠如しており、またその形態的特徴からの分類によると、②さ入れ言葉と一緒に共起する受惠(授受)表現も含めて単一節構造を持っていることがわかった。さ入れ言葉に観察される許容解釈と受惠表現との相性の良さは、許容解釈を持つ正用法の使役表現からもその類似性が報告されている。

- (48) a. 子供 {を/に} 来させる / 子供に来てもらう
 b. 子供 {を/??に} 寝させる / ??子供に寝てもらう
 c. 雨 {を/*に} 降らせる / *雨に降ってもらう

(Kuroda 1965a)

強制解釈を持つ「を」使役では全て文法的である(48)において、許容解釈を持つ「に」使役の文法性と受惠表現「てもらう」の述語による文法性の分布が相関していることが見てとれる。2節で概観した国会会議録を用いた研究を行なった山里(2010)では、当初は(2)のように純粹に使役(強制)の意味で使用されていた助動詞「せる/させる」の誤用が主な用例であったが、「させていただく」が浸透することで謙譲語としての用例が増えたと分析している。実際その通り許容使役としての謙譲語解釈のみが、さ入れ言葉には可能となっており、純粹な強制使役としての使用はできなくなっている。

5. おわりに

本稿では、その言語変化としての性質上これまであまり詳細に分析を行われてこなかった「さ入れ言葉」の使役表現としての分析を行なった。まず、さ入れ言葉が単なる誤用ではなく、国会での発言や若者言葉として近年使用が増えている言語変化であること、そしてその統語的性質を概観した。次に、使役表現で広く認められている分類として、意味的観点から「強制/許容」、そして形態・統語的な観点から「統語的/語彙的」の振る舞いの差を確認した。その後、さ入れ言葉がどの分類と同じ特徴を持つのかを分析することで、「強制」解釈を持たず、「許容」解釈のみ可能であること、語彙的使役に見られる単一節的な振る舞いを見せることを分析した。しかし、さ入れ言葉の研究は未だ少なく、その全体像は未だ見えていない。例えば、許容使役では許されず強制使役でのみ可能な受動化(Kuroda 1965a, 1965b, Kuno 1973, Okada 2004等)を確かめると、本稿の予測とは異なるさ入れ言葉の振る舞いが観察できる。

- (49) a. 先生が学生に無理やりレポートを書かせた (強制)
 b. 学生が先生に無理やりレポートを書かせられた
 (50) a. 先生が学生に好きなだけレポートを書かせた (許容)
 b. *学生が先生に好きなだけレポートを書かせられた

(49)と(50)では他動詞に使役形態素が付加されているため本来は多義的となるが、副詞句「無理やり」と「好きなだけ」によりそれぞれ強制解釈(49a)と許容解釈(50a)のみが可能になっている。そして、強制使役を受動化した(49b)は文法的であるが、許

容使役 (50b) では受動化は許されない。以下で、さ入れ言葉の場合を確かめた。

- (51) a. 昨日は、走ら*?(さ)せられた
 b. 昨日は、お金を払わ*?(さ)せられた

本稿の分析では許容使役と同じ振る舞いを予測するため、受動化は不可能であるはずなのだが、(51) では受動形態素「られ」を付加することができている。つまり、さ入れ言葉が強制解釈を持ち、さらに、正用法では非文となってさ入れ言葉の時のみ受動化が可能になっている。Kuno (1973) では、使役形が受動化した際には、許容解釈は消えて必ず強制解釈になると報告している。また、国会会議録に見られるさ入れ言葉の用例の中には、「させていただく」と「さしていただく」の2つのパターンが存在する (佐野 2008)。この差は、以下のようにその統語的性質を変化させることが報告されている。

- (52) a. 私は、模型の飛行機を作って飛ばした
 b. *私は、模型の飛行機を作って飛ばせた

(高見 2007)

さ入れ言葉は今後もさらに使用が増えていくことが予想される。その形態的な特徴から本稿では「使役表現」という観点からの分析を行なったが、謙譲語的な性質や複合語的な振る舞いを捉えるためには、さらに広い視点での分析が求められる。今後の研究では、その特異な性質に加えて、周囲に共起する要素との関連性も含めての分析が必要である。

参考資料

- 文化庁. 1995-2023. 「国語に関する世論調査」 (<https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/index.html> 最終閲覧 2025/1/20)
- Harada, Shin-ichi. 1986. Counter equi NP deletion. *Journal of Japanese Linguistics* 11.1-2. 157-202.
- 早津恵美子. 1999. 「いわゆる「ヲ使役」「ニ使役」についての論考をめぐって」. 『語学研究所論集』4. 東京外国語大学語学研究所. 17-50.
- 今井忍. 2003. 「日本語の生産的使役と語彙的使役の連続性について—認知文法による分析に向けて—」. 『京都大学言語学研究』22. 京都大学. 119-135.
- 井上史雄. 2003. 『日本語は年速一キロで動く』. 講談社現代新書.
- Katada, Fusa. 2001. The structure of humble causatives in Japanese. In J. Black ed. *Linguistica Atlantica*. 22. Atlantic Provinces Linguistic Association. 31-48.
- . 2003. Reduction vs. addition of causative suffixes and concreteness of morphology. *Proceedings of the XVII International Congress of Linguists*. University Karlovy.
- 国立国会図書館. 「国会会議録検索システム」 (<<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>> 最終閲覧 2025/1/20)

- 国立国語研究所. 1989-2006. 『方言文法全国地図』 1~6. 国立印刷局. (pdf 版
<https://www2.ninjal.ac.jp/hogen/dp/gaj-pdf/gaj-pdf_index.html> 最終閲覧 2025/1/20)
- 久野暲. 1973. 『日本文法研究』. 大修館書店.
- Kuno, Susumu.** 1973. *The structure of the Japanese language*. MIT Press.
- Kuroda, Sigeyuki.** 1965a. Causative forms in Japanese. *Foundations of language*. 1. 30-50.
- . 1965b. *Generative grammatical studies in the Japanese language*. PhD. dissertation. MIT.
- Manning, Christopher, Ivan A. Sag, and Masayo Iida.** 1999. The Lexical Integrity of Japanese Causatives. In R. D. Levine and G. M. Green eds. *Studies in Contemporary Phrase Structure Grammar*. Cambridge University Press. 39-79.
- 宮川繁. 1989. 「使役形と語彙部門」. 久野暲・柴谷方良 (編). 『日本語学の新展開』. くろしお出版. 187-211.
- 内藤永. 1998. 「強制使役と許容使役—照合理論による分析—」. 『旭川医科大学紀要』. 19. 67-79.
- Okada, Judy.** 2003. Recent trends in Japanese causatives: The *sa*-insertion phenomenon. *Japanese/Korean Linguistics*. 12. 28-39.
- . 2004. Causative *sa*-insertion in Japanese: Verbal and sentential patterns. *Journal of Japanese Grammar*. 4.2. The Society of Japanese Grammar. 69-88.
- 佐野真一郎. 2008. 「『日本語話し言葉コーパス』に現れる「さ入れ言葉」に関する数量的分析」. 『言語研究』. 133. 77-106.
- Sano, Shin-ichiro.** 2011. Real-time demonstration of the interaction among internal and external factors in language change: A corpus study. *Gengo Kenkyu*. 139. 1-28.
- Sasaki, Kan.** 2013. Another look at *sa*-insertion in Japanese. *Studies in Phonetics Phonology and Morphology*. 19.1. 179-190.
- Shibatani, Masayoshi.** 1976. Causativization. In M. Shibatani ed. *Japanese Generative Grammar. (Syntax and Semantics 5)*. Academic Press. 239-294.
- 高見健一. 2007. 「使役形と自/他動詞形」. 久野暲・牧野成一・スーザン・G・ストラウス (編). 『言語学の諸相 —赤塚紀子教授記念論文集—』. くろしお出版. 199-219.
- 山里優. 2010. 「「さ入れ言葉」の増加について」. 『國文學』. 94. 関西大学国文学会. 1-17.
- 竹本理美. 2021. 『現代日本語における使役表現の統語的分析』. 博士論文. 筑波大学.
- Terada, Michiko.** 1993. Null-expletive Subject in Japanese. *Kansas Working Papers in Linguistics* 18. 91-110.

論文

中国における愚民政策と国民性劣化との関係性(上) A Study of Indoctrination Policies and the National Characters in China (I)

班 偉¹⁾

Han I

キーワード：全体主義、イデオロギー、洗脳、思想改造

Keyword：Totalitarianism, Ideology, Brain-washing, Thought Reform

はじめに

「権力は腐敗する。絶対的権力は絶対的に腐敗する」――。言うまでもなく、19世紀イギリスの思想家ジョン・アクトン卿 (Lord Acton) が残した名言の一つだが、その続きに「されど抑圧された民衆もまた精神的に墮落する」と付け加えたい。1949年建国以来、中華人民共和国で共産党による一党支配が75年続いてきたが、2022年10月の第20回党大会で習近平総書記の3期目任期が決まり、中国政治における全体主義的傾向が益々顕著になってきている。その特徴と言え、以下の4点が挙げられる。①経済・ビジネスの領域に限って一定の自由度があるものの、政治的多元性が存在せず、政治批判は禁物だ。②体制イデオロギーが形骸化した半面、古色蒼然たる愚民政策は未だに罷り通っている。③鄧小平時代に導入された集団指導体制が自然消滅し、毛沢東の独断専行を彷彿とさせるワンマン体制が復活した。④熱狂を伴う大衆動員はしないが、警察力やAI (人工知能) を駆使して社会の隅々まで監視する。中国の政治体制・統治形態について、歴史学や政治学の分野で膨大な研究成果が蓄積されてきたが、本稿では視点を変え、全体主義体制・愚民政策・国民性三者の関係性を切り口に、新たなアプローチを試みる。すなわち、愚民政策解剖の角度から思想統制と国民性との相関関係を分析し、中国国民の精神構造の闇を探っていく。

チャイナ・ウォッチングの手法として、これまで政治・経済・外交・社会など各方面の実態や課題について検証・分析を行うというオーソドックスなアプローチが一般的だった。しかし、どの国・社会であれ、政治・経済・文化・外交といった営為は所詮、人間によって行われた活動である以上、関連研究も活動主体である人間の考察から始めるのが当然至極であり、人間性中心の研究は欠かせないと思う。如何なる悪政・苛政であろうが、インテリ層の迎合・協力、民衆の忍耐・服従がなければ長続きしないはずだ。75年もの長期にわたり一党支配体制に抑圧されながら、「耐え難きを耐え、忍び難きを忍び」とひたすら耐え忍ぶという大衆心理は、迫害・弾圧への恐怖心の他、国家権力の愚民政策も相当効

¹⁾山陽学園大学総合人間学部言語文化学科

いたのではないかと想像する。では、愚民政策は中国人の国民性・メンタリティに如何なる影響を及ぼしたのか。物理的貧困・肉体的迫害とは別に、中国民衆は精神面でどれほどのダメージを受けたのか。言い換えれば、愚民政策が如何にして共産党政権の基盤維持に寄与してきたのか。以下、これらの課題・仮説について考察する。

一、全体主義体制の特質

冷戦の終結から 30 年も経過した今、世界は民主主義の退潮という憂慮すべき状況に瀕している。スウェーデンの調査機関 V-Dem の報告書によると、2019 年現在、世界で民主主義の国・地域は 87。一方、非民主主義の国・地域は 92。「逆転」は 18 年ぶりのことという。人口で見ても 2020 年現在、民主主義の国・地域で暮らす人は世界の 46%、「民主主義」は世界の少数派に転じつつある⁽¹⁾。また、同機関 2022 年次報告書によると、調査対象 179 か国のうち、民主主義がうまく機能している「自由民主主義国」（いわば正真正銘の先進国）は僅か 34 か国に過ぎず、2012 年の 42 か国をピークに過去 25 年で最低、世界の民主主義の浸透度合いは 1989 年の水準にダウンした⁽²⁾。なお、同機関が 2023 年に発表した「民主主義レポート」は、世界の民主主義のレベルが 1986 年まで後退し、特にアジアでは 1978 年まで逆戻りしていると指摘する⁽³⁾。要するに、民主主義は旗色が悪い。

振り返れば、1989～91 年東欧・旧ソ連社会主義体制の「ドミノ倒し」をきっかけに、地球規模の市民革命が急速に広がり、各国で独裁政権が相次いで崩壊し、政治の民主化が一気呵成の勢いで成し遂げられていった。一時、民主化のうねりがもはや時代の流れで、ゆくゆくは世界を席卷していこうという期待感を大きく膨らませてくれた。ところが、21 世紀に入ってから、中国とロシアが国際社会で影響力を行使した結果、多くの国では民主化運動が挫折し、一度民主主義体制へ移行した国でも、独裁政治への揺り戻し現象が起きていた。カンボジアやハンガリーはその好例である。一言で非民主主義国と言っても、中国の現体制は他の独裁政権に比べ、愚民政策の存在が際立っている。民主主義以外の政治体制を言い表す政治学用語として、「独裁支配」「強権国家」「専制体制」「開発独裁」「軍事政権」「権威主義」など色々あるが、ナチス・ドイツ、旧ソ連、中国、北朝鮮といった国々の政治体制・統治形態を論考するに当たり、自称の「国家社会主義」「共産主義」より、「全体主義」(Totalitarianism) の概念を使用した方が有効的ではないかと思う。

戦後世界各国の政体を概観すると、君主制国家を除いて、主に「民主主義」「権威主義」「全体主義」という三つのタイプに大別できるが、それぞれの特徴・指標は以下の通りだ。民主主義 (Democracy) とは、政治的異議申し立てが自由であり、国民は政治・公共の問題について当局と異なる主張をしても逮捕・拘禁されない保証がある。参政権の他に、思想・言論・結社・報道・出版・集会・自治など基本的人権が保障される上、多党制や三権分立を前提とする議会制度が機能し、議員・自治体の重要公職が自由かつ公正な定期的選挙によって選出されるようなシステムである。それに対し、権威主義 (Authoritarianism) 国家では、たとえ憲法上、野党・議会・選挙・民間メディアの存在が認められていても、実際に野党への妨害、報道規制、言論弾圧など市民の政治活動が取り締まり対象とされることが多い。国によって人権侵害の度合いこそ異なるが、疑似的な民主制度を備えていながら、強権政治を行う点では変わらない。権威主義的支配の極端な形態は全体主義体制だ。

一方、全体主義とは一党支配体制の下、全国民を一元的に統治し、上からの大衆動員を

行うような唯一正しいとされる、体系化されたイデオロギー（例えばナチズムや Kommunismus など）に基づいて国民を徹底支配する政治体制である⁽⁴⁾。権威主義国家と比べ、強力な治安機関に加え、「私有財産剥奪」「愚民政策」「大衆動員」「私生活規制」など幾つかの重要な特徴が見られる。先ず、「公有制」「全民所有」の名の下、私有財産・生活手段を悉く剥奪される。国民は生きていく上で体制に順応せざるを得ない。不満・怨嗟があっても、食料配給や就業許可をはじめ生殺与奪の全権を握っている当局に逆らえず、ひたすら沈黙、我慢するしかない。中国では当局に拘束され、有罪判決を言い渡されると、「個人財産没収」の憂き目に遭うのは、言わば世間の常識だ。「愚民政策」というのは、国家権力が国民に一つの価値観を押し付け、「思想統一」を図ることを指す。すなわち、教育現場からマスコミの報道までプロパガンダ一色で、一党支配の正統性や功績をアピールする宣伝・論理・物語を国民一人ひとりの脳裏にインプットし、自己卑下と盲目的服従を強要する工作である。軍や治安機関の暴力装置と組み合わせて車の両輪のように作動し、国民の知性・思考力を麻痺させ、精神面のコントロールを図る洗脳プログラムに他ならない。

建国後、毛沢東ら指導部がソ連型の一党支配体制を導入し、民間コミュニティや私営経済・文化・教育機関をすべて排除し、国民に対する全面統制を社会の隅々まで浸透させていった。党組織と行政部門が一体化し、大衆動員の形で政治運動を繰り返し、中央から地方まで党の委員会・支部を権力の中核に据えるピラミッド型の行政管理システム（役所・国営企業・人民公社・街道居民委員会など）を作り上げ、統治網を村・学校・職場・団体・町内……社会の末端まで張り巡らした。各級の党幹部が地域・職場の行政職を兼ね、人事管理・食糧配給・住宅分配などを通じて、国民一人ひとりの日常生活を掌握、監視、管理する役目を果たす。このような全面的統制は、相次ぐ政治運動を通して年々強化されていて、戦時中の国家非常事態・国民総動員体制が常態化したようなものと思えばよい。

事実、土地改革（1950）・抗美援朝（1950～53）・反革命鎮圧（1951）・思想改造（1952）・三反五反（1952）・統購統銷（強制買付・統一販売、1953）・公私合営・農業集団化（1955）・反革命肅清・胡風批判（1955）・反右派闘争（1957）・大躍進（1958）・農村社会主義教育（1964）・文化大革命（1966～76）……、建国後、中国民衆は息つく暇もなく政治運動に翻弄され続けていた。毛沢東自身、一生権力闘争に明け暮れていたが、彼の野望とは、①全国の人力・資源・資金を総動員して富国強兵を推し進める。②指導部内のライバルを叩き潰し、求心力を高める。③1949年以前の中国社会に存在していた民間組織・秩序（宗族・村共同体・ギルド・宗教団体・秘密結社など）を悉く解体し、伝統社会の基層に根付いた権力構造の再編を図り、共産党による一元的な支配体制を確立させる。④「一君万民」型の政治支配に飽き足らず、全国民の霊をも支配する「万世師表」、つまり孔子を凌ぐ中華教祖の権威を欲しがると、等々である。お蔭で、庶民も党幹部も肉体的、精神的緊張を強いられ、常に臨戦態勢に臨むように張り詰められていた。幹部たちが血眼になって国民を味方か敵かという黑白二分法に峻別し、人為かつ恣意的に「階級の敵」を作り出す。「黨員」「青年団員」「積極分子」の身分を付与した者を手先に、国民監視システムを作り上げる同時に、「祖国への献身」「共産党への忠誠」「労働への熱意」「滅私奉公」といった共産主義的道德観念を教え込むことに汲々としていた。

このような全体主義的支配の延長線上、「私生活規制」も避けられなかった。市民の移住・進学・就職・結婚・出産・離婚……私生活の全般にわたり、当局の規制・監視を受け

なければならず、どんな些細な事も職場・役所の許可が必要となる。悪名高い「一人っ子政策」は典型的の例と言えよう。こうして、政府が市民生活のあらゆる領域に侵入し、個人の行動・ライフスタイルを掌握し、私生活まで国の政治運営と一体化させる。昔も今も、「万能政府」を演じる当局が市民個人の仕事・家庭生活・学校教育・娯楽・社交……生活全般を管理、支配し、一連の政治運動は中国における全体主義形成過程そのものだった。

このような統治ネットワークは、治安機関・秘密警察の暴力装置をバックに、津々浦々に遍く張り巡らされ、市民の一挙一動を見張り、抗議活動の芽を摘み取るよう機能している。近年、AI（人工知能）を使用するビッグデータや監視カメラを活用し、市民の日常生活を追跡、監視、自動通報する警備システムが各都市の街角で設置されるようになった。相互監視・密告奨励・ネット検閲・顔認証カメラ設置・スマホ追跡アプリ使用……、ジョージ・オーウェル（George Orwell）の名作『1984』に描かれている「真理省」「ビッグ・ブラザー」を地で行くものである。ともあれ、全体主義国家において、監視網が重層に覆い被されており、「魂の自由」「プライベート」といった「私的空間」「隙間」など存在せず、どこにいても誰かに見張られているような息苦しい社会だ。もっと厄介なことに、中国指導部が決して自国民を抑圧することだけで満足せず、本質的に民主主義の国と共存できないため、絶えず世界にウイルスを拡散させ、「自己防御」「変異株増殖」の本領を發揮していく。その結果、必然的にバイデン米大統領が断言したように、遅かれ早かれ民主主義 VS. 専制主義の対決に行き着くことになろう。

二、愚民政策の類型とプロセス

ルソーは「法律が法律であり、統治者が統治者であるのは、人民が服従する限りにおいてのことだ」と喝破する。古今の独裁者にとって、如何にして野心家の謀反を防げるか、民衆の反抗を抑止できるかは死活問題だ。統制手段と言え、実力行使か恩恵の施しか、言わばアメとムチの使い分けだが、愚民化も多用される。中国歴史上、新王朝が誕生すると、「君権神授」「奉天承運」「天人感応」の類の言説が大流行し、一度「易姓革命」の大義名分で天下を制覇した新しい皇帝は、必ず尤もらしい物語・神話を創作して、自らの正統性を内外にアピールする。言ってみれば、国民の脳を初期化（フォーマット）するわけである。中華民国を創設した国民党政権も曾て、「三民主義」「耕者有其田」「訓政」と銘打った「思想」「学説」を喧伝し、「党化教育」を学校現場に押し付ける過去があった。

中国共産党と言え、ソビエト共産主義革命の申し子として世に生まれた以上、儒教の伝統より、むしろレーニン・スターリン主義から政治理念・統治法の秘伝を受け、暴力革命とともに思想統制を信奉するのも不思議ではない。政権側からすれば、民衆は単に国家暴力を怖がって反抗しない、できない、諦めるといった状況だけでは、まだ安心できない。何より内心から、思想・意識・信仰の次元から共産党支配に服従、賛同、支持するような精神状態を作り上げなければならない。国民一人ひとりが共産党支配の正統性を納得した上で、自ら進んで協力するような体制が実現されて、初めて「紅色江山安泰」という期待効果が得られる。インテリ層が思考停止に陥り、政治・社会問題について自分の頭で考える脳力を持ちえず、反骨精神を悉く骨抜きにされた状態になれば、なおさら都合だ⁽⁶⁾。

建国以来、官製イデオロギーが体系化されていくにつれて、中国人は小学校の時から思想教育を受けはじめ、耳にタコができるほどプロパガンダを繰り返し聞かされ、成人後も

職場の政治学習に参加することが義務付けられるようになった。一生、洗脳を免れることなく、知らず知らずに標準仕様の「愚民」へと仕上げられていく運命にあるのだ。他方、学校教員、大学・社会科学院の研究者、ジャーナリスト、作家、芸術家、俳優など何百万人の知識人たちも、国家権力のイデオログが宣伝要員として動員、利用されてきた。彼らは反右派闘争や文化大革命で散々辛酸を嘗め尽くしたはずだが、「五斗米のために腰を折る」以外に為す術がなかった。以下、中国における愚民政策の実態を見てみよう。

(1)教育現場での思想教育

中国人なら誰もが幼稚園で「我愛北京天安門」などの「革命歌」を習わされただろうが、小学校に入ると、否応なしに愚民化の洗礼を受けることになる。思想教育の内容は、「政治」「思想品德」「語文」「社会」「歴史」「地理」など、すべての文系科目の授業・教材に含まれるが、就中、義務教育用「語文」「思想品德」、中学校・高校用「思想政治」「中国近代現代史」「世界近代現代史」に凝縮されている。教科の名称と中身は、時代・地域によって若干変わるものの、マルクス主義の理論をベースにした歴史観・社会科学・中国革命史についての構成・解説は殆ど変わらず、千篇一律の感を免れない。小学校→中学校→高校→大学→大学院を通しての必修科目、かつ進学試験の必須科目なので、無味乾燥と感じられても履修するほかない。どうやら、国家教育委員会・国定教科書編纂委員会の方針としては、人生観・世界観がまだ白紙状態の青少年に対し、計画的に共産主義理論や共産党革命の歴史、国家指導者を神格化するような内容を脳裏に刷り込ませ、人格形成期において共産党・政府・指導者に対する敬意・愛着・畏怖の念を植え付けようとするものに違いない。

シリーズ『義務教育教科書 語文』(人民教育出版社 2016~19年発行)を調べたところ、各学年の教科書には、政治的内容の課文が2~6点ほど収録されていることが分かった。題名を羅列すると、一年生用(上)に「歓迎台湾小朋友」「昇国旗」、同(下)に「喫水不忘掘井人」「我多想去看看」、二年生用(上)に「王二小」「日月潭」「八角楼上」「朱德的扁担」「難忘的澧水節」「劉胡蘭」、同(下)に「鄧小平爺爺植樹」「雷鋒叔叔、你在哪里」「神州謠」、三年生用(上)に「不懂就要問」「灰雀」「手術台就是陣地」「一個粗瓷大碗」、四年生用(上)に「為中華之崛起而讀書」「難忘的一課」「延安、我把你追尋」、同(下)に「千年夢圓今朝」「小英雄雨來」「黃繼光」「祖国、我終於回来了」、五年生用(上)に「冀中的地道戰」「我想對您說」、同(下)に「青山處々埋忠骨」「軍神」「豐碑」「清貧」、六年生用(上)に「七律・長征」「狼牙山五壯士」「開國大典」「燈光」「我的戰友邱少雲」「橋」「金色的魚鉤」、同(下)に「十六年前的回憶」「為人民服務」「董存瑞捨身炸暗堡」「奮鬥的歷程」「閱讀材料」、七年生用(上)に「紀念白求恩」、同(下)に「鄧稼先」「老山界」「誰是最可愛的人」「羅廣斌、楊益言《紅岩》」、八年生用(上)に「消息二則」「一着驚海天」「國行公祭、為佑世界和平」「紅星照耀中國」「王樹增《長征》」、同(下)に「回延安」「倡導低碳生活」「鋼鐵是怎樣煉成的」、九年生用(上)に「沁園春・雪」「周總理、你在哪里」「慶祝中國共產黨成立100周年大會」「青年當自強不息」、同(下)に「梅嶺三章」、等々。殆ど「革命領袖」の美談や「模範兵士」の武勇伝をモチーフとする物語で、生徒たちの心に主人公の「輝かしい形象」と尊敬の念を植え付ける狙いが明らかだ。事実、1992年刊行の中学校用「語文」の前書きには、「本教材の編集方針とは、……知識伝達・知力発展・思想教育の三つだ」とある⁶⁾。それにしても、「朱德的扁担」「劉胡蘭」「清貧」「黃繼光」など、筆者が幼少期に習った「定番メニュー」が未だに現役であることは驚きだ⁷⁾。

一方、小学校用「思想品德」（人民教育出版社、1992～97年発行）、「社会」（同、1994～96年発行）を繙くと、学級が上がるにつれて、思想教育の内容も分量も共にグレードアップする。低学年用の教材では、「礼儀作法」「衛生習慣」「時間遵守」「交通安全」「環境に優しい」「友達と仲良く」「教室の備品を大切に使おう」といったマナー教育、しつけの話がメインとなっているが、上へ行くほど、「敬愛的領袖」「抗日小英雄」「熱愛解放軍」「一心為人民的好党员」「為祖国而学习」「個人服従集体」など、お説教の内容がどんどん増え、「社会」第四冊になると、「中国共産党成立後の近代革命」「中華人民共和国和国家機構」「社会主義建設的輝煌成就」……、なりふり構わず政治宣伝一色だ。

中学校・高校に入ると、必修科目の「思想政治」（人民教育出版社、1997年版）がある。中学校一年生用教科書は「青少年心理」、二年生用は「法律遵守」「社会秩序維持」といった無難な内容だが、三年生用になると、「社会主義代替資本主義是社会發展的必然趨勢」「中国处在社会主義初級階段」「做社会主義事業的建設者和接班人」など、がらりと政治宣伝の内容に変わる。高校用「思想政治」になると、「我国的国家制度」「我国的政党和政党制度」「我国的民族和宗教」「國際社会和我国的對外政策」など、「国家あつての個人あり」流の価値観を教え込む中身で、「民主主義」「人権尊重」など普遍的価値について全く触れない。また、高校用「中国近代現代史」「世界近代現代史」（同、2003年版）の二種は、2002年に教育部が定めた「高校歴史教学大綱」（指導要領）に基づいて編集されたもので、「教育は社会主義現代化の建設に奉仕しなければならない」「徳・智・体・美などすべての面において發展する社会主義事業の建設者・後継者を育成する」方針を掲げている。一例として、1991年12月ソ連崩壊の出来事について、「ゴルバチョフ主導の政治改革は、科学的社会主義の基本原則・方向に背き、激変を引き起こした直接的な原因となったが、西側資本主義国家の“和平演變”戦略はその外部原因だった」と非難している⁶⁾。

学校現場で思想教育の授業を担当するのは、関連科目を受け持つ教員だが、彼らの外に、政治幹部・指導員も多数配置されている。建国初期、中央教育部の党組織が「高等教育機関に政治輔導処を設置する」と決定し、その役割は、①教職員の政治学習を指導する。②教務部と提携し、マルクス・レーニン主義の教育を行う。③全校教職員と学生の社会活動を指導する。④教職員と学生の政治思想動向を把握し、経歴記録を管理し、卒業認定と就職先を決め、教職員の人事を握る、とする⁹⁾。近年、「マルクス・レーニン主義」「毛沢東思想」「鄧小平理論」といった旧カリキュラムに加え、習近平の講話をまとめた教材の編集・発行が急増し、マルクス主義・毛沢東思想と並ぶ格付けで長い時間を割いて教えられている。あろうことか『習近平新時代中国特色社会主義思想 学生読本』（小中高生徒用の副教材）も2021～23年の間に刊行された。北京大学・清華大学・中国人民大学をはじめ各大学が競い合って「習近平〇〇思想研究院」「習近平〇〇思想研究センター」を立ち上げ、すでに数十校に上る。なお、各地の教育当局が教員の思想信条や素行を調査するよう大学に通達したとも報じられている。特に厳しいチェックの対象になったのは政治科目を受け持つ教員たちだ。不適格と判断した場合は解雇や配置換えなどを求めている。背景にあるのは習近平の指示。彼は2019年の会議で「中国の特色ある社会主義を發展させる仕事に学生を導き入れる上で、思想政治科の教員が背負う責任は重い」とし、政治的立場が強固、国家への深い情を持つ、自らを厳しく律することができるなど6項目の資質を求めた¹⁰⁾。すると、大学教員・研究者の中から、「習総書記の偉大な思想は21世紀のマルクス主義だ」

とか、「習総書記は中国の大黒柱、舵取りだ」とか、阿諛迎合する輩が我先に現れた。

(2)官製メディアのプロパガンダ

学校から離れても、国営メディアのプロパガンダを聞かされない日はない。新聞・雑誌・書籍・ラジオ・テレビはもちろんのこと、映画・演劇・広告・CM・文学作品など娯楽コンテンツまで、すべて当局の管轄下に置かれている⁽¹¹⁾。社会事情や国際情勢を客観的に報道するより、国の政策方針を伝えることを役目とし、早い話が政府機関の一部門と見てよい。現に、中国媒体の管理・監督を担当する政府部門として、新聞・出版メディアを管轄する「国家新聞出版総署」と、電波・放送メディアを管轄する「国家広播電影電視総局」があり、「出版管理条例」(2001年12月25日)などの法規定もあるが、これらの行政部門の上に党中央宣伝部が君臨している。延安時代から、毛沢東は中央宣伝部長の地位に腹心の陸定一を据え、副部長に秘書の陳伯達・胡喬木を任命した。後者が新聞総署署長も兼ねていた。建国後のもう一人の副部長は毛の子分として文学芸術領域の元締めを務めていた周揚である。毛沢東が自ら『人民日報』の社説や新華社のニュース配信を事前チェックしたり修正したりしたことがよく知られている。中国メディアが「党の喉舌」を以て自認し⁽¹²⁾、国際 NGO「国境なき記者団」(RSF)が発表した「2024年世界報道の自由度ランキング」では、調査対象となった180か国・地域のうち、中国は下から172位。177位の北朝鮮、174位のベトナム、171位のミャンマーに伍すると評されたのは無理もない。

政治宣伝の道具である以上、当然ながら「正面報道」(良いニュース)ばかりで、内容的に無味乾燥の一言に尽きる。①指導者の外交行事・地方視察・会議招集・演説などの動静が常にトップ記事。習近平の写真、画像を掲載する場合、周囲の人より大きく、一步先に出ているように扱う。②GDP増額・輸出拡大・国民所得水準向上など、経済成長の実績を誇示する。③外国首脳の中や中国礼賛など「万邦来朝」風の自慢話が多い。④模範人物・優良企業・先進地域の顕彰記事……。来る日も来る日も朝から深夜まで、この類の報道を垂れ流す。半面、企業倒産・失業増加・重大事故・凶悪犯罪・党幹部の醜聞など一切伝えない。台風・洪水・地震など自然災害について、被害状況や被災者の窮状をリアルに報道するより、政府・解放軍の救助活動を美談仕立てで伝える。今回のコロナ禍についても、役所の情報隠蔽や初動対応の無策、死者数などをスクープするどころか、「清零(ゼロコロナ)大成功」「人類文明史上の奇跡」と自画自賛する。情報操作・大本営発表の典型だ。

ネット時代にも拘わらず、WebもSNSも相変わらず検閲を受ける。ネット掲示板に当局への不平不満を投稿したら、すぐ削除されてしまう。それより、睨まれたサイトが閉鎖に追い込まれるのは日常茶飯事なので、事前予防策として、サイト主催者が予め投稿規定にタブーの諸々を明記する。各種メディアの編集部に党組織が存在し、スタッフたちが自主検閲をしているはずだが、党宣伝部門の担当者が改めて記事・番組の検閲を行うのである。党大会や政策発表などの重要ニュースに関しては、新華社の配信をそのまま掲載するだけで、独自の取材や報道など一切許されない。国の方針政策を批判することは以ての外だ。事実、リベラルな報道で市民の人気を博した『南方都市報』『南方週末』(広東)は、「社説差し替え」「編集長更迭」などの懲戒処分を幾度も受けた。

インターネットが普及され始めていた1990年代後半、一般市民が自由に意見発表、情報交換を行う新型メディアの登場により、市民間の連帯感が地域・国境を越えて形成され、中国と雖も何時か民主化運動が起り、最終的に一党支配の壁を突き破るのではないかとい

う観測も現れたが、実際には、海外 Web へのアクセスを遮断する「防火壁」と呼ばれるアプリが開発、使用され、「ネットポリス」と呼ばれる情報検閲部門が大勢のスタッフを抱え、不審な動きに目を光らせている。海外のテレビ衛星放送やウェブサイトを国内からアクセスできず、数年前、庶民の本音を掲載することで知られるウェブサイト「猫眼看人」「共識網」が相次いで閉鎖された。ネット上、当局の方針政策に賛同、支持する発信や「いいね！」が溢れており、「五毛党」と呼ばれる輩の仕業であろう。米国・日本・西欧・台湾を攻撃する書き込みが多く、政府の発表や見解に対して「いいね！」を送信するだけで、一定の報酬を得られると言われている⁽¹³⁾。情報遮断と言論統制は愚民化の先決条件だ。

片や、国家指導者及びその家族に関する個人情報「国家機密」とされ、公表しない。以前、ネット上で「くまのプーさん」のキャラクターに譬え、習近平の体型をからかう投稿をした男性や、習の娘のプロフィールを公表した若者が拘束され、それぞれ懲役数年の実刑判決を言い渡された⁽¹⁴⁾。近頃、経済統計のデータや気象・資源の情報まで国家機密扱いされ、海外メディアにそれを提供した者は外国スパイとして逮捕されるケースが相次ぐ。ともあれ、官製メディアの報道を見る限り、恰も当局が国民の広範囲な支持を得ているような印象を受けるかもしれないが、実際には、『人民日報』など党機関紙は軒並みに不人気、財政的には役所・学校・国営企業の公費購読に依存しているのが実情である。

(3) 職場での思想改造

学校の思想教育や官製メディアに飽き飽きした人でも、社会人になった途端、党組織・青年団・職場・コミュニティーのどこかで再教育を受けなければならない。「単位」（勤務先）の仕事・業務の一環として、定期的に政治学習・反省会・批判集会に参加するよう義務付けられているからだ。思想改造の原型は延安整風（1942）に起源し、先ず指導者の講話や党中央の文書、新聞社説をテキストとして学び、その内容・意味・意義などについて、政治幹部や指導員の解説を聞いた後、それぞれ「表態」（態度表明）をするのが流儀である。その時、「党中央と一致を保つ」がポイントで、本音を口にするのは危険だし、沈黙するのもいけない。当局の方針政策を伝達するための報告会は大抵、職場の責任者や宣伝担当の幹部によって招集されるが、共産党員ないし青年団員のみ参加する内部会議もある。

政治学習が一段落したら、慣例として反省会が催される。職場の党幹部や積極分子の立ち合いで、参加者たちが順番で自らの思想動向・勤務態度・人間関係などについて反省や自己批判を行わなければならない。それが終わると、「掲発」「検挙」が待ち受けている。思想改造の名の下、互いに他人の内面を覗き合うのである。一昔前、自らの経歴や社会的関係、私生活の自白もしなければならなかった。批判集会が開かれた場合、ターゲットにされた者（大抵「出身の悪い人」「落後分子」）を釣り上げて袋叩きする。強迫・威喝・屈辱・虐待……一人を懲らしめて見せしめにするやり方だ。態度消極的な人に対し、「一幫一」（一対一）の「個別説得」が行われる。こうした不断の「学習」「批判」で精神的疲労感を苛まれた参加者の中で、最終的に自分を守るために他人を攻撃することを選ぶ人も多い。

このような場合で跳梁跋扈する輩と言え、政治幹部と積極分子だ。共産党赤軍を創設した当初、毛沢東が中隊以上の軍組織内に政治将校を配置したことがよく知られている。建国後、彼は同じ発想で役所・工場・学校・人民公社・町内などすべての「単位」に「思想政治工作員」を配置するよう号令を發す。「生産隊ごとに専任の政治委員、もしくは政治指導員か宣伝員を一名ずつ任命し、数億人の農村部における思想政治指導の仕事を担当さ

せる。都市部では軍隊のやり方を習い、企業・商店・住民など各レベルの社会組織に政治部・政治処・指導員を配置する方法を検討するよう」と⁽¹⁵⁾。党組織部は、職場スタッフの個人情報などを細々と記録した個人档案に基づき、一人ひとりの思想動向を把握し、粛清の標的を絞っていく。個人档案とは、農村住民を除くすべての都市部住民個人について作成された調査書類のことを指し、所属する学校や職場の人事部門で保管され、親族関係・経歴・学業・賞罰・政治的態度などを含む記録として、本人に一生付いて回る。進学・就職・昇進の際に審査資料として活用される。汚職高官は不運にも逮捕された場合、テレビ番組に登場し、涙声で「懺悔」「謝罪」を述べ、思想改造の効果を実演するよう強要される。

(4) 国中に充満する宣伝ムード

ところで、中国全土何処に行っても、ぎょっとするような政治的空氣に包まれ、否応なしに五官に充満している。市街地・メインストリートから下町・路地裏まで、至る所で標語・スローガンが貼られ、指導者の肖像画や語録碑が設置されており、国慶節や党大会の開催日が近づくと、祝賀横断幕が道路橋に掲げられる。文革期には「毛主席語録」、鄧小平時代には「四つの原則」、江沢民時代には「三つの代表」、胡錦濤時代には「和諧社会」などのキャッチフレーズが氾濫していたが、今や商業広告塔、「習近平新時代中国特色社会主義思想」「不忘初心、牢记使命」「偉大的中国梦、中華民族復興的夢」云々の巨大看板に塗り替えられた。地元役所が上からの指示通り作ったものだろうが、市民は見向きもしない。

一昔前、北京・上海など各都市で大学生や市民を動員し、政治集会やデモ行進を催す行事が定期的に行われたが、すべて党中央が企画、操作したものだった。朝鮮戦争時、当局が全国各地で「抗美援朝愛国運動」キャンペーンを大々的に推し進めた。関連指示には「一、米国が日本の再軍備を急ぐことに反対するために、以下のような催し物を行う……①抗議デモ②群衆集会③日本・米国・東南アジア各国の政府、議会、党派、団体、個人宛てに手紙を書き送り、日本及び各国の人民に共闘を呼び掛ける。手紙の原稿は地元の党委員会が用意したもの、あるいは事前の審査を受けたものとする。二、中国人民義勇軍・北朝鮮人民軍の兵士たちに慰労手紙・プレゼントを送る。その内容は必ず事前に党委員会のチェックを受けること。三、愛国公約を立てる。内容は①毛沢東・人民政府・解放軍を支持、②義勇軍・人民軍を応援、③アメリカ帝国主義に反対、台湾解放に賛成、④米国による日本の再軍備に反対、⑤政府に協力、外国スパイを摘発、⑥各自、生産・仕事・勉学に励む、⑦国家機密を守る」とあり、入念に計画されたことが分かる⁽¹⁶⁾。近年の事例として、1999年10月の北京駐在米国大使館襲撃事件や、2012年9月の反日デモは記憶に新しい。

1950～60年代、各種の国家行事の中でメーデーと国慶節が最も重要なイベントだった。どれも経済建設の実績を内外に誇示するための祭典で、デモ隊行進の後行われる軍事パレードがクライマックスだ。1950年4月、建国後初のメーデー祝典を迎えるに当たり、胡喬木が集会用スローガンの原案を作成した後、毛沢東や劉少奇らが何度も修正・加筆を加えた。最終的に37個をまとめたスローガン・リストが中央政治局会議で採決され、4月27日付の『人民日報』に公表された⁽¹⁷⁾。毎年、国慶節の日(10月1日)に天安門広場・長安街で集会・デモ隊行進を盛大に催すのが慣例だったが、毛沢東が事前に企画案を細々チェックし、各種の旗・標語・スローガン・プラカードから指導者の肖像・山車・模型の担ぎ方まで細かい指示を出す⁽¹⁸⁾。慶祝日のお祭り騒ぎの裏には周到の用意があり、住民・学生・政府機関職員たちが手に小旗を携え、参加するよう動員されたことが窺える。

昨今の中国では、「紅色旅游」と称する革命聖地の巡礼ツアーが大流行。当局が2004年12月19日に「全国紅色旅游計画綱要」に関する通知を發布し、「革命伝統の教育を強化し、全国人民、特に青少年の愛国感情を増強させ、……革命老区の經濟發展を促すことにつながり、同時に観光産業の新しい成長点となる」よう訴える。習近平政権が発足後、「全国紅色旅游リスト300カ所」が公布され、井崗山・延安・西柏坡などの革命根拠地に加え、習近平が若き日下放された寒村・陝西省延川縣梁家河も人気スポットとなっている。お揃いの赤シャツを着こなす老若男女が習の住んでいた窑洞の前に群がって記念撮影をしたり、「革命歌」の大合唱をしたりして氣勢をあげる。近年、「毛粉」と呼ばれる毛沢東のファンも急増している。彼らが「人民領袖毛主席」「偉大な共産党」と本心から信じているかどうかはさておき、公の場で「毛主席」「習総書記」が一度絶対化、神聖化されてしまうと、それを批判できないような「空気」ができてしまうのは事実だ。宣伝キャンペーンにしる、国家行事にしる、すべて意図的に企画、演出された政治イベントで、個人崇拜も甚だしい。

三、体制イデオロギーの基本原則

さて、全体主義国家は自由、公平な選挙で選ばれた政権ではないので、常に正統性の問題を抱えている。正統性とは、①自らの政治支配が倫理的に正しいとされる根拠、②為政者の由来の正しさ、③その支配が民衆から承認される根拠ないし服従動機を指しているが、支配者の理念・価値観・願望などが、より洗練された形で体制イデオロギーに具現化する。現代中国イデオロギーのカラクリは、幾つかの基本原則から構成され、政治・文化・教育・倫理・社会規範……、あらゆる精神領域に目かけて巧妙に仕込まれているものだ。

(1) 正統性主張：「天意」と「民心」

古今東西を問わず、為政者は自らの正統性を歴史に求める傾向が強く、その歴史の解釈も現在の都合・利害に合わせて過去の事象・経緯を単純化するケースが殆どだ。ナチスの「アリアン人種論」も戦前日本の「皇国史観」も然り。中国で発行された書物や教科書を繙くと、古色蒼然たる「五段階論」が未だに登場していることが分かる。すなわち、マルクス・レーニン主義の唯物史観に基づき、原始社会→奴隷社会→封建社会→資本主義→社会主義→共産主義という社会進化史の系統図を提示した上、「人類は必然的に社会主義・共産主義へと進化していく」「社会主義時代に入ると共産党の天下だ」と言わんばかりで、プロレタリア独裁ひいては一党支配は「歴史の必然」として説明されている。一種の「建国神話」だ。1989年ベルリン壁の崩壊を機に、東欧諸国の共産党政権及び旧ソ連が相次いで滅びた後、社会主義国として生き残ったのが中国・北朝鮮・ベトナム・ラオス・キューバの五か国のみという現状に苦慮する指導部は、「社会主義だけが中国を救うことができた」と言い訳したところ、「中国だけが社会主義を救うことができた」と皮肉られる始末だ。

「社会主義制度の優越性」「社会主義は必ず資本主義に打ち勝つ」といったお題目が不人気と分かった以上、当局が今度「祖国解放」「民族独立」「貧困解決」「世界第2位經濟大国」……功績・実績を前面に出すよう躍起になった。毛沢東の時から、歴代の指導者が年々国民に「輝かしい未来」を描いて約束していたが、「馬の鼻先にぶら下げられた人参」と画餅に終わってしまった。近年、西側諸国の政争や不況を横目に、「議会政治は意思決定が遅い」「挙国体制だと効率が良い」といった言説が喧伝され、習近平は臆面もなく2020年末に「農村部の貧困ゼロ」「小康社会の全面的実現」と宣言した。半年前、李克強総理が

記者会見で「月収千円（約2万円）以下の国民が6億人もいる」と打ち明かしたのだが。

(2) 「忠誠心」養成

共産党政府が政治宣伝と思想教育に莫大な人力・財力・物力をつぎ込んだ目的と言え、国民の忠誠心養成に他ならない。党は長年、「プロレタリアは進歩勢力」→「共産党はプロレタリアの前衛」→「だから、中国を統治できる唯一の政党は共産党だ」という三段論法を用いて自らの正当性・優越性を主張してきたが、懐疑も反論も許さず、市民・世論の監督も必要としない。いわば自明の理。八つの「民主党派」が存在しているが、「花瓶」「ゴム印」と揶揄され、とくに「大政翼賛」化された。それなのに、「共産党の代わりに国家運営できる政党は存在しないから」といった本末転倒な論理が罷り通っている。

一般庶民、とりわけチベット・ウイグルなどの少数民族の人々に対し、経済援助を理由に、「愛国」「愛党」と並んで「感恩」の徳目も強要する。文革期に流行っていた「天大地大不如党的恩情大、爹親娘親不如毛主席親」（天も地も共産党の恩情の広さに及ばず、父も母も毛主席の慈しみに及ばない）などの「革命歌」を思い起こせば、鳥肌が立つほどの「自虐趣味フレーズ」と感じられよう。皮肉なことに、この歌を創作した作曲家李劫夫自身が後に林彪事件に絡んで失脚し、非業の最期を遂げた。

改革開放期に入って、体制イデオロギーの理念が「四つの基本原則」に集約され、官製メディアも明快に「四つの基本原則の核心は共産党指導を堅持することだ」と言い切る。「共産党は人民の利益の代表者」「偉大な、栄光ある、正しい共産党」などの常套句が氾濫し、党内においても異論・懐疑・批判など一切認めず、「忠誠」は最終的に最高指導者への忠誠心に収斂されていく。習近平は権力の座に就くや否や、「妄議中央」という新たな罪名を党内規律に追加した。プライベートの場でも習への不満・批判を口にした党幹部に対し、容赦なく処罰を下す。高官の人事選考に際して能力・実績より忠誠心を最優先する。

鄧小平・江沢民・胡錦濤ら歴代指導者は、ブルジョア自由化、拝金主義、欧米崇拜などの風潮を憂慮し、再三にわたって愛国精神の発揚や民族自尊心の向上を呼び掛け、学校や社会団体に対し、青少年を対象とする人生観教育・風紀肅正を強化するよう指示した。1981年2月、全国総工会・共青団中央・婦人連合会など九つの組織の共催で、「五講、四美、三熱愛」と銘打った「文明礼儀活動」キャンペーンがスタートした。「五講」とは、文明・礼儀・衛生・秩序・道徳を重んじること。「四美」とは、心・言葉・態度・環境を美しくする意味である。一種のモラル向上キャンペーンのように思われるが、「三熱愛」となると、「祖国・社会主義・共産党を愛する」と本意が現れる。天安門事件など「動乱」が起こると、指導者が決まって「若者や大学生に対する思想教育を怠ったから、こうなった」と叱責し、更なる引き締めを求める⁽¹⁹⁾。その結果、大学では新入生を対象とする軍事訓練が導入され、政治学習も復活した。直後、東欧革命・ソ連崩壊の衝撃を受け、党中央宣伝部が「愛国主義教育実施綱要」を發布し、学校などの教育機関に対して、「愛国」「愛党」授業だけでなく、革命歴史記念館の見学や革命戦争映画の鑑賞も義務付けることにした。

(3) 「階級闘争」論

共産党指導部は当初から「階級闘争」説に憑りつかれ、国民を敵か味方かに分け、互いに闘わせる手練手管に長けている。建国後、地域・民族の分断統治を図るほか、人為的に「身分」「出身」の区分を行い、社会の分断を押し進める。労働者は「指導階級」、農民は「盟友」、都市部貧民・職人は「依存勢力」、知識人は「改造対象」、民族ブルジョアは「団

結対象」……複雑な身分選別・認定を施した。1950年の土地改革において、党中央が「農村階級成分」の選別基準を作り、農村住民を「地主」「富農」「中農」「貧農」「雇農」「小手工業者」「小商小販」「手工工人」など数多の区分に分ける⁽²⁰⁾。本来、経済的地位に基づいた階級区分のはずだったが、いつの間に「革命軍人」「知識分子」の職業がそのまま身分にされ、仕舞には主観的「作風」「態度」を基準に、「壊分子」（悪い人）の指定も恣意的に行われた。「地主」「富農」「資本家」「反革命」「右派」「壊分子」は、「階級の敵」として賤民扱いされ、「群衆管制」を受けることになる。日頃の一挙一動まで監視下に置かれ、少しでも不審と思われるような言動が見つかり、忽ち警察に通報され、懲罰される⁽²¹⁾。世の中、「階級の敵」苛めを貧乏暮らしの中での退屈凌ぎとする輩もいた。国民の不平不満のはけ口を当局ではなく、自分よりもっと立場の弱い者に仕向けるのは「階級闘争」の要点だ。毛沢東は生前、国民党関係者→地主・ブルジョア→知識人→党幹部……次々と「階級の敵」を見つけては粛清する。挙句の果てに自ら指名した後継者だった劉少奇・林彪まで「反党」「反革命」の罪名を被せて抹消してしまった。毛沢東の生涯を通観すると、本懐通り「天と闘い、地と闘い、人と闘う。その楽しみ、尽きること無し」との生き方だった。

ところで、中国式の履歴書には「氏名」「性別」「年齢」「住所」と並んで、「家庭出身」「本人成分」の記入欄もあり、前者に親の階級、後者に本人の身分を書かなければならない。また、「政治面貌」欄に「党员」「团员」「群衆」のいずれかを記入することになっている。こうして、常に国民一人ひとりに「優越感」か「劣等感」を意識させ、分割統治・相互監視を図る社会構造になっている。毛沢東時代において、進学・就職・入隊・昇進に際し、「家庭出身」「親族関係」への審査・差別が厳しく、「階級の敵」に対して「冷酷無情」の態度で臨み、容赦なく批判するよう調教され、出身の良い者が悪い者を見下すのは当然視された。そうしないと、「政治的立場に問題ある」と見做される。隣人同僚だけでなく、親子・兄弟・夫婦の間柄でさえ密告が奨励される時代だった。1979年に「地主」「資本家」「反革命」「右派」などのレッテルが廃止されたが、今も入党・昇進の審査に当たり、出自や家族関係を調べられるのは公然の秘密だ。1997年の刑法改正に伴って、「反革命罪」は「国家安全危害罪」「国家政権転覆罪」と名称変更されたが、本質は変わらない。

いざ社会的混乱・緊急事態が発生した場合、決まって「台湾工作員」「外国スパイ」摘発キャンペーンが大々的に行われ、不満分子を威嚇し、不穏を鎮めるための常套手段だ。近年、範冰冰ら俳優や馬雲ら実業家をターゲットとする、「新しい階級闘争」と銘打った懲罰キャンペーンが頻繁に報道されている。巨額の罰金を課したり、資産を没収したりして、国民の「仇富心理」（富裕層への妬み）を利用し、批判の矛先を富裕層へ逸らす。経済低迷の責任転嫁や貧富の格差への不満解消を図るためには、スケープゴートが必要なのだ。

(4)「愛国主義」教育

長年、中国当局が国策の一環として愛国主義の宣伝・教育を重視してきた。表向きは「国民とりわけ青少年の民族自尊心を養成し、中華民族の歴史・伝統を知ってもらう」とするが、外敵を設定することで国民の敵愾心を煽り、共産党政権への求心力を高める狙いだ。対外開放の1980時代に入ってから、西側先進国との経済・文化交流が盛んになるにつれて、マルクス主義・社会主義の看板が色あせ、人々はもう「共産主義理想」では踊らない。そこでその代わりに、ナショナリズムを持ち出したわけである。いわば窮余の一策だ。

天安門事件後、江沢民政権の下で愛国主義教育が強化された。抗日戦争を中心とする近

現代史教育を通して共産党政権への求心力を高めようと、党中央宣伝部が1994年8月23日に「愛国主義教育実施綱要」を發布した。以後、学校では抗日戦争記念館をはじめ歴史博物館や資料館の見学が義務付けられ、プロパガンダ映画・DVD鑑賞も求められた。その結果、「日本軍と戦ったのは八路軍」「中国義勇軍が朝鮮戦争で米軍を打ち負かした」「中国の総合力は世界一」などの物語を本気で信じる「憤青」(憤る青年)が増殖中。一方、大飢饉(1959～61)、文革(1966～76)、天安門事件(1989)はタブー視されたままだ。

2023年10月24日、全国人民代表大会常務委員会は「愛国主義教育法」という新法を可決した。抗日戦争などをテーマとしてきた従来の愛国教育に加え、「中華民族の歴史や文化」への自信を市民に広く植え付け、民族の団結や国家統一につなげる狙いだ。新法に基づく教育は学校が主な舞台になるが、社会全体にも定着させるとしており、春節、メーデー、国慶節などの祝日も使って職場や地域などで展開していくよう定めた。教育で力点を置く内容は①政治や思想②歴史や文化③自然や文化遺産④国家の統一と民族の団結⑤国家の安全と国防⑥烈士や偉人の業績など、幅広い分野に及び、「中華民族と偉大な祖国への思い入れを育み、愛国の力を結集させる」などとしている。また、「祖国統一の大事業の神聖な任務に対する、台湾同胞を含む全中国人民の意識を強める」とした。さらに、外国による侵略戦争を美化して社会に影響を与えた場合、行政処分のほか、刑事責任を問うこともあるとした。90年代に導入された愛国主義教育と比べ、新法の趣旨は「反日」中心から力点が離れ、自国の歴史や文化全体への自信や帰属意識を高めることに置かれている⁽²²⁾。

昨今の愛国キャンペーンを眺めていると、「毛沢東時代に中国は独立した」「鄧小平時代に中国は豊かになった」「習近平時代に中国は強国になった」といった佞言が目につく。習近平を毛沢東・鄧小平と同格に持ち上げて神格化する意図が容易く読み取れよう。思えば、毛沢東と鄧小平は「建国の父」ないし「中興の祖」としてのカリスマ性があり、党内・国民の支持を得るのが容易だったが、軍歴も実績もない習近平には簡単なことではあるまい。習近平指導部として、権力基盤への不安はもとより、貧富の格差を縮小し、少数民族の離反という「遠心力」を阻止する必要に迫られているため、対外的に虚勢を張り、対内的に言論弾圧や少数民族迫害を強める傾向が目立つ。強いリーダー像を作り上げる演出だ。

実際には、「戦狼」(2017)、「厲害了！我的国」(2018)、「長津湖」(2021)などのプロパガンダ映画が量産され、粗製濫造の代物に過ぎないが、失業や生活苦に喘ぐ国民に空虚な大国意識及び心理的な満足感を一時的に与え、国民の目を逸らす魂胆が透けて見える。対外的には「戦狼外交」が威勢を振るい、鄧小平の「韜光養晦」政策をあっさりとして、国際社会の批判に威圧的な言葉で過剰反応する。いわば「階級闘争」論の対外版。文革期、「孔子批判」「儒教批判」が盛んに行われたが、1980年代に「国学研究」ブームが出現し、中国人民大学が率先して2002年に孔子研究院を開設した。以後、政府主導で中国語・中国文化の教育を行う孔子学院が続々と海外へ進出し、中国のソフトパワーを広げていく。

(5)「中国モデル」の発信

中国政府・メディアは近年、海外に向けて精力的に「中国特色」「中国模式」を発信し、影響力の拡大に躍起になっている。その背後には、西側諸国が「人権」「民主」の価値観を浸透させることによって、一党支配体制の転覆を図る「カラー革命」を起こそうと企んでいるのではないかと、という強い危機感が見え隠れする。いわゆる「和平演変」(米国が平和的手段で体制転覆を図る)という陰謀論が毛沢東時代にあったし、天安門事件後、鄧小平

も欧米が中国の学生らを手引きして「和平演変」を企てていたと声高に非難した。2011年に「アラブの春」の影響を受け、中国国内でも「ジャスミン革命」のデモ参加が呼び掛けられると、当局は再び警戒心を強めた。習近平の時代に入って、国力増強・対外資金援助を背景に、当局が国際社会への発言力を強め、欧米が提唱する普遍的価値の優位を突き崩す姿勢をより鮮明にしている。習は2022年10月の党大会の政治報告で、欧米とは異なる「中国式現代化を目指す」と明言し、「中国式現代化は人類の現代化に新たな選択肢をもたらした」とも強調した。同年9月の党理論誌「求是」では、習近平のこんな言葉が紹介されている。「多くの途上国が中国に羨望の眼差しを投げかけ、中国の国家統治の経験を学びたいと表明している。中国の特色ある社会主義は今まさに、世界の社会主義振興の大黒柱となっている」云々⁽²³⁾。昨今の中国メディア上、「人類運命共同体」「中華民族偉大復興」といった空疎な大言壮語が轟いて止まず、意味不明以外の何物でもない。

中国国務院が2021年末に白書「中国的民主」を公表した。「中国特色」をアピールするこの白書は、「国情」「安定優先」「経済発展重視」「多様な価値観」など、欧米の価値観に対抗する様々な概念を打ち出し、国内世論の支持を得、国際舞台での「話語権」（自己主張の発信力）を強調している。近年、中国外交官が中国政府の立場を過激な言葉で訴える、いわゆる「戦狼外交」もこうした話語権工作の一つであろう。一方、2013年5月、中央宣伝部が各大学に対して「七不講」（七つの語るべからず）の内部通達を出した。授業で講じるのを禁じる項目をリストアップし、大学関係者に厳命する。「七不講」とは、①「自由」「人権」といった普遍的価値観②報道の自由③市民社会④公民の権利⑤共産党の歴史的過ち⑥国家権力資本主義⑦司法独立、という箝口令だ。習近平政権の発足後の言論封じは著しく、不都合なことは徹底して国民の耳目から遠ざけている。お蔭で、海外に留学、移住した中国若者の中で、「文化大革命」「天安門事件」を知らず、西側輿論の中国批判に反発する、チベット難民団体の抗議活動を妨害する、などの「愛国行動」が多く見られる。

(6)模範人物像の創出

さて、大躍進の失敗や大飢饉の蔓延を経て経済の復興が少し現れた1963年2月9日、党中央が又しても政治キャンペーンを引き起こした。今度は前年に事故死した解放軍兵士・雷鋒が毛沢東思想の忠実な実践者のモデルとして選ばれ、熱狂な学習運動が展開された。「雷鋒日記」出版に際して贈られた国家指導者の題辞に毛沢東・劉少奇・周恩来・朱徳・林彪・鄧小平らの名が繋がられている。軍総政治部が発布した「雷鋒に学ぶ運動に関する通達」を見ると、「……以下の各点の宣伝・学習に重点を置くべきだ。①階級的立場が断固としており、愛するものと憎むものを明確に区別し、党及び毛主席に忠実であり、人類の解放事業に忠実な革命精神。②すべてに党の利益を配慮し、すべてに革命の必要から出発し、“永遠に錆びないネジ釘”となることを決意し、全身全霊人民のために奉仕する精神。③艱難困苦し、素朴で、少しも自己の利益を図らず、専ら人に尽くす共産主義の高尚な品德。④毛主席の著作の学習に努め、進んで党の教育を受け入れ、自己に対する要求は厳格であり、積極的に自己を鍛錬し、真面目に自己を改造する進取の精神」云々⁽²⁴⁾。恰も後光がさすような完璧な人物像、いや神像と言うべきであろう。その延長線上、翌64年2月1日、『人民日報』社説が「全国が解放軍に学ぼう」運動を呼び掛け、文革大革命の前哨戦につながっていく。中国の職場では「先進」「模範」の選抜・表彰が日常的に行われており、全国規模のキャンペーンの対象となったのは雷鋒のほか、同じ解放軍兵士の王傑・

歐陽海・劉英俊、地方幹部の焦裕禄、障害者女性の張海迪……、枚挙に暇がない。

歴史上、中国の為政者が民衆教化を実行する際、手本を立て説教する伝統が古い。「忠臣」「孝子」「貞女」「節婦」「烈士」「義民」……お上が顕彰した模範人物が数え切れず、しかも乱世ほど輩出する傾向が見られる。社会主義時代に入ってから、この奇妙な伝統が受け継がれ、雨後の竹の子のように続出したのである。解放軍なら「五好戦士」、学校なら「三好学生」、工場なら「労働模範」、病院・役所なら「先進工作者」……、どこもかしこも「評選活動」で大忙し。庶民の家の壁に何かしらの賞状が飾られている。一昔前、「大公無私」など自己犠牲の精神が奨励され、「革命事業の後継者」「共産主義戦士」云々の記事が新聞雑誌の紙面を賑わしていたが、後に捏造であることが判明したケースも少なくない。1980年代以降、拝金主義が流行り、「为人民服务」のフレーズも死語になった。何せ汚職官僚の摘発件数が600万件に上るこの御時世、模範人物のモデル効果がさすがに薄らいだ。

曾て、ナチスの宣伝大臣ゲッベルスは「嘘も百回言えば真実になる」と放言した。中国の愚民政策が思想統一の道具として排他性と強制性を有し、一党支配の強化に役立ったことは、歴史が示した通りだ。長年、国民の大半が体制順応の処世術をよく心得ている中、敢えて愚民政策の虚妄を突いた「思想犯」が悉く処刑場の露と化した。林昭(1932~68)・張春元(1932~70)・遇羅克(1942~70)・張志新(1930~75)・李九蓮(1946~77)・王申西(1945~77)・劉曉波(1955~2017)……先覚者の墓標に血のリストが刻まれている。

注

- (1)「令和落首考 2021年後半」『朝日新聞』2021年12月26日付。
- (2)「戦いの地層 ウクライナ侵攻1年(下)」『朝日新聞』2023年3月3日付。
- (3)「日曜に想う 正念場の民主主義 日本の熟度は」『朝日新聞』2024年2月4日付。
- (4)全体主義体制の形成・性質などについて、ハンナ・アーレント著『全体主義の起源』(大久保和郎・大島かおり訳、みすず書房、2017年)という古典的研究があり、参照されたい。
- (5)中国知識人を対象とする「洗脳」「思想改造」の実態について、差し当たり先行研究三点を挙げておく。
E・ハンター著、福田実訳『洗脳——中共の心理戦争を解剖する』(法政大学出版局、昭和28年)、E・ハンター著、村石利夫訳『ほとんど誰でも——精神の謀殺——』(国際文化研究所、昭和31年)、ロバート・J・リフトン著、小野泰博訳『思想改造の心理——中国における洗脳の研究』(誠信書房、1979年)。
- (6)人民教育出版社語文一室編著『語文』第一冊、人民教育出版社、1992年、「説明」1頁。
- (7)もっとも、現在使用の国語教科書の中身は昔より大分改善されたことも事実だ。古典詩文や海外文学名著の節選がふんだんに盛り込まれ、ある程度の多様性が見られる。同じ人民教育出版社から発行された1958~59年版『高級中学語文課本』(第一冊、第二冊、第五冊)を繙くと、毛沢東・劉少奇・周恩来・魯迅・レーニンらの論著や人民日報の社説がそのまま掲載され、分量・頁数の半分を超える。文革期、このようなお堅い教材すら廃止され、代わりに『毛主席語録』を使用した国語授業は一般的だった。
- (8)人民教育出版社歴史室編著『世界近代現代史』下冊、人民教育出版社、2003年、105~106頁。
- (9)「中央伝発中央教育部党组關於在高等学校試行政治工作制度的報告」(1952年9月2日)、『建国以来重要文献選編』第3冊、中央文献出版社、1992年、320~322頁。
- (10)「中国、教員の素行・思想調査」『朝日新聞』2023年7月17日付。

- (11)「中共中央關於健全各級宣傳機構和加強党的宣傳教育工作的指示」（1951年2月25日）において、「全国膨大な新聞發行網・ラジオ放送網・出版網・学校網・映画網、及び其の他の文化教育部門は、すべて国家の建設事業に奉仕する道具でなければならない。これらの宣傳機構に対し、党の宣傳部門が党中央の指示を受けながら、指導的責任を果たしていかなければならない」と明記している。『建国以来重要文献選編』第2冊、中央文献出版社、1992年、75～79頁。また、同選編第3冊312～315頁に「管理書刊出版印刷業發行業暫行条例」（1952年8月16日）が見られる。
- (12)延安整風時、党中央機關紙『解放日報』は、社説「党與党報」（1942年7月）に「党経過報紙來宣傳。……報紙是党的喉舌」と記す。『人民新聞工作的基本知識』南方日報社、1950年2月1日、3～5頁。
- (13)「五毛党」の前身は昔いた。建国早々、党中央が大衆を相手にする「宣傳員」制度を設けた。宣傳員とは、党組織の指導を受けながら、周りの人たちに政府の方針・政策や時事問題について分かりやすく解説し、伝える役目だ。具体的に「会話」「噂伝言」「新聞読み聞かせ」「ラジオ放送を一緒に聴く」「壁新聞作り」「通俗な解説文・絵図」などの方法が挙げられている。「中共中央關於在全党建立对人民群眾的宣傳網的決定」（1951年1月1日）、『建国以来重要文献選編』第2冊、中央文献出版社、1～5頁。
- (14)https://www.news-postseven.com/archives/20210210_1633907.html?DETAIL
- (15)「關於在基層配備思想政治工作人員的批語」（1963年12月14日）『建国以来毛沢東文稿』第17冊、中央文献出版社、2023年、144頁。
- (16)「中共中央關於進一步開展抗美援朝愛國運動的指示」（1951年2月2日）、『建国以来重要文献選編』第2冊、中央文献出版社、1992年、24～27頁。
- (17)「对慶祝五一労働節口号草案的批語」（1950年4月21日、26日）、『建国以来毛沢東文稿』第2冊、中央文献出版社、2023年、91～93頁。
- (18)「对中央國慶節掛像、台像弁法和口号的通知稿的批語」（1966年9月10日、9月12日）、『建国以来毛沢東文稿』第18冊、中央文献出版社、2023年、356～357頁。
「对慶祝中華人民共和國成立二十周年口号稿的批語和修改」（1969年9月日）、『建国以来毛沢東文稿』第19冊、中央文献出版社、2023年、468頁。
- (19)「中共中央關於加強宣傳、思想工作的通知」（1989年7月28日）において、「西側諸国による“平和演變”の陰謀を粉碎せよ」「宣傳・輿論・文化の領域を整頓せよ」「今回の動乱に際して誤った報道を行った個人・団体に対し、人事異動や処分をせよ」「出版機構や印刷工場の管理を嚴重にせよ」「各省・市・県党委員會宣傳部長は同級党委員會の常務委員が担当し、中央宣傳部が任命する」と厳命している。『中共中央文献選編』中共中央党校出版社、1992年、431～445頁。
- (20)「政務院關於劃分農村階級成分的決定」（1950年8月20日）、『建国以来重要文献選編』第1冊、中央文献出版社、1992年、382～407頁。「關於劃分農村階級成分的補充規定」（1951年3月7日）『建国以来重要文献選編』第2冊、中央文献出版社、102～120頁。
- (21)「管制反革命分子暫行方法」（1952年7月17日）、「治安保衛委員會暫行組織条例」（1952年8月11日）、『建国以来重要文献選編』第3冊、中央文献出版社、244～250頁。
- (22)「中国の愛國主義教育：歴史文化への自信にも力点」『朝日新聞』2023年10月26日付。
- (23)「共産党が援助 アフリカに政治学校」『朝日新聞』2023年4月13日付。
- (24)毛里和子・国分良成編『原典中国現代史 政治上』岩波書店、1994年、227～228頁。

附記：本論文は、山陽学園大学令和5年度学内研究補助金によって進められている研究成果の一部であり、ここに厚く謝意を表す。

論文

若者の就職に伴う地方圏から大都市圏への移動の一事例
—個人から見た「地元」範囲の拡大について—

The process of choosing between regional migration for
young people due to employment: A case study of
migration from rural areas to metropolitan areas

松浦 美晴¹⁾・上地 玲子²⁾・岡本 響子³⁾

Miharu Matsuura, Reiko Kamiji, Kyoko Okamoto

キーワード： 大学生, 地域間移動, 就職, SCAT (Steps for Coding and Theorization)

Keywords : University students, Interregional movement, Transition from
student to worker, SCAT : Steps for Coding and Theorization

背景と目的

人口の東京の一極集中が問題視されるようになって久しい。総務省によれば、東京圏の転入超過数は緩やかに拡大しているが、地方県である岡山県においては、2023 年は 5621 人の転出超過であった（総務省，2024）。地域の若者の転出は就業を機会に生じるという指摘がなされている（労働政策研究・研修機構，2016；天野，2024）。岡山県においても、20 歳から 24 歳の転出超過数が最も多い（山陽新聞，2023）。転出超過は大学卒業・就職時に起きていると考えられる。

マクロの視点からみると、転出超過が続くことで人口の社会減が進み、労働力、購買力の低下、地域経済の縮小が懸念される。一方、こうした人口移動の流れは、個々の移動者の行動選択から成り立っている。堤（1989）は、移動の意志決定過程において、判断規範となるのが「効用」であり、「この効用が如何なるものからもたらされるのか、あるいは、如何なるものからもたらされると潜在的移動者が考えるのか、ということが個別的に問題となる」と述べている。ここから、移動者である個人が環境をとらえ、自らの求める効用は何であり

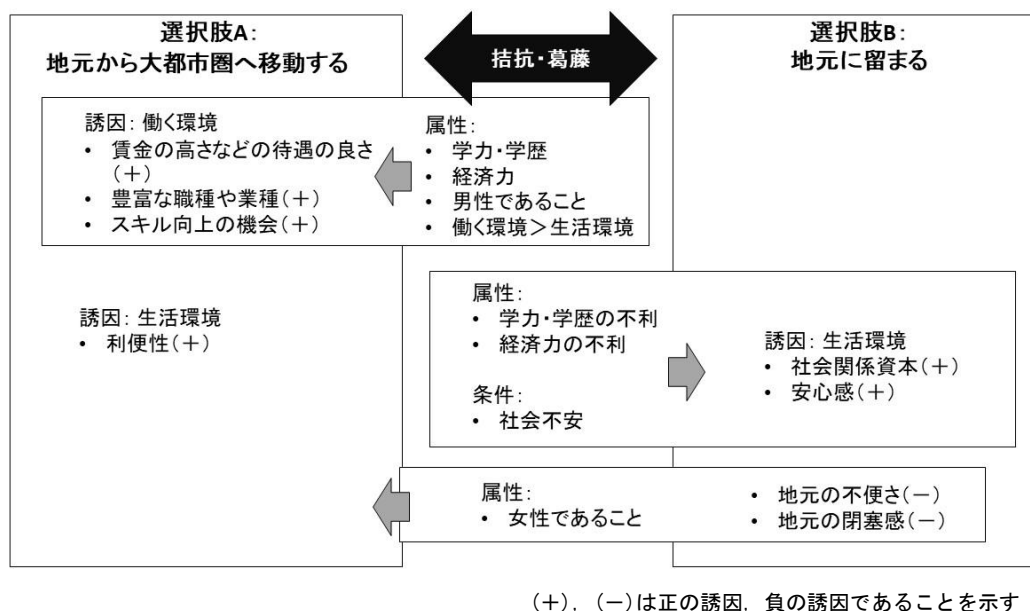
¹⁾²⁾ 山陽学園大学総合人間学部ビジネス心理学科

³⁾ 奈良学園大学

それがもたらされる可能性の高い環境はどのようなものであるかについての判断を行い、移動の意思決定に至る過程を、詳細に検討することには意義があると考えられる。

図1は、既存研究から若者の地域間移動の要因を整理したものである。「地元から大都市圏への移動」、「地元に残る」いずれかの選択によって、「働く環境」と「生活環境」を得ることが期待される。「地元から大都市圏への移動」の選択によって得られる「働く環境」は、「賃金の高さなどの待遇の良さ」、「豊富な職種や業種」、「スキル向上の機会」、生活環境は、「利便性」である。「地元に残る」選択によって得られるのは、生活環境における他者とのつながりである「社会関係資本」、「安心感」である。どちらかを選択するという意思決定は、時に拮抗し、葛藤をもたらすと推察できる（松浦，2024）。

図1 地域間移動の要因モデル図（松浦，2024より転載）



本稿では、個人としての移動者が求める効用と、それがもたらされる可能性の高い環境についての移動者の判断、生じる可能性のある葛藤を経て、移動の意思決定に至るまでの過程を検討したい。そこで、大学卒業・就職時に地元である岡山県から大都市圏である大阪府へ転出した女性1名のインタビュー事例を取り上げる。当事者の内的視点からの選択過程を、実際の事例からとらえたい。

方法

インタビューの実施時期と協力者

インタビューを202X年3月に実施した。就職のため岡山県から大阪府へ転居済みで4月からの就業を控えていた女性大学卒業者Aさんに、インタビューの対象として協力を求めた。

インタビューの方法

インタビューの聴き手は、本稿の筆頭著者と共著者の 1 名の 2 名であった。オンライン会議ツール Zoom でインタビューを実施した。A さんの許可を得て音声録音した。インタビュー所要時間は約 1 時間であった。インタビューでは、「県外に出る理由」「県外転出を意識したきっかけ」「県外転出を決めるまでに考えた、県外に出ることのメリット・デメリットと、それらをどのように考え、どのように選択をおこなったのか」「県外の生活と地元の生活の違い」「県外の生活と地元の生活、それぞれの魅力と欠点」、等について尋ねた。

分析方法

録音した音声を逐語化し、大阪に転居する理由として語られた部分について、SCAT (Steps for Coding and Theorization) (大谷, 2008) を用いて分析を行った。SCAT では、まず、マトリクスの中にセグメント化したデータを記述し、それぞれに、<1>データの中の着目すべき語句 <2>それを言いかえるためのデータ外の語句 <3>それを説明するための語句 <4>そこから浮き上がるテーマ・構成概念、の順にコードを考えて付していく 4 ステップのコーディングを行う。次に、<4>のテーマ・構成概念を紡いでストーリーラインを記述し、そこから理論を記述する。一つだけのケースのデータの分析にも有効とされている (大谷, 2011)。

倫理的配慮

実施に当たり、筆頭著者の所属機関の研究倫理審査委員会の承認を得た (承認番号: A2023U014)。協力者に対し、語りたくないことを語らなくてよいこと、希望によりインタビュー中の休憩や中断、インタビューの延期、中止も可能であり、そのことで不利益を被らないということを、依頼時およびインタビュー開始時に説明した。

結果と考察

SCAT の結果

SCAT によるコード化の過程を表すマトリクスの一部を表 1 に、ストーリーラインの一部を表 2 に記載する。ストーリーラインの文中、「[]」は、「テーマ・構成概念」である。

A さんにとっての地域間移動の効用 A さんにとっての地域間移動の効用は、[都会でなければ楽しめない趣味]を楽しめることであった。移動後も[都会の交通利便性]、[都会の生活利便性]を享受している。他に、[都会の利便性による地元との感覚の違い]、[将来子どもにいろいろなものを与えられる環境]、[免許返納後の高齢者が生活を楽しむための環境]、[老後の楽しみのある環境]といった、将来の展望の中で地域間移動の効用となる概念が抽出された。

移動の意思決定過程における効用の拮抗と葛藤 選択の意思決定過程の初期において、A さんは、移動による効用損失を意識しており、移動をためらっていた。しかし、既に地域間移動を遂げた友人をモデルとし、移動によって得られるであろう価値ある経験をイメージするようになり、県外への移動を決意した。[実家と同じ西日本]と範囲を限定したうえで、都会の効用を享受できる移動先を選択し、[住みたい範囲と都会度の組合せ]で大阪への移動を決定した。大阪への移動を決定した。東京との比較において、大阪は [地元との類似性]があり、その選択は、[都会であっても地元の暮らしに近い方が良いという判断]によるもので

あった。一方、[将来の地元 U ターン]は考えておらず、地元からは離れたいが地元と似た環境を求めるといふ、矛盾があり葛藤があると考えられる。

表 1 SCAT によるコード化の過程を表すマトリクスの一部

発話者	テキスト	<1>テキスト中の注目すべき語句	<2>テキスト中の語句の言い換え	<3>左を説明するようなテキスト外概念	<4>テーマ・構成概念(前後や全体の文脈を考慮して)
A	東京まで行くと逆に怖いなっていう。	東京/怖い	東京の怖さ	大都市に感じる怖さ	東京へ行くことの怖さ
聞き手 a	それは。				
A	あとは、すごく狭いので、修学旅行とかで街中歩いた時にせま、って思ったのも結構そんなに惹かれなかったですよ。	狭い/修学旅行	修学旅行で感じた東京の狭苦しさ	自分に合わない都市環境/心惹かれない都市	過去の体験から感じる自分に合わない東京のイメージ
聞き手 a	なるほど、大阪の方が合ってる。				
A	肌で感じたのは、そうですね、多分 ちょっとみんな忙しい感じがしたんですよ。ま、大阪のね。と忙しそうにしてるんですけど、なんかやっぱり、自分の中では岡山で育った環境と東京がものすごいかけ離れてるよう感じたので、多分それが違和感だったのかも。大阪の街を就活の途中とかかに歩いてても、ま、違いはするんですけど、そうほんと、せまって思ったことは1回もないんですよ。だから、岡山の街中歩いてる時と近い感じで、都会だけど馴染みのある風景に近いというか。	みんな忙しい感じ/東京/ものすごいかけ離れてるよう感じた/大阪/岡山の街中歩いてる時と近い感じ/都会だけど馴染みのある風景	地元とかけ離れた東京と地元に近い感じの大阪/都会で感じるなじみある風景の大切さ	地元との類似性/安心感/心理的距離/違和感	地元との類似性/都会であっても地元の暮らしに近い方が良いという判断

移動する若者にとっての「地元」

「地元」という概念は曖昧さを含んでいる。出生地を指すのか、成人に至るまでの最も居住期間の長い地域を指すのか、あるいは、人生において最も居住期間の長い地域を指すのか、明確ではない。個人の視点を研究対象とする本論においては、Aさんが「地元」ととらえる岡山県をAさんの地元とする。

Aさんの選択には、「地元」のとらえ方が関わっていたと考えられる。まず、Aさんにとっての地元が両価的存在であり、地元から大都市への移動には効用獲得と効用損失の両方が伴っていた。次に、Aさんは、効用損失を小さくするため、大都市でありながら地元似た環境が期待できる移動先を選択していた。こうしたAさんの選択の特徴を、他の移動者の行動選択の理由として一般化できる可能性がある。

両価的存在である「地元」 安立(2019)は、因子分析を用いて大学生の「地元」意識の構成因子を見いだした。安立は、「地元」意識は5因子からなり、その中で、「地元嫌い」因

子、「地元回帰」因子の 2 つが最初に抽出されたと報告している。そして、大学生にとって「地元」には、そこから離れ自立したいが、いざというときは頼りたいという、否定・肯定の両方の意味を持つ両義的なイメージがあると考察している。A さんの、地元からは離れたいが地元と似た環境を求めるという選択の背後にも、そうしたイメージが存在していたといえる。否定・肯定のイメージは、「地元」に留まることでもたらされる、効用損失と効用獲得と関連すると考えることができる。効用選択に置いて、地元は両価的存在であるといえる。

表 2 SCAT によるストーリーラインの一部

<p>A さんは、[就職活動の開始]の時期に[迷いから地域間移動の効用への意識の芽生え]を経験し、岡山から大阪への地域間移動を決心した。それまでの迷いは、移動による[精神的サポートの喪失][家族やペットへの愛着]といった効用損失の可能性から生じており、[慣れた土地から離れる決心の難しさ]となっていた。</p> <p>しかし、[地元引かれながらも他の環境での経験の価値]を考えるようになった。[都会に出た友人の話]が転機となり、[経験者に聞いて膨らむ移動後のイメージ]を抱くことができ、[成長できる刺激への欲求]が生じた。[実際の経験の重要性] [県外移動を試してみることの意義] を考え、[いつでも帰れる安心感]もあり、県外転出を決意した。</p> <p>[移動先の選択]では、まず、[親族の住む範囲]の[地理的距離]、[積雪への対応の経験のなさ]を考慮しての[気候条件] [温暖な気候の住みやすさ]から、[実家と同じ西日本]と範囲を限定した。次にその[住みたい範囲内での選択]として、[都会でなければ楽しめない趣味]を楽しめる環境を選択した。つまり、[住みたい範囲と都会度の組合せ]で、移動先を選択することになった。[地元企業への就職]は完全に[視野の外]となった。[移動先に選んだ都会での就職]を[決定事項]として就職活動を行った。</p> <p>[移動前の心配事]として、[一人で落ち込んだ時の不安]への対処をどうするか、[家族の支えで保たれるメンタルヘルス]を移動後に維持できるかということがあった。一方、自分と[合わない家族の存在]があり、移動は、[合わない家族から離れる手段として実家脱出]をすることもあった。移動により、[独り立ちによる家族との適切な距離感]を得ることができた。</p> <p>移動してみて、[都会の利便性による地元との感覚の違い]を経験している。[都会の交通利便性]、[都会の生活利便性]を感じている。</p> <p>[将来の地元 U ターン]は[視野の外]である。[大阪に住み続けながらの転職可能性]はあるが、[都会に住み続けたいという希望]がある。理由として、[都会におけるあらゆる選択肢の多さ]がある。[都会の娯楽の多様性]、[大規模イベントの開催]、[多彩なジャンルのイベント開催]があり、[楽しさ]がある。</p> <p>また、就職決定後に考えるようになった、[祖父の話から考える自分の将来の生活]がある。自分が将来迫られるであろう、[高齢による体力低下] [高齢者の免許返納]も、[歩行の代わりに使える交通手段] [自家用車に頼らない交通利便性]があれば可能である。[新たに知った都会の利点]である。[親族の免許返納]を経験し[交通利便性を享受する祖父母の姿]を見て、[免許返納後の高齢者が生活を楽しむための環境]の重要性を考えるようになった。</p> <p>[老後を検討するには早すぎる時期]かもしれないと思いつつ、[長く人生を楽しむこと]を考えている。[仕事のやりがいプライベートへ影響するという考え]を持っており、最終的に[プライベートの充実]を考えている。[家族を作ることへのあこがれ]があり、[将来子どもにいろいろなものを与えられる環境]がほしい。[あこがれている将来の暮らし] [自分がやりたいことで生活することへの憧れ]があり、[老後の楽しみのある環境] であるため、[高齢になっても移動先での生活]を続けるのが、[今の時点の老後生活イメージ]である。</p> <p>調査者が、[さらなる大都市としての東京]への[再移動]の可能性を[確認]したところ、西日本という範囲に限定しなければ、[大都市である東京での暮らしの可能性]が[視野の中]にあるとのことであった。しかし、[東京へ行くことの怖さ]もある。[過去の体験から感じる自分に合わない東京のイメージ]を持っている。それに対して大阪には[地元との類似性]を感じており、[都会であっても地元の暮らしに近い方がよいという判断]がある。[東日本からの帰省の困難]もある。[大阪で満足できる暮らしができるという判断]をしている。</p>
--

「地元」となる範囲の拡大 A さんの選択において、地元からは離れたいが地元と似た環境

を求めるといふ葛藤の生起から、大都市でありながら地元岡山と類似した地域である大阪への移動という帰結が見られた。大都市を地元と類似した地域とみなす、Aさんのこの捉え方を、個人の視点における『地元』範囲の拡大と理解することができる。地元範囲を拡大し、大都市をその中に含めることで、大都市への移動と地元に残ることの両方の効用を得て、移動の選択に伴う葛藤を軽減することが可能となった。

地元範囲の拡大という現象は、既存研究においても示唆されている。地元志向の異なる学生間で就職意識を比較した平尾・重松（2006）は、就職先として隣接県や地域ブロック内をイメージする学生の存在を指摘、「やや広い意味での地元志向を有する学生たち」として、地元志向における許容エリアの広さがあると述べた。また、地方国立大学である和歌山大学学生の卒業後の移動パターンを分析した田代（2017）は、近畿地方出身者が同じ近畿地方内にある和歌山大学に入学・卒業して近畿地方内に留まるという傾向が、移動者の中に見られることを確認し、そうした移動者同一地方内に留まる「半地元定着者」と呼称した。

こうした、地元範囲の拡大によって首都圏への人口集中を防ぐ方策として、マクロな視点からの提案がなされている。地方中枢市の「ダム機能」（増田，2014）、すなわち、人口移動を地方内の中枢都市に留め、全国的な大都市への移動をせき止める機能のことである。しかし、柳井（2020）によれば、ダム機能をかろうじて果たしているのは大阪市を始め少数の都市に限られるという。

また、松井（2021）は、富山大学の学生の就職時の移動を田代（2017）の結果と比較、考察し次のように指摘した。和歌山大学にとっての大阪府のような巨大な雇用吸収力を県に隣接していない富山大学では、就職時の県境を越える移動が転入超過となっていた。また、富山大学から就職先として向かうのは東京都、大阪府が多く、同一地方内ではなく全国規模の大都市への移動が多かったという。このように、中枢市が近隣にない地域では、ダム機能は期待できない。地域間の関係は、マクロな視点でとらえるような均一な階層構造ではないのである。

そもそもミクロな視点に立てば、移動する各個人にとって、「拡大された地元」が地方の範囲に留まるとは限らない。地元の立地、個人の事情や考え方によって、「拡大された地元」の範囲は異なってくるはずである。

本稿が報告するAさんの場合、地元とは異なる東京が「自分に合わない」と、「肌で感じた」と述べている。地元と似ているかどうかの感覚は主観的なものであった。Aさん以外の移動者の事例においても、地元範囲の拡大という現象によって、移動による効用の拮抗とそこから生じる葛藤を解消していると説明できる可能性があるかもしれない。しかし、その際に、現象が生じる個人の選択過程をきめ細かく見ていく必要がある。

今後の課題

本稿が報告したAさんの事例では、地元からの移動により得られると期待される効用と地元に残ることの効用の拮抗する中で、効用を最大化する落とし所としての、「拡大された地元」を選択するという行動がみられた。今後の課題としては、同様の現象がみられるかを確認しながら、個人の選択過程を詳細に検討してゆくことになる。そのために、調査事例を重ねる必要がある。

また、次の新たな視点を加えて検討してゆきたい。Aさんは、移動の許容範囲を親族の住む地域に限定していた。図1に示した通り、地元に残ることの効用の1つは、それまで

の社会関係資本を維持できることである。しかし今日、ソーシャルネットワークサービス、略して SNS の利用により、地元の間人関係を維持しながら地域間移動を行うことが容易になっている。さらに、SNS による移動先について情報収集が、移動の不安を軽減し安心感をもたらすことが考えられる。つまり、SNS の発達、若者の地域間移動を促進している可能性がある。

今回のインタビューは、A さんが地域間移動を終えた直後に行われた。今後、移動先で社会人として生活するうちに、自身の選択に対する評価や、地元のイメージが変化する可能性がある。A さんへの追跡調査の実施も検討すべき事項である。

文献

- 安立清史 (2019). 地元意識」という謎：大学生の地元意識に関する因子分析 人間科学共生社会学, 9, 115-123.
- 天野 馨南子 (2024). 【地方創生・人口動態データ報】2023 年 都道府県転入超過ランキングー勝敗を決めたのはエリアの「雇用力」ー ニッセイ基礎研究所 Retrieved January 20, 2025 from <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=77449?site=nli>
- 平尾元彦・重松政徳 (2006). 大学生の地元志向と就職意識 大学教育 3, 161-168.
- 増田寛也 (2014). 地方消滅 東京一極集中が招く人口急減 中央公論社.
- 松井隆幸 (2021). 若者の地域間移動の中継点としての地方国立大学：富山大学卒業生の出身地・就職先データを題材に 富山大学紀要 富大経済論集, 67(1), 71-87.
- 松浦美晴 (2024). 若者の就職にともなう地域間移動の背景と要因 山陽論叢, 30, 55-63.
- 大谷 尚 (2008). 4 ステップコーディングによる質的データ分析手法 SCAT の提案ー着しやすく小規模データにも適用可能な理論化の手続きー 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 教育科学 54(2), 27-44.
- 大谷 尚 (2011). SCAT : Steps for coding and Theorization : 明示的手続きで着しやすく小規模データに適用可能な質的データ分析手法 感性工学 : 日本感性工学会論文誌 10(3), 155-160.
- 労働政策研究・研修機構 (2016). UIJ ターンの促進・支援と地方の活性化ー若年期の地域移動に関する調査結果ー JILPT 調査シリーズ 152. January 20, 2025 from <https://www.jil.go.jp/institute/research/2016/documents/152.pdf>
- 山陽新聞 (2023). 岡山県, 転出超過 5527 人 22 年人口移動 14 年以降で最多(2023 1 月 30 日)Retrieved January 20, 2025 from <https://www.sanyonews.jp/article/1357368>
- 総務省 (2024). (日本人及び外国人)住民基本台帳人口移動報告 2023 年(令和 5 年)結果 January 20, 2025 from <https://www.stat.go.jp/data/idou/2023np/jissu/youyaku/index.htm>
- 田代優秋 (2017). 地方大学生における卒業後の移動パターンの現状：和歌山大学生の出身地ー就職先所在地情報を事例に 地域経済, 21, 6-14.
- 堤 研二 (1989). 人口移動研究の課題と視点 人文地理 41(6), 529-550.
- 柳井雅人 (2020). 「地方消滅」論の産業的検討 北九州市立大学商経論集, 55, 65-87.

付記

本研究は、JSPS 科研費 24K05781，ウエスコ学術振興財団研究資金助成事業の助成を受けた。インタビューにご協力くださった A さんに，感謝申し上げます。

研究ノート

併設校「新良田教室」の32年(その2)

— 開校準備② —

田辺 大藏¹⁾

キーワード：教育史、ハンセン病、岡山県、邑久高等学校

本稿は、「併設校『新良田教室』の32年(その1) —開校準備①—」(2022)『山陽論叢』第29巻から継続し、開校に向けての最終局面での具体化に向けた折衝過程を追跡する。

2.3 具体的設立準備

2.3.1 開校前年の動向

1954年(昭和29年)、文部省、厚生省、岡山県および岡山県教育委員会、さらに最終設置場所となる長島愛生園との協議が本格化した。以下、11月以降の動向をまとめる。なお、本資料は縦書きの手書き原稿を基にしており、一部判読が困難な文字も見られるが、可能な限りテキスト化を試みた。また、可読性を考慮し、漢数字をアラビア数字に変換し、句読点を補った。

1954年

- 11月4日 厚生省国立療養所課斎藤課長、来県挨拶。
- 11月12日 医務局整備課長より高校新設整備費内示書接受。
- 11月20日 高校設置●●●●妥結す。
- 11月24日 教育委員会宛、医務局長依頼状書、接受。
- 11月26日 右文書により岡山県教育委員会と交渉。
研究のため一週間の猶予を求めた。
- 11月27日 厚生省本村技官来岡。打合。
- 12月3日 文部省と協議の必要あるため、
更に猶予を求むる旨学事課長より来信あり。
県指導課長6日上京の旨、電話連絡あり。
- 12月8日 石原事務官石川技官県教委施設指導係渡辺技官と
校舎の基本設計の打合を完了する。
- 12月9日 石原事務官邑久高校に出張。初度調査の打合を為す。

¹⁾ 山陽学園大学総合人間学部言語文化学科

- 12月15日 岡山県教育長、次長、学事課長と懇談。
厚生、文部両省の協議を望む。
- 12月16日 上京厚生省療養課にて打合せ。
- 12月17日 文部省初等中等教育局中等教育課特殊教育●と打合せの結果
厚生省よりメモを提出することとなる。
- 12月21日 岡山県教委学事課にて厚生省メモを中心として協議する。

「高等学校新設折衝経緯」1954年3月10日
（『近現代日本ハンセン病問題資料集成 補巻10』P.96より転載）

11月は厚生省との間で、高校新設に向けた事務的な連絡や協議が継続的に行われた時期である。特に、厚生省国立療養所課の斎藤課長の来県を契機として、厚生省と岡山県の間で、主に事務的な連絡や協議が大幅に進展した。厚生省医務局整備課から高校新設に必要な整備費の内示書が示されたことは、計画が具体的な段階に進んだことを示唆している。これは、財政的基盤が確保されたという意味で、重要な出来事であると評価できる。以下に、その内示書を転載する。

整第152号

昭和29年11月9日

厚生省医務局整備課長

国立療養所長島愛生園長殿

高等学校新設整備費の内示について。

らい予防法の改正に伴い昭和29年度より初まる[マ]3ヶ年計画をもつて、高等学校1校を新設することになり、貴園に設置する[マ]ことに決定したが、これを整備予算を別紙内示のとおり内示するから、左記[原文縦書き]事項を熟知し諸般の準備を進められたい。

記

- 一、3学年制、1学年1学級、1学級30名（従つて生徒総数90名）の計画で今般大蔵省と折をつけるが、本年度はさしあたり1学年30名分（校舎60坪、宿舍120坪）を新築すること。
- 二、本工事の施工については、調査、設計、経費積算等（以下「実施計画」という）は貴園に委任するが、入札に先だつて当課の調査、査定を得ること。
- 三、予算示達後は、前項による実施計画にもとづいて[マ]入札、工事施工上の監督、指導、検査等にもあたられたい。

- 四、本工事は次年度以降に継続して行われることが予想されるから、実施計画の樹立にあたっては、当課及び所轄医務出張所営繕技官と密接なる連絡をとり、次年度以降の工事に支障のないよう注意すること。
- 五、本工事は第三、四半期（変更分）で予算を示し、年度内に完成を期さなければならぬから、工事の促進に留意すること。
- 六、学校の開設に当っては国立療所課より指示がなされるから十分に連絡をとること。
- 七、実施計画は至急作製 [マ] のうへ 11 月 25 日までに提出のこと。様式は別紙によること。
- 八、内示及び実施計画の取扱いには、厳重に管理され、発送受授については、親展扱いをすること。

「高等学校新設整備費の内示について」1954年11月9日
（『近現代日本ハンセン病問題資料集成 補巻10』P.38より転載）

また、11月20日「高校設置●●●●妥結」という記述は、詳細は判読できないものの、「妥結」という言葉から、高校設置に関して何らかの合意が成立したと推察される。この合意の具体的な内容は不明であるが、後の展開から、学校の基本的な枠組み（設置主体、学校の種類など）に関するものであった可能性が考えられる。

さらに、医務局長から教育委員会宛に依頼状が提出されたことは、厚生省と教育委員会との連携が開始されたことを示している。これは、行政機関間の連携が具体的に進展し始めたことを意味し、計画推進において重要な段階である。

これらの出来事から、11月は厚生省との間で予算措置や設置に関する基本合意、関係機関との連携開始など、高校新設に向けた重要な進展が見られた月であったといえる。

12月に入ると、文部省との協議が開始され、校舎の基本設計に関する具体的な動きが顕在化する。ここで留意すべき点は、高等学校新設に関して厚生大臣の同意がなければ文部省は対応し得なかったという事実である。この事実は、文部省との協議が必要になったことで計画の進行に遅延が生じたことから裏付けられる。当初の計画において文部省との連携が十分に考慮されていなかった可能性が示唆されている。

12月8日には、国と県の担当者間で校舎の基本設計に関する打ち合わせが完了している。これは、計画が具体的な設計段階に移行したことを意味し、物理的な準備が始まったことを示している。その後の一連の動きからは、岡山県側が文部省と厚生省の連携を強く求めていることがうかがえる。特に、12月17日に文部省との打ち合わせの結果、厚生省からメモが提出されることになった点は、両省間の情報共有が進んだことを意味し、今後の連携に繋がる重要な出来事といえる。

これらの出来事から、12月は文部省との協議開始、校舎の基本設計着手、両省間の連携強化など、計画がより具体的な段階に進んだ月といえる。しかし、文部省との連携の遅れや両省間の調整が必要になったことで、計画に遅延が生じていることも示唆されている。

高校新設に向けた動きは、厚生省との事務的な協議から文部省を巻き込んだ、より複雑な

協議へと移行し、具体的な設計段階に進んでいった過程が明確になった。

2.3.2 高等学校設立委員会の発足と課題

1955年（昭和30年）、現場では高等学校設立委員が任命され、常任委員2名と評議員4名で構成された。初代委員長には自治会役員の島村静雨が選出された。島村は1月22日に第1回委員会を開催し、具体的な課題を洗い出した。以下にその要点をまとめる。

1. 法的措置の整備（学校教育法、高等学校施行令、同施行規則、高等学校設置基準、学校図書館法、施設確保に関する政令などの適用等）：学校設置に必要な法的根拠の確認と整備が求められた。
2. 設立後の管理権（厚生省または文部省）、運営予算に関する不透明性（教材費、教職員の人件費の支給基準の不明確さ）：管理主体と運営予算に関する不確実性は、設立後の学校運営に大きな不安要素となっていた。
3. 建築工事の遅延（設計、要望処理、設備環境等の参考意見の聴取）：建築工事の遅延は、開校時期に影響を与える深刻な問題であった。設計段階から、関係各方面の意見聴取に時間を要したことも要因として挙げられる。
4. 設計に関する問題（職員室、女子寄宿舎、浴場、運動場、図書室等と要望との乖離）：実際の要望と設計との間に乖離が生じており、使い勝手や機能性に課題が残されていた。
5. 設計の不備（トイレの狭さ、物置の欠如、洗面所・食器洗場の狭さ）：具体的な設計の不備も指摘されており、早急な修正が求められた。
6. 関係機関との連携不足（文部省や厚生省、県教育庁などとの協力要請が繰り返し行われたが、効果が薄かった。自治会機関や全患協との情報共有）：関係機関との連携不足は、情報共有の遅れや意思決定の遅延を招き、計画の円滑な進行を阻害していた。
7. 開校の準備不足（工事の遅延による4月1日開校の可能性）：工事の遅延は、4月1日開校という当初の目標達成を危うくする要因となっていた。さらに寮舎の一部や小、中学校の教室を開放してでも4月の臨時開校を模索するが、かなわなかった。
8. 学校形態の問題（独立校か分校かの未決定）：学校形態の未決定は、運営体制や予算配分などに影響を与える重要な問題であった。
9. 入学試験の方式（試験科目、各療養所での学力検査の公平性の担保）：各療養所での学力検査の公平性を担保することは、重要な課題であった。

（島村静雨「新良田教室開校の前後」1959『愛生』P18より要約と要点加筆）

上記のような状況下、開校が2か月を切った段階で、現場が極めて困難な状況に置かれ

ていたことは想像に難くない。前年11月9日、厚生省医務局整備課長から長島愛生園へ前掲の「高等学校新設整備費の内示について(3学期制、1学級30名、1954年度より3か年の計画で進める等)」が送付されていた。この時点で岡山県教育委員会は「単独校、定時制」案を有していた。そして12月には、国と県の技官が校舎の基本設計のすりあわせを行った。しかし、この時点でも新設高校の設置課程すら定まっていなかった。

1955年1月28日には、岡山県が大蔵省と再交渉を行ったものの、大蔵省から「異なった方式の学校では予算は出し難い」として拒否された。予算が付かないため工事は始められず、教員の手配も滞った。設立委員会は文部省、厚生省、岡山県教育庁、教育委員会、学事課、指導課に対し、高校設立の協力と速やかな促進を繰り返し要請したが、結論は先送りにされた。

2.3.3 工事入札から開校までの半年

最終的な正式合意として、厚生省、文部省、岡山県、岡山県教育委員会間での覚書交換および文書調印が予定されていた3月1日を過ぎても実現せず、延期された。この間、水面下での調整が続けられていたが、3月2日には岡山県教育委員会が準備作業として協議に応じ、7日に工事を開始することで合意に至った。しかし、工事着工直後の3月9日、厚生省医務局は長島愛生園園長の光田健輔に電話で照会を行った。この照会は、工事開始後もなお、いくつかの課題が残されていると認識されていたためであると推測される。照会内容は、

(1) 教員数と生徒数、(2) 派遣教員の可能性、(3) 設置課程、(4) 学力格差の問題の4点に集約される。翌日の3月10日付で光田から提出された回答は以下の通りである。

邑久高等学校の教員及び生徒数等についての回答

3月9日電話にて照会のありました右のこと〔原文縦書き〕について、左記の通り回答致します。

記

一、邑久高等学校教員数及び生徒数

1 教員数	48名
校長	1名
教諭	43名(含む病気長欠中2名)
講師	2名
養護教諭	1名
同助教諭	1名

2 生徒数 1,050名(各学年350名宛)

邑久高校の教員数は48名であるが2名の病気欠者がある外、同校は本校舎の外に約12キロメートル離れた場所に牛窓校舎を有して居る等、事実上二校が一校になった様な特殊な関係にあつて、教員も相当無理な配置をして居る現状である他、非常勤講師の充足にも相当困難を感じて居る実状にあつて、派遣教員を現定員の●●操作することは当底不可能な状態である。

二、教科目 全日制普通課程。

三、長島愛生園には保育児童及び患者を対象とする小、中学校は本村の小、中学校の分校であつて、教員は岡山県より5名（中学校3名、小学校2名）派遣されているものの外、教員有資格者である患者を7名助手として配置してあり、設備は完成して居て、教育程度は一般の小、中学校と大差なく、現に保育児童中より一般社会の高校に入学した例もあつて、決して一般児童と比較して劣っているものとは言い難い。

「邑久高等学校の教員及び生徒数等についての回答」1955年3月10日
（『近現代日本ハンセン病問題資料集成 補巻10』P.90より転載）

厚生省からの照会内容は、文書としては確認されていない。しかし、回答二に「全日制普通課程」と記載されている点や、回答三の内容から考えると、「ハンセン病療養所の児童生徒が全日制高等学校に進学した際の学力に関する懸念について、現場の責任者として、また医師としての見解を問うものであった」と推察される。

また、この状況を注視していた各療養所の関係者は、1955年3月、長島支部の設立委員会を中心に協議を行い、一定の合意に至った。この合意を受けて工事着工が決定した旨の報告が、同年3月30日付で全患協事務局長名義の文書として各支部に伝達された。

高等学校設置に関するその後の状況

冠省、標記高等学校の件に関しては、厚生省、大蔵省、法制局並びに岡山県当局との交渉が思うように進まず、工事も延々になつており、各支部の入学希望者を初め [ママ] 療友一同に御心配をかけておりましたが、この度長島支部長よりの御書簡によると、ようやく話合いが果たらしく工事着工の運びになつたとのことであり、長島支部の設立委員会を中心にその促進方に鋭意努力中とのことである。本部としても長島支部の御努力に敬意を表すると共に、現在の状況を各支部に報告して一層の御協力を願うものです。

1. 県側としては職員の身分保障（人件費等）の法的裏付けを主張し、厚生省が大蔵省、及び法制局と度々折衝を重ねた結果、近く法文化され政令によつて公布される予定。
2. 一方、予算年度が迫っているので愛生園当局としてもいろいろ苦慮し、3月7日井上庶務課長、石原事務官が県側関係者と折衝して工事に着手する了承を得た。

3. 3月8日愛生園当局と長島支部設立委員会は現地踏査を行い、設計に関するいろいろな希望を強く要請、工事請負人による入札が行われ、工事に着手する運びになった。
4. 近日中に文部、厚生、岡山県側、愛生園当局の関係者が打合せ、最終会議が行われるその結果、最終決定に基づいて設立委員会は、設置に関する細部、(建物の内部構造、試験期日、その方法、開校予定、教員等に関する詳細)に就いては右の委員会に就いて決定さる。
5. 既報の如く定時制の事に関してはあくまで反対であり、正規の高校として設立すべく長島支部委員会としては学園教師とも懇談し、日々努力中です。

「高等学校設置に関するその後の状況について」1955年3月30日
(『近現代日本ハンセン病問題資料集成〈戦後編〉』第6巻P.303より転載)

高等学校設置に向けた交渉が思うように進まないことから生じる焦燥感と、進捗の遅れに対する不安を全患協事務局が抱いていたことが推測される。また、長島支部設立委員会の努力を高く評価し、感謝と敬意を寄せている。その立場から慎重な姿勢が窺える一方で、設立委員会に対する大きな期待感と、全日制高等学校として設立するという強い信念をもっていたことも分かる。

一方、現場では次年度への工事費繰越手続が完了したことで、3月14日に工事の入札が実施され、4月1日に着工する準備が整った。しかし、当初予定していた4月の開校からは大幅に遅れ、6月末の完成目標もさらに1か月延期され、7月末の完成を目指すことになった。実際には、6月1日に地鎮祭が挙行されたが、この遅延に対して多くの批判が寄せられた。後に、設立委員会委員長の島村は次のように述べている。



地鎮祭 (横田廣太郎氏提供)

敷地工事が始められるや、設立委員会は工事に遺漏なきを期すために機関の了解を得て、2名の現場監督を専任して促進をはかったのであつた。その間、友園各支部機関や或は入学希望者から寄せられた激励、または「何をもたもたしている。いつになったら開校されるのか、長島がだめなら考え直して他園に設立せよ」等の激しい熱烈な声が寄せられたりした。が、その後も開校目標は完成次第、夏休み返上、速時〔マ〕開校、それも無理とみるや、9月1日第2学期と度々目標を変更しながらも、工事は日々に進みつゝあつた (後略)

(島村静雨「新良田教室開校の前後」1959『愛生』P.18より転載)

2.3.4 定時制課程決定の経緯

4月30日、長島愛生園支部長である藤島は、国や県教育委員会に対し、全日制高校の設置を求める請願書を発送した。現場の強い思いが記されており、その一部を以下に抜粋する。

請願書（抜粋）

（前略）

私達といえども、病そのものからくる、どうにもならない制約については止むを得ないとしても、使い得る力と人としての機能を持ちながら、人為的な障害のために、日の目を見ずに埋もり [ママ] 去られるのは、あきらめてもあきらめきれないことであります。

（中略）

さらに全日制、定時制に対する社会の差別的な受けとり方がありますが、これについては先生の見解に全く同感であります。しかしながら、私達ハンゼン氏病患者に対する、社会一般のあやまつた偏見があるように、全日制、定時制に差別的取扱いがあるのは、動かし難い現実であります。社会復帰希望者にとって、ハンゼン氏病にまつはる偏見という不当な荷物を背負わされるのさえ堪え切れぬ苦しみであります。せめて教育の面では、この苦しみをカバーして行けるだけのものが何としても必要であります。今の激しい世の中で二つの偏見に苦しめられなければならないとすれば、社会復帰の希望を捨てるというに等しく、言葉を換えれば死ねと言うに等しいのであります。

（中略）

定時制になれば、一番直接がつかりするのは少年少女であります。落膽 [ママ] のあまり、今の旺盛な向学心に悪影響を及ぼし、療園に於ける高校教育の出発点からひびをいれることは、どんなことがあつても喰い止めなければなりません。私達は、始めからハンデキャップをつけた、のんびりかまえた、温室の中の教育には反対であります。多少の支障は排除しても、必ず全日制高校にして戴き度いという私達の願いは無理でしょうか。

（後略）

「高等学校設置に伴う現況報告について」内の「請願書」1955年
（『近現代日本ハンセン病問題資料集成〈戦後編〉』第6巻P.327より転載）

その後、長島愛生園支部長と高校設立委員長の連名で全患協本部宛に提出された「高等学校設立に関する報告の件」（1955年5月3日付）には、工事の進捗状況と、文部省・厚生省・県教委の三者による定時制課程導入の理由が記載されている。

其の後の工事の進捗について

去る 4 月 13 日行われる予定であった地鎮祭は準備の都合との理由で延期され、度々請求して参りましたが、今だ行れて居りませんが、既報の如く入札も完了、四月始より敷地工事に着手して居り、工事は着々進められて居ります。

参考迄に工事現場及敷地附近の写真原版及園内案内図を同封致します。尚、先般来本部よりも連絡ありました、全日制主張の問題については、各支部の一致した見解であり、強い要望でありますので、当支部は勿論、当委員会としても屢々園当局を通し、亦文書を以て全日制主張の要請、請願を続けて参つたのでありますが、先般石原分館長よりの報告によりますと定時制の見通が強いとの話で、その理由をあげますと、次の諸点が主なる理由の様であります。尚、これが今日迄の文部、厚生、県教委、三者の結論とのことであります。

一、定時制を主張する理由

イ、派遣教育であるから、教師派遣の都合もあり無理な授業時間がとれない。

ロ、各地より受験するのであるから地域的な学力差も考慮し、予習復習時間を多くとる様考える。

ハ、療養者であるから生徒の健康管理と治療時間等も考慮に入れねばならない。

ニ、各療養所の現在の小中学校教育をみると、比格 [ママ] 的のんびりやつている向が多いから、各方面から見て、高等学校だけを理想的に全日制にしても無理と思う。亦各個人の個性をなるべく伸す意味に於て、趣味教科 (音楽、美術、文学等) になるべく多く時間をとりたい (全日制ではそうした科目が週一、二時間しかない。 [ママ])

大体以上のような報告があり、当方設立委員会は上京の石原事務官とも懇談、再度いろいろの理由をあげて全日制を主張し、中央、県教育委に対しても充分われわれの要望を得ていただく様御願すると共に、別紙の如く請願書を各方面に重ねて発送致しました。(後略)

「高等学校設置に伴う現況報告について」1955年5月3日
(『近現代日本ハンセン病問題資料集成〈戦後編〉』第6巻P.326より転載)

これに対して、同年5月11日に発せられた全患協事務局長からの各療養所支部長宛の文書には、次のような記載がなされている。

(前略) ここで問題になりますのは、石原分館長よりの報告による「定時制の見

通しが強い」と言う言葉であり、その理由とする4項目などをあげておりますが、これは現政府の再軍備予算のシワ寄せによる「教師派遣の都合」が大きく障害になっていることは論を待たないところであり、私共全患協傘下の全療友は、更に積極的にこのごまかしを追求し、長島支部の請願書を全面的に支持して、全日制高等学校を実現するべく各関係方面に直ちに運動を展開して下さるよう要請致します。

尚30年度予算案に編まれている、ハンゼン氏病療養所の高等学校関係の予算額は次の通りですので、報告しておきます。

「国立療養所患者高等教育委託費 215万5千円」

「高等学校設置に伴う現況報告について」1955年5月3日
（『近現代日本ハンセン病問題資料集成〈戦後編〉』第6巻P.326より転載）

この文書から、全患協が定時制課程の導入に強く反対する立場をとりつつ、全日制高校設立に向けて積極的に働きかけていたことがわかる。その一方で、政府の判断を不当と感じ、対応を「ごまかし」と見なすなど、定時制課程導入に対する深い不信感を抱いていたと推察される。

また、全患協は長島支部の請願書を全面的に支持し、全日制高等学校設立を実現するために関係各所へ積極的に働きかけている。このことから、全患協は一貫して全日制設立の実現に向けて努力を惜しまない姿勢を示しており、政府の方針に反対しつつも積極的に運動を展開していたことが明らかである。

この時期においても、定時制課程を推進する国や県の行政側と、全日制課程を目指す現場側との攻防は続いていた。しかし、厚生省と岡山県は1月19日に東京で直接折衝を行い、定時制で進める方針が了解された。このため、結論はほぼ明白であったといえる。

その後も詳細な協議が続けられ、専任教師5人、講師3人、事務員3人など、具体的な配置についての調整が進められた。

確かに、現場には全日制にこだわる熱い思いが存在した。一方で、国や県はそれとは異なる視点から定時制課程を支持する考えを抱いていた。しかし、厚生省、文部省、岡山県、岡山県教育委員会の意見を集約するため、覚書の草案が準備されていた。この覚書には、当初から定時制課程に関する文言が盛り込まれていたのである。前述の「覚書」には複数回にわたり修正が施された案が残されており、その最も初期の記録には次のような記述（本資料は縦書き、手書き）が見られる。

国立らい療養所入所患者に対する高等学校教育は、次の事項の了解のもとに実施するものとする。

一、国立らい療養所入所患者に対する高等学校教育は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第44条の規定による定時制の課程とすること。

法律 高等学校には、通常の課程の他、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程と称する）を置くことができる。高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。

1 邑久高等学校に定時制課程を設置する。

定時制を採用した理由

1. 病気療養中のものを対象とする教育であるから全日制普通課程による授業は適当でない。
2. 生徒は全国的に集められるので相当の学力差が予想されるので予習、復習の時間を十分に設けて学力差を取り戻すためには定時制が適当である。
3. らい療養所の実態より勘案して、趣味乃至職業課程のために時間を充分とることが適当である。（普通課程では週 2 時間）
4. 学校の規模が小さいので教員の定数も少なく教員に事故の生じた場合等を考慮して運営上定時制が適当である。

「覚書（案）一国立らい療養所入所患者に対する高等学校教育の実施について」
（『近現代日本ハンセン病問題資料集成 補巻 10』 P.93 より転載）

その前後、何度も練り直されているが、実際、改稿の途中で「定時制を採用した理由」が記されている。行政の思いを確認するため、あえてその記載がある稿を採録した。

こうした経緯を振り返ると、やはり現場と行政との間には溝があることを感じざるを得ない。しかし、「邑久高等学校に定時制課程を設置する。」という一文が加わった時点で、これが確定事項となったのである。

2.3.5 高等学校設立の覚書

当初、3月1日に予定されていた各関係機関における覚書交換と文書調印は、少なくとも数回にわたって草案の修正が行われ、最終的に1955年7月21日、厚生省医務局長、文部省初等中等局長、岡山県知事、岡山県教育委員会委員長の間で調印が行われることとなった。その文面は次の通りである。

一 覚書

国立らい療養所入所患者に対する高等学校教育の実施について

標記の件について、厚生省、文部省、岡山県知事及び岡山県教育委員会は、左記のとおり協定し、後日のため覚書として四部を作成し、各当事者においてそれぞれ一部を保管するものとする。

昭和 30 年 7 月 21 日

厚生省医務局長	曾田長宗
文部省初等中等教育局長	緒方信一
岡山県知事	三木行治
岡山県教育委員会委員長	野崎正衛

記

国立らい療養所入所患者に対する高等学校教育は、次の事項の了解のもとに実施するものとする。

- 一 国立らい療養所入所患者に対する高等学校教育は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第44条の規定による定時制の課程とすること。
- 二 岡山県教育委員会は、この教育を実施するため学校教育法第75条第2項の規定により、必要な教員を国立療養所長島愛生園に派遣するものとする。
- 三 この教育を実施するために必要な経費（教員の派遣に要する経費及びその他一切の経費）は、国が負担するものとし、厚生省はこれを岡山県教育委員会に交付し、岡山県教育委員会は別に定める規約に従ってこれを使用するものとする。
- 四 厚生省は、国立療養所長島愛生園長をして、らい予防法施行令（昭和29年政令第223号）第1条に定める措置をせしむるものとする。
- 五 この教育を行うための教職員又はその補助的職員には、らい患者を使用しないものとする。
- 六 この教育に対しては、授業料、手数料等を徴収しないものとする。
- 七 この教育について、国立らい療養所入所患者から要望事項がある場合は、該当療養所長を通じて処理することとし、岡山県教育委員会は患者と直接折衝を行わないものとする。
- 八 厚生省及び文部省は、岡山県教育委員会に対し、派遣教員の採用等について協力するものとする。
- 九 以上各項により難い場合は、関係当事者が協議して定めるものとする。

「覚書——国立らい療養所入所患者に対する高等学校教育の実施について」
（閉校記念誌『新良田』2006年、P.186より転載）

最終的な覚書には「定時制を採用した理由」が削除されている。これは四者が署名した合意文書であるため、それぞれの立場や利害を調整する必要があった。また、「定時制を採用した理由」の詳細な議論や背景は、すべての関係者が同意するには主観的で冗長であると判断された可能性がある。覚書には簡潔さと法的な合意事項が求められるため、詳細が省略されたと考えられる。

また、覚書では教育の実施主体や資金負担、具体的な運用ルールが明文化されており、草案に含まれていた教育内容や定時制の採用理由といった詳細は議論の対象外とされた可能性がある。覚書は実際の運用を確保するための合意書であり、草案に盛り込まれた理念的な

部分が省かれたと推測される。その一方で、この理由が他の関係者、特に厚生省や文部省、県教育委員会にとっては議論の余地が少ない「既定事項」として扱われた可能性があることも削除された理由であろう。交渉の中で、「定時制課程を採用する」という方針が既に決定しており、理由付けの詳細は省略されても問題ないと判断された可能性が高い。

このように、政策の調整、実務的な要件、交渉の結果以外にも、覚書の性質や時間的制約といった複数の要因が絡み合っていると考えられる。草案に盛り込まれた詳細な理由は、交渉過程での議論の材料として役立ったものの、最終的な文書には含まれなかったのである。

しかし、その他の項目から考察すると、他の高等学校では見られない特別な配慮を読み取ることができる。例えば、岡山県教育委員会は、療養所に教員を派遣することを規定しており、療養所内での教育が実現し、特定の地域における教育資源の不足が解消されることが意図されていることが分かる。さらに、教育に関わる職員は、「らい患者を使用しない」ことが明記されており、学習環境に対する配慮がなされ、適切な教育が提供されることを目指していることが伺える。また、教育に関わる経費（教員派遣費用やその他の経費）はすべて国が負担することが定められており、授業料や手数料の徴収が行われないことが明記されている。これは、経済的な負担を避け、すべての当該生徒に平等に教育を提供するための措置であり、義務教育を終えた学校としては、いわば例外的措置であると考えられる。

定時制課程の採用は、療養所の当該生徒に適した時間的配慮がなされ、療養生活と学業の両立が可能になるように設計されていた意図を読み取ることができる。最終的には、この覚書の調印を経て、8月25日に全国の各療養所園で学力検査が実施され、9月16日の開校の目途が立ったのである。

2.3.6 邑久高等学校定時制課程設立準備委員会の開催

この覚書に基づき、昭和30年8月3日、邑久高等学校定時制課程設立準備委員会が長島愛生園で開催され、諸般の具体的な準備作業が本格的に推進されることとなった。この委員会の設立は、覚書による合意事項を実現するための実務的な第一歩として重要な意味をもつものであった。

委員会のメンバーは、岡山県行政の総務課、指導課、学事課から計12名が参加し、公衆衛生課からの1名がこれに加わった。また、教育現場からは邑久高校の教員3名、長島愛生園の職員5名、さらに裳掛中学校第一分校の教員1名が選出され、総勢22名で構成されていた。この多様な構成員は、教育・行政・医療福祉分野の専門知識を結集し、調整と実務の推進を図るための意図的な布陣であったといえる。

委員会では、具体的な運営計画の立案、教育カリキュラムの設計、教員の配置、学習教材の準備といった、学校運営の根幹をなす項目について協議が行われることとなった。しかし、この時点ではカリキュラムすら未決定の状況であり、さらに、開校予定日までの期間がわずか44日間に限られていた。このような厳しい時間的制約下で、委員会は緊急的かつ効率的な作業が求められていた。

協議要項

一、前提となる基本的事項

- (1) 施設、設備の年度計画の大様
- (2) 県立邑久高校定時制（普通課程）課程
一学年 男女併せて 30名
- (3) 開設（授業開始）の時 9月1日

二、協議決定すべき事項（本日夕に原案完製〔ママ〕のこと）

- (1) 生徒募集等について
別紙 生徒募集要項について
- (2) カリキュラム（定時制普通課程）
授業時間割 教員担当時間割
- (3) 教職員について
 - (イ) 採用公募
 - (ロ) せんこうの時、場所
 - (ハ) せんこう 採用条件 ……………
 - (ニ) 発令時
- (4) 経理について
 - (イ) 予算
 - (ロ) 契約書
 - (ハ) 学校、教委、療養所、国の書類
 - (ニ) 国の予算交付と県予算への編入、支出
 - (ホ) 交付基準により難い場合の措置
 - (ヘ) 選抜に要する経ヒ
 - (ト) 教員せんこうに要する経ヒ
 - (チ) 管理指導に要する経ヒ
 - (リ) 通信運搬、れんらく等に要する経ヒ（本校並びに教育庁）
 - (ス) その他
- (5) その他

住宅
旅ヒ（ふにん）
退職手当
給与特別措置
受験旅ヒ
免許教科
身体検査

「開設準備委員会協議要項」1955年8月3日

（『近現代日本ハンセン病問題資料集成 補巻10』P.99より転載）

施設設備の計画、カリキュラム、教職員採用条件、経理の詳細が明記されており、教育機関設立に必要な要素が体系的に整理されている。特に、予算編成や教職員採用条件、国と県の役割分担の明文化は、法的・財政的基盤を固める重要な措置といえる。この具体性は、短期間での開校を目指す計画性と実行力を示し、教育環境の整備と持続可能な運営の確保に大きな意義をもつ。当日配布された『国立らい療養所入所患者に対する高等学校教育課程（案）』は検討用の案であるので微調整が行われる可能性があるとはいうものの、これを基に開校準備が進められた。世界でも類を見ない学校設立の資料として重要である。

国立らい療養所入所患者に対する高等学校教育課程 (案)

一、第一期生徒四ヶ年間教育課程編成表

(註) 1年の欄 () 内の数字は実施授業時数

学年	必修教科									選択教科		総計	特活
	国語	社会	数学	理科	保健体育	外国語	芸術	職業家庭	小計	教科名と単位数	小計		
1	3(5)	3(5)	3(5)	2(3)	2(3)	3(5)	2(3)	0(3)	18(29)		0	18(29)	2
2	4	5	4	3	2	3	2	0	23		0	23	2
3	4	2	3	3	2	4	2	0	20	★1の何れか2	2	22	2
4	4			2	3		0		9	★2の何れか3、★3	13	22	2
計	15	10	10	10	9	10	6		70		15	85	8

★1 = 社(2)理(2)、★2 = 社(3)理(3)、★3 = 数(5)英(5)職家(5)のうち 10

二、第二期以降生徒四ヶ年教育課程編成表

学年	必修教科									個人差により選択する教科		総計	特活
	国語	社会	数学	理科	保健体育	外国語	芸術	職業家庭	小計		小計		
1	3	4	3	3	3	3	2	2	23		0	23	2
2	3	5	3	2	2	3	2	2	22		0	22	2
3	4	3	3	5	2	4	2		23		0	23	2
4	4	2			2				8	★4	14	22	2
計	14	14	9	10	9	10	6	4	76		76	90	8

★4 = 国3.社3.数3.理3.外5.職家5

三、年度別教育課程編成表

学年	科目	国語	社会	数学	理科	保健体育	外国語	芸術	職業家庭	計	特活	派遣教員数
30	1	3(5)国甲	3(5)一社	3(5)解I	2(3)生物	2(3)	3(5)	2(3) [音楽 又 図画]	0	18(29)	2	専任4 (国、社、数、英) 非常3-4 (理、保、芸1-2)
	2	3国甲	4新科目	3数I	3生物	3	3	2 [音楽 又 図画]	2 [農 又 家]	23	2	専任5 (国、社、数、理、英)
31	2	4 [2国甲 国乙 2漢文]	5 [2一社 3日 3日]	4 [2解I 2幾何]	3生物	2	3	2 [音楽 又 図画]	0	23	2	非常3-5 (保、芸、職)
	計	7	9	7	6	5	6	4	2	46	4	
32	1	3	4	3	3	2	3	2	2	22	2	
	2	3国甲	5 [世界史 日本史 人文地理]	3数I	2生物	2	3	2 [音 又 図]	2 [農 又 家]	23	2	専任7 (国、社、 社 数、理、 理 英)
	3	4 [2国甲 国乙 2漢文]	2日 ②世 又は人	3幾	3化学 + ②物理	2	4	2 [音 又 図]	0	22	2	非常3-5 (保、芸、職)
計	10	11+2	9	8+2	6	10	6	4	66	6		
33	1	3	4	3	3	3	3	2	2	23	2	
	2	3	5	3	2	3	3	2	2	23	2	
	3	4 [2国甲 国乙 2漢文]	3 [世 又日 又人]	3 [数I 又 数II]	5学	2	4	2 [音 又 図]	0	23	2	専任8 (国、社、社、数、理、理、英、職)
	4	4 [2国甲 国乙 2漢文]	③ 世人	5 [解II 又 数III]	2化 + ③物	3	5	0	5 [農 又 家]	22	2	非常2-3 (保、芸)
計	14	12+3	9+5	12+5	11	10+5	6	4+5	91	8		
34以降	1	3	4	3	3	3	3	2	2	23	2	
	2	3	5	3	2	2	3	2	2	22	2	
	3	4	3	3	5	2	4	2	0	23	2	
	4	4 + ③	2 世日人 + ③ 世日人	3 [数II 又 数III]	3 [物 又 地]	3	5	0	5 [農 又 家]	22	2	
	計	14+3	14+3	9+3	10+3	9	10+5	6	4+5	90	8	

（★1～★4は筆者の加筆註）
「開設準備委員会協議要項」1955年8月3日
（『近現代日本ハンセン病問題資料集成 補巻10』P.100より転載）

その1では、岡山県立邑久高等学校定時制普通科（新良田教室）は、国立ハンセン病療養所内に設置された特殊な学校であり、設立には教育だけでなく厚生行政が深く関与していたことを、資料を基に明らかにした。また、厚生省、文部省、大蔵省、および受け入れ自治体、特に岡山県や岡山県教育委員会、さらに全国ハンセン氏病患者協議会とその構成員、とりわけ入学を希望した若者たちの思いなどを含めて整理した。しかし一方で、ハンセン病患者やその家族が対象であるため、差別や偏見の歴史と密接に関連し、資料がほとんど残されていない現実も浮き彫りになった。この学校の存在は、当時の教育政策、社会復帰運動、差別の問題を映し出していたことを物語っていたのである。

そして、本稿その2では、最終局面での具体化に向けた折衝過程を追跡した。その中で、それぞれの思惑が交錯する様子が垣間見え、一筋縄ではいかない状況であったことが確認できた。

次回その3では、本稿で言及できなかった昭和30年2月から3月の岡山県の状況を振り返った後に、実際の校舎等の工事進捗状況、教員採用の課題、生徒募集および学力検査の実態を整理する予定である。

《参考文献》

長島愛生園長濤会編（1959）『愛生』第13巻第3号

藤野豊編（2003）『近現代日本ハンセン病問題資料集成〈戦後編〉』第6巻、不二出版

藤野豊編（2006）『近現代日本ハンセン病問題資料集成 補巻10』、不二出版

横田廣太郎（1987）『閉校記念誌 新良田』岡山県立邑久高等学校新良田教室

研究ノート

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育 機関の認定等に関する法律」の施行に伴う 日本語教員養成プログラムの在り方について

山田 勇人¹⁾

キーワード：日本語教育認定法、多様化、登録日本語教員養成機関、キャリア支援

1. はじめに

本学では 2025 年度より現行の日本語教員養成プログラム（以下、「旧養成プログラム」とする）を改編し、新たな日本語教員養成プログラム（以下、「新養成プログラム」とする）を開始するⁱ。これは、2023 年に成立した日本語教育の「適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（以下、「日本語教育機関認定法」とする）によって制定された登録日本語教員及び登録日本語教員養成機関の登録申請を視野に入れたもので、旧養成プログラムにおいて必須の教育内容 50 項目（以下、「必須の 50 項目」とする）を満たしていない項目をすべて組み込むべく、新科目の設置に加え、既存の科目のシラバスを大幅に見直した。しかし、新養成プログラムへの改編はこれまで不足していた教育項目の追加に終わるのではなく、日本語教育の新たな指針である日本語教育の参照枠（以下、「参照枠」とする）や 2019 年に成立した日本語教育の推進に関する法律を受け、多様化するこれからの新しい日本語教育界に必要な人材を本学から輩出したいという強い理念のもと、抜本的な改編を行った。

本論文では、旧養成プログラムとの比較を記述するとともに、本学の新養成プログラムの特徴、作成過程における問題点についても述べる。そして、最後に修了生の日本語教育のキャリアについての問題点及び提言を行いたい。

2. 日本語教育機関認定法の開始と現職日本語教員の反応

2023 年 5 月に成立した日本語教育機関認定法により、2024 年 4 月から、認定日本語教育機関の制度が開始された。これにより、認定日本語教育機関で日本語教育に従事する教員には必須の資格となる国家資格・登録日本語教員の制度も始まったⁱⁱ。この背景には在留外国人が増加している状況下において、日本語教育の質を確保するための仕組みが不十分であることや、専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が目的であるされている。

登録日本語教員という日本語教員の国家資格化に関しては様々な意見が見られる。名嶋(2022)ⁱⁱⁱのように法制化が行われたことを肯定評価する意見は一定数見られる。筆者も登録

¹⁾ 山陽学園大学総合人間学部言語文化学科

日本語教員の制度によって、日本語教員という職が社会的に認知され、高齢化が進みつつある日本語教育界^vに若い人材が参入してくれることを期待している。その一方で、現場の、特に日本語学校の日本語教員からは国家資格化によって、何が変わるのか見えない部分が多いとの意見も聞かれる。筆者が日本語学校、大学別科、小中学校などで日本語教育に従事する日本語教員を対象にアンケート調査^vを行ったところ、「日本語教師の質の向上が期待される」「日本語教師の社会的地位が上がる」との意見がある一方で、「変化はないだろう」という意見や「登録の煩雑さからベテラン教員が退職するため、一時的に日本語教師の質の低下が起こる」との興味深い意見も聞かれた。これは、現職者は登録日本語教員の資格取得に係る経過措置^{vi}に関して、現職者であっても令和6年3月31日までの日本語教育能力検定試験^{vii}に合格していない者は経験年数に関係なく日本語教員試験・応用試験の合格が求められていることが関係していると考えられる。また、小中学校で日本語を教える教員は経過措置対象者となる現職者の定義に該当せず、経過措置における現職者の枠組みの不公平さを訴える意見もあった。

3. 登録日本語教員及び登録日本語教員養成機関とは

先に述べた通り、登録日本語教員は、認定日本語教育機関に従事する日本語教員の必須の資格となる。この登録日本語教員の資格を取得するには①養成機関ルート②試験ルートの2つのルートがある。②の試験ルートでは、毎年1回行われる日本語教員試験の基礎試験と応用試験に合格し、かつ実践研修機関でいわゆる教育実習を修了しなければならない。本学の日本語教員養成プログラムは登録日本語教員養成機関としてすでに登録されているため、2025年度以降に申請予定の登録実践研修機関にも登録されれば、本学で日本語教員養成プログラムを修了した学生は①養成機関ルートとして、基礎試験が免除となり、本学のプログラム内で実践研修を修了することができる。あとは、在学中または卒業後に応用試験に合格すれば、登録日本語教員の資格が取得可能となる。

制度導入後、初めてとなる令和6年第1回の登録日本語教員養成機関の申請では、申請機関数は47件であり、条件をクリアし登録に至った機関は本学の養成プログラムも含め40機関であった。大学教育機関に限定すると、23機関にとどまっている。国内には大学教育機関及び民間日本語教育機関を合わせ350以上もの日本語教員養成機関が存在する^{viii}。にもかかわらず、第1回の登録が40機関に留まったのは、登録のために体制を整えるのに時間がかかることに加え、多くの機関が「登録日本語教員の資格に係る経過措置」のCルートを確保しているためではないかと筆者は考える。「登録日本語教員の資格に係る経過措置」には様々なルートがあるが、Cルートでは、『「現職者に限らず」必須の50項目に対応した課程修了者』とされている。つまり、すでに必須の50項目に対応していると確認されている教育機関の修了者は、基礎試験及び実践研修が免除となる^{ix}ため、登録日本語教育機関及び登録実践研修機関の申請を早急に行う必要がないと判断したのではないだろうか。今回の登録日本語教員養成機関で登録された23の大学機関のうち本学を含め5機関^xはCルートの確保ができていない状況にあり、これらの教育機関は早い段階での登録日本語教員養成機関への申請が必要であったと推測される。

本学の旧養成プログラムも必須の50項目を満たしておらず、いわゆる「平成12年報告に対応した日本語教員養成課程」のみに認定されているため、修了生はCルートの経過措

置を受けることはできない。そのようなこともあり、本学では令和 6 年第 1 回での登録日本語教員養成機関の登録を目指したという経緯もある。

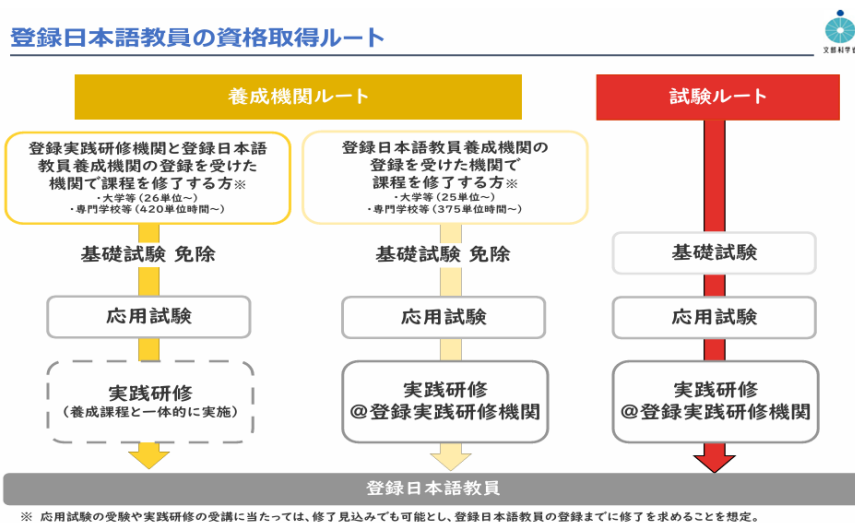


図 1 登録日本語教員の資格取得ルート
文科省「登録日本語教員の登録申請の手引き」より抜粋

4. 旧養成プログラムと必須の 50 項目について

上述のように、本学の旧養成プログラムは日本語教員養成の指針を示した「平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程（以下、平成 12 年報告とする）」の基準^{xi}は満たしているものの、「必須の教育内容 50 項目に対応した日本語教員養成課程」の基準には満たしていない状況にあった。さらに、この平成 12 年報告では、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の 5 つの区分にわたり、日本語教員養成科目が設定されていることが求められているのだが、本学の旧養成プログラムでは、「社会・文化・地域」分野に科目、シラバスの内容が偏っているという問題があった。表 1 は旧養成プログラムの科目一覧である。これを見ると、選択必修 B 科目には「文学」「経済学」「日本史」など「社会・文化・地域」に属するもの、「日本語学概論」「日本語文法論」「日本語史」「日本語学特講 A（音声）」「日本語学特講 B（語彙）」「日本語学特講 C（文法）」とその内容の多くが「言語」に属するもので大半を占めていた。その結果、特に「言語と心理」に該当する分野の割合が非常に少ない状況であった。また、必須の 50 項目では、この平成 12 年報告の各 5 区分をもとに各区分に属する教育項目が詳細に項目立てられており、「言語と心理」（表 2 参照）では、「談話理解」「言語学習」「習得過程」「学習ストラテジー」「異文化受容・適応」「日本語の学習・教育の情意的側面」についてシラバスに組み込むことが必要であり、旧養成プログラムの科目のままではすべての項目を授業に組み込むのは不可能な状況にあった。さらに、参照枠などに見られるように言語教育観の変化によって「言語と教育」区分においても、時代に即した新しい理念や考えを組み込む必要があった。そこで、旧養成プログラムで語彙を扱う「日本語学特講 B」、文法を扱う「日本語学特講 C」を廃止し、「言語と心理」分野を扱う「第二言語習得論」、「言語と教育」分野を扱う「日本語教授法特講」を新設した。

区分	授業科目	単位数	必要単位	区分	授業科目	単位数	必要単位		
必修	言語学概論	2	13単位	選択 必修B	日本文学購読	2	12単位		
	日本語教育概論	2			日本作家作品研究	2			
	日本語学概論	2			古典文学史	2			
	日本語史	2			近現代文学史	2			
	日本語教授法	2			日本国憲法	2			
	日本語文法論	2			基礎経済学	2			
	日本語教育実習	1			心理学	2			
選択 必修A	日本語学特講A（音声）	2	3単位		日中関係史	2			
	日本語学特講B（語彙）	2			日本史	2			
	日本語学特講C（文法）	2			日本の地域と社会	2			
	異文化理解実習A	1			日本文化論	2			
	異文化理解実習B	1			現代アジア事情	2			
合計28単位を取得することが必要						書道		1	

表1 本学の旧養成プログラムの科目等について

5つの大区分	中区分	主要項目（小区分）
言語と心理	言語理解の過程	(14) 談話理解
		(15) 言語学習
	言語習得・発達	(16) 習得過程（第一言語・第二言語）
		(17) 学習ストラテジー
	異文化理解と心理	(18) 異文化受容・適応
(19) 日本語の学習・教育の情意的側面		

表2 必須の50項目「言語と心理」の項目

5. 新養成プログラムの作成に関して

表3は、新養成プログラムの科目一覧である。

旧養成プログラムとは異なり、選択科目はなく、全13科目を必修科目としている^{xiii}。科目を必修13科目と限定したことで、他機関から非常勤講師を依頼することなく、全科目を言語文化学科の専任教員で対応することが可能になった。とはいえ、本学において日本語教育を専門とする教員は筆者のみであり、科目担当者の偏りは避けられなかった。日本語教育概論、日本語教授法、日本語教授法特講など日本語教育のコア的な科目はもちろんのこと、日本語音声学、日本語文法論、日本語学概論といった平成12年の5つの区分でいう「言語」分野も筆者が担当することとなった。本学には日本語学や音声学を担当できる教員がいるものの、必須の50項目の名称を見ても、『日本語教育のための』文法体系』『日本語教育のための』文字と表記』『日本語教育のための』音韻・音声体系と「日本語教育のための」を頭に付け、日本語教育との関連付けを強調していることから、これら理論を日本語教育実践の場とどのように結びつけ教えていくかが重要だと考え、日本語教育の現場を知る筆者の担当科目とした。以下、新養成プログラムの特徴を3点にまとめて説明したい。

5. 1 科目の新設及び名称の変更

前項でも述べたように、「言語と心理」区分の項目を補うため「第二言語習得論」を、「言語と教育」区分の項目を補うため「日本語教授法特講」という科目を新設した。「日本語教

授法特講」では、「日本語教授法」で学んだ基礎的な知識を発展させ、実際にコースデザインを作成するといった実践を意識したシラバスとした。また、音声学を主に扱っていた日本語学特講 A を「日本語音声学」に名称を変更した。これは、旧養成プログラムにあった日本語学特講 B・C の廃止されたことに加え、具体的な名称にすることで受講生に教育内容を明示するためである。

5. 2 「コミュニケーション概論 I・II」及び「異文化理解演習 I・II」について

今回、本学言語文化学科のコア科目である「コミュニケーション概論 I・II」、「異文化理解演習 I・II」を日本語教員養成科目として新たに組み込んだ。これには 2 つの理由がある。第 1 はこれらの科目で扱う内容が必須の 50 項目の(12)言語・非言語行動(32)異文化間教育(33)異文化コミュニケーション(34)コミュニケーション教育(49)対人関係能力(50)異文化調整能力などに合致しており、日本語教育に大きく係わる科目だったからである。第 2 は、本学の日本語教員養成は、多様化が進むこれからの時代に即した日本語教員を目指しており、コミュニケーション力、そして、文化が異なる学習者と接する日本語教員にとって重要となる異文化理解に関する知識が不可欠だと考えたからである。「コミュニケーション概論」「異文化理解演習」は言語文化学科にとって重要な意味を持つ科目であり、本学科のカリキュラムポリシーの 5 にも『「コミュニケーション概論 I、II」「異文化理解演習 I、II、III」の履修により、コミュニケーションの基礎や、異なる文化を受容するための多様な価値観を学び、多文化共生社会において、多様な人々と協働し、主体的に問題を解決する態度を育てます。』と掲げられている。この考え方は、平成 30 年 3 月 2 日の文化審議会国語分科会報告『日本語教育人材の養成・研修の在り方について』において「日本語教育人材に共通して求められる資質・能力について」の頁に、(2)「多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者と接する上で、文化的多様性を理解し尊重する態度を持っていること」(3)「コミュニケーションを通じてコミュニケーションを学ぶという日本語教育の特性を理解していること」と記述されている。この文言は、まさに本学科のカリキュラムポリシーと合致するものであり、これらのことを学ぶことができる上記 4 科目を必須の科目として採用した。

5. 3 「参照枠」を意識したシラバスの変更

日本語教授法に関しては、旧養成プログラムと同様の科目名ではあるが、その内容は大きく変更した。これまでのシラバスでは、文法構造シラバスによるテキストを用いた指導法が中心^{xiii}であったが、令和 3 年文化審議会国語分科会報告の「日本語教育の参照枠^{xiv}」に準じて、Can do^{xv}による目標を立てた行動中心アプローチによる教育方法をこれまで以上に深く扱うこととした。

また、新養成プログラムでは日本語教育の多様化を知り、その状況に合わせた日本語教育の提供を目標としている。そのため、日本語教授法特講では生活者のための日本語教育のコースデザインを参照枠に掲載されている「生活 Can do」を参考に考えるといった活動もシラバスに組み込んでいる。ただ、筆者は日本語教師として多くの日本語教育機関で日本語を教えてきたものの、生活者の日本語教育の経験はほとんどない。そのため、生活者の日本語支援をしている地域のボランティア教室の日本語教師をゲストに呼ぶなどして、理論だけではなく実際の現場の問題を扱いたいと考えている。可能であれば、プログラムを履修する学生に地域の日本語ボランティア教室を見学するといった活動も積極的に取り入れていく予定である。

山田：「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」の施行に伴う
日本語教員養成プログラムの在り方について

	科目名	単位	配当年次	科目内で扱う主な必須の教育内容50項目	
1	日本語教育概論	2 必修	1年前期	(2)日本の在留外国人施策(3)多文化共生(6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情 (20)日本語教師の資質・能力	登録日本語教員 養成機関として の科目
2	日本語教授法	2 必修	2年前期	(23)コースデザイン(24)教授法(25)教材分析・作成・開発 (26)評価法(27)授業計画	
3	日本語史	2 必修	2年前期	(4)日本語教育史(5)言語政策(8)社会言語学	
4	日本語学概論	2 必修	2年後期	(39)日本語教育のための日本語分析(41)日本語教育のため の文字と表記(42)日本語教育のための文字と表記 (44)日本語教育のための意味体系	
5	言語学概論	2 必修	2年後期	(8)社会言語学(14)談話理解(37)一般言語学 (38)対照言語学	
6	日本語音声学	2 必修	2年後期	(40)日本語教育のための音韻・音声体系	
7	日本語文法論	2 必修	3年前期	(39)日本語教育のための日本語分析 (43)日本語教育のための文法体系	
8	第二言語習得論	2 必修	3年前期	(10)コミュニケーションストラテジー(15)言語学習 (16)習得過程(17)学習ストラテジー (19)日本語の学習・教育の情意的側面 (29)中間言語分析	
9	日本語教授法特講	2 必修	3年前期	(30)授業分析・自己点検能力(31)目的・対象別日本語教 育法 (46)受容・理解能力(47)言語運用能力 (48)社会文化能力	
10	異文化理解演習Ⅰ	2 必修	2年前期	(1)世界と日本の社会と文化(18)異文化受容・適応 (32)異文化間教育(50)異文化調整能力	
11	異文化理解演習Ⅱ	2 必修	2年後期	(1)世界と日本の社会と文化(32)異文化間教育 (50)異文化調整能力	
12	コミュニケーション概論Ⅰ	2 必修	1年前期	(12)言語・非言語行動(32)異文化間教育(33)異文化コミュ ニケーション(34)コミュニケーション教育 (49)対人関係能力(50)異文化調整能力	
13	コミュニケーション概論Ⅱ	2 必修	1年前期	(12)言語・非言語行動(32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (49)対人関係能力(50)異文化調整能力	
14	日本語教育実習	1 必修	3年集中	(28) 教育実習	2025年度以降に 実践研修機関 として申請予定

表3 本学の新養成プログラムの科目等について

6. 新養成プログラム作成過程における問題点

今回、登録日本語教員養成課程への申請を見据え、新たな日本語教員養成プログラムを編成する中で様々な問題があった。

第 1 は、本学のような地方の小規模大学においては、必須の 50 項目をすべて組み込み、登録日本語教員養成機関への申請は決して容易ではないということである。小規模大学で日本語教育を副専攻として開設している大学において、日本語教育を専門とする教員は 1 名または多くても 2 名程度であろう。しかし、現在、日本語教員養成の指導内容は広範囲に渡っており、そのような状況において、必須の 50 項目をすべて組み込んだシラバスの作成自体は可能であっても、その担当者を見つけるのは容易ではない。筆者は、これまで他大学や民間の 420 時間の養成講座で様々な日本語教員養成科目を指導してきたが、それでも自分の専門性とは距離がある分野の担当には消極的にならざるを得ない。また、大学教員はゼミ指導など日本語教員養成科目以外の科目も担当するため、日本語教員養成を担当する教員の負担が非常に大きくなることが予想される^{xvi}。

第 2 は、「言語と心理」「言語と教育」分野の科目を充実させるため、「言語」分野の科目、具体的には「文法」「語彙」を扱う時間を削減したことである。(日本語教員養成課程における文法教育の在り方については改めて論述したいと思うが、) これまで、(そして、今なお) 日本語教育では文法中心の *focus on forms* の授業が行われていたこともあり、日本語教師はいかに文法の知識を持っているかが重視されてきた。これは、日本語教育能力検定試験での文法問題の比率や日本語能力試験を意識した文法に関する教材の数からみても否定はできないだろう。筆者が現職の日本語教員に行ったアンケート調査において回答者全員が日本語教員にとって文法に関する知識は重要であると述べている。その理由も、「教師が文型を理解していないと授業が組み立てられない」「文法を間違えるとコミュニケーションができない」など、文法教育に重きを置いていることが窺える回答が散見された。限られたカリキュラムの中で「文法」に関する授業の削減が受講生にどのような影響があるかは注視しなければならないだろう。

7. 「山陽学園大学日本語教育ネットワーク (案)」の構築

前項において、地方の状規模大学における日本語教員養成の問題点について述べた。これは、単に日本語教員養成担当者の負担の増加が問題となるだけでなく、日本語教育の多様化が叫ばれている状況において、本来であれば様々な日本語教育機関の様々な講師から日本語教育を学ばせるべきという状況に反していると言える。

この点を解決すべく、筆者は「山陽学園大学日本語教育ネットワーク (案)」の構築を計画している。これは、本学の日本語教員養成プログラムを核にして、本学の海外協定校や地域の日本語教育機関、国内外で活躍する現役の日本語教員、本学の日本語教員養成プログラム修了生に協力を依頼し、多様化する日本語教育の現状を伝授してもらうとともに、本学の日本語教員養成プログラムをサポートしてもらうという取り組みである。

具体的には、海外で日本語を教えている教員、国内において、日本語学校で日本語を教えている教員、小学校等で JSL 児童生徒^{xvii}に日本語教育を行っている教員、地域の日本語ボランティア教室で日本語を教えている日本語支援者など様々な分野の日本語教育関係者を「日本語教育概論」などの講義に対面で(または遠隔で)参加してもらい、授業内で彼らの

多様な日本語教育の話が聞ける機会を提供したいと考えている^{xviii}。また、岡山市内の日本語学校の学生や本学協定校で日本語を学ぶ大学生との交流も活発に行いたい^{xix}と考えている。

また、各機関の日本語教員には「山陽学園大学日本語教育ネットワーク（案）」のサポーター登録をしてもらい、本学のプログラム受講生が日本語教育について、就職についてなど適宜質問できるような体制を整えたいと考えている。このサポーター登録では、事前にサポーターとなる日本語教育関係者に①現在またはこれまで従事した日本語教育②興味のある日本語教育分野③これまでのキャリアなどを記入してもらい、その情報を筆者がデータベース化し、本学のプログラム受講生からの質問に適したサポーターを紹介し、メールでやり取りをしてもらいという制度である。現在、このサポーター制度は進行中であり、現在 10 名の日本語教育関係者に登録してもらっている。

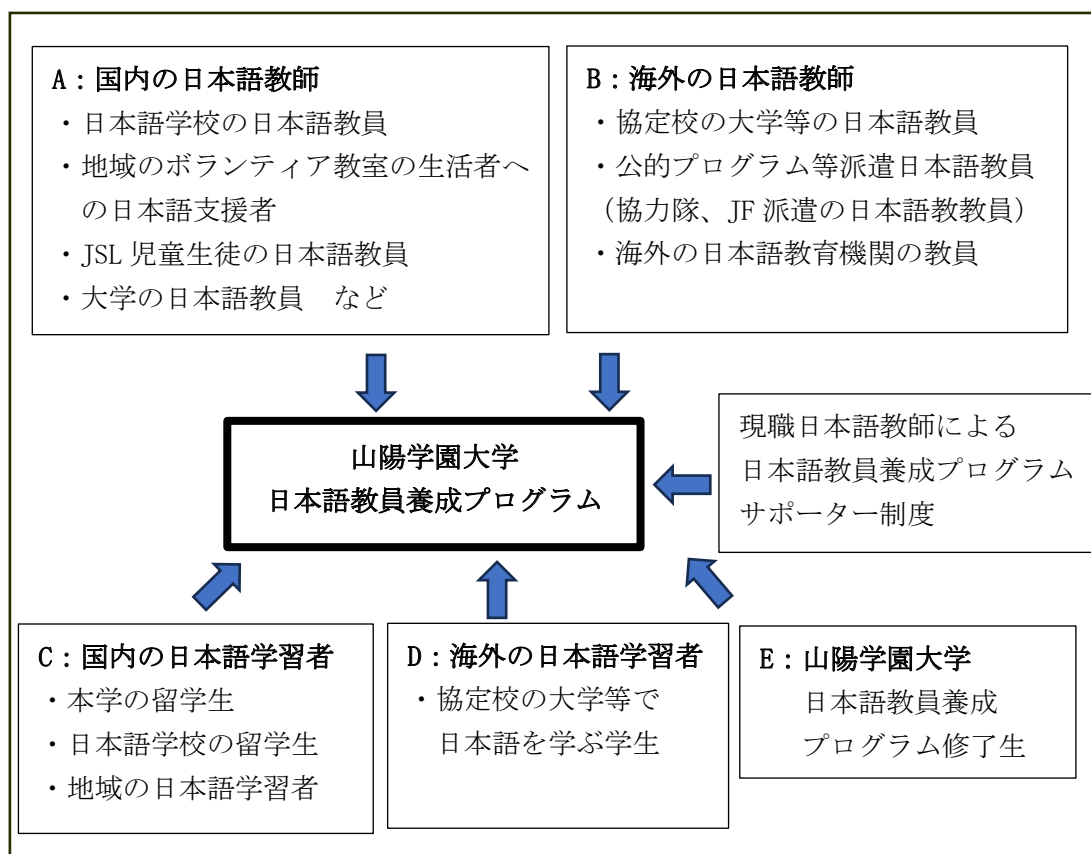


図2 山陽学園大学日本語教育ネットワーク（案）

8. キャリア支援について

最後に、本学で日本語教員養成プログラムを修了した学生のキャリア支援について述べてみたい。

本学では毎年 15 名程の学生がプログラムを修了する。しかしながら卒業後すぐに日本語教育の道に進む学生は残念ながら多くはない。むしろ、卒業後にすぐ日本語教育を生業とする者はほぼ皆無である。日本語教育を専攻しても、卒業後に日本語教育の道に進む学生が少

ないのは、本学に限ったことではないようである。その一方で、菊池 (2020) のように以前と比べ日本語教師という職業が大学生の卒業後の進路の一つとして意識できるようになりつつあるとの指摘もある。ただ、菊池にしても日本語教師という職が、学生の卒業後進路の1つとしてなりつつあると述べているように、一般の職のように至っていないというのが現状であろう。本項では、日本語教育を学んだ学生たちのキャリア支援の課題について述べたい。

筆者は、日本語教師が卒業後の進路になりにくい理由としていくつかの理由を挙げたい。第1は日本語教員として経験がない学生が就職できるポストが限られている点である。文化審議会国語分科会、令和2年3月10日報告の『日本語教師の資格の在り方について (報告)』では、日本語教師の活躍分野として国内①「生活者としての日本語」②「留学生」③「日本語が必要な児童生徒等」④「就労を希望する外国人」⑤「難民等」、海外⑥「海外における日本語教育」の6分野を挙げている。確かに、報告書に挙げられているように、キャリアをある程度積んだ日本語教員が活躍する分野は多岐にわたり、今後その分野はますます拡大するだろう。しかしながら、これからこのキャリアを積む者、つまり日本語教員としての経験を持たない学生が就職する場を考えれば、そのポストはかなり限定されるのではないだろうか。その一つが国内であれば留学生を対象とした日本語学校の講師である^{xx}。しかし、日本語学校への就職は一般企業に就職とは異なる点が多くある。一般企業に就職する学生は、各大学に寄せられた求人表やリクナビやマイナビといった就職ポータルサイトを見て、就職したい企業を探す。その後、就職を希望する企業にエントリーシートを提出し、説明会への参加、面接等を経て内定を受け取る。そして、多くの学生は夏には内定を取得する。

一方、大学を卒業したばかりの日本語教育未経験の学生が日本語学校への就職を希望する場合、上述した一般的な就活生が利用する就職ポータルではなく、日本語教師の就職サイトを利用することになる^{xxi}。しかし、その就職は決して正職員ばかりではなく、非常勤講師といったいわゆる非正規職が多い。長谷川(2023)が「日本語学校では新規の日本語教員を採用する場合、まず非常勤講師として採用し、その中から常勤講師を採用している」と指摘しているように、まずは非常勤講師採用となる日本語学校は少なくない。募集時期に関しても、何か月も前から求人が出ることは一般的ではないため、決定までの時期が卒業間近になってしまう恐れもある。このような状況から日本語教員を卒業後の進路として敬遠する学生も少なくない。

最近では新規の日本語学校も増え、日本語学校が人手不足の状況であり、日本語学校への就職を希望する学生にとっては売り手市場とも言えるが、それでも学部卒業生がすぐに専任教員として採用されるとはかぎらない。最近では日本語学校が新規の教員を育て上げるという方針を掲げる学校も増えてきており、日本語教員養成プログラム担当教員が日頃から日本語学校などの日本語教育機関と連絡を密にしておくことも重要だと考える。

9. 最後に

日本語教育機関認定法の制定は、日本語教育界にとってこれまでにない大きな出来事である。これは、現在、そしてこれからの日本社会において日本語教育に大切な役割が期待されている証である。その中で、本学の日本語教員養成プログラムが登録日本語教育機関に

登録されたことは、これから社会に時代に即した日本語教員を輩出しなければならないという重責を担ったと考えるべきである。本稿では、地方の小規模大学での日本語教員養成の問題や、キャリアパスの問題を挙げたが、解決するための方策は多くあるはずである。次年度から始まる本学の新たな日本語教員養成プログラムが時代に合わせてさらにアップデートできるよう、山陽学園大学日本語教育ネットワークの構築やサポーター制度の導入を推し進めていきたい。そして、これらの効果や問題点については、今後報告していきたい。

引用文献

- ・菊池律之（2020）「天理大学日本語教員養成課程の取り組み：日本語教育関連科目を中心に」天理大学学报 72 (1), 129-146
- ・福田倫子（2022）「第 13 章 日本語教員養成課程履修生のキャリア形成と職業選択」『社会を築くことな教育日本語教員養成のこれまでの 30 年これからの 30 年』ココ出版
- ・名嶋義直（2022）「日本語教師養成をめぐる政治的状況と本学副専攻課程の課題」琉球大学教育センター報 (24) 79-84
- ・長谷川頼子（2023）日本語教員養成課程を修了した留学生の進路選択（特集「留学生の日本語教育の歴史と課題」敬愛大学国際研究 36 号，P.23-40
- ・文部科学省 登録日本語教員の登録申請の手引き 令和 7 年 1 月公開版
https://www.mext.go.jp/content/20250108-mxt_nihongo02-000034832_8.pdf
- ・文部科学省 日本語教育機関認定法よくある質問集 令和 6 年 9 月 12 日公開版
https://www.mext.go.jp/content/20240402-ope_dev02-000034833_1.pdf
- ・文化庁 平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程等の確認のための審査要項
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/93964001_02.pdf
- ・文化審議会国語分科会 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）平成 30 年
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/_icsFiles/afieldfile/2018/06/19/a1401908_03.pdf
- ・文化庁 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/93964001_03.pdf
- ・文化庁国語課 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等の確認結果
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/93964001.html
- ・文化審議会国語分科会 日本語教育の参照枠 報告 令和 3 年 10 月 12 日
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93476801_01.pdp
- ・文部科学省総合教育政策局日本語教育課 日本語教育コンテンツ共有システム「日本語教育の参照枠」
https://www.nihongo-ews.mext.go.jp/information/framework_of_reference
- ・文部科学省 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」令和 5 年度
https://www.mext.go.jp/content/20240808-mxt_kyokoku-000037366_02.pdf

i 新養成プログラムは令和 6 年第 1 回の申請で文科省より登録日本語教員養成機関として登録された。

ii これには猶予期間が設けられており、令和 6 年公開の文科省「日本語教育機関認定法よくある質問集」によれば現行の告示基準を満たす養成課程や養成研修の修了者（学士以上の学位を有する者）については、法施行後 5 年間の移行措置期間に存続する法務省告示機関で勤務することが可能であり、法施行後 5 年間は、新制度による認定日本語教育機関においても経過措置として勤務が可能としている。

iii 名嶋(2022)は「法制化が行われたことそれ自体は進展であると言ってよい。日本語教育に対する社会的要請が明確化され、一定程度共有されたと考えられることができる。」と述べている。

iv 平成 30 年報告の文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」によれば、日本語教師の年代で最も多いのが 60 代の 21.6%、次いで 50 代の 17.5%で、20 代は全体の僅か 5.7%に過ぎ

ない。

v 筆者は日本語学校等で日本語教育に従事する現職者 12 名を対象に簡易的なアンケート調査を行った。

vi 文化庁 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置より

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/93964001_03.pdf

vii 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する試験

viii 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等の確認結果から日本語教育機関数を算出。ただし、実際にはこのリスト、つまり「必須の 50 項目に対応した日本語教員養成課程」及び「平成 12 年報告に対応した日本語教員養成課程」から外れている日本語教員養成機関も多くあるため、日本語教員養成機関数自体は 350 を上回る。

ix この経過措置は令和 6 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までである。

x その 5 大学とは、麗澤大学国際学部国際学科日本語教員養成・実践 研修課程、椋山女学院大学日本語教員課程 (外国語学部、教育学部)、関西外国語大学日本語教員養成課程、広島県立大学日本語教員養成プログラム (基礎・実践) 及び本学の日本語教員養成プログラムである。

xi 審査基準として次の 3 点が挙げられている。

(1)文化審議会国語分科会が平成 12 年報告において示した「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の 5 つの区分にわたり、科目が設定されたものであること。

(2)平成 12 年 3 月 30 日以降の期間に実施されたものであること。

(3)大学等の日本語教育養成課程については 26 単位以上、専門学校等の日本語教員養成研修については 420 単位時間以上のものであること。

xii これは旧養成プログラムで必須の 50 項目にある科目が選択であるがゆえに、これらの項目を受講しないまま修了するケースが見られたのでそれを避けるためである。また、選択科目を増やすことでプログラムの担当教員が増え、登録日本語教員養成機関への申請がより煩雑になることを避けた。

xiii 授業内では、現在の国内における日本語学校の状況などを鑑みて、構造シラバスによるオーディオリンガルアプローチによる指導法を中心に扱っていたが、それに加えてコミュニケーションアプローチや focus on form の立場に立った Task-based language teaching なども指導項目としていた。

xiv 報告書では日本語教育の参照枠について、「ヨーロッパ言語共通参照枠 (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, Assessment)」を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにするため、「日本語教育の参照枠」を作成すると明記されている。

xv 日本語教育の参照枠では、Can do を「言語能力記述文」と呼んでいる。

xvi 非常勤講師を依頼する方法もあるが、地方都市の大学では担当者を見つけるのは容易ではない。

xvii 公立の小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒は、令和 5 年の調査で 69,123 人いるとの報告がある。

xviii 2024 年度「日本語教育概論」の授業では、海外の日本語教育経験者をゲストスピーカーに呼んでいる。

xix 2024 年度は、岡山市内にある長船日本語学校の学生との交流や、海外協定校であるフィリピンのラブセブ国際大学の日本語学習者と zoom による交流会を行ったり、韓国の柳韓工業高校の日本語学習者に日本語会話のサポートを行ったりした。

xx 国内の日本語教師機関には大学および大学別科もあるが、学位や経験年数、業績などが求められるため、学部を卒業したばかりの学生の就職からは外れる。また、近年では、交流協会や教育委員会などの求人も見られるようになってきている。

xxi 最近では、一般企業と同様にリクナビやマイナビなどに求人を掲載している大手日本語学校・日本語教育機関も見られるようになってきている。

論文

メディア情報を介入効果とした
マーケティング効果検証モデルの検討

Using media information as an intervention effect
Marketing Effectiveness Verification Model

神田 將志¹⁾

Masashi Kanda

キーワード： 消費者行動、計画的行動理論、縦断調査、共分散構造分析、効果検証
Keywords : Consumer Behavior, Theory of Planned Behavior, Longitudinal
Surveys, Covariance Structure Analysis, Effectiveness Testing

要旨：本研究^{注1)}は、SVOD(Subscription Video On Demand)サービスの加入における施策効果の検証について、計画的行動理論(Theory of Planned Behavior)を拡張し、「行動意図」と実際の「行動」の間に実施されたメディアによる「情報」を「介入効果」として、「行動意図」と「行動」に「介入効果」が与える影響と因果関係について、短期縦断調査データを用いて分析を行い、マーケティング効果の検証モデルを示した。「介入効果」である「情報」は、直接的に「行動意図」と「行動」に影響を与えるものの、その影響は「行動」の方が強いこと、さらに「情報」は、「行為への態度」「主観的規範」「知覚行動制御」に対して影響を与え、間接的に「行動意図」を介して「行動」への効果があることを示した。

計画的行動理論を援用し、分析に縦断調査データを用いることで、マーケティング施策の前後の差分が確認できる観測変数から因子変数を設定し、「介入効果」の影響度を施策の効果として検証できるモデルを示した。本研究においては、「介入効果」としての「情報」は、TV-CMやWebサイトなどのメディア施策よりもCGMの方が効果的であることが確認された。また、多母集団同時分析により、個人差要因(属性)により、モデルの因子変数間のパスに非有意や影響力の違いがあることを確認し、属性を絞ったマーケティングが効果的である可能性を示した。

1) 山陽学園大学地域マネジメント学部地域マネジメント学科

1. はじめに

消費者がサービスの利用を契約するという意思決定を行う際には、さまざまな要因と変数が考えられる。特にコンテンツ利用という目に見えない価値サービス商品を、サブスクリプションという利用形態で契約する際に、加入を促す「介入効果」としてメディア施策などのマーケティング情報が、消費者の「行動」と行動を起こす前段階である「行動意図」にどのような影響を与えているのだろうか。

本研究では、市場が拡大するサブスクリプション型コンテンツ配信サービス、特にSVOD(Subscription Video On Demand：以下SVODと表記)サービスにおける消費者行動について、Netflixにおけるメディア施策の実施前後の加入者の変化を確認できる縦断調査データを用い、マーケティング情報を「介入効果」とする消費者行動モデルに依拠した、マーケティング効果検証モデルの提案を試みる。

2. 先行研究と研究論点

消費者行動を説明する理論フレームとして、Ajzen(1985)、Ajzen(1991)、Ajzen & Fishbein (2005)による計画的行動理論(Theory of Planned Behavior：以下TPBと表記)があげられる。TPBは、「行動」の前提として、その行動を起こそうとする「行動意図」があり、「行動意図」に影響を与える要因として、「態度」「主観的規範」「知覚行動制御」の三つの心理変数があるとする。「行為への態度」とは、対象者が「行動」に対してどの程度前向きな態度を持っているかを示し、「主観的規範」とは、「行動」に対して、対象者が重要と考える他者からの期待が、対象者の行動意図に影響を与える要因になるとする。「知覚行動制御」とは、行動遂行の容易さ、困難さであり、対象者が、自らその行動を起こせるかどうかの概念である(Ajzen1985)。

SVODサービスにおける実証研究では、TPBに基づく研究として、Kwong & Park(2008)による、大学生を対象としたデジタル音楽のサブスクリプション型配信サービス利用における研究で、「主観的規範」が、「行動意図」に最も重要な影響を与えることが確認されている。また、Nuriska & Azizah (2021)は、TPBを援用したNetflixの継続的な利用意図の形成についての実証研究において、「行為への態度」は、継続的な利用を行いたいという「行動意図」に有意な影響を及ぼすものの、「主観的規範」及び「知覚行動制御」は有意な影響を及ぼさないことを明らかにしている。

しかしながらいずれの先行研究も、「行動意図」や「行動」は、横断調査データによる分析、つまり調査一時点における被験者の将来の行動推測でしかなく、実際の「行動」を、実測値として観測し、「行動意図」と「行動」の因果関係を説明しているものではない。

「行動」の変化を実測値として把握し、消費者行動モデルにおける心理変数やメディア施策などの「介入効果」が、消費者の実際の「行動」にどのような影響を与えているのかについて、海外の研究では、縦断調査データを用い実証しているものなどが見受けられるが(例えば、Stead.M.et al.(2005)、Xi Y. Leung (2019)など)、国内の研究においては見受けられない。

これらの背景を踏まえ本研究では、TPBに依拠し、外部から影響を与えるメディアなどの情報を「介入効果」として因子変数に加え、同一対象者の消費行動について、介入前後の二時点で把握した縦断調査データを用いて、効果検証モデルを検証する。実際の「行動」ま

で実測値として観測した「介入効果」前後の縦断調査データを用いて分析することで、ある調査一時点における対象者の将来の「行動意図」や「行動」の推測ではなく、実行動の変化として「介入効果」の影響や「行動意図」の変化、「行動」への因果関係を検証することで、「介入効果」の効果検証モデルを検討する。

3. 仮説モデル

本研究では、縦断調査データを用い、SVOD サービスのメディア施策を「介入効果」として、「行動意図」と実際の「行動」の因果関係を分析する。消費者行動モデルにおける因子変数間の因果関係を明らかにすることで、消費者の SVOD サービス利用における「介入効果」の影響と、加入行動という「行動」の因果関係を明らかにし、効果検証モデルの検討を試みる。

分析データとして、株式会社野村総合研究所提供の縦断調査データを活用する^{注2)}。提供を受ける縦断調査データは、同一対象者に対して時間的に異なる二時点で調査を実施し、二時点の間で実施された施策の効果について、施策実施前後の態度や行動の変容の差分を同一対象者において分析することで、メディア施策などの「介入効果」が、消費者行動に与える影響をより高い確度で分析することが可能になる実査データになる。

消費者行動の実証分析は、TPB に基づいた先行研究(例えば Lestari&Soesanto (2020) など)において、共分散構造分析(Covariance Structure Analysis : 以下 CSA と表記)による定量的な実証分析が報告されている。本研究においても、CSA を採用し、SVOD サービスの加入についての「行動意図」と「行動」を形成するモデルを検証していくこととする。

所与である縦断調査データから TPB に依拠し、「行動意図」「行動」、および「介入効果」を説明する因子変数を検討する。データが所与であるゆえに、援用する TPB の因子変数に対し、データの操作的定義が必要になる。

「行動意図」と「行動」に影響を与える「介入効果」は、二時点の調査期間中における TV-CM の接触回数をはじめ、Web サイト、SNS などの口コミ、Facebook、Twitter などの外部からの「情報」とする。図 1 に TPB に基づいた仮説モデルを示し、H1 から H9 までの仮説を設定した。

まず、TPB に依拠し、「行動意図」に影響を与えている要因、「行為への態度」(H1)、「主観的規範」(H2)、「知覚行動制御」(H3)を確認する。「行動意図」が「行動」にどのような影響を与えているのか(H4)を確認し、「行動」を予測する。

H1: 「行為への態度」が好意的であるほど、SVOD 利用の「行動意図」が強まる。

H2: 「主観的規範」が好意的であるほど、SVOD 利用の「行動意図」が強まる。

H3: 「知覚行動制御」が強いほど、SVOD 利用の「行動意図」が強まる。

H4: 「行動意図」が強いほど、SVOD 利用の「行動」が強まる。

外部から影響を与える変数である「情報」を「介入効果」とし、「行動意図」(H5)、「行動」(H6)に直接的な効果としてどのような影響を与えているのか確認する。

H5: 「情報」は「行動意図」に正の影響を与える。

H6：「情報」は「行動」に正の影響を与える。

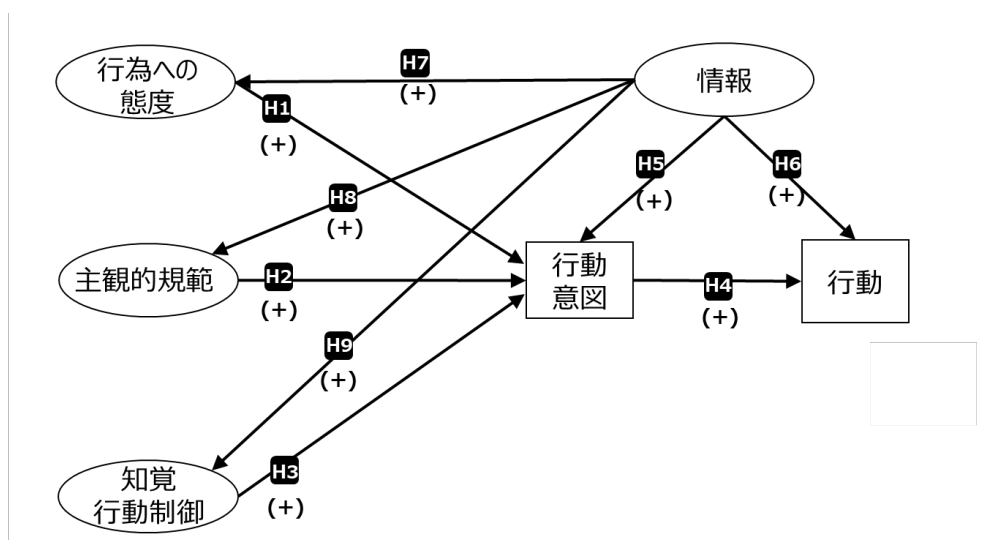
Ajzen & Fishbein(2005)は、「行為への態度」「主観的規範」「知覚行動制御」に影響を及ぼす背景・外部要因として、「情報要因」があるとしている。そこで、「情報」は、「行動意図」に影響を与えている三つの心理変数である「行為への態度」「主観的規範」「知覚行動制御」にも影響を与え、間接的に「行動意図」に影響を与えていることを確認する。

H7：「情報」は「行為への態度」に正の影響を与える。

H8：「情報」は「主観的規範」に正の影響を与える。

H9：「情報」は「知覚行動制御」に正の影響を与える。

H1～H9までの仮説を検証することで、「介入効果」である「情報」が、「行動意図」と「行動」に与える直接的な効果と、「行動意図」を説明する三つの心理変数を経由した間接的な効果を確認し、「介入効果」の影響度と、「行動意図」と「行動」の因果関係について確認することで、効果検証モデルを示す。



出所：筆者作成。

図1. 計画的行動理論を拡張したマーケティング施策（「情報」）の効果検証仮説モデル

4. 調査方法

今回の分析に使用したデータは、株式会社野村総合研究所提供が実施したアンケート調査データである。サンプル属性は、関東一都六県在住の一般生活者、20歳から69歳までの男女合計2,500サンプルサイズで、年代の分布は関東地方の人口構成と同一比である。分析対象とするSVODサービスの利用データについては、2021年3月16日(火)、2021年3月30日(火)の二時点で、同一対象者に対して、SVODサービスへの加入状況、加入意向、継続利用、および様々なメディアへの接触状況に関する調査が行われており、二時点の間において実施された情報施策などの「介入効果」による加入意向、契約状況に関する質問の回答

の変化から「行動意図」と「行動」の二つの目的変数を定義することで、施策効果を検証することが可能なデータである。分析対象とする SVOD サービスは、Netflix^{注3)}を取り上げる。無効回答を除去した有効回答 2,200 サンプルサイズを分析データとして使用する。

仮説モデルにおける五つの因子変数(潜在変数)が影響を与える観測変数^{注4)}を株式会社野村総合研究所より提供されるアンケートデータより設定する。まず、仮説モデルにおける「行為へ態度」「主観的規範」「知覚行動制御」が影響を与える観測変数を、因子分析(プロマックス法)により設定した。各観測変数の設定において、「行為への態度」は、江戸ら(2002)の研究を参考に、「主観的規範」は、鈴木(2011)の研究を参考に、「知覚行動制御」は、石井(2020)の研究を参考にした。因子分析後、確認的因子分析を行い、因子変数(潜在変数)が影響を与える観測変数を操作的定義により確定させた。各因子変数(潜在変数)が影響を与える観測変数について以下に示す。なお、()内の数値は、確認的因子分析における標準化係数を示している。

1) 「行為への態度」が影響を与える観測変数

- ・「自分にとって関心がある」(0.50)
- ・「使用・利用するのが楽しい」(0.54)
- ・「自分の生活に役に立つ」(0.52)

2) 「主観的規範」が影響を与える観測変数

- ・「周りの人が良いと言っているものを選ぶことが多い」(0.35)
- ・「有名な人が良いと言っているものを選ぶことが多い」(0.31)
- ・「使っている人の評判が気になる」(0.38)
- ・「周りの人が持っているものを持っていないと気になる」(0.24)
- ・「流行にはこだわる方である」(0.32)

3) 「知覚行動制御」が影響を与える観測変数

- ・「自分は、希望・願い・あこがれを実現して「理想的な自分」に近づけるよう積極的に努力する人間であると思う」(0.88)
- ・「これまでの自分の人生における成功に向かって前進してきたと感じる」(0.70)
- ・「自分は、義務・責任・責務を果たして「かくあるべき」自分でいられるよう積極的に努力する人間であると思う」(0.68)
- ・「自分が今後どのように希望や憧れを実現するかについて、想像することが多い」(0.67)

4) 消費者行動における結果(目的変数)となる「行動意図」と「行動」

「行動意図」と「行動」は、株式会社野村総合研究所が実施した同一対象者に対して、施策介入前と後の二時点のアンケート結果における回答変化の差分をもって「行動意図」と「行動」を操作的定義し、尺度化したものを表1に示した。

今回の分析において、目的変数である「行動意図」と「行動」は、介入前後の二時点の縦断データ、すなわち「介入効果」の前と後という時間差を持ったアンケートの実査データを操作的定義することで、観測変数としている。二時点で観測され定義した「行動意図」と「行

動」に、「介入効果」である「情報」が直接的にどのような影響を与えているか。また、「情報」が他の因子変数を介して「行動意図」と「行動」に与える間接的な効果を確認するために、「行動意図」を説明する三つの因子変数である「好意への態度」「主観的規範」「知覚行動制御」に対しての影響度を確認する。

5) 「介入効果」としての「情報」

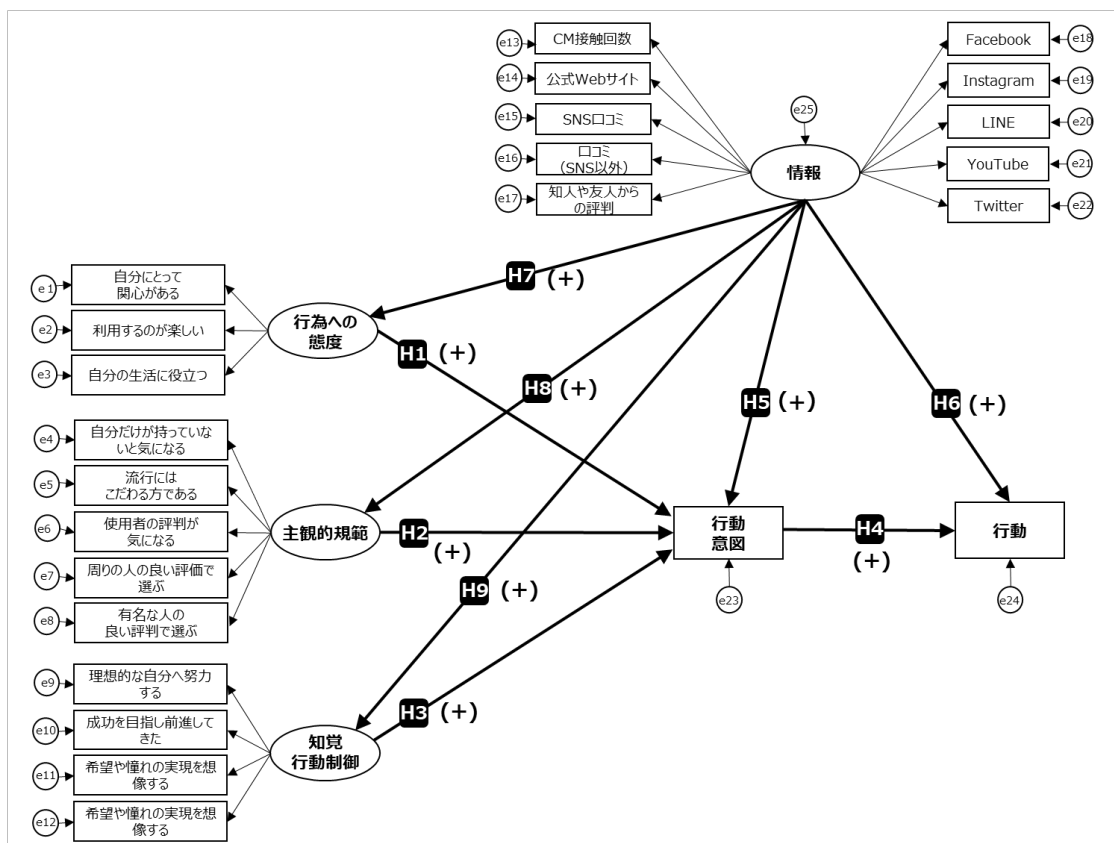
「行動意図」と「行動」に影響を与えると想定される「情報」は、二時点の間におけるNetflixのTV-CMの接触本数^{注5)}、公式Webサイト、SNSのロコミの閲覧、SNS以外のロコミ、知人や友人からの評判といったSVODサービスに関する情報の接触、さらにFacebook、Instagram、LINE、YouTube、Twitter(現Xであるが以下調査時点の名称Twitterで表記)といったCGM(Consumer Generated Media:以下CGMと表記)の利用頻度から定義し、「行動意図」と「行動」に影響を与える「介入効果」とした。

以上を踏まえた仮説モデルを、図2に示す。これらの因子変数間の因果関係を明らかにするために、仮説モデルに対してCSAを行なった。さらに多母集団同時分析により、属性ごとにモデルの適合度と仮説の有意性を検証する。因子分析、確認的因子分析、共分散構造分析には、IBM SPSS Statistics Version 29.0、IBM SPSS Amos Version 29.0を使用した。

表1. 仮説モデルにおける「行動意図」と「行動」の観測変数の操作的定義

変数	1回目調査 (2021/3/16)	2回目調査 (2021/3/30)	作成尺度
行動意図	1 加入・継続したい	→ 3 どちらともいえない	離反傾向 -1
	2 やや加入・継続したい	→ 4 加入・継続したくない	
	3 どちらともいえない	→ 3 どちらともいえない	加入意識変化なし 0
	4 加入・継続したくない	→ 4 加入・継続したくない	
行動意図	1 加入・継続したい	→ 1 加入・継続したい	加入・継続意向維持 1
	2 やや加入・継続したい	→ 2 やや加入・継続したい	
	3 どちらともいえない	→ 1 加入・継続したい	加入意識向上 2
	4 加入・継続したくない	→ 2 やや加入・継続したい	
行動	1 すでに加入している	→ 2 加入していないが、サービスの内容を詳しく知っている 3 動画配信サービスを提供していることは知っている 4 名前だけは聞いたことがある 5 知らない	→ 離反傾向 -1
	2 加入していないが、サービスの内容を詳しく知っている	→ 2 加入していないが、サービスの内容を詳しく知っている	行動変化なし 0
	3 動画配信サービスを提供していることは知っている	→ 3 動画配信サービスを提供していることは知っている	
	4 名前だけは聞いたことがある	→ 4 名前だけは聞いたことがある	
	5 知らない	→ 5 知らない	継続(リピート) 1
1 すでに加入している	→ 1 すでに加入している		
行動	2 加入していないが、サービスの内容を詳しく知っている	→ 1 すでに加入している	加入 2
	3 動画配信サービスを提供していることは知っている	→ 1 すでに加入している	
	4 名前だけは聞いたことがある		
	5 知らない		

出所：神田(2023)、株式会社野村総合研究所「マーケティング分析コンテスト2021」アンケート



出所：筆者作成

図 2. 「情報」の「行動意図」「行動」への直接効果・間接効果を確認する仮説モデル
(符号は影響度の正負を示す)

5. 結果

5-1. 仮説モデルの検証

仮説モデルに対して CSA を行なった結果、仮説モデルの適合度指数は、CFI が 0.9 に達していないが、GFI、AGFI は 0.9 以上、RMSEA も 0.05 以下であり、モデルの当てはまりは、おおむね良いと判断した(表 2)^{注6)}。また、仮説モデルに対して図 3 に示す因子変数間のパス図を得ることができた。仮説モデルにおける各因子の因果関係は、有意水準 5% でいずれも正の影響を与えることが確認された。

介入効果である「情報」は、H5「行動意図」(0.11)、および H6「行動」(0.12)に直接効果として正の影響を与えている。「行動意図」に影響を与えている三つの心理変数に対して、「情報」の影響度は、H8「主観的規範」(0.40)、H7「行為への態度」(0.39)、H9「知覚行動制御」(0.25)の順に影響度の強さが確認された。「行動意図」に影響を与える心理変数は、H1「行為への態度」(0.16)、H2「主観的規範」(0.09)、H3「知覚行動制御」(0.08)の順に影響度の強さが確認された。二時点の縦断調査データから定義した「行動意図」と「行動」の因果関係は H4(0.27)で確認することができた。Netflix の契約行動において、「情報」を「介入効果」とした計画的行動理に依拠した仮説モデルは、仮説が支持される結果となった。

「介入効果」である「情報」が説明する観測変数は、今回の二回の縦断調査の前後において接触の有無を確認した情報源である。それぞれの情報源の影響度を確認すると、Instagram がもっとも影響度が強く、次いで Twitter、LINE、Facebook の順位で、CGM の影響が強いことが確認された。また、本モデルにおいては、Netflix の TV-CM 接触回数が最も低い結果となった(表3)。この結果は、「情報」として「介入効果」が高いのは CGM で、TV-CM の影響力は弱いことを示している。

表 2. 仮説モデルの適合指数

χ^2 値	自由度	p値	GFI	AGFI	RAMSEA	CFI
1346.911	244	0.000	0.947	0.935	0.045	0.844

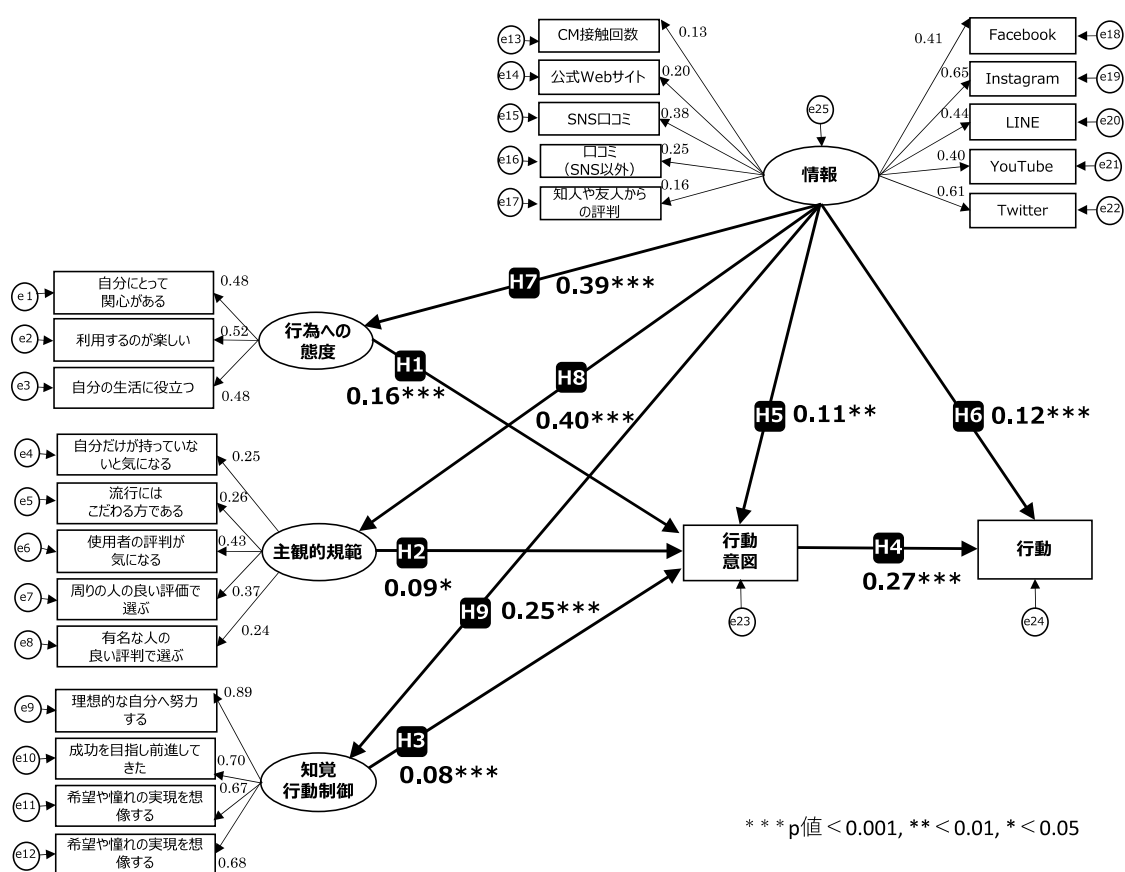


図 3. SVOD サービスにおける効果検証モデルの結果

表 3. 「情報」における観測変数の影響力

情報の内容	因子変数	確率 (p値)	標準化係数
Netflix_CM接触回数	<--- 情報	***	0.129
公式サイト	<--- 情報	***	0.196
SNSのロコミ	<--- 情報	***	0.376
SNS以外のサイトのロコミ	<--- 情報	***	0.254
知人や友人からの評判	<--- 情報	***	0.164
Facebook	<--- 情報	***	0.411
Instagram	<--- 情報	***	0.647
LINE	<--- 情報	***	0.442
YouTube	<--- 情報	***	0.402
Twitter	<--- 情報	***	0.605

5-2. 仮説モデルが支持される個人差要因の探索的検討

杉本(2012)は、消費者行動の意思決定過程には、資金、時間などの消費者自身の資源である個人差要因があるとしている。このことから、Netflix の利用に関わる「行動意図」と「行動」を説明する消費者行動モデルは、利用者の個人的差異、すなわち、本調査におけるサンプルの属性の違いによって異なる可能性もあるのではないかと。属性によって異なるのであれば、ターゲットをセグメンテーションすることで、より効果的なマーケティング施策の可能性が検討される。この点を明らかにするために、個人差要因である属性、性別、年代別、世帯年収別で有意になるパスの探索的検討を行なった。属性ごとに多母集団同時分析を行い、仮説モデルの適合を確認した結果を表 4 に示した。有意水準 5% で、具体的に確認された点を以下に整理する。

まず、「介入効果」である「情報」は、性別でみると女性においては、H5「行動意図」(0.098)、H6「行動」(0.185)ともに有意な影響を与えているが、男性において「情報」は、H5「行動意図」、H6「行動」に対して与える影響に有意性が確認されなかった。

年代別で見ると、20代から40代までは、「情報」は「行動」に与える影響(H6)はあるものの、「行動意図」(H5)には有意な影響が確認されず、逆に50代では「行動意図」(H5)のみに有意な結果が確認された。

世帯年収別では、「情報」が「行動意図」(H5)に有意な影響を与えるのは、世帯年収600～1,000円未満を除いた層で、「情報」が「行動」に影響を与える(H6)のは、世帯年収が300～600万円未満と600～1,000万円未満の層であることが確認された。「行動意図」を説明する「行為への態度」(H1)、「主観的規範」(H2)。「知覚行動制御」(H3)への「情報」の影響は、50代以外のすべての属性で有意であった。「行動意図」と「行動」の因果関係(H4)は、すべての属性で有意に確認することができた。

以上の分析結果から、明らかになったのは以下の点である。「行動意図」「行動」に対して「介入効果」である「情報」の影響を受けやすいのは、女性層である。年代別にみると40代までは、「情報」が「行動」へ直接的に有意な影響を与えている。また、40代までにおいて「情報」は、「行動意図」を説明する三つの心理変数、「行為への態度」「主観的規範」「知覚行動制御」に対して有意な影響を与えている。つまり、「情報」は「行動意図」の醸成に影響を与え、間接的に「行動」に影響を与えている可能性が考えられる。世帯年収による「情報」の効果にはばらつきが見られ、ターゲットのセグメンテーションという視点で考える

と、世帯収入は有効なセグメンテーションにはならない可能性があることがわかった。

表 4. 属性による多母集団同時分析時のパス係数(標準化推定値)と確率(p 値)

性別		男性		女性	
仮説		確率	推定値	確率	推定値
H1	行動意図 <--- 行為への態度	**	0.186	**	0.148
H2	行動意図 <--- 主観的規範	n. s.	0.059	n. s.	0.114
H3	行動意図 <--- 知覚行動制御	n. s.	0.045	***	0.118
H4	行動 <--- 行動意図	***	0.319	***	0.225
H5	行動意図 <--- 情報	n. s.	0.108	*	0.098
H6	行動 <--- 情報	n. s.	0.066	***	0.185
H7	行為への態度 <--- 情報	***	0.463	***	0.348
H8	主観的規範 <--- 情報	***	0.391	***	0.431
H9	知覚行動制御 <--- 情報	***	0.162	***	0.324

年代別		20代		30代		40代		50代	
仮説		確率	推定値	確率	推定値	確率	推定値	確率	推定値
H1	行動意図 <--- 行為への態度	0.008	0.218	n. s.	0.082	**	0.193	***	0.224
H2	行動意図 <--- 主観的規範	n. s.	0.084	n. s.	0.143	n. s.	0.062	n. s.	0.043
H3	行動意図 <--- 知覚行動制御	n. s.	0.104	n. s.	0.089	*	0.094	n. s.	0.032
H4	行動 <--- 行動意図	***	0.341	***	0.21	***	0.264	***	0.291
H5	行動意図 <--- 情報	n. s.	0.023	n. s.	0.143	n. s.	0.077	*	0.111
H6	行動 <--- 情報	*	0.136	***	0.195	*	0.092	n. s.	-0.011
H7	行為への態度 <--- 情報	***	0.479	***	0.285	***	0.381	***	0.31
H8	主観的規範 <--- 情報	***	0.491	***	0.461	***	0.394	n. s.	0
H9	知覚行動制御 <--- 情報	***	0.319	***	0.286	***	0.207	***	0.188

世帯収入別		年収300万円未満		300~600万円未満		600~1,000万円未満		1,000万円以上	
仮説		確率	推定値	確率	推定値	確率	推定値	確率	推定値
H1	行動意図 <--- 行為への態度	n. s.	0.05	***	0.229	***	0.231	n. s.	0.052
H2	行動意図 <--- 主観的規範	n. s.	0.061	n. s.	0.096	*	0.182	n. s.	-0.061
H3	行動意図 <--- 知覚行動制御	n. s.	-0.035	n. s.	0.036	***	0.168	*	0.147
H4	行動 <--- 行動意図	**	0.168	***	0.257	***	0.295	***	0.35
H5	行動意図 <--- 情報	***	0.318	*	0.132	n. s.	-0.086	*	0.173
H6	行動 <--- 情報	n. s.	0.091	***	0.152	**	0.119	n. s.	0.1
H7	行為への態度 <--- 情報	***	0.43	***	0.316	***	0.463	***	0.337
H8	主観的規範 <--- 情報	**	0.287	***	0.451	***	0.446	***	0.399
H9	知覚行動制御 <--- 情報	**	0.195	***	0.238	***	0.259	***	0.316

多母集団同時分析のモデル適合度							
	χ^2 値	自由度	p値	GFI	AGFI	RAMSEA	CFI
性別	1642.194	506	0.000	0.937	0.926	0.032	0.842
年代	2364.249	1030	0.000	0.914	0.9	0.024	0.812
年収	2258.982	1031	0.000	0.917	0.903	0.023	0.828

*** p<0.001, ** p<0.01, *p<0.05, n. s. p値≥0.5

5-3. 「行動意図」「行動」への直接効果および間接効果

図3の仮説モデルの検証結果から介入効果である「情報」は、「行動意図」「行動」に直接影響を与えるよりも、「行動意図」に影響を与える心理変数である「行為への態度」「主観的規範」「知覚行動制御」に与える影響の方が大きいことが確認された。また表4の属性の違いにより、「情報」が各因子変数に与える影響度にばらつきが見られ、「行為への態度」「主観的規範」「知覚行動制御」を介して、「行動意図」に影響をあたえ、間接的に「行動」に影響をあたえていることがわかれる結果となった。

複数の因子変数があるモデルの場合、直接効果(ある変数が他の変数に対して直接的に影

響を与え生まれる効果)と、間接効果(ある変数が他の変数を介して、他の変数に間接的に影響を与える効果)について、変数間で確認することができる。また、直接効果と間接効果を合計することで、変数間の影響を総合効果として確認することができる。そこで、「情報」が、「態度」「主観的規範」「知覚行動制御」を介して、目的変数である「行動意図」に影響を与え、間接的に「行動」に与える影響について確認することで、「介入効果」である「情報」が「行動」に与える影響の経路を明らかにする。

本モデルにおける目的変数である「行動意図」と「行動」は、同一対象者に対して二時点の行動変化を確認した縦断データによって操作的に定義しており、時間差による因果関係が反映されている変数である。そこで、「介入効果」である「情報」が、「行動意図」と「行動」に直接的に影響を与える直接効果と、「行為への態度」「主観的規範」「知覚行動制御」を介して「行動意図」に影響を与え、間接的に「行動」に影響を与える間接効果、さらに直接効果と間接効果の合計である総合効果について分析し、表 5 に結果を示した。

「情報」の直接効果は、H5「行動意図」においては、0.109、H6「行動」においては、0.124 で「行動」に与える影響の方が強く、「情報」が「行為への態度」(H7 から H1)、「主観的規範」(H8 から H2)、「知覚行動制御」(H9 から H3)を介して影響を与える間接効果は、「行動意図」(0.121)、「行動」(0.063)で、「行動意図」に与える影響が強いことが確認された。つまり「情報」は、「行動」を高めるには直接効果が強く、「行動意図」を高めるには間接効果が強いことが確認された。そして、直接効果と間接効果を合わせた総合効果は、「行動意図」(0.23)、「行動」(0.187)で、「行動意図」への影響が強いことが確認された。この結果は、「介入効果である「情報」が、直接的に「行動意図」と「行動」に影響を与えるだけでなく、間接的に Netflix に対する態度(「行為への態度」)、自分の周辺からの影響(「主観的規範」)、契約の容易さ(「知覚行動制御」といった「行動意図」を説明する三要因に影響を与え、「行動意図」を高めており、その影響は「行動」よりも「行動意図」に強く出ていることが確認された。さらに属性による違いを探索的に確認するために、多母集団同時分析による総合効果、直接効果、間接効果の結果を表 6 に示した。属性ごとの多母集団同時分析において 5%水準で非有意となったパスは、n.s.(not significant)としている。

まず、性別にみると「介入効果」である「情報」は、男性において H5「行動意図」、H6「行動」に対していずれも非有意であり効果が確認されなかった。女性において H5「行動意図」に対して直接効果(0.098)よりも間接効果(0.139)が強く、H6「行動」に対しては、間接効果(0.053)よりも直接効果(0.185)が強いことが確認された。女性においては、すべての属性を含めた全属性モデル(仮説モデル)と同じ傾向であることが確認された。

表 5. 「行動意図」「行動」への直接効果、間接効果および総合効果

変数	標準化総合効果		標準化直接効果		標準化間接効果	
	行動意図	行動	行動意図	行動	行動意図	行動
情報	0.23	0.187	0.109	0.124	0.121	0.063
行為への態度	0.165	0.045	0.165	0	0	0.045
主観的規範	0.087	0.024	0.087	0	0	0.024
知覚行動制御	0.083	0.023	0.083	0	0	0.023
行動意図	0	0.273	0	0.273	0	0

表6. 「行動意図」「行動」への直接効果、間接効果および総合効果（多母集団同時分析）

「行動意図」への直接効果と間接効果および総合効果

属性	標準化総合効果				標準化直接効果				標準化間接効果
	行為への態度	主観的規範	知覚行動制御	情報	行為への態度 H1	主観的規範 H2	知覚行動制御 H3	情報 H5	情報
全属性モデル (N=2, 200)	0.165	0.087	0.083	0.23	0.165	0.087	0.083	0.109	0.121
男性 (n=1030)	0.186	n. s.	n. s.	n. s.	0.186	n. s.	n. s.	n. s.	n. s.
女性 (n=1170)	0.148	n. s.	0.118	0.237	0.148	n. s.	0.118	0.098	0.139
20代 (n=420)	0.218	n. s.	n. s.	n. s.	0.218	n. s.	n. s.	n. s.	n. s.
30代 (n=541)	0.082	n. s.	n. s.	n. s.	0.082	n. s.	n. s.	n. s.	n. s.
40代 (n=686)	0.193	n. s.	0.094	n. s.	0.193	n. s.	0.094	n. s.	n. s.
50代 (n=553)	0.224	n. s.	n. s.	0.186	0.224	n. s.	n. s.	0.111	0.075
300万円未満 (n=375)	n. s.	n. s.	n. s.	0.351	n. s.	n. s.	n. s.	0.318	0.032
300～600万円未満 (n=751)	0.229	n. s.	n. s.	0.256	0.229	n. s.	n. s.	0.132	0.124
600～1,000万円未満 (n=753)	0.231	0.182	0.168	n. s.	0.231	0.182	0.168	n. s.	n. s.
1,000万円以上 (n=321)	n. s.	n. s.	0.147	0.212	n. s.	n. s.	0.147	0.173	0.04

「行動」への直接効果と間接効果および総合効果

属性	標準化総合効果					標準化直接効果		標準化間接効果			
	行為への態度	主観的規範	知覚行動制御	行動意図	情報	行動意図 H4	情報 H6	行為への態度	主観的規範	知覚行動制御	情報
全属性モデル (N=2, 200)	0.045	0.024	0.023	0.273	0.187	0.273	0.124	0.045	0.024	0.023	0.063
男性 (n=1030)	0.059	n. s.	n. s.	0.319	n. s.	0.319	n. s.	0.059	n. s.	n. s.	n. s.
女性 (n=1170)	0.033	n. s.	0.026	0.225	0.238	0.225	0.185	0.033	n. s.	0.026	0.053
20代 (n=420)	0.074	n. s.	n. s.	0.341	0.205	0.341	0.136	0.074	n. s.	n. s.	0.069
30代 (n=541)	0.017	n. s.	n. s.	0.21	0.249	0.21	0.195	0.017	n. s.	n. s.	0.054
40代 (n=686)	0.051	n. s.	0.025	0.264	0.143	0.264	0.092	0.051	n. s.	0.025	0.051
50代 (n=553)	0.065	n. s.	n. s.	0.291	n. s.	0.291	n. s.	0.065	n. s.	n. s.	n. s.
300万円未満 (n=375)	n. s.	n. s.	n. s.	0.168	n. s.	0.168	n. s.	n. s.	n. s.	n. s.	n. s.
300～600万円未満 (n=751)	0.059	n. s.	n. s.	0.257	0.218	0.257	0.152	0.059	n. s.	n. s.	0.066
600～1,000万円未満 (n=753)	0.068	0.054	0.05	0.295	0.162	0.295	0.119	0.068	0.054	0.05	0.043
1,000万円以上 (n=321)	n. s.	n. s.	0.052	0.35	n. s.	0.35	n. s.	n. s.	n. s.	0.052	n. s.

年代別にみると、H5「行動意図」への効果が確認されたのは50代のみで、直接効果(0.111)、間接効果(0.075)、総合効果(0.186)であった。一方H6「行動」に対する直接効果、間接効果は50代を除いた年代において有意で、直接効果は、20代(0.136)、30代(0.195)、40代(0.092)、20代(0.069)、間接効果は30代(0.054)、40代(0.051)であった。40代までは「行動」への直接効果の方が間接効果と比べ強く、「介入効果」である「情報」は「行動意図」よりも「行動」への影響が強いことが確認された。

世帯収入別でみると、介入効果である「情報」のH5「行動意図」への影響は、世帯年収600万円未満においては間接効果よりも直接効果の方が強いことが確認された(直接効果300万円未満(0.318)、300～600万円未満(0.132)、間接効果300万円未満(0.032)、300～600万円未満(0.124))。これは全属性モデルと女性とは異なる傾向である。

また、介入効果である「情報」のH6「行動」への影響は、世帯年収300～1,000万円においては、間接効果よりも直接効果の方が高く、全属性モデルと同様の傾向が確認された(直接効果300～600万円未満(0.152)、600～1,000万円未満(0.119)、間接効果300～600万円未満(0.066)、600～1,000万円未満(0.043))。

以上の分析結果から、明らかになったのは以下の点である。「介入効果」である「情報」は、男性よりも女性において「行動意図」「行動」へ強く影響を与え、「行動意図」に対しては直接効果よりも間接効果が強く、「行動」に対しては、間接効果よりも直接効果が強いことが確認された。女性においては、すべての属性を含めた全属性モデルと同様に、「行動意図」に影響を与える「行為への態度」「主観的規範」「知覚行動制御」を介した間接効果の方が、「行動」への直接効果よりも強いことが確認された。40代までは「行動」への直接効果の方が間接効果と比べ強く、介入効果である「情報」は「行動意図」よりも「行動」への影響が強いことが確認された。

全属性モデルの傾向と異なるのは、世帯年収600万円未満における「情報」の「行動意図」へ影響で、間接効果よりも直接効果の方が強いことが確認された。世帯年収でのセグメンテーションには、留意が必要である。

6. 考察

以上の分析結果から、縦断データを活用したNetflixの利用加入における消費者行動について、理論的、実務的インプリケーションを整理する。

まず、理論的インプリケーションとして、「行動意図」と実際の「行動」の二時点をとらえた縦断データを用い、「行動意図」と「行動」の因果関係の説明に対して、「介入効果」の影響を説明変数とした計画的行動理論モデルによって消費者行動を説明できることを示した。具体的には、「介入効果」である「情報」は、直接的に「行動意図」「行動」に影響を与えるものの、その影響は「行動」の方が強い。また「情報」は、「行為への態度」「主観的規範」「知覚行動制御」に対して影響を与え、間接的に「行動意図」を介して「行動」への因果関係があることを示した。「情報」は直接的に「行動」に影響を与えるだけではなく、「行動意図」に影響を与える因子変数に影響を与えながら、「行動」に影響を与えている経緯が確認された。また、利用者の個人差要因(属性)によって、モデルにおける適合や効果の経路は異なることが確認された。さらに「介入効果」としての「情報」は、TV-CMなどのメディア施策よりも、CGMが効果的であることが確認された。

実務的インプリケーションとしてまず、二時点の縦断調査データを用いることで「介入効果」を施策とした効果検証に、「介入効果」を説明変数とした計画的行動理論に依拠した本モデルを、分析スケールとして活用することができる点があげられる。施策の前後の差分が確認できる観測変数から因子変数を設定することで、態度や意識の変容である「行動意図」と、実際の具体的な成果である「行動」に対して、施策としての「介入変数」の影響を確認することで、施策の効果検証を行うことが本モデルによって可能になる。

さらに、多母集団同時分析により、個人差要因(属性)により、モデルの因子変数間のパスに有意や影響力の違いがあることが確認された。このことは、属性によって効果が異なる、すなわち属性を絞ったマーケティングが効果的であることを示唆している。具体的な例を挙げると、女性には「行動意図」を醸成させることで「行動」が促されるため、直接的に「行動」を刺激するよりも、「行動意図」を形成する三つの因子変数に影響を与えることが有効だと考えられる。また、年代別で検討する場合は、40代までは直接「行動」を促すアプローチが有効であることなどがあげられる。

追記すべき点としては、「介入効果」における有効なメディア選定に資する知見を示した。「行動意図」と「行動」を刺激するために、SVODサービスの事業者が活用する「情報」は、CGMが最も効果的であり、特にInstagram、Twitterの効果が高い。また今回の調査ではTV-CMの効果は低いことが明らかになり、SVODサービスのマーケティング計画時の効果的なメディア検証のモデルとして活用できる可能性がある。以上の点は、マーケティング戦略立案や効果検証の実務に実装できる知見になり得る。

7. おわりに

本研究は、従来の消費者行動モデルの研究において、被験者の調査時点における将来の予測回答であった「行動意図」と、実際の「行動」を、それぞれ実測値で把握した縦断調査データを用いて、SVODサービスの加入施策を「介入効果」としたマーケティング効果検証モデルを示した。計画的行動理論に依拠し、施策を「介入効果」とした本消費者行動モデルを、他のサブスクリプション型コンテンツサービスにも適用し、実証する可能性も検討される。

しかしながら本研究にはいくつかの限界がある。まず、分析に用いたデータは所与であるゆえに、「行動意図」と「行動」を操作的定義により尺度化し分析した。本来であれば、先行研究に依拠し、観測変数を設定し、オリジナルの縦断調査データを収集し分析することが必要である。また、より消費者行動を細分化してとらえる場合、例えば、杉本(2012)による購買前行動、購買後行動という、購買行動の前後の行動を含めた三つの側面から縦断調査データを収集し、消費者行動モデルを検討することも必要である。また、消費者行動を合理性と非合理性の二面からとらえることも必要である。「現実の消費者行動は、合理性を求める一方で、必ずしも合理的ではないともいえる行動のせめぎ合いによって規定される」(杉本2012)のものであり、合理性と非合理性を因子変数として加えた消費者行動モデルの検討も考えられる。

次に調査のタイミングであるが、分析に使用した縦断調査データでは、二回の調査の間が二週間であり、この間でSVODサービスの加入についての「行動意図」の変化、「行動」の具体的な行為としての加入への態度変容が起こったケースのみの分析に限られた。二時点の

調査の期間を長くすることや、期間中のさまざまなマーケティング施策を「介入効果」として加えることで、より確度の高い消費者行動分析の可能性は残される。

岸(2021)は、計画的行動理論について、「コロナ禍や持続可能な開発といった状況で期待される「行動変容」を予測あるいは制御する手段としても、利用可能であろう」としている。計画的行動理論に依拠した効果検証モデルの可能性と、縦断調査データによる分析の有用性は、知覚リスクや合理性、非合理性、さらに購買行動前後の行動などを因子変数に検討することで、今後も期待されると考えられる。

謝辞

本研究時には、株式会社野村総合研究所より貴重な調査データの利用に関し格別のご厚意を賜りました。心より厚くお礼を申し上げます。

注記

- 1) 本研究は、神田(2023)における研究テーマと仮説、分析方法に大幅な変更を加え、新たな知見を得たものである。
- 2) 株式会社野村総合研究所主催の「マーケティング分析コンテスト」に参加することで提供される縦断調査データである(野村総合研究所では「シングルソースデータ」と称している)。同一対象者への二時点の実査データの変化を分析することで、二時点の間において実施された広告やプロモーションの効果を測定することが可能なマーケティングデータである。筆者は、「マーケティング分析コンテスト2021」に参加することで、学術的研究を条件にデータの使用許諾をいただいた。
- 3) 株式会社野村総合研究所で調査対象となったSVODサービスは、Amazonプライム・ビデオ、Netflix、dTV、huluの4サービスであったが、Amazonプライム・ビデオは、書籍宅配の付加価値サービスである点も含まれることなどに鑑み、純粋なSVODサービスとして普及しているNetflixを研究対象とした。
- 4) この場合、アンケート項目が各因子変数(潜在変数)を説明する観測変数となる。
- 5) TV-CMの接触本数は、被験者が視聴者したと回答した番組において、NetflixのCMが流された本数を持って接触本数としている。
- 6) CSAの適合度指数においては、以下の研究に律している。久保(2022)の研究によると、CSAの適合度指数について検証対象とした9論文中8論文がCFI、RMSEAを適合度指数に使用している。また、吉田他(2020)によるシンポジウムにおいて荘島(2020)は、「適合指数はCFI、RMSEAの二強時代」とした。本分析においてもCFI、RMSEAを適合指数とした。適合基準としてはHu & Bentler (1998,1999)が、CFIは0.095以上、RMSEAは0.06以下を推奨しているが、久保(2022)の研究において検証対象となった9編の論文では、CFIは0.668から1.00、RMSEAは0.000から0.095が報告されている。また、Kenny & McCoach(2003)は、モデルの確度が高くと変数が多くなるとCFIは悪化するが、RESEAはよくなる傾向があるという結果を示している。CFIは水準を下回るがRESEAの値に注目し本モデルの適合は許容範囲であると判断した。これらの知見から、本モデルの適合は許容範囲であると判断した。

参考文献

- Ajzen, I. (1985). From Intentions to Actions: A Theory of Planned Behavior. In Actioncontrol (pp. 11-39). Berlin, Heidelberg: Springer.
- Ajzen, I. (1991). The Theory of Planned Behavior. ORGANIZATIONAL BEHAVIOR AND HUMAN DECISION PROCESSES, 50, (2), 179-211.
- Ajzen, I., & Fishbein, M. (2005). The Influence of Attitudes on Behavior. In D.Albarracín, B. T. Johnson, & M. P. Zanna (Eds.), The handbook of attitudes (pp. 173-221). Lawrence Erlbaum Associates Publishers.
- 江戸克栄・熊谷伸子 (2002) 「消費者行動研究における態度の役割-選択行動の先行要因および市場細分化基準としての検討-」『文化女子大学紀要』, 33, 53-63.
- 石井裕明 (2020) 『消費者行動における感覚と評価メカニズム 購買決定を促す「何となくの研究」』千倉書房
- 神田将志(2023) 「サブスクリプション型コンテンツ配信サービスにおける消費者行動モデルの検討-一定額制動画配信サービスにおける消費者行動の分析から-」『日本経営診断学会論集』, 23, 42-48.
- 久保沙織(2022) 「『教育心理学研究』における測定・評価・研究法の研究動向と展望-共分散構造分析の適用実態の概観を中心に-」、『教育心理学年報』, 61, 133-150
- Kwong, S.W. & J.Park(2008). Digital music services: consumer intention and adoption *The Service Industries Journal*. 28, (10), 1463-1481.
- Lestari, E. & O. R. C. Soesanto. (2020). Predicting Factors that Influence Attitude to Use and Its Implications on Continuance Intention to Use Svod: Study on Netflix users of Indonesia, *DeReMa (Development Research Of Management): Jurnal Manajemen*, 15(2), 183-208.
- Nuriska, F.P. & Azizah, N. (2021). Analisis Continuance Intention to Use Layanan Video on Demand dengan Pendekatan Theory of Planned Behavior (Studi Kasus pada Pengguna Aplikasi Netflix Di Kota Surabaya), *Journal Syntax Admiration*, 2, 229-248.
- Stead.M., Tagg, S., Anne Marie, MacKintosh, A.M., Eadie, D. (2005). Development and evaluation of a mass media : Theory of Planned Behavior intervention to reduce speeding. *Health Education Research*, 20, (1), 36-50.
- 杉本徹雄編著 (2012) 『新・消費者理解のための心理学』 福村出版
- 鈴木宏衛 (2011) 「広告の「消費規範形成力」」 (<http://www.hsuzuki.com/kihan2011.pdf>) (2024年12月14日現在)
- 田中洋・岸志津江・嶋村和恵 (2021) 『現代広告全書』 有斐閣
- Xi Y. Leung. (2019). Do destination Facebook pages increase fan's visit intention? A longitudinal study. *Journal of Hospitality and Tourism Technology*, 10, (2), 205-218.

論文

岡山での超高層放電現象・レッドスプライトの観測報告 Detailed Imaging Observations of Red Sprites in Okayama

米田 瑞生¹⁾

キーワード: レッドスプライト, 雷, 放電現象, 超高層, 中間圏
Keywords: Red Sprite, lightning, upper-atmosphere, mesosphere

要旨

レッドスプライト(或いはスプライト)は、高度 50km から 80km の中間圏で発生する放電現象である。対流圏で発生する通常の雷に付随して発生することは知られているが、ごく一部の雷に付随し、また発光時間が短いため、ありふれた現象とは言えない。日本では冬の日本海沿岸、或いは北陸地方での観測例が比較的多いとされている。2024 年度より、山陽学園大学・山陽学園短期大学キャンパス内より、北方の夜空について、流星の活動の監視を目的とした動画観測を継続したところ、流星に加えて、レッドスプライトの映像を取得することができた。特に 2024 年 12 月 13 日夜 (日本時間) から翌 14 日未明にかけて発生したレッドスプライトの一部は、山陰地方の日本海沿岸で発生したと推測される。近距離で発生したため、日本国内、特に西日本では例のないほど、高解像度の映像が得られた。観測データ取得から間もなく、本イベントの詳細な物理特性の解析は未完であるが、観測データとともに現段階で推測できることを述べる。

はじめに

雷は、高度約 10km の低層大気である対流圏で発生する放電現象である。雷が放電現象である、即ち電流を伴う現象であることを実験的に明らかにしたのは、米国の政治家でもあるベンジャミン・フランクリンである。彼は嵐の中、凧を飛ばした。凧のワイヤーは、電荷を貯めることができるライデン瓶に接続されていた。彼は凧への落雷に伴い、ライデン便に電荷が発生したことを確認した。1752 年に行われた、この非常に危険な実験をきっかけに、人類は雷が放電現象であることを知った。

一方、パイロットなどの間で、高度 10km 以上、つまり対流圏の上空で発生する瞬間的な閃光現象目撃証言が相次いでいた (e.g., Wilson, 1956; Corliss, 1983)。しかし、これらは映像データを伴うものではなかったため、科学的にその存在が重視されることはなかった。ところが、この状況が 1989 年になって劇的に変化した。ミネソタ大学の研究チームが、科

¹⁾ 山陽学園大学地域マネジメント学部地域マネジメント学科

学観測のためのカメラの試験を空に向けて行っていた所、雷雲から上方に生じる光の筋を複数認めたのである (Franz et al. 1990)。

この現象は、現在ではレッドスプライト、或いはスプライト (以後、スプライト) として広く認知されている。「レッド」の名称は、その発光に赤が目立つことからつけられている。Armstrong et al. (1998) によるスペクトル観測の結果、窒素分子の発光であることがわかっている。また、スプライト(sprite)は、妖精を意味する。Setman et al. (1995) の研究の中で、本現象を、シェイクスピアの真夏の夜の夢に登場する妖精スプライト・パックにちなんで、名付けたのがきっかけである。「妖精」の名の通り、その出現は大変気まぐれであり、発光時間は 100 分の 1 秒にも満たないことが多いとされる (福西 2009)。また、McHarg et al. (2002) などの研究では、スプライトには、ニンジン型・柱型の形状があることを報告している。

日本での観測例も蓄積されてきた。Hayakawa et al. (2004) に代表されるように、冬の日本海側で特に多くの観測が報告されてきた。日本での雷の発生は夏にも多いも関わらず、このような傾向が見られるのは、冬の日本海で発生する雷の放電量が多いことに起因すると考えられる。スプライトの発生は、それに先立ち発生する雷の規模を示唆するものであると言って良いだろう。

瀬戸内両岸での観測例は少ない。貴重な観測例は、岡山や香川の高校生らのグループが行なったものである (e. g., 池田ら 2008; 江川ら 2008)。だが、その後継続的に観測研究が県内周辺で行われた形跡は乏しく、周辺地域で科学的データが共有されているとは言い難い。そのような状況下、山陽学園大学・短期大学で行なっていた流星観測中に、偶然にもスプライトの映像を複数得ることができた。観測例には、7月の日本海で発生したもの、12月に近距離で発生したために詳細な映像が得られたものなど、貴重な観測例が含まれる。

観測

観測機器の詳細は表 1 に示す。産業用のカラーカメラであり、FHD の画質のカラーカメラである。流星の観測を目的としている他、鑑賞にもある程度耐える質の動画を得るため、暗い星々も撮影することが望ましかった。そこで、露光時間を 0.1 s として、毎秒 10 フレームで撮影を行っている。また、このカメラに搭載される Sony 製の CMOS センサーは、波長によっては量子効率が 0.6 を超え、効率よく微弱な光をデジタル信号として得ることができる反面、カメラ自体の発熱でノイズが発生することがわかった。このノイズ対策として、下記の 2 件を行った。

・カメラ自体の冷却

ヒートシンクがカメラに取り付けられている。ヒートシンクに逃れた熱は、水性システムによりラジエーターから放熱される。カメラと冷却システムは、図 1 にも示す。

・ダークフレームの取得

カメラに蓋をした状態で、画像を取得する。これにより、「光という入力」がなくても発生してしまう偽の信号「ノイズ」のパターンを取得することができる。これをダークフレームと呼ぶ。実際の観測データから、ダークフレームを減ずることで、ノイズを軽減することができる。ダークフレームは、100 枚程度の画像の平均から得た。

表 1: 観測装置の構成や観測パラメーター。

カメラ	FLIR Blackfly S カメラ BFS-PGE-16S2 (SONY CMOS センサー: Sony IMX273 搭載)
レンズ	C マウントレンズ CBC H0514-MP2 f = 5 mm
露光時間	0.1 s
視野・画角	水平 52° 垂直 41°
解像度	水平 1440, 垂直 1080 pixels



図 1: 観測装置の外観。カメラ本体を冷却するためのヒートシンクが、カメラに密着している。ヒートシンクで温められた液体は、ラジエーターで空冷される。

観測結果

まず、本来の参考のため、本来の目的である流星の観測データを図 2 として示す。これは 8 月 12 日の夜から翌 13 日朝までに観測したペルセウス座流星群が起源の 100 余りの流星を 1 枚の画像に合成表示 (合成明比較) したものである。当初の目的通り、流星を観測できることがわかる。

この観測体制の中、初めてスプライトが撮影されたのは、2024 年 7 月のことである (表 2 中 Event 1)。この当時、山陰地方沿岸から朝鮮半島東側にかけての日本海に、発達した雲があったことが気象衛星データからも確認できる。本観測は、岡山県よりスプライトのカラー映像を得た初めての例であると考えられる。所謂、柱型のスプライトであった。

12 月 13 日から 14 日にかけては、極大が予想されていたふたご座流星群の観測を目的として、観測を行った。一晩に及ぶ観測データから、流星の検出を行うことは、両力・苦痛を要する。そこで、流星のように明るい直線上のパターンを検出するプログラムを開発し、動画のどのフレームに流星が写っているか、自動での判定を行った。しかし、航空機や宇宙線 (宇宙からやってくる高エネルギー粒子がセンサーで反応するもの) などが、流星として誤認識されてしまうため、最終的には、人の目で確認をする必要がある。

流星検知プログラムが「流星あり」と判定したフレームを確認したところ、100 のフレームからは、流星が実際に映っていた他、14 のフレームからは、スプライトが認められた。特に 12 月 14 日午前 3 時 11 分 29 秒 (日本時間) に発生したものは、その形状の詳細を映像から確認できる。岡山市から近距離で発生したこと、規模が大きかったなど、複数の要因があることがありと考えられる。このイベントは、動画の連続する 2 フレームにわたって、観測された。これら連続する 2 フレームを、図 3 に示す。このイベントは、表 2 では、Event 15 に相当する。また、図 4 では 2 フレームで共有して観測された発光箇所にはラベルと目印を施している。時間的に後に観測されたスプライトのラベルには、プライムを与えている。

表 2: 本流星観測中に検出されたスプライトとそれぞれの発生時刻。

	年月日	時刻(JST)
Event 1	2024年07月08日	01:35:15
Event 2	2024年11月22日	03:47:39
Event 3	2025年12月13日	23:18:48
Event 4	2025年12月13日	23:18:54
Event 5	2025年12月13日	23:28:42
Event 6	2025年12月13日	23:44:49
Event 7	2025年12月13日	23:48:44
Event 8	2025年12月14日	00:02:54
Event 9	2025年12月14日	01:15:43
Event 10	2025年12月14日	01:35:44
Event 11	2025年12月14日	01:42:19
Event 12	2025年12月14日	02:07:44
Event 13	2025年12月14日	02:13:34
Event 14	2025年12月14日	03:03:26
Event 15	2025年12月14日	03:11:29
Event 16	2025年12月14日	03:15:16



図 2: 2024 年 12 月 13 日夜から 14 日未明にかけて、本学 D 棟より観測された 100 余の流星を、比較明合成し、1 フレームに収めたもの。

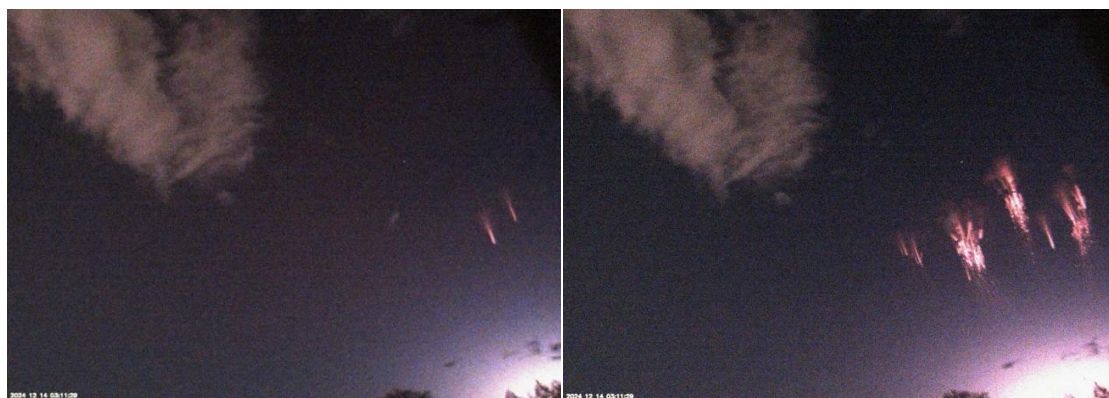


図 3: 2024 年 12 月 14 日 3 時 11 分 29 秒 (JST) に発生した、スプライトを捉えた連続 2 フレームの画像の 1 フレーム目 (左) と 2 フレーム目 (右)。いずれの画像も右下が明るくなっているのは、スプライトに先立ち発生した、通常の雷。本学 D 棟にて観測。



図 4: 図 3 の 2 画像に共通して観測された, 2 箇所のスプライトの発光箇所について, ラベルを与えたもの。後に観測されたものには, プライムを施している。また, B' の先端に発生した根状構造には, } を記している。

考察

図 3 の左右を比較することで, 2 フレームが撮像されていた 0.2 秒の間に, このイベントが大きく時間変化・成長したことがわかる。ただし, このイベントが 1 フレーム目の 0.1 s の露光時間の中のどの時点で発生し, 2 フレームのどの時点で消失したのか, 特定することができない。表 2 にあげた 16 イベントのうち, 2 フレームに渡って発生したイベントが検出されたのは, Event 15 を含め, 5 イベントであった。サンプル数は十分でないが, 統計的情報より, スプライトの継続時間を推測する。

スプライトの平均発光継続時間を τ (s) とする。 $\tau < 0.1$ (s) とすることができる。0.1 s の露光時間のどの時刻にスプライトが発生するかは, 完全にランダムである。0.1 s の露光時間のうち, 最後の τ (s) の間に発生したものが, 次のフレームの露光時間開始以降も発光していることになる。全イベント数を n , 2 フレームに渡って発生するイベント数を m とすると, $\tau/0.1 = m/n$ とすることができる。 $m=5$, $n=16$ であるから, $\tau \sim 0.03$ (s) という値を得ることができる。オーダーとしては, 「10 ms にも満たないことが多い(福西 2009)」などの先行研究と乖離がないと言って良いだろう。

図 3 左には, 2 箇所のスプライトによる発光が認められる。これらを図 4 で示す通り, 左から A, B のラベルを与える。両方ともに, 典型的な柱状スプライトである。A に関しては, 時間が経過し, わずかに下方に発光領域が拡大しているものの, 柱状を維持している。対して, B は時間経過後, ニンジン型に変化している。また, 図 3・4 で示す通り, 根状構造も B' の下方に形成されている。

これは, 興味深い示唆を与える。ニンジン型も, 発生初期は柱型であったが, 時間発展の結果, ニンジン型が形成されることを示す。より大規模なスプライトが, ニンジン型に成長するのだろうか。A と B を比較すると, A の方が明るく大型であると図 3 からは読み取れる。しかし, ニンジン型に変化するのは, B である。柱型・ニンジン型の違いを発生させる要因が, 放電量など単純な規模ではないことがわかる。

図 3 には, こぐま座 β 星(以後 β 星)が写っている(図 4 参照)。この時刻この恒星の高度(仰角)は, 32° である。また, この観測装置の画角は, 水平 52° , 垂直 41° であり, 1 ピクセルあたりが見込む角度は, $3.78 \times 10^{-2}^\circ$ である。この情報と, 仮定を定めることで,

物理的パラメーターを推測することができる。 β 星の画像中での座標は (1033, 427), 一方図 1 の左側に観測されている棒状のスプライト A の下端の座標は, (1267, 654) である。X 方向は, 右を正, Y 方向は下向きを正として, 画像左上端を原点とする座標系である。よって, このスプライトの下端は, β 星と比較して, 234 ピクセル分, すなわち 8.8° 低い, 高度 (仰角) 23.2° 程度であることがわかる。

ここで, このスプライトの下端高度が, McHarg et al. (2002) の観測を参考に, 70 km であるとする。観測値である本学と, スプライトが発生した真下の地点までの距離を x (km) とすると,

$$\tan \theta = \frac{70}{x}$$

と表現することができる。ただし, θ はスプライトの下端の高度 (仰角) であり, この場合, 23.2° である。この式を, x について解くと, スプライトの発生地点までの距離は, 160 km と推定することができる。もちろん, 精度の高い推定ではないが, 空間スケールを推測する手掛かりにはなる。岡山市から真北の日本海に面する海岸までの直線距離は, 約 90km であり, このイベントが日本海海上で発生したと推定できる。

ところで, この柱上のスプライトは次のフレームでは, 下端が下方に 12 ピクセル分伸びている。これは, 下限高度 (仰角) が, 22.4° に変化したことを意味する。スプライトの発生地点が, 全フレームと同じく, 観測地点から 160 km であったとすると, 下端高度が, 67 km であることが推定され, この経過時間に 3 km 下方に成長したことになる。この成長が, 上記で算出した 30 ms で発生したと仮定すると, このスプライトは, 100 km/s で鉛直方向に成長したことを意味する。

次に, 2 フレーム目に現れたスプライト B' の根状構造に注目する。B の下端は (1321, 585), 根状構造の下端は, (1353, 679) である。この 2 点間の距離は, 画像空間状の距離にして 11 ピクセル, 角度にして 22.4° である。B の下端の高度 (仰角) は, β 星との比較より, 26° であり, 根状構造下端のそれは, 22.5° である。B 下端の高度を再び 70km と仮定すると, B 発生地点の観測地点からの距離は, 140 km となる。B' 下部の根状構造の下端高度は, 140 km 地点にあるとの仮定と, 高度 (仰角) 22.5° より, 60 km と算出される。10ms ほどの間に 10 km 変化したことになり, 330 km/s で鉛直方向に成長したと推定できる。図 3, 4 の根状構造の更にしたに注目すると, 淡い放電に伴う発光が, 根状構造と同規模か, それ以上の広がりを持って見られる。よって, 660 km/s を超えるような成長があったことが示唆される。即ち, A と B を比較することで, スプライトの拡大の速度が, 柱状にとどまるものよりも, ニンジン型の方が数倍高速で生じることがわかる。

では, これらの変化は, 実際の電荷 (電子, イオン) の移動を意味しているのだろうか。恐らくそうではない。この領域は, まだ中性大気が支配的であり, 自由に移動できる電荷は限られる。大気下層の雷放電により, 雲がそれまでプラスの電荷を帯びていたのが一気に解消される。すると, それまで雲の電荷により保たれていた大気電場の均衡が一気に崩れる。急遽発生した電場によって, 絶縁破壊が起きて発生するスプライトである。この絶縁破壊領域の拡大の速度が, スプライトの発生範囲の拡大を実現していると思われる。

結論

流星観測を目的とする動画観測を本学が所在する岡山市中区平井より行い、郊外で見られるような流星は十分に撮影が可能であることが確認されたとともに、レッドスプライトと呼ばれる超高層で発生する放電現象を撮影することに成功した。特に、2024年12月13日から14日にかけて観測されたレッドスプライトは、14イベントに及ぶ。これらは山陰地方沿岸付近で発生したことが示唆される。

岡山から近距離内で発生したため、その詳細な空間構造を撮影することに成功した。また、7月以降に観測された16イベントの中には、2フレームに渡り観測されたイベントも複数あり、これらから得られる統計的情報より、レッドスプライトの継続時間は、0.03 s程度であると見積もられた。

柱状・ニンジン状に形状が分類されるレッド・スプライトであるが、本観測では、いずれも柱状レッドスプライトとして発生し、一部がニンジン状に成長することが示唆された。柱状のスプライトの鉛直方向への成長速度は、数十 km/s、ニンジン状のそれは、数百 km/s と見積もられた。

冬の日本海近辺での観測例が多いレッドスプライトであるが、対流圏界面より低い高度(高度15km)で発生する雷に続いて、高度50kmから100kmの中間圏で発生するため、現象直下では、雷雲に阻まれて、観測ができない状況が想定される。一方、晴天率の高い岡山は、レッドスプライトの発生域に該当しないが、発生域である山陰地方・日本海が雲に覆われていても、その上空を見渡せるアドバンテージがあるため、観測に適した地域である可能性がある。今後も流星観測に並行して、レッドスプライトの観測を行い、その物理的特性を明らかにするとともに、観測地としての岡山の地域特性の研究を継続する。

謝辞

この研究に用いた装置を制御するためのソフトウェアの開発には、(株)タダノ Marek Ososinski 博士より技術的支援を受けた。本研究は、山陽学園大学令和5・6年度学内研究補助金により実施している。

参考文献

- Armstrong, R.A., J.A. Shorter, M.J. Taylor, D.M. Suszcynsky, W.A. Lyons, L.S. Jeong, Photometric measurements in the SPRITES'95&'96 campaigns: nitrogen second positive and first negative emission, *d. Atmos. Terr. Phys.*, 60(7-9), 787, 199, doi:10.1016/S1364-6826(98)00026-1
- Corliss, C. R., 1983. Handbook of Unusual Natural Phenomena, Anchor Books/Doubleday, Garden City, New York.
- Franz, R. C., R. J. Nemzek, and J. R. Winckler, 1990. Television image of a large upward electric discharge above a thunderstorm system, *Science*, 249, 48-51, doi:10.1126/science.249.4964.4
- Hayakawa, M., T. Nakamura, Y. Hobara, and E. Williams, 2004. Observation of sprites over the Sea of Japan and conditions for lightning-induced sprites in winter, *J. Geophys. Res.*, 109, A01312, doi:10.1029/2003JA009905

- McHarg, M. G., R. K. Haaland, D. Moudry, and H. C. Stenbaek-Nielsen, 2002. Altitude-time development of sprites, *J. Geophys. Res.*, 107(A11), 1364, doi:10.1029/2001JA000283
- Sentman, D. D., E. M. Wescott, D. L. Osborne, D. L. Hampton, and M. J. Heavner, 1995. Preliminary results from the Sprites 94 aircraft campaign: 1. Red sprites, *Geophys. Res. Lett.*, 22, 1205-1208, doi: 10.1029/95GL00583
- Wilson, T. R., 1956. A theory of thundercloud electricity, *Proc. Roy. Soc. London*, 236, 297-317, doi: 10.1098/rspa.1956.0137
- 池田拓也, 大眉貴照, 牧野有都, 谷本和彦, 2008. 高高度発光現象スプライトの観測, *日本物理学会第4回 Jr. セッション*, 24aZA-2
- 江川健斗, 石原正之, 出原勝利, 川田峻介, 神崎大貴, 竹井聖哉, 2008. スプライトの発現条件についての研究, *日本物理学会第4回 Jr. セッション*, 24pPSB-6, 2008
- 福西浩, 2009. スプライト. *日本気象学会機関誌「天気」* 56, 7号, 573 ページ

論文

教職員からみたコロナ禍での子どもとのかかわりへの困難さと やりがいに関する研究(第 2 報) —子どもの危機と危機介入—

石橋 昭子¹⁾

キーワード：コロナ禍 子どもとの危機 危機介入

要旨：

本研究は、岡山県内の教職員 242 人からみた教職員からみたコロナ禍における子どもの危機と危機介入について明らかにすることを目的とした。調査は 2023 年 3 月に Google forms による Web 調査を実施した。その結果、教職員からみたコロナ禍における子どもの危機では【新型コロナウイルス罹患と感染予防対策への負担】【学校や地域内での活動制限】【コロナ禍の家庭環境の変化】【コロナ禍の子どもの不健康状態】がみられた。子どもは【周囲の人々との良好な関係性】【自分を支える意思や力】【新型コロナウイルス感染予防対策】により危機を乗り越えてきた。その中で教職員は【子どもとのかかわり】【保護者や家庭との連携】【環境調整や居場所作り】【活動の企画・実施】【他部門や多職種との連携】【新型コロナウイルス感染症への理解や対策への取り組み】を行なってきたことが明らかとなった。

I・はじめに

2019 年 12 月以降に急速に拡大した新型コロナウイルス感染症への対策と対応において、教育現場では従来の教育や生活指導に加えてさらに感染対策、休業期間への対応、授業準備、ICT の導入と活用、保護者も含めた個別支援など具体的対応が増加した。石橋 (2023) は岡山県内の教職員 242 人の調査協力を得て、教職員からみたコロナ禍での子どもとのかかわりに関連した困難さとやりがいについて明らかにした。その後 2023 年 5 月には新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行し、教育現場でもコロナ禍以前の状況に戻りつつある。しかし文部科学省 (2024) の報告によると、不登校児童生徒数は、小・中学校及び高等学校において過去最多となった。不登校生徒について把握した事実として、小・中学校及び高等学校で最も多かった内容は「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」(小・中学校 32.2%、高等学校 32.8%)、続いて小・中学校は「不安・抑うつ等の相談があった。」(小・中学校 23.1%、高等学校 16.7%)、高等学校は「生活リズムの不調に関する相談があった。」(小・中学校 23.0%、高等学校 26.7%) であり、背景のひとつとして、コロナ禍の影響による登校意欲の低下などが考えられると報告した。コロナ禍の子どもの危機と教職員がどのよ

¹⁾ 山陽学園大学看護学部看護学科

うに支援（危機介入）をしてきたのか明らかにすることは、現在の不登校生徒のみならず、子ども時代をコロナ禍で過ごしてきた人々の理解と支援に有用であると考えられる。

II・研究目的

本研究では、幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学級（学校）に勤務する教師や養護教諭、栄養教諭、スクールカウンセラーなどの教職員からみた、教職員からみたコロナ禍における子どもの危機と危機介入について明らかにすることを目的とした。

III・研究方法

1.研究のデザイン

Web を用いた無記名のアンケート調査による横断研究

2.調査対象

岡山県教育委員会の Web ページに掲載された岡山県内の公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校全 802 校のうち休校を除く 757 校の教師、養護（助）教諭、栄養教諭、スクールカウンセラー（以下、SC）で同意が得られた 242 人。

3.調査方法

調査期間は 2023 年 3 月 1 日から 3 月 31 日であった。Web 上の調査管理アプリケーションである Google Forms を用いて Web 調査を実施した。

4.調査項目

- 1) 基本属性：年代、性別、職務の経験年数、現在の所属、現在の主要な役割
- 2) コロナ禍の状況に関連して、子どもや生徒が学習面、生活面、体調、精神・心理面、対人面、家庭面などで、「①危機や困難を乗り越えた出来事や事例」「②子どもや生徒がその危機や困難を乗り越えることを支えてきた力」「③ ①や②に対するあなた様のかかわり」について、事例や出来事をお書きください。保護者、本人、他の教師や養護教諭などからの観察や報告も含む、かかわりの例では「情報共有」「経過の見守りや観察」「〇〇（他の教員や専門職）への報告」等の具体的内容も含む。

5.データ分析方法

得られた結果は、内容の類似性と相違性を検討してカテゴリー化を行なった。また、アギユララの危機介入の理論と実際を参照し、危機介入について検討した。アギユララ（2004）は、危機介入の理論と実際において“できごとについての知覚”“活用できる社会的支持”“対処機制”3つの決定要因が存在し、それによって均衡状態が決定づけられる、と述べた。すなわちその3つの決定要因が適切に機能すれば、その結果、問題の解決→均衡の回復→危機回避に至る。一方、決定要因が1つかそれ以上欠けている場合は、問題が解決されずに不均衡が持続し、危機に至る、とした。

IV・倫理的配慮

説明文には、アンケートは無記名で個人情報記入しないこと、オンライン調査にかかる費用は調査協力者様の自己負担であること、無記名回答のため回答の送信後は撤回できないこと等を記載した。本研究は山陽学園大学倫理審査委員会の承認を得て実施した (A2022U011)。本論文に関し、開示すべき利益相反はありません。

本研究における用語の操作的定義

1. 教職員とは、教師及び養護教諭、栄養教諭、スクールカウンセラー (SC) の専門的な資格を有する人とした。
2. 子どもとは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (学級) に通う生徒とした。

V・結果

1. 対象者

対象者は合計 242 人、男性 62 人 (25.6%)、女性 180 人 (74.4%)、年代は 50 歳代が最も多く 63 人 (26.0%)、次いで 40 歳代 61 人 (25.2%)、20 歳代 58 人 (24.0%) であった。経験年数は 21 年以上 80 人 (33.1%) が最も多く、次いで 5~10 年 47 人 (19.4%)、5 年未満 46 人 (19.0%) であった。所属は小学校 105 人 (43.4%) が最も多く、次いで中学校 68 人 (28.1%)、幼稚園 28 人 (11.6%) であった。主要な役割は教師/講師 137 人 (56.6%) で最も多く、次いで養護 (助) 教諭 81 人 (33.5%) であった。

2. 教職員からみたコロナ禍における子どもの危機と危機介入

教職員からみたコロナ禍における子どもの危機と危機介入として、1) 子どもの危機 (表 1)、2) 子どもが危機を乗り越えることを支えてきた力 (表 2)、3) 教職員のかかわり (表 3)、についてそれぞれカテゴリー、サブカテゴリー、主なコードを示した。

また文中の【 】はカテゴリー、「 」はサブカテゴリーを示した。

1) 子どもの危機

子どもの危機のカテゴリーでは、【新型コロナウイルス罹患と感染予防対策への負担】【学校や地域内での活動制限】【コロナ禍の家庭環境の変化】【コロナ禍の子どもの不健康状態】の 4 つに分類された (表 1)。

表 1. 子どもの危機

カテゴリー	サブカテゴリー	主なコード
新型コロナウイルス罹患と感染予防対策への負担	新型コロナウイルスへの罹患	・コロナになり、だんだん学校へ来づらくなった生徒。・クラスターが発生し、学級閉鎖をすることになった。・本人が罹患し課題提出や周囲の反応を気にしていた。
	新型コロナウイルス罹患後の後遺症	・味覚異常の続いた生徒・感染後の後遺症疑いで、しんどさを訴えて来室する児童が数名見られた・コロナの後遺症による、体調不良からの登校渋り。
	新型コロナウイルス罹患による欠席の長期化	・子に続き母親も感染して長期休みになった。・欠席 (出席停止) が増え、係や当番の仕事を誰かが代わりにしなければならぬ。・入学してすぐにコロナ感染のため 10 日程度登校できなかった 1 年生。

	新型コロナウイルス感染症予防対策への負担	・マスク着用、こまめな消毒など、感染症予防・極寒の洗手いを繰り返してきた。・マスク着用。感覚過敏のある幼児は特に負担が大きい。衛生面の管理もできにくい。・コロナの濃厚接触者となり、学習の遅れが生じた。・給食が黙食になった
学校や地域内での活動制限	学校行事や活動の制限・延期・中止	・コロナ禍でできなくなったことも多かった。・コロナ禍で行事の日程が予定よりも延期されることがあった。・行事の中止や変更をやむなくされてきた。・行動制限が大きく、多くの行事が中止や縮小された。・運動会や学習発表会など、コロナ禍になって様々な行事が制限される。
	活動制限による交流活動の減少	・様々な学校行事中止になり、思い出が作れない。・行事が減り、地域や小学校との交流活動が減った。・集会などの多くの人数が集まる活動ができない。・様々な行事が中止、縮小され、間隔確保の為、全員そろって発表する機会がなくなった。・学祭の声出し禁止。
	活動制限への落ち込みや悔しさ	・コロナの影響で5月に運動会をすることができなかった。延期が決まったとき、6年生は泣いて悔しがっていた。・コロナ禍の3年間での学習だった。初めは制限も多く、気持ちも落ち込んでいた。・コロナ禍の状況で学校活動や行事の実施に変化が伴い、不安を感じることもあった。・コロナ禍で行事等が思うようにできない。
	欠席者の増加による負担増	・コロナ感染により学習発表会の練習や直接参加できなかった。・出席停止が多くて給食当番が少ない。・部活動の人数が減った。・学習発表会直前にコロナ関連の欠席が相次ぎ、本番に出れない児童が複数人出た
コロナ禍の家庭環境の変化	家事の負担が増加	・家での家事負担。・ヤングケアラーになりそうな生徒。・自営業家庭での手伝い。・生徒の保護者がコロナに感染し、家事ができなくなった。生徒が親の代わりに、食事や洗濯等の家事を代行した。
	家庭環境の悪化	・両親の別居、生活環境の変化で不登校になりかけた児童。・家族がコロナ陽性になり祖父母宅で生活。・父親が病気で急死し進学したばかりの本人は、環境の変化や精神的ショックにより体調の思わしくない日が続いた。・家族が機能せず、生徒の困り感を受け止められなくなった
	家庭内のストレスの増加	・家庭にいる時間が長くなることで、父親との関係が悪くなり、子供にとってストレスになった。・家の滞在する時間が増えたことによりストレスが増えた。・家庭で児童がパニック状態に陥り、母へ暴力を行う。
	保護者の不安の増加	・感染が不安なため、保護者が登園を控えていた。・保護者の都合で登校ができなかった。
コロナ禍の子どもの不健康状態	自宅でのゲーム依存による生活リズムの乱れ	・スマホやタブレットを手放せない子が増えて、食事中に手放せない子どもも居て深刻であった。・深夜までゲームをすることで生活リズムが乱れ、自律神経が乱れてしまい、朝体調不良を起こし欠席が続いた生徒。・夜遅くまで起きていて、生活リズムが乱れ、朝登校を渋りがちになった。・ゲームに依存したり生活リズムが乱れたりすること。
	登校渋り、不登校、長期欠席	・登校渋り、学校に行きたくない。・長期欠席であった児童。・2学期から行き渋りのあった児童。・低学年の児童が、夏休みが明けて少しして、不登校傾向になった。・不登校傾向の児童。
	新型コロナウイルス罹患に関連した不安や恐怖	・マスクを外すことができなくなり、給食を食べることができなくなった。・身近な人や自分がコロナに感染することへの不安。・コロナによる学校閉鎖や出席停止による不安。・喘息児童が周りの目を気にする。
	精神症状の出現	・音楽活動が減り、音楽好きの子が、音楽に対する学習意欲だけでなく、学校へ来る気力を失った。・コロナ禍で部活動が停止になり、運動量が減少したことをきっかけに摂食障害になった
	友人関係の困難さ	・行事が中止、縮小され、のびのびと活動する機会がなくなったことで生徒間のコミュニケーションがとりづらくなった。ささいなことで人間関係のトラブルが増え、保健室に悩み相談に来るケースが増えた。・コロナの影響で突然の休校になった状態で小学校を卒業し、さらに休校になる前に友だちと喧嘩をしていたため人間関係がうまくいかないまま入学してきた生徒。
	ネットトラブル	・女子児童が、SNSで知り合った男の子と繋がりそうになった。・オンラインゲームでのトラブル。

2) 子どもが危機を乗り越えることを支えてきた力

子どもが危機を乗り越えることを支えてきた力では、【周囲の人々との良好な関係性】

【自分を支える意思や力】【新型コロナウイルス感染予防対策】の 3 つに分類された (表 2)。

表 2 子どもが危機を乗り越えることを支えてきた力

カテゴリー	サブカテゴリー	主なコード
周囲の人々との良好な関係性	クラスメイトや友達とのつながり	・クラスの仲間からの声掛け。・クラスメイトたちは休んでいた理由や様子を執拗に聞くこともなく、普段通りに接していた。・子どもたち自身の友達を気遣う気持ち。子ども同士の助け合い。「みんな同じ状況」という気持ちと「自分たちでできることを」といった仲間意識。・児童が主体となって取り組む活動なので、互いに声をかけ合い、協力し合える友だちがいることが力になった。・仲間といっしょに思い出をつくりたいという気持ち。・友達の力だと思う。保健室へ迎えに来てくれたり、よく声をかけてくれたりした。
	家族とのつながり	・家族のつながりも一層強くなったことも元気を取り戻す大きな要因だった。・これまで楽しんで取り組んできた姿をお家の人にも見てもらいたいという気持ち。・保護者の支えや周りの援助。・母親が子供を包み込む力。・母の見守りが大きかった。焦らすことなく本人の気持ちを尊重してあげていた。
	安心できる学校	・学校が安心できる、本人が行きたいと思える場所であること。・学級集団のなかで自分の居場所を認識できるようになったこと。
	他者への愛他性	・思いやり、助け合いの力・協力、支えて合い、お互い様の精神・互いの気持ちを考える、互いのよさを認め、そうでないことを受け入れる力。・互いの状況を把握してお互いに気遣ったやり方を考えだすことができる力。
自分を支える意思や力	忍耐力	・継続すること。・忍耐力を鍛えると向上心が生まれたり、向上心があることで自分に自信がついたり、様々な非認知能力が関連していると思う。・成し遂げたいと思う気持ち。・成功させるために最後まであきらめない力・必ず、最後の大会が開催できると部員みんな信じて個人練習や全体練習に臨んでいた。
	コミュニケーション力	・児童が主体となって取り組む活動なので、互いに声をかけ合い、協力し合える友だちがいることが力になったと思う。・困ったときに周りに助けを求められることができる力・周りの身近な大人(保護者や教員など)へ相談する力・社交性・生徒同士の工夫。
	学びの力	・学ぼうとする意欲、学びたいという力・教室に入って授業を受けたいという本人の気持ち・その時に可能である条件の中で目標を決め、それに向かって努力する力。・一緒に学ぶ友達の力・向上心・本人が頑張ろうとする気持ち。
	立ち直る力	・日々のレジリエンスの授業で育成される立ち直る力・日々の生活の繰り返しの中でみんなと一緒に取り組み、慣れてきて当たり前になった・現状を受け入れる力。・生徒自身のモチベーションの高さ
	前向きな気持ち	・思いつき楽しむ時間を持つことだったかもしれません。・感謝する心。・自己肯定感・自己決定力(意見を交流し、創意工夫して実行できるよう自分たちで考えた)・夢を持ち続ける力
新型コロナウイルス感染予防対策	感染予防対策の徹底	・しっかりと感染対策をして行事や活動を行ったこと。・手洗いをこまめにするようになった。マスク着用。・全体で決定された感染防止対策を生徒一人ひとりが徹底する力
	新型コロナウイルス感染症へ向き合う力	・「集まらない＝止める」ではなく、どうにかして実施できるように工夫を考えてる力。・怖い気持ちを認めつつ、教室で食べることに慣れようと努力する力。・感染症に負けたくないという気持ち。

3) 教職員のかかわり

教職員のかかわりとして、【子どもとのかかわり】【保護者や家庭との連携】【環境調整や居場所作り】【活動の企画・実施】【他部門や多職種との連携】【新型コロナウイルス感染症への理解や対策への取り組み】の 6 つに分類された (表 3)。

表3 教職員のかかわり

カテゴリー	サブカテゴリー	主なコード
子どもとのかかわり	子どもの見守り・観察	・見守り、観察・こちら側から仕掛けるのではなく児童が助けを求めたり相談したりしてくるのを待つ。・どうする？と問いかけ、自主的に動けるように見守った。・傾聴に徹する。距離感を大切に。・心や身体に不調があった子どもたちに寄り添い続ける。
	子どもの相談を受ける（メンタルケア）	・制限が多くて窮屈な気持ちになっている生徒の話を書く・しんどい時に吐き出せる場を作ること（いつも準備しておくこと）・不調の手当てや心不安定さに寄り添うことを意識して対応した。元気が出てきてからは、明るく朗らかに関わった。・困っていることはないか声かけしたり、頑張りをほめたりして、生徒の意欲が続くよう支援を心がけた。・理解が難しそうな父親ではなく、母親と相談することを提案した。
	子どもの気持ちを尊重したかかわり	・すべきことをきちんとしていることを認める。・やる気が継続するよう、適宜前向きな声掛けを行う・気持ちを受け止める、マスクを外す時の気持ち、どうすれば楽に食べられるかの工夫を考える。工夫してみて、どうかを後日確認し、行動をねぎらい、気持ちの変化を確認する。・いつも通り。言葉で思いを伝え合うことができるように支える。マスクで表情が見えにくいため、気持ちを具体的に。
	学修支援	・本人への家庭学習の仕方のアドバイス。
	教職員との関係作り	・顧問には部活での活躍を褒めてもらうようお願いする。・開催の中心となったクラスの教員の児童を支える力や盛り上げる力。また、それを支える他学年の児童や教員の力。
	オンラインの活用による関係性の保持	・オンライン配信ができるように環境を整えた。仕方を子どもに教えた。・オンラインでの授業配信や板書の画像送信などを積極的に行った。・オンラインでの友達や担任とのやりとり。・かかわり合い（タブレットや登校日など）・タブレットによるオンライン授業。
	リモートの活用	・端末使用に関するモラルの指導と、基礎技術の指導。・タブレットを活用する力・リモートに対する抵抗感の軽減と使用技術の定着（児童教師どちらとも）・休んでいる児童ともリモートでつながりながら同時に学習できたことで、一人ではない、と安心できたことや、学習面への不安がいくぶん軽減されたと感じられた。学習発表会前にコロナ感染や濃厚接触者になった友達を、リモートを通じて励まし、明るく接して気分転換きっかけを作った。
保護者や家庭との連携	家庭生活の見直しや充実へのかかわり	・家庭での過ごし方を見直し、おうち時間を過ごした。・家庭と連携をとりながら、園の貸し出し図書を利用して親子の関わりを増やしてもらった。・家庭の保護者の理解、協力体制。
	登校支援の協力	・お母さんが仕事に出た後も、本人の携帯電話に電話をかけて、起こしたり登校を促したりしてくれた。・家族の支えが何より大きかった。まず寝る時間を正し、朝きちんと起こして、体をマッサージするなどし、とりあえず学校へ送ってくださることをして下さった。・保護者との面談、学校生活でのネックとなる事柄を取り除くことで登校を促し、毎日登校できるようになった。
	保護者を支援するかかわり	・母親に疲れを出されないように声を掛ける。・生徒、母親をカウンセラーにつなぐ。・SCからの見立てから保健師に母親サポートをお願いする。・祖父母の支援。・関係者が連携することで、母親を孤立させない、生徒に寄り添うことを行っている。・担任とSWの家庭訪問。・担任が保護者へ繰り返しアプローチし、本人との関係性を繋いだこと。・保護者カウンセリング。
	子どもの情報提供や必要な提案	・家庭訪問と支援学級への入級の提案・学校でできることを伝えていく。児童の様子を伝える。・学校での様子など細かに保護者に伝えることで安心して登校の後押しをしてもらった。・保護者からの電話対応、校内への情報共有、面談対応。・保護者の理解を得られるような情報共有、モチベーションがあがるような指導。
環境調整や居場所作り	安全な場所への配慮	・学校が当事者児童にとって、安全な場所になるよう加害児童や同じ学級の児童と話をしたり、席や係活動などで同じにならないよう配慮したりした。・誹謗中傷がないように配慮した。
	登校支援	・不登校担当と相談し、登校支援員や担任に声をかける。・最初の

		<p>うちはすぐに教室へ入れなかったもので、1・2時間保健室で眠り、朝食を少し食べてから教室へ行っていた。徐々に起きた状態で1時間本を読むなどソファで休んでから教室へ行くよう、本人の様子を見ながら勧めた。友達からの誘いや声掛けが力になっているようだったので、担任と協力し友達に声をかけに来てもらった。そのうち一人でも起きられるようになり、保健室でのワンクッションも必要なくなった。それまでの間、保護者の方と担任、養護とで情報を密にし、対応やその日の様子など細かに連絡しあった。・勉強の遅れを気にする保護者と登校できないことでイライラする児童に対して休んでいる間の学校の勉強内容を家庭に届け保護者と密に連絡を取ることで、登校している児童との差を埋められるようにした。登校できるようになってからは、席を担任の近くにしてフォローがすぐにできるように心がけた。・保健室登校した場合の関わり。</p>
活動の企画・実施	教職員の工夫	<p>・教職員の細やかな指導力、最善な代替案作成のための柔軟な思考・教師の励ましなどの関わり。・職員の様々なアイデアで、できることが少しでも増やせるように工夫した事。・園ではしっかり外で遊べるように働きかけた。</p>
	つながりの構築	<p>・児童委員会活動による対策の検討→校内放送による、全学年のつながり構築。・周囲の理解。・定期的な担任からの連絡や連絡物。・日々の職員による啓発活動（校内放送、消毒作業）や保健委員会と協力しての「たより」の発行。</p>
	子どもの満足や楽しい活動の検討	<p>・もっと楽しい計画を立て直そうという学校全体の声掛け。・学校を楽しく過ごしたいという思い担任や担当者からの声掛け。・子どもたちが満足するだけの時間を確保することに努めた。</p>
他部門や多職種との連携	医療機関との連携	<p>・医療の力（薬や主治医）・医療機関との関わり・医療機関とのつながりをもつこと・スクールカウンセラーを通して医療機関へのつながり。・医療機関への受診の必要性の判断、医療機関への生徒情報（健康診断結果等）の提供、保護者との面談（医療機関受診について・学校での配慮事項について）</p>
	関係機関との連携	<p>・管理職へ報告、児童からの聞き取り、関係機関との情報共有、SSWとのつながり役・SC・SSW・外部関係機関・学校との連携。・担任・教育相談担当として本人、保護者の対応、医療機関や市の福祉課との連絡調整、医療機関への同行。</p>
	学内の連携	<p>・管理職として、欠席が長期にわたる児童への学習を丁寧に保障していくことを担任に伝えてきた。・学校では担任をはじめ養護教諭や別室担当の教員数名が主に関わり、居場所の保障に努めた。・生徒の気持ちを養護教諭が聞き取り、担任、学年団に情報共有。・自宅で担任と会う機会を設けた。・経過の見守り、家庭との連携、教職員間での情報共有。</p>
新型コロナウイルス感染症への理解や対策への取り組み	感染予防対策の実施の徹底	<p>・感染対策について全体的に指示した。・マスクをこまめに換え、きちんと着用できるように声をかけてきた。・しっぽりとしっぽを毎回洗濯するなど、子どもたちが何度でも遊べるように努めた。</p>
	対象に合わせた感染予防対策の工夫	<p>・BGMをかけ、少しでも楽しい雰囲気の中で食事ができるようにした。・マスクを完全に外さなくても給食を食べることができるよう工夫を一緒に考える。マスクを外せない理由（クラス内の容姿のからかい等）の聞き取りを行い、担任等へ報告し、連携して対応した。・興味が向くような働きかけをする。例えば、手遊びやペーパーサートを使って注目させる、声のトーンや目の表情を工夫する、透明のマスクを付ける・感染状況を把握しながら、委員会で考えた活動を優先し学年、全校で長縄、鬼ごっこ、ドッジボール等みんなで体を動かす楽しさを味あわせた。・手洗いうがいがい楽しくできる歌を取り入れる、絵表示を見ながら視覚的に自然に取り組める、など工夫してきた。</p>
	感染予防の教育的なかかわり	<p>・健康の大切さの指導、校内での立案と提案、便りなどで保護者に周知、学校医などとの連携と指導助言を受け、校内にフィードバック。・保健教育による正しい情報の提供、教職員間の情報共有、委員会活動による学校全体の雰囲気作りや環境整備。</p>
	感染症への理解と工夫	<p>・誰もが罹患することがあるという説明・コロナという病気の指導・コロナ差別について、指導資料を提供し授業で指導した。</p>

VI・考察

教職員からみたコロナ禍における子どもの危機では【新型コロナウイルス罹患と感染予防対策への負担】【学校や地域内での活動制限】【コロナ禍の家庭環境の変化】【コロナ禍の子どもの不健康状態】がみられた。子どもは【周囲の人々との良好な関係性】【自分を支える意思や力】【新型コロナウイルス感染予防対策】により危機を乗り越えてきた。その中で教職員は【子どもとのかかわり】【保護者や家庭との連携】【環境調整や居場所作り】【活動の企画・実施】【他部門や多職種との連携】【新型コロナウイルス感染症への理解や対策への取り組み】を行なってきたことが明らかとなった。この結果についてアギュララの危機理論に基づく検討を行った。

1. 均衡回復と危機回避の検討

これまで均衡状態が保たれていたところに、“できごとについての知覚”では、コロナ禍であることが社会全体で共有された。教育現場においては子どもたちの【新型コロナウイルス罹患と感染予防対策への負担】として「新型コロナウイルスへの罹患」「新型コロナウイルス罹患後の後遺症」「新型コロナウイルス罹患による欠席の長期化」「新型コロナウイルス感染予防対策への負担」が生じて不均衡状態に陥った。

“活用できる社会的支持”では、まず【新型コロナウイルス感染症への理解や対策への取り組み】では「感染予防対策の実施の徹底」「対象に合わせた感染予防対策の工夫」「感染予防の教育的なかかわり」「感染症への理解と工夫」が行われた。学校の機能の維持や環境調整として【環境調整や居場所作り】では「安全な場所への配慮」「登校支援」、【活動の企画・実施】では「教職員の工夫」「つながりの構築」「子どもの満足や楽しい活動の検討」が行われた。同時に教職員による【子どもとのかかわり】として「教職員が子どもの見守り・観察」「子どもの相談を受ける（メンタルケア）」「子どもの気持ちを尊重したかかわり」「学修支援」「教職員との関係作り」「オンラインの活用による関係性の保持」「リモートの活用」が行われた。さらに特に介入が必要な子どもに対しては【保護者や家庭との連携】による「家庭生活の見直しや充実へのかかわり」「登校支援の協力」「保護者を支援するかかわり」「子どもの情報提供や必要な提案」や、【他部門や多職種との連携】では「医療機関との連携」「関係機関との連携」「学内の連携」が行われた。これらのことから学校現場の重層的で細やかな対応により子どもの成長と安全を支えてきたと考えられた。

子どもたちは「新型コロナウイルス感染症へ向き合う力」をもって「感染予防対策の徹底」した【新型コロナウイルス感染予防対策】に取り組んだ。そして「安心できる学校」において「他者への愛他性」を育み「クラスメイトや友達とのつながり」「家族とのつながり」といった【周囲の人々との良好な関係性】を維持することができた。さらに「忍耐力」「コミュニケーション力」「学びの力」「立ち直る力」「前向きな気持ち」などの【自分を支える意思や力】を発揮することができた。これらは均衡回復から危機回避に向けて子どもが個々に発揮してきた“対処機制”と考えられた。

2. 危機状態と危機介入の継続の検討

危機に至った一部の子どもでは【コロナ禍の子どもの不健康状態】がみられた。“活用できる社会的支持”では学校と家庭であるが、【学校や地域内での活動制限】と【コロナ禍の

家庭環境の変化】により必要な社会的支持の活用が十分に出来なかった。そのため適切な“対処機制”が発揮できなかったことが考えられた。しかしながら学校では【子どもとのかかわり】において「子どもの相談を受ける（メンタルケア）」を行っており、教職員と【保護者や家庭との連携】では「家庭生活の見直しや充実へのかかわり」「登校支援の協力」「保護者を支援するかかわり」「子どもの情報提供や必要な提案」が行われていた。さらに構内でも【環境調整や居場所作り】において不登校担当や登校支援員と担任との連携や保健室登校における細やかな「登校支援」、【他部門や多職種との連携】では「医療機関との連携」以外にも福祉課などの「関係機関との連携」、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭なども含めた教職員間の「学内の連携」により対処していた。【新型コロナウイルス感染予防対策】では「対象に合わせた感染予防対策の工夫」などさまざまな教職員の危機介入を継続して、“活用できる社会的支持”や個々の“対処機制”を活用できるような支援を行っていることが示唆された。

謝辞

本研究にあたり、大変ご多忙の中、調査にご協力いただきました岡山県内の公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教師、養護教諭、スクールカウンセラー、栄養教諭、管理職の皆様にご心より深く感謝致します。

なお、本研究は山陽学園大学令和4年度学内研究補助金によって実施しました。

引用参考文献

石橋昭子(2023). 教職員からみたコロナ禍での子どもとのかかわりへの困難さとやりがいに関する研究.山陽論叢(30), 121-135.

ドナ・C.アギュララ著 小松源助・荒川義子訳 危機介入の理論と実際 医療・看護・福祉のために 川島書店 2004

文部科学省令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導の諸課題に関する調査結果の概要 https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_2_2.pdf
令和6年10月31日 2024 (閲覧日: 2025年1月26日)

論文

月経カップ使用に関する月経教育の課題

Menstrual education issues related to menstrual cup use

那須 明美¹⁾

Akemi Nasu

キーワード：月経カップ，月経，月経教育

Keyword：Menstrual cup, Menstruation, Menstrual education

要旨：月経カップ使用に関する女性の思いを明らかにすることを目的とした。月経カップ使用に関する思いについて、半構成的インタビューガイドを用いて面接を実施した。語りの内容をデータとし、内容分析を実施した。その結果、対象女性の月経カップ使用に関する思いは、【月経カップの肯定的評価】、【ナプキンと同様な月経血処理の手間】、【工夫した清潔な管理】、【使用対象の選択の必要性】、【自己コントロールされた使用からの続行意向】の 5 カテゴリーが抽出された。月経カップの利点を活かしながら、安全で自己コントロールされた使用から、より快適さの実現とともに、月経観の向上に向けた月経教育が重要と考える。

I. 緒言

近年、「生理の貧困」が社会的問題となり（内閣府，2022），2022 年の調査で，生理用品の購入困難は女性の 8.1%であり（厚生労働省，2022），学生を対象の調査では，20.1%に及ぶ（みんなの生理，2021）。また，月経を汚いもの，嫌なものといった否定的月経観も「生理の貧困」の要因となっている（#みんなの生理，2021）。否定的な月経観は，女性としてのアイデンティティや母性観へも影響し，将来の母親への役割意向にも影響する。さらに，現在，多くの女性が月経困難症，月経前緊張症により生活の質に影響を及ぼしている。

また，女性の 74%が月経症状に苦しみ，月経によるパフォーマンスの低下の経済的損失は，6,830 億円にも及ぶ報告もある（Tanaka et al., 2013）。身近でも，看護学生の月経随伴症状により，授業を欠席する，月経により実習での休息など，学びにも影響が生じている。

月経随伴症状の対処には，肯定的な月経観，自己効力感，ストレスマネジメント力が要因にある（甲斐村・上田，2014）。月経カップは月経管理のための安全な選択肢であり，国際的に使用されている（van Eijk, et al., 2019）。日本でも，写真 1 に示した月経カップなどが

1) 山陽学園大学看護学部看護学科

販売展開され (Integro, 2022), 2020 年以降インターネットを中心に広く知られてきている(古川ら, 2022). 月経カップを膣内に挿入する操作や自分で月経血を可視化することで, 自分の身体や月経についてよく知ることから始まり, トキシックショック症候群 (以下 TTS) の予防管理を含め, 月経に向き合い, 生活スタイルに応じて快適さを獲得している(神林, 2021). 月経に向き合い, 快適さにより自己コントロール観を高めることは月経随伴症状へ対処し, 日々の生活や就業時のパフォーマンスを低下しない自己管理能力の向上に繋がると考える.



写真1 月経カップの1例

女性の月経に関するパフォーマンス低下の防止は, 女性のみならず, 広く社会経済的損失への対策ともなる.

しかし, 我が国では, 月経カップに関する研究は少なく(那須ら, 2023), 月経カップ使用における課題や月経教育への課題も十分明らかにされていない.

そこで, 月経カップ使用に関する女性の思いを調査, 分析し, 女性の思いを明らかにすることで, 月経教育への課題を考察することは, 月経困難症等で苦しむ女性への対策や広く女性の健康や社会全体へも意義があると考えた.

II. 研究目的

本研究の目的は, 月経カップ使用に関する女性の思いを明らかにすることである.

III. 用語の定義

1. 月経教育

月経を肯定的に捉えられるよう初経教育から, 成長段階に応じて積み重ねられた月経に関する教育とした(高橋, 2013).

2. 思い

ある物事について考えをもつことであり, 本研究では, 月経カップ使用について感じていること, 考え, 認識と定義する.

IV. 研究方法

1. 研究デザイン

質的因子探索的研究

2. 調査期間

調査期間は2024年4月であった.

3. 研究対象

月経カップを使用したことのある女性を機縁法にてリクルートし, 倫理的配慮を記した説明書により同意の得られた者を対象者とした.

4. 研究方法

月経カップ使用に関する思いについて、半構成的インタビューガイドを用いて、月経カップを使ってよかった点と困った点、月経カップについてどう思うかについて、面接を実施した。

5. 分析方法

インタビュー内容は逐語録を作成し、それらをデータとして文脈を重視しながら K. Krippendorff (1980) の内容分析の手法(Krippendorff, 1980)を参考にカテゴリー化を行なった。

本研究は、月経カップ使用に関する女性の語りをデータとし、月経カップ使用に関する女性の思いを探求する研究であるため、テーマに適した分析手法として、Krippendorff の内容分析を採用した。

分析方法は、質問項目によってデータを抜き出し、二つ以上の意味を含まないようにデータを区切り生データとした。次に生データを一文一意味で成り立つ文章にし、1次コードとした。1次コードの抽象度を上げたものを2次コードとし、類似性、関連性及び相違点に基づいて、意味や表現が同じコードを1つのまとまりとし、データの文脈に立ち戻りながら類型化を行なった。次に文脈の意味を確認しながらコードを分類しサブカテゴリーとした。サブカテゴリーを内容ごとに類型化し、抽象度のレベルを揃え、ネーミングしカテゴリーとした。

6. 研究の信用性および確実性の確保

カテゴリー化の過程において、質的研究及び看護学の専門家にスーパーバイズを受け、意見が一致するまで協議を行うことで信用性と確実性を確保した。

7. 倫理的配慮

本研究は、「ヘルシンキ宣言」、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)を遵守し、山陽学園大学研究倫理審査委員会の承認(A2022U012)を得て実施した。

研究参加者には研究の主旨、協力や回答の任意性、インタビューの録音、回答時やデータ処理時の個人情報非特定、調査目的のみへのデータの使用について文書を用いて説明し、研究参加者本人の自由意思による同意を文書で得た。

インタビューに関しては、十分に倫理的配慮を行った。

V. 結果

研究対象者は、40歳代の経産婦の女性1名であった。インタビュー時間は16分3秒であり、88コードが抽出された。

語りの内容を分析した結果、対象女性の月経カップ使用に関する思いは、【月経カップの肯定的評価】、【ナプキンと同様な月経血処理の手間】、【工夫した清潔な管理】、【使用対象の選択の必要性】、【自己コントロールされた使用からの続行意向】の5カテゴリーが抽出された。抽出されたカテゴリー、サブカテゴリーは表1に示した。

以下、カテゴリー化された各項目別に説明する。「 」は代表的な語りの要約を、 はサブカテゴリー、【 】はカテゴリーを示す。

表1 月経カップ使用に関する女性の思い

カテゴリー	サブカテゴリー
月経カップの肯定的評価	日本人，経産婦のサイズで大丈夫だった 体のことを知ってるし，経産婦っていうのは大きい 挿入はタンポン入れる感じに近く，簡単だった 漏れなかったのが楽だった 匂いも気にならない 暑い蒸れる感じもなかった 入浴時に外して洗ったりは，楽だった 経費が安い
ナプキンと同様な月経血処理の 手間	外出先で抜いてまた入れる作業が結構手間がかかった ナプキンと手間は同じ
工夫した清潔管理	綺麗な置く場所がなく，交換しにくかった 血液が手に付着し，洗いたいけどトイレの中にはなく，不便 だった 外のトイレはきれいなイメージがない 手を洗っても，いろいろ触るので抵抗があった 煮沸消毒より，薬液消毒がいい
使用対象の選択の必要性	未産婦は抵抗がある 中学生の娘は嫌がった 文化の違いも大きい 性行為をした経験で違う
自己コントロールされた使用からの 続行意向	初めての使用で抵抗があった 知らない人も多く一般的じゃないため聞く人がいない 何回かするうちにそんなに困ることはなかった パンフレットから，自分で工夫する感じだ 自分で調整した また使用してみたい 楽になれば，続けられる

1. 【月経カップの肯定的評価】

「日本人はこれぐらいだとか，経産婦はこのサイズってあったから，そのサイズを選んで，多分大丈夫でした。」との語りがあり，〈日本人，経産婦のサイズで大丈夫だった〉，〈体のことを知ってるし，経産婦っていうのは大きい〉とのサブカテゴリーが抽出された。また，「そんなに奥にまで入れるわけではないから，タンポンと近いです。挿入は，最初は慣れなかったけど，何回かするうちにそんなに困ることもなかった。」との語りから，〈挿入はタンポン入れる感じに近く，簡単だった〉と，サブカテゴリーが抽出された。さらに，「漏れないかなって思ったから行ったけど，漏れなかった。」などと語られ，〈漏れなかったのが楽だった〉，〈匂いも気にならない〉との印象であり，「ちょっと蒸れる時期とか，暑いイ

メージもあったけど、でも、全然。」と語られ、＜暑い蒸れる感じもなかった＞経験であった。「お風呂のときは外してお風呂の中で洗ったり、シャワーで、ばーって洗ったりしたから、逆に楽というか、すぐそこで洗って。」との語りがあり＜入浴時に外して洗ったりは楽だった＞、＜経費が安い＞と【月経カップの肯定的評価】が語られた。

2. 【ナプキンと同様な月経血処理の手間】

「それを例えば外出したとか、仕事先帰るときに出して、流して、また入れるっていう作業が結構手間はあって、」と＜外出先で抜いてまた入れる作業が結構手間がかかった＞、＜ナプキンと手間は同じ＞と【ナプキンと同様な月経血処理の手間】であるとの思いがあった。

3. 【工夫した清潔管理】

「置く場所とか、そういうのがない海外であるのかわからないけれども、置く場所も綺麗などところがあるかって言われたら、うんちょっとなくて、」などの語りから、＜綺麗な置く場所がなく、交換しにくかった＞とのサブカテゴリーが抽出され、＜血液が手に付着し、洗いたいけどトイレの中にはなく、不便だった＞や＜外のトイレはきれいなイメージがない＞、＜手を洗っても、いろいろ触るので抵抗があった＞、また、＜煮沸消毒より、薬液消毒がいい＞と【工夫した清潔管理】について語られた。

4. 【使用対象の選択の必要性】

＜未産婦は抵抗がある＞、「娘は中学生なんですけど、初めから嫌って言われました。」と＜中学生の娘は嫌がった＞思いや＜文化の違いも大きい＞と感じていた。また、「性行為をした経験があるのとないは、おっきい違いかなとは思いました。」と語り、＜性行為をした経験で違う＞と捉え、【使用対象の選択の必要性】を感じていた。

5. 【自己コントロールされた使用からの続行意向】

「月経カップを初めて使って、うん。やっぱりちょっと抵抗が実際ありました。」と＜初めての使用で抵抗があった＞印象があり、「周りに使ってる人も少ないから。聞く人がいないっていうのは、実際。」などと＜知らない人も多く一般的じゃないため聞く人がいない＞との思いもあった。また、＜何回かするうちにそんなに困ることはなかった＞状況であり、「なんかこのパンフレットみたいのがあったけど、その業者さんが出しているのを見ても、やっぱり、やってみてわからんもんね。やって自分で何とかかかす感じだった。」などと語り、＜パンフレットから、自分で工夫する感じだ＞との経験があった。さらに、「携帯でちょっと調べてみようみたいな感じで。ロコミとか、こういうふうにしてるとかっていう形で見えたかな。」などと＜自分で調整した＞経験が語られた。さらに、＜また使用してみたい＞と感じており、「楽って思ってしまったら、続けられる気がします。」と＜楽になれば、続けられる＞思いがあり、【自己コントロールされた使用からの続行意向】があった。

VI. 考察

月経カップの使用は、自分の身体への理解と自己のコントロール感から、月経観に好影響を及ぼす。月経カップを初めて使用した経産婦である女性の思いは、肯定的な評価であったが、月経血処理の手間はナプキン使用と同様だと感じ、清潔な管理の工夫がなされていた。さらに、使用対象には選択が必要と感じ、自己コントロールされた使用から、今後も使用続行への意向が語られた。

1. 【月経カップの肯定的評価】

月経カップの使用について、経産婦である女性は、日本人、経産婦のサイズで適切であり、体のことを知ってるし、経産婦であることが影響していた。また、挿入はタンポン入れる感じに近く簡単であり、漏れなく楽に、匂いも気にならないことや暑い蒸れる感じもなく、入浴時に外して洗うことが楽であり、経費が安いと感じ、肯定的評価であった。

月経カップは、膣に装着したカップに経血を溜めて使用し、洗って繰り返し使用するためごみが出ないことから経済的で地球環境にやさしいアイテムとして注目されている(神林, 2021)。様々な生理用品がある中で、女性のライフスタイルに合った用品の選択は、月経時の快適さの追求に重要である。頻繁なナプキン交換、月経血の漏れ、ナプキンによるかぶれなどの不快感やスイミングやダイビングインストラクターなどの職業では、月経カップ使用により、憂鬱だった月経からの解放された印象さえあり、より快適さを獲得できることとなる(神林, 2021)。月経時の快適さによる月経観の向上は、月経困難症の症状緩和にも繋がる(甲斐村・上田, 2014)。フェムテックとは、「Female」と「Technology」からなる造語であり、生理や更年期などの女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するものであり、経済産業省は、働く女性の健康課題の理解を深め、誰もがより働きやすい職場の雰囲気醸成することの事業も展開している(経済産業省, 2023)。月経時の快適さは、働く女性への健康課題解決の一助となるとも考える。これらのことから、フェムテックとしての月経カップを使用することの快適さから、月経観が改善され、広く女性のウェルビーイングへ寄与すると考える。そのため、月経教育においては、初経教育から成長段階に応じて、自分に合ったフェムテックの活用などにより、快適で肯定的な月経観の醸成が重要であると考えられる。

2. 【ナプキンと同様な月経血処理の手間】

また、外出先で抜いてまた入れる作業が結構手間があるが、ナプキンと同じとの印象であった。月経カップの肯定的な面に加え、手間がかかる印象があったが、ナプキン交換と同じであることから、月経カップを様々な月経商品との組み合わせることや自分の生活行動に応じて選択するフェムテックの一つと位置付け、その選択肢が増えることで女性にとってのメリットが増えると考えられる。

3. 【工夫した清潔な管理】

さらに、綺麗な置く場所がなく、交換しにくさがあり、血液が手に付着し、洗いたいけどトイレの中にはなく、不便だったと感じていた。また、外のトイレはきれいなイメージがなく、手を洗っても、いろいろ触るので抵抗があったと感じ、煮沸消毒より、薬液消毒の希望があった。月経カップは膣内に挿入して使用する内装式生理用品であり、その清潔管理も着目点である。国内外から月経カップ使用による TSS 発症例報告があり(El Soufi et al., 2021; 中村ら, 2024)、月経関連での発症では、タンポン使用によっても TSS 発症リスクはある(石川ら, 2000; 菱田ら, 2019)。古川らの調査では、看護系女子大学生の TSS 認知度は、13.2%であったとの報告もある(古川ら, 2022)。これらのことから、月経カップ使用時には TSS 予防や発症時の受診行動についての教育は、必須であると考えられる。

4. 【使用対象の選択の必要性】

未産婦は抵抗があると感じ、中学生の娘は嫌がっており、文化の違いも大きく感じ、性行為をした経験で違っていると、使用対象の選択の必要性を感じていた。月経カップについては、生殖能力の低下や処女喪失(Pokhrel et al., 2021; Medina-Perucha et al., 2022)、子宮の中に

入っていく(神林, 2021)など, 知識不足による恐怖や懸念も存在する. 十分な知識が使用することの意思決定には必要であると考え. そのため, 安心して使用するためには, 月経カップ使用前には, 女性の生殖器の解剖・生理学的知識の教育が必要と考える.

5. 【自己コントロールされた使用からの続行意向】

最後に, 初めての使用で抵抗があったが, 何回かするうちにそんなに困ることはなかったと感じ, 知らない人も多く一般的じゃないため聞く人がいない. パンフレットから, 自分で工夫し, 調整していた. 楽になれば, また使用し, 続けられると自己コントロールされた使用からの続行意向があった. 月経管理の自己コントロール感は, 肯定的月経観に重要である. 月経管理への自己効力感は, コントロール観にも繋がり, 月経随伴症状軽減の要因にもなる(甲斐村・上田, 2014). 月経の経験が自分でっはどうしようもなく, つらく, 嫌な思いをしていることで, 月経への自己効力感が低く月経随伴症状に悩む女性にとって, 自分に合った月経用品を選択し, 快適に過ごすことで月経観への改善が月経随伴症状の軽減へ期待できると考える. 以上のことから, 月経カップの利点を活かしながら, 安全で自己コントロールされた使用から, より快適さの実現とともに, 月経観の向上に向けた月経教育が重要と考える.

VII. 結論

対象女性の月経カップを初めて使用した女性の思いは, 肯定的な評価であり, 月経血処理の手間はナプキン使用と同様だと感じ, 清潔な管理の工夫がなされていた. さらに, 使用対象には選択が必要と感じ, 自己コントロールされた使用から, 今後も使用続行への意向が語られた. 月経カップの利点を活かしながら, 安全で自己コントロールされた使用から, より快適さの実現とともに, 月経観の向上に向けた月経教育が重要と考える.

VIII. 研究の限界と今後の課題

本研究は, 経産婦 1 名の分析であり, 一般化には限界がある. 今後は, データの蓄積を重ね, 月経カップ使用を含めた月経指導のあり方についての検討が必要である. また, 肯定的な月経観の醸成に向けた教育の実践的検討も課題である.

謝辞

本研究にあたり, 調査に協力いただきました皆様に深謝致します. 本稿の一部は, 第 44 回日本看護科学学会で発表した.

利益相反の開示

本研究における利益相反は存在しない.

文献

- 1) #みんなの生理(福井みのり), ヒオカ, 吉沢豊予子, 田中東子, 田中ひかる他 (2021): #生理の貧困——#PeriodPoverty, 第 1 版, 日本看護協会出版会, 東京.
- 2) El Soufi, H., El Soufi, Y., Al-Nuaimi, S., et al., (2021): Toxic shock syndrome associated with menstrual cup use, IDCases, 25, e01171. doi:

10.1016/j.idcr.2021.e01171.

- 3) 古川真帆, 池田ひより, 高木優希他(2022): 看護系女子大学生の月経カップに関する実態及び月経教育の課題, 第42回看護科学学会学術集会公演情報, <https://confit.atlas.jp/guide/event/jans42/subject/O28-02/advanced>. (参照 2022 年 12 月 19 日)
- 4) 菱田吉明, 土田知也, 西迫尚他 (2019): 問診により早期に診断し得た, 月経関連 Toxic Shock Syndrome の 1 例, 聖マリアンナ医科大学雑誌, 47(3), 153-160.
- 5) 石川博康, 小川俊一, 宮本貴庸他(2000): 毒素性ショック症候群 (toxic shock syndrome) —典型的皮膚粘膜症状を呈した 1 例および本邦報告 83 例の統計的検討—, 臨床皮膚科, 54, 385-391.
- 6) 甲斐村美智子, 上田公代(2014): 若年女性における月経随伴症状と関連要因が QOL へ及ぼす影響, 女性心身医学, 18(3), 412-421.
- 7) 経済産業省(2023): フェムテック 新しい当たり前をつくり女性が働きやすい社会を, <https://www.femtech-projects.jp/>. (参照 2025 年 1 月 4 日)
- 8) 厚生労働省(2022): 『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査結果概要 <https://www.mhlw.go.jp/content/000919897.pdf>. (参照 2022 年 12 月 11 日)
- 9) Krippendorff, K. (1980)/三上利治・椎野信雄・橋元良明訳(1989). メッセージ分析の技法「内容分析」への招待, 勁草書房, 東京.
- 10) Medina-Perucha, L., López-Jiménez, T., Holst, A.S., et al., (2022): Use and perceptions on reusable and non-reusable menstrual products in Spain: A mixed-methods study, PLoS One, 17(3), e0265646, doi: 10.1371/journal.pone.0265646.
- 11) みんなの生理(2021): <https://minnanoseiri.wixsite.com/website/post/>. (参照 2022 年 12 月 11 日)
- 12) 内閣府 (2022) : 「生理の貧困」, <https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/kenko/periodpoverty/index.html>. (参照 2022 年 12 月 11 日)
- 13) 中村怜, 薄田大輔, 三島健太郎他(2024): 月経カップ使用を契機とした劇症型溶血性レンサ球菌蜂窩織炎・菌血症の一例, 日本臨床救急医学会雑誌, 27(3), 413.
- 14) 那須明美, 橋本智恵美, 加藤由美(2023): 月経カップ使用に関する文献学的検討, 山陽看護学研究会誌, 13(1), 31-40.
- 15) Pokhrel, D., Bhattarai, S., Emgard, M., et al., (2021): Acceptability and feasibility of using vaginal menstrual cups among schoolgirls in rural Nepal: a qualitative pilot study, Reprod Health, 18(1), 20, doi: 10.1186/s12978-020-01036-0.
- 16) 高橋佳子(2013): 思春期女子への月経教育の今後の課題, 青森中央短期大学研究紀要, (26), 59-65.
- 17) Tanaka, E., Momoeda, M., Osuga, Y., (2013): Burden of menstrual symptoms in Japanese women: results from a survey-based study. Journal of Medical Economics, 16(11), 1255-1666. DOI: 10.3111/13696998.2013.830974.
- 18) van Eijk, A.M., Zulaika, G., Lenchner, M., et al., (2019): Menstrual cup use, leakage, acceptability, safety, and availability: a systematic review and meta-analysis.

Lancet Public Health, 4(8), 376-393, doi: 10.1016/S2468-2667(19)30111-2.

Abstract

Objective: The aim of the study was to identify women's thoughts on menstrual cup use.

Method: Interviews were conducted using a semi-constructive interview guide to find out about their thoughts on menstrual cup use. The content of the narratives was used as data and content analysis was conducted.

Results: As a result, five categories of the subject women's thoughts on menstrual cup use were extracted: [positive evaluation of the menstrual cup], [hassle in handling menstrual blood similar to a sanitary napkin], [ingenious clean management], [need to select the target of use] and [intention to continue from self-controlled use].

Conclusions: While making use of the advantages of menstrual cups, menstrual education aimed at improving menstrual views as well as realising greater comfort from safe and self-controlled use is considered important.

論文

「領域(健康)」に関連する科目の可視化の試み

Attempt to visualize themes related to “Area (health)”

脇本 いづみ¹⁾

Izumi Wakimoto

キーワード：領域「健康」、子どもの保健、子どもの健康と安全、

Keyword: Area “Health”, Children's Health, Children's Health and Safety

I. 問題意識と研究目的

2017（平成 29）年に教育職員免許法及び同法施行規則が改正された。それに伴い教職課程認定基準が改正された。この改正より、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」が廃止され、「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」から成る「領域および保育内容の指導法に関する科目」という括りが設けられた。この改正によって、小学校の「教科」に沿った内容ではなく、幼児教育の独自の「領域」に重点を置くことが強調されている。

「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程における共通科目として設置されていることが多い。そのため、「教職課程コアカリキュラム」¹⁾と「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」²⁾の両方を踏まえたシラバスの作成が求められる。両者の内容が整理されている資料としては、保育教諭養成課程研究会と日本保育者養成教育学会が「幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を併設する際の担当者及びシラバス作成について」を作成している¹⁾。文部科学省は「幼稚園教諭の養成の在り方に関する調査研究」において「教職課程コアカリキュラム」をより具体化した「モデルカリキュラム」を示している³⁾。「モデルカリキュラム」については、「必ずしも従う必要はない」と明言されており、教授内容については、各授業担当者がモデルカリキュラムに沿いつつ、自身の専門性や養成校の独自性を発揮できる場となっている⁴⁾。西村（2022）は「モデルカリキュラム」と「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」の「保育内容演習」を踏まえた「保育内容の指導法（健康）」のシラバスをデザインした⁵⁾。その中で、現場実践へのつながりを意識した体系的な学習が重要であると述べている⁵⁾。また、矢藤（2022）は、保育士養成の現状と課題の中で、「教育内容を 68 単

1) 山陽学園短期大学こども育成学科

位に収めるために多様な分野に関わる総花的なパッチワークともいうべきカリキュラムになっており、教育内容の確実な学修への懸念が拭えない。」と指摘している。すなわち、1科目で扱う内容が多岐にわたり、科目間で学習内容に重複が生じているということである⁶⁾。「保育内容の指導法（健康）」は、実践力・指導力を習得する科目であり、そこに至るまでには、「領域に関する専門的事項（健康）」において基礎知識・技能を習得する必要がある。また、「子どもの保健」や「子どもの健康と安全」も子どもの健康に関わりが深いため、関連が深い科目であると考えられる。

本研究では、「保育内容の指導法（健康）」の具体的な授業内容をテキストから抽出し明らかにするとともに、関わりの深いと思われる「領域に関する専門的事項（健康）」、「子どもの保健」、「子どもの健康と安全」についてテキストと標準シラバスやモデルカリキュラムと照合し、現状の把握と科目間の関連の可視化を目的とする。

II. 研究方法

1 調査対象科目

調査対象科目は、「保育内容の指導法（健康）」、「領域に関する専門的事項（健康）」、「子どもの保健」および「子どもの健康と安全」とした。

2 テキスト分析

(1) 「領域に関する専門的事項（健康）」及び「保育内容の指導方法（健康）」

保育士養成課程改正後に編纂発行され入手可能であった「保育内容 健康」と表紙に明記されたテキスト7冊を研究対象とした。

「領域に関する専門的事項（健康）」は、モデルカリキュラムの到達目標の内容から「乳幼児期の健康課題」「健康の定義と乳幼児期の健康の意義」「乳幼児の体の発達特徴」「乳幼児の基本的生活習慣の形成とその意義」「安全教育」「健康管理」「幼児期の怪我の特徴と予防」「病気の特徴と予防」「リスクとハザードの違いと完全管理」「運動発達の特徴」「多様な動きの獲得の意義」「日常生活における幼児の身体活動の在り方」の12項目についてテキストと整合性について調査した。

「保育内容の指導方法（健康）」は、対象の7冊の半数にあたる4冊以上のテキストに共通していた項目を抽出した。

(2) 「子どもの保健」及び「子どもの健康と安全」

保育士養成課程改正後にテキストとして編纂発行され入手可能であった「子どもの保健」8冊、「子どもの健康と安全」8冊、「子どもの保健および子どもの健康と安全」（合体本）1冊、テキスト分析を行った。調査項目は、厚生労働省指定保育士養成施設及び運営の基準（平成30年）において示された保育士養成カリキュラムを基準とし、テキストの目次上位項目2段階までについて整合性を調べた。

3 科目間の関連の可視化

各科目について取り扱う内容を抽出し、左から本学で学ぶ順に配置し、科目間の関連性について可視化した。

III. 結果

1 テキスト分析から

「領域に関する専門的な事項 (健康)」と「保育内容の指導法 (健康)」は、独立したテキストは見つけられなかった。また、テキスト内で「領域に関する専門的な事項 (健康)」と「保育内容の指導法 (健康)」が分かれて章立がされているテキストと、そうでないテキストがあった。

「領域に関する専門的な事項 (健康)」(表 1) について、「乳幼児期の健康課題」、「乳幼児の基本的な生活習慣の形成とその意義」、「安全教育」の内容はすべてのテキストで取り扱っていた。半数以上のテキストで「健康の定義と乳幼児期の健康の意義」、「乳幼児の体の発達特徴」、「健康管理」、「幼児期の怪我の特徴と予防」、「病気の特徴と予防」、「運動発達の特徴」が取り扱われていた。「リスクとハザードの違いと安全管理」、「多様な動きの獲得の意義」、「日常生活における幼児の身体活動の在り方」については、取り扱うテキストが半分以下であった。各テキストは、平均して 12 項目中 8 項目は充足していた。

表 1 領域に関する専門的な事項 (健康) のテキスト分析

出版社	A	B	C	D	E	a	e
監修編著者	保	保	保	保	保	保	保
出版年度	2023	2021	2020	2020	2022	2020	2021
専門的な事項と指導法が分けられている	○	○	○	×	×	×	×
乳幼児期の健康課題	○	○	○	○	○	○	○
健康の定義と乳幼児期の健康の意義	○	○	○	○	○	○	×
乳幼児の体の発達特徴	○	○	○	×	○	○	○
乳幼児の基本的な生活習慣の形成とその意義	○	○	○	○	○	○	○
安全教育	○	○	○	○	○	○	○
健康管理	○	×	×	○	○	△	×
幼児期の怪我の特徴と予防	○	○	○	×	○	○	×
病気の特徴と予防	×	○	×	○	○	○	×
リスクとハザードの違いと安全管理	△	×	○	×	×	○	×
運動発達の特徴	○	○	○	×	○	○	○
多様な動きの獲得の意義	×	×	×	×	×	△	○
日常生活における幼児の身体活動の在り方	○	×	×	×	×	×	○
補足事項	出版社 B: 「健康管理」「リスクとハザードの違いと安全管理」「多様な動きの獲得の意義」「日常生活における幼児の身体活動の在り方」は指導法の範囲で取り扱っていた。						
※A と a, E と e は出版社が同じである。							
※○: 全く同一 ○: 内容は同じだが使用している言葉が異なる) △: ない項目がある。							

「保育内容の指導法（健康）」（表 2）について、テキスト 7 冊より、半数にあたる 4 冊以上のテキストに共通していた項目は、「領域 健康とは」、「基本的な生活習慣にかかわる指導」、「食育にかかわる指導」、「運動遊びにかかわる指導」、「安全教育にかかわる指導」、「領域 健康の指導における保育者の役割」、「小学校教育とのつながり」、「指導案・教材研究・模擬保育の取扱い」の 7 項目であった（表 2）。それ以外では、「現代的な健康課題」や「体育的行事と健康」について 2 冊のテキストで取り上げられていた。

表 2 保育内容の指導法についてのテキストからの抽出項目

出版社	A	B	C	D	E	a	e
監修編著者	保	保	保	保	保	保	保
出版年度	20 23	2021	2020	2020	2022	2020	2021
専門的な事項と指導法が 分けられている	○	○	○	×	×	×	×
領域 健康とは	×	○	○	×	○	○	×
基本的な生活習慣にかか わる指導	○	○	○	○	○	○	○
食育にかかわる指導	○	×	○	○	×	○	×
運動遊びにかかわる指導	○	○	○	○	○	○	×
安全教育にかかわる指導	○	○	○	○	△	○	×
領域 健康の指導におけ る保育者の役割	○	○	○	×	○	×	×
小学校教育とのつながり	○	○	○	×	△	○	×
指導案、教材研究、模擬 保育の取扱い	○	○	×	×	○	×	×
補足事項		健康管理/リスクと ハザードの違いと安 全管理/運動発達の 特徴/多様な動きの 獲得の意義/日常生 活における幼児の身 体活動の在り方	現代的 課題と 動向	今日的 課題	体育的 行事	特別支 援教育 /体育 的行事	発達障 害児と 運動発 達

※A と a, E と e は出版社が同じである。

※○：全く同一 ○：内容は同じだが使用している言葉が異なる) △：ない項目がある。

「子どもの保健」(表3)について、テキスト分析の結果、8冊中6冊が保育士養成カリキュラムに準拠していた。2冊については、「発育・発達の把握と健康診断」や「子どもの疾病の予防と適切な対応」が目次からは抽出することができなかった。その他、保育士養成カリキュラムに加えて「職員の健康診断」「発達障害」「慢性疾患のある子どもの保育」「多職種連携」「精神機能の発達」「子どもの食と栄養」を取り入れているテキストがあった。監修あるいは主たる編著者について、保育士養成系教員が8冊中6冊を占めていた。

表3 子どもの保健テキスト分析

出版社	A	B	C	D	E	F	G	H	
監修編著者※1	医	保	保	保	保	保	看	保	
出版年度	2019	2019	2019	2020	2020	2023	2019	2023	
目次遵守※2	◎	○	○	○	○	○	△	△	
目次レベルにおける対応：○有 △一部有 ×無	生命の保持と情緒の安定に係る保健活動の意義と目的	○	○	○	○	○	○	○	
	健康の概念と健康指標	○	○	○	○	○	○	○	
	現代社会における子どもの健康に関する現状と課題	○	○	○	○	○	○	○	
	地域における保健活動と子ども虐待防止	○	○	○	○	○	○	○	
	身体発育及び運動機能の発達と保健	○	○	○	○	○	○	○	
	生理機能の発達と保健	○	○	○	○	○	○	○	
	健康状態の観察	○	○	○	○	○	○	○	
	心身の不調等の早期発見	○	○	○	○	○	○	○	
	発育・発達の把握と健康診断	○	○	○	○	○	○	○	
	保護者との情報共有	○	○	○	○	○	○	○	
	主な疾病の特徴	○	○	○	○	○	○	○	
	子どもの疾病の予防と適切な対応	○	○	○	○	○	○	○	
	追加項目		・職員の健康管理			・発達障害の概念と心の健康課題・慢性疾患のある子どもの保育・子どもの疾病予防と多職種連携			・精神機能の発達・子どもの食と栄養

※1 保：保育士養成系教員 医：医師 看：看護系大学教員

※2 ◎：全く同一 ○：ほぼ同一（追加もしくは順番変更） △：ない項目がある

「子どもの健康と安全」(表4)についてテキスト分析の結果、8冊中5冊が保育士養成カリキュラムに準拠していた。カリキュラムに準拠していない項目のあった3冊は、「子どもの健康と保育の環境」、「子どもの保健に関する個別対応と集団全体の健康及び安全の管理」、「保育における保健的対応の基本的な考え方」、「3歳未満児への対応」、「職員間の連携・協働と組織的取組」、「保育における保健活動の計画及び評価」の項目について、目次には記載がなかった。監修あるいは主たる編著者について、保育士養成系教員が8冊中4冊を占めていた。そのほか、医師が2冊、看護系大学教員が2冊であった。

表 4 子どもの健康と安全テキスト分析

出版社	A	B	C	D	E	F	G	H	
監修編著者※1	医	保	医	保	保	保	看	看	
出版年度	2019	2020	2020	2023	2023	2019	2022	2019	
目次遵守※2	○	○	○	△	○	△	△	◎	
保育士養成カリキュラムにおける大項目・中項目の目次レベルにおける対応：○有 △一部有 ×無	子どもの健康と保育の環境	○	○	○	○	○	×	○	
	子どもの保健に関する個別対応と集団全体の健康及び安全管理	○	○	○	○	○	×	○	
	衛生管理	○	○	○	○	○	○	○	
	事故防止及び安全対策	○	○	○	○	○	○	○	
	危機管理	○	○	○	○	○	○	○	
	災害への備え	○	○	○	○	○	△	○	
	体調不良や傷害が発生した場合の対応	○	○	○	○	○	△	○	
	応急処置	○	○	○	○	○	○	○	
	救急処置及び救急蘇生法	○	○	○	○	○	○	○	
	感染症の集団発生の予防	○	○	○	○	○	○	○	
	感染症発生時と罹患後の対応	○	○	○	△	○	○	○	
	保育における保健的対応の基本的な考え方	○	○	○	×	○	×	×	○
	3歳未満児への対応	○	○	○	○	○	×	×	○
	個別的な配慮を要する子どもへの対応	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害のある子どもへの対応	○	○	○	○	○	○	○	○
	職員間の連携・協働と組織的取組	○	○	○	○	○	○	×	○
	保育における保健活動の計画及び評価	○	○	○	○	○	○	×	○
	母子保健・地域保健における自治体との連携	○	○	○	○	△	△	○	○
	家庭、専門機関、地域の関係機関等との連携	○	○	○	○	○	△	○	○
	追加項目		養護						

※1 保：保育士養成系教員 医：医師 看：看護系大学教員

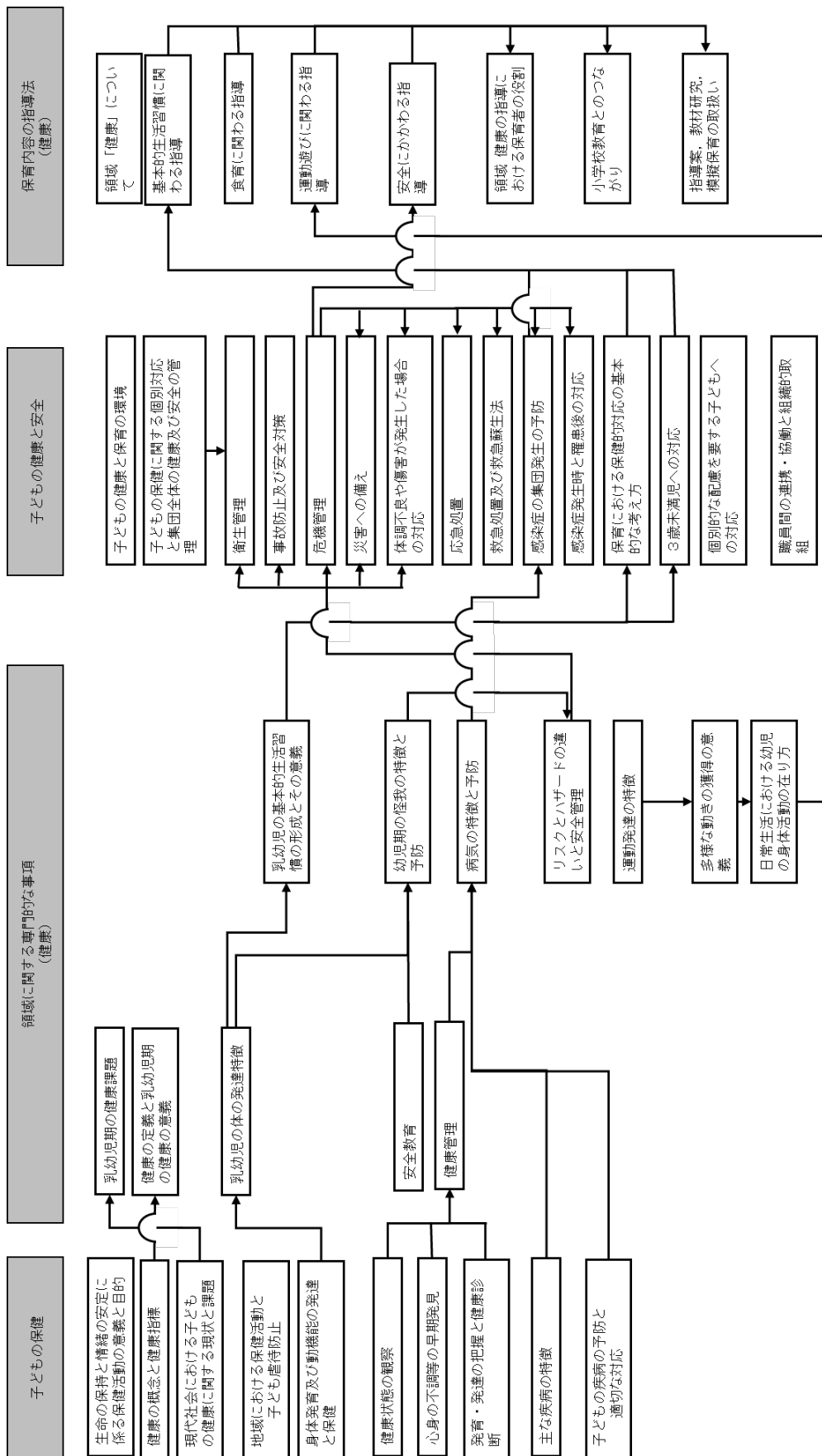
※2 ◎：全く同一 ○：ほぼ同一（追加もしくは順番変更） △：ない項目がある

2 教科間の重複もしくは関連が深いと思われる項目の可視化

各科目の結果を踏まえ、履修する時期が早いものから順に左から並べ、科目間で教授内容が同じもしくは関連が深いと考えられるものを図に示した（図1）。

その結果、「保育内容の指導法（健康）」のテキストから抽出した「基本的生活習慣に関わる指導」、「運動遊びに関わる指導」、「安全にかかわる指導」を行うためには、必要な知識技能が「子どもの健康と安全」、「領域に関する専門的な事項」、「子どもの保健」で示されていることがわかった。

図 1 教科間の重複もしくは関連が深いと思われる項目の可視化



IV. 考察

この研究は、保育士養成カリキュラムを基準や標準シラバスやモデルカリキュラムを基準にテキストから教授内容を抽出し、複数科目間の教授内容の重複や関連を可視化することを目的とした。

1 テキスト分析

「保育内容の指導法（健康）」については、西村（2022）が「領域（健康）」の授業内容との連携の視点から授業内容の考察で示したシラバスと比較したが、テキストで取り扱われている内容と大きな違いはなかった⁵⁾。しかし、テキストによって「領域に関する専門的な事項（健康）」と「保育内容の指導法（健康）」を分けて示しているものや、そうでないものが混在していた。今回の改定によって新たにできた科目でもあることから、今後「保育内容の指導法（健康）」についての授業研究が進んでいくものと考えられる。

「領域に関する専門的な事項（健康）」については、「リスクとハザードの違いと安全管理」、「多様な動きの獲得の意義」、「日常生活における幼児の身体活動の在り方」は、取り扱うテキストが半分以下であった。これは、「安全教育」と「幼児期の怪我の特徴と予防」、「リスクとハザードの違いと安全管理」は関連が深いため、安全教育にまとめられている可能性がある。また、「多様な動きの獲得の意義」は「乳幼児の体の発達特徴」と関連が深く、出版社 B では、保育内容の指導法で取り上げられていた。これは、「多様な動きの獲得の意義」が実践的な部分を含んでいる可能性があるためであると考えられる。

「子どもの保健」については、梶（2017）の調査した 2019 年改定前の調査では、監修もしくは主たる編著者の 8 割が小児科医であり、保育士養成教員は 2 割であったが、本調査では、保育士養成校教員が 7 割を占めていた⁷⁾。「子どもの保健」の担当者が、医師から保育士養成系教員へ移行している可能性が考えられる。8 冊中 6 冊は標準シラバスに準拠していたことから、教科として成熟しているのではないだろうか。

「子どもの健康と安全」についても、梶（2017）の調査した 2019 年改定前の調査では、監修もしくは主たる編著者の 3 分の 1 ずつ医師、保育士養成系教員、看護系大学教員であった⁷⁾。本調査では、半数が保育士養成系教員、あとの半数を医師と看護系大学教員が占めていた。「子どもの健康と安全」においても保育士養成系教員が科目を担当している割合が増加している可能性が考えられる。

2 教科間の重複もしくは関連が深いと思われる項目の可視化

4 科目について教授内容を明らかにし可視化することで、子どもの健康について身につけたい知識・技能が明らかにできた「保育内容の指導法（健康）」は、「保育者の役割」を明らかにし、「領域（健康）」に含まれる「基本的な生活習慣」「食育」「運動」「安全」について「小学校教育とのつながり」を考えながら「ねらい」を明らかにし「指導」ができる知識・技能を学修する。そのためには、「子どもの保健」、「子どもの健康と安全」、「領域に関する専門的な事項（健康）」において、具体的な学修内容が示されていることがわかった。科目の中でも、他の科目と関連の低い内容も丁寧に教授し、関連のある内容については、科目間でつながりのある授業をデザインしていくことが望まれる。

V. 本研究の限界と課題

本研究では、入手可能な書籍数が少なく、各科目について正確な概要を把握することが難しかった。また、本研究で扱わなかった「乳児保育」や「障害児保育」なども関連の深い科目であることに留意する必要がある。「子どもの保健」は、子どもの健康に関わる科目の中でも最も基礎となる科目であるが、非常勤講師が担当することが多いとの指摘もある⁸⁾。各科目の教授内容については、教員間の情報共有を密に行うことが重要であると考えられる。

4 科目において重複または関連の深い科目を可視化することで、つながりのある教授内容の構築に向けた足掛かりができたのではないかと考える。今後は、実習や卒業後の保育・幼児教育の実践へつなげるための体系的な授業内容の検討を行いたい。

VI. 引用論文

- 1) 文部科学省：教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会，
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/11/27/1398442_1_3.pdf, 2017, (確認 2025/1/18)
- 2) 保育教諭養成課程研究会・日本保育者養成教育学会：幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を併設する際の担当者及びシラバス作成について，
https://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/30-1s4.pdf, 2018, (確認 2025/1/18)
- 3) 文部科学省：幼稚園教諭の養成のあり方に関する調査研究，
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385790.htm, 2016, (確認 2025/1/18)
- 4) 無藤隆：幼稚園教諭養成課程をどう構成するか —モデルカリキュラムに基づいた提案—，萌文書林，P3，2017，
- 5) 西村美佳，大金朱音：新幼稚園教諭養成課程における「保育内容の指導法（健康）」の授業内容の考察—「領域（健康）」の授業内容との連携の視点から—，金城学院大学論集人文学科編，第 18 巻第 2 号，2022
- 6) 矢藤誠慈郎：保育士養成の現状と課題，日本家政学会，第 73 巻第 5 号，279-284，2022，
- 7) 梶美保：保育者養成課程科目「子どもの保健 I・II」の教授内容の検討—保育士養成テキストの分析—，皇學館大学教育学部研究報告集，第 9 号，2021，
- 8) 梶美保，浅野茂美，丸目満弓ほか：「乳児保育」と「子どもの保健」科目を中心とした近隣科目との関連，乳幼児教育・保育者養成研究，第 1 号，99-101，2020，

VII. 分析対象としたテキスト一覧

○領域に関する専門的な事項（健康）」および「保育内容の指導法（健康）」

監修編著者(3名まで記載)	出版年度	題名	出版社名
鈴木みゆき・望月文代	2023	保育内容「健康」－幼児期の教育と小学校教育をつなぐ－	ミネルヴァ書房
國土正平・上田恵子	2020 (2021初版第2刷)	シリーズ知のゆりかご子どもの姿からはじめる領域・健康	みらい
河邊貴子・鈴木康弘・渡邊英則	2020	新しい保育講座⑦保育内容「健康」	ミネルヴァ書房
酒井幸子・松山洋平	2020	保育内容健康あなたならどうしますか？	みらい
花井忠征・野中壽子	2009 (2022第3版)	新保育ライブラリ保育の内容・方法を知る保育内容「健康」	北大路書房
重安智子・安見克夫	2020	保育内容「健康」－遊びや生活から健やかな心と体を育む－	ミネルヴァ書房
田口喜久恵	2021	デジタル社会の子どもの育ちを支える保育内容健康	北大路書房

○子どもの保健

監修編著者(3名まで記載)	出版年度	題名	出版社名
松田博雄・金森三枝	2019	新基本保育シリーズ⑩子どもの保健	中央法規出版
鈴木美恵子	2019	これだけはおさえたい！保育者のための子どもの保健	創成社
山本勇	2019	子どもの保健	北樹出版
吉田直哉・糸井志津子	2020	保育士を育てる⑧子どもの保健	一藝社
八木利律子	2020	子どもと社会の未来を拓く子どもの保健	青踏社
小林美由紀	2018 (2023改訂第2版)	授業で現場で役に立つ！子どもの保健テキスト	診断と治療社
中根淳子・佐藤直子	2019	子どもの保健	ななみ書房
小國美也子	2016 (2023第2版7刷(補正版))	子どもの保健～健康と安全～	へるす出版

○子どもの健康と安全

監修編著者(3名まで記載)	出版年度	題名	出版社名
松田博雄・金森三枝	2019	新基本保育シリーズⅠ6子どもの健康と安全	中央法規出版
鈴木美恵子	2020	これだけはおさえたい！保育者のための子どもの保健	創成社
丸尾良治・竹内義博	2020	よくわかる子どもの健康と安全	ミネルヴァ書房
小國美也子	2016 (2023第2版7刷(補正版))	子どもの保健～健康と安全～	へるす出版
小林美由紀	2019 (2023改訂第2版)	授業で現場で役に立つ！子どもの健康と安全演習ノート	診断と治療社
八木利律子	2019	子どもと社会の未来を拓く子どもの健康と安全	青踏社
大西文子	2019 (2022年改訂第2版)	子どもの健康と安全	中山書点
中根淳子・佐藤直子	2019	子どもの健康と安全	ななみ書房

研究報告

ヒメダカを用いた基礎栄養学実験モデルの可能性に関する 実験的検討(1)

—消化管の組織化学的解析—

The possibility of Himedaka (*Oryzias latipes*) as an animal experimental model for basic nutritional science (1) -Histochemical analysis of the gastrointestinal tract-

大木 淳子¹⁾・小林 謙一²⁾

Junko Ohki, Ken-Ichi Kobayashi

キーワード：メダカ，腸管，HE 染色

Keywords: medaka, intestinal tract, hematoxylin and eosin stain

I. 緒言

近年、世界的な動物権利運動が高まりを見せる中、栄養学研究における動物実験代替法に注目が集まりつつある^{1,2}。これまでも、培養細胞、ゼブラフィッシュ、線虫など、多くの生物種で栄養学研究への導入が試みられてきた³⁻⁸。しかし、これらの実験系には、培養や系統維持、そして生育環境の維持などにコストや技術などの課題が多いのも現実である。

その中で脊椎動物であるメダカは、繁殖が年間を通して容易であり、モデル動物として広く用いられているマウスと比較して飼育コストも安価である。また、変異体モデルが作出でき⁹、発生、遺伝学的な研究に広く用いられている¹⁰。また高脂肪食摂取による脂肪肝メダカの作出の報告¹¹もあり、魚類の病態モデルを用いた研究も注目されている。本研究では、生物モデルの魚類であるメダカに焦点をあて、食餌摂取による腸管の影響を明らかにし、栄

1) 山陽学園短期大学健康栄養学科

2) ノートルダム清心女子大学人間生活学部食品栄養学科

養研究におけるメダカの有用性を検証すべく、まずはメダカ腸管の組織学的解析を行うためにパラフィン包埋によるヘマトキシリン・エオジン（HE）染色の検討を行った。その結果、腸管の構造を確認できたため報告する。

II. 実験方法

1. メダカ

メダカは岡山市内の量販店にてヒメダカ（*Oryzias latipes*）を購入し、研究施設にて継代飼育した成魚を用いた。明期 14 時間、暗期 10 時間、水温 25℃前後、止水飼育にて飼育を行った。食餌は 1 回に食べきれぬ量を 1 日に 2～3 回与えた。餌は市販の粉餌テトラキリミン（テトラ社）、またはメダカのエサ（株式会社キョーリン）を用いた。

本研究はノートルダム清心女子大学の研究施設において実施した。またノートルダム清心女子大学動物実験委員会研究倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認番号 32）。

2. 腸管の組織切片作製

ヒメダカ（図 1）を氷水中に移し、外部刺激に対する反応性が完全に消失したことを確認し、開腹後消化管を摘出（図 2）し、直ちに 10%中性緩衝ホルマリン液に一晩浸漬した。カセット（図 3A）に消化管を入れ、100%メタノール溶液が入った密閉式のボトルに 2 時間以上浸漬し、その後別の 100%メタノール溶液が入った密閉式のボトルに移し替えた。同様の浸漬は計 6 回行った。続いて上述した操作を 100%キシレン溶液にて行った。65 度以上に加温溶解したろうの中に消化管を入れ、室温で冷やし固めブロックを作製した。ブロックをマイクロトーム（図 3B）にセットし、切片を切り出して MAS コートのスライドガラスに載せ風乾させた。

3. HE 染色

染色用バスケットにスライドガラスを入れ、キシレン入りのドーゼに 3 分間浸漬させた。その後別のキシレン入りのドーゼに移し替え、同様の浸漬は計 3 回行った。その後、メタノール入りのドーゼに 3 分間浸漬させた。この操作も同様に計 3 回行った。染色用バスケットを水道水入りのドーゼに通し、蒸留水に入れ替えて室温放置した。

上記処理を行ったスライドガラスを取り出し、水気をふき取った後、ヘマトキシリン液を滴下し室温にて 10 分間放置した。再び染色用バスケットに入れ、水道水入りのドーゼに浸し、次いで蒸留水、PBS の順に入れ替え、サンプルが紫色に染色したことを確認して蒸留水に置換した。スライドガラスを取り出し、水気をふき取った後、エオジン液を滴下し、室温で数分間放置した。蒸留水に通し洗浄した後、100%メタノール入りドーゼに浸漬 3 分、別のメタノール入りドーゼに浸漬 3 分、10 分と移し替え浸漬を行った。同様の操作をキシレン入りのドーゼにおいても行った。取り出したスライドガラスの水気をふき取り、封入剤 Multi Mount 480 を滴下しカバーガラスを載せ封入した。

4. 腸管組織切片の撮影

光学顕微鏡にて HE 染色をした標本を観察し、cellSens イメージングソフトウェア (OLYMPUS) を用いて画像を撮影した。

III. 結果

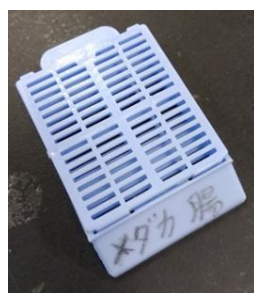
ヒメダカを開復後、肝臓がついた状態のまま消化管を摘出し、消化管を上部と下部に分けて 10% 中性緩衝ホルマリン液にて固定を行った。切片を作製し HE 染色を行い、顕微鏡にて確認したところ、メダカ腸管の構造を撮影することに成功した。上部、下部ともに管腔側に 1 層の円柱状の上皮細胞を確認できた (図 4, 5)。これはマウス腸管組織切片と同様の構造であった。また青藍色に染色された核を確認することができた。一方で、上皮細胞の構造が不鮮明、崩壊しているように見える箇所が見られた。



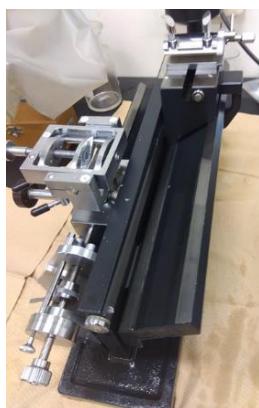
図 1 ヒメダカ



図 2 摘出した肝臓と消化管



(A)



(B)

図 3 A: カセット B: ミクロトーム

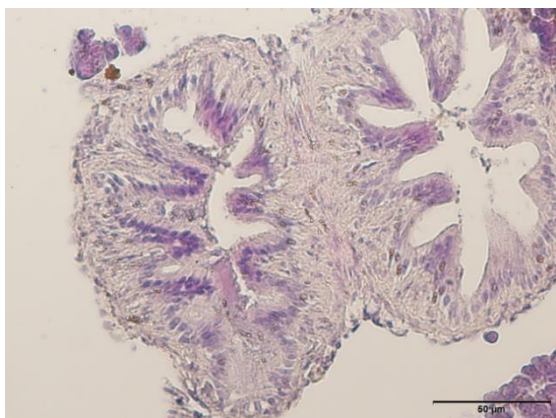


図4 消化管上部の組織切片（HE 染色）

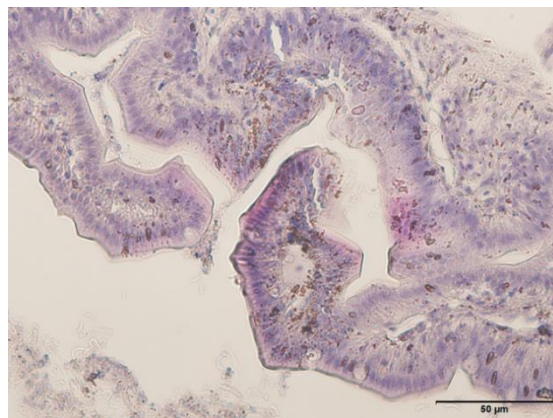


図5 消化管下部の組織切片（HE 染色）

スケールバー（図4,5）50 μm

IV. 考察

メダカはマウス消化管と比べるとサイズが小さく、また魚類は自己消化が早いため、迅速に臓器の摘出を行う必要がある。ヒトやマウスでは、腸管は上部と下部で内分泌細胞から分泌されるホルモンの局在や、部位ごとの主な働きも異なる。またメダカにおいても、消化管内分泌細胞の形態的特徴からいくつかのタイプに分けられ、腸の部位により局在も異なることが報告されている¹²。今後詳細な検討を行う上でも、本研究では食道部を除いた消化管の上部と下部に分けて切片像を撮ることを試みた。しかし目視での判別が困難であったため、上部消化管側は肝臓がついた状態で固定を行った（図2）。

消化管は口から肛門までの管で、飲食物の消化、吸収を行っている。ヒトやマウスの消化管は食道の後に胃、十二指腸、空腸、回腸、（盲腸）、大腸と続き、肛門にて排泄が行われる。一方のメダカは無胃魚 *stomachless fish* であり、消化管は食道の後は腸と続くが、咽頭から食道にかけては粘液腺構造が発達しており、腸管前部は膨大している。また消化管の管腔側には円柱上皮細胞が並んでいる¹³。今回撮影できた組織切片像においては、上部、下部ともに円柱状の上皮細胞を確認できた（図4,5）。メダカは咽頭、食道、腸の周辺に胆のう、輪胆管、膵臓があり、ヒトの十二指腸にあたる消化管前部に胆汁、膵液が流入することが知られている¹³。今回は目視により胆のう、輪胆管、すい臓を確認することができず、また上部消化管切片を作製する際には腸管の方向等を調整することが困難であり、腸管のどの位置の切片であるか特定することができなかつた。また、HE染色では上皮細胞上に散在する *goblet cell* が確認できると想定していたが、今回の検討においては鮮明な *goblet cell* を確認することができなかつた。これは HE 染色の条件が適切でなかつた可能性と、開腹後の自己消化により、腸管の構造が崩壊したために鮮明な上皮細胞の構造をとらえることができなかつたからではないかと考えられた。最適な組織切片像をとらえるため、条件検討をする必要がある。

今回の検討においては、メダカ腸管に存在することが知られている内分泌細胞¹⁴の確認まではできなかつたが、今後は免疫組織化学染色や *in situ hybridization* 法等を活用し、メ

ダカ腸管の主要マーカーを検出し、食餌摂取による腸管への影響を組織化学的手法、遺伝子発現等で検討していきたい。

謝辞

本研究は 2020～2022 年度山陽学園大学・山陽学園短期大学学内研究補助金、JSPS 科研費 JP24K20728 の助成を受けたものです。

本研究の遂行にあたり、快く実験手法をご教授いただきましたノートルダム清心女子大学人間生活学部食品栄養学科の院生の皆様に深く感謝申し上げます。

参考・引用文献

- 1) 宮崎博之, 吉山友二: 日本における動物実験代替法の技術展開, 日薬理誌, 151, 48-51 (2018)
- 2) 秋田正治, 吉山 友二: 日本における動物実験代替法の歴史ならびに動向, 日薬理誌, 157, 326-329 (2022)
- 3) Akira Hirasawa, Keiko Tsumaya, Takeo Awaji, et al.: Free fatty acids regulate gut incretin glucagon-like peptide-1 secretion through GPR120, *Nat. Med.*, 11, 90-94 (2005)
- 4) Lina M. Lauffer, Roman Iakoubov, and Patricia L. Brubaker: GPR119 is essential for oleoylethanolamide-induced glucagon-like peptide-1 secretion from the intestinal enteroendocrine L-cell, *Diabetes*, 58, 1058-1066 (2009)
- 5) Toshiro Sato, Robert G Vries, Hugo J Snippert, et al.: Single Lgr5 stem cells build crypt-villus structures in vitro without a mesenchymal niche, *Nature*, 459, 262-265 (2009)
- 6) Matthias Stelzner, Michael Helmrath, James C Y Dunn, et al. : A nomenclature for intestinal in vitro cultures, *Am. J. Physiol. Gastrointest. Liver Physiol.*, 302, G1359-1363 (2012)
- 7) Asha Seth, Derek L. Stemple, and Inês Barroso: The emerging use of zebrafish to model metabolic disease, *Dis. Models Mech.*, 6, 1080-1088 (2013)
- 8) 西川禎一: 食品成分による線虫の老化制御, 化学と生物, 52 (7), 453-459 (2014)
- 9) Hiyori Sakaguchi, Yuna Sato, Ryo Matsumoto, et al.: Maturation of the medaka immune system depends on reciprocal interactions between the microbiota and the intestinal tract, *Front. Immunol.*, 14, 1-14 (2023)
- 10) 笹土隆雄, 竹花佑介, 成瀬清: モデル動物としてのメダカの特徴とメダカバイオリソース, *Cytometry Research*, 24(2), 1-7 (2014)
- 11) Toshihiko Matsumoto, Shuji Terai, Toshiyuki Oishi, et al. : Medaka as a model for human nonalcoholic steatohepatitis, *Disease Models & Mechanisms* 3, 431-440 (2010)
- 12) Gorou Takahata: Ultrastructure of the endocrine cells in the digestive organs of the medaka, *Oryzias latipes*, *Japan. J. Ichthyol.*, 27 (4), 333-338 (1981)
- 13) 岩松鷹司: 全訂増補版メダカ学全書, 大学教育出版, 第 5 章, 189-195 (2018)
- 14) Gorou Takahata : Substance P-Immunoreactive Endocrine Cells and Nerve Fibers in the Intestines of the Medaka, *Oryzias latipes*, *Japan. J. Ichthyol.*, 37 (1), 76-79 (1990)

元治元年子五月

右之通り承届相違無之候、已上

味野村名主	武三郎	印	味野村惣代	佐兵衛	印
小川村名主	易左衛門	印	同	吾吉	印
下村名主	友太郎	印	小川村惣代	龜之介	印
引網村名主	喜作	印	下村惣代	幾次郎	印
日比村名主	平太夫	印	同	久米七	印
利生村名主	貞次郎	印	引網村惣代	清七	印
玉村名主	仲右衛門	印	日比村惣代	藤五郎	印
宇野村名主	龜一郎	印	利生村惣代	嘉藤治	印
			玉村惣代	浅右衛門	印
			宇野村惣代	惣十郎	印
			田井村惣代	伊介	印
			同	多介	印
			同	又一郎	印
			東野崎惣代	岩次郎	印
			同	藤兵衛	印
			同	源四郎	印
			同	清五郎	印

前書之通承届候、已上

田井村名主	五郎左衛門	印
同	清三郎	印
東野崎名主	健左衛門	印
大庄屋味野村	野崎武左衛門	
同	大崎村	
	治三郎	

(一)まで

付記

この報告は二〇二三年度で終了した科研費「巨大塩田地主野崎家史料の総合的研究」(代表・飯塚一幸)の研究協力者として参加した成果である。所蔵史料の閲覧を快く許された公益財団法人竜王会館理事長野崎泰彦様および史料出納ほか野崎家にかかる歴史情報を懇切にご指導くださった野崎家塩業歴史館の皆様には感謝申し上げます。

一前乗塩 六分
 一喰塩 三分
 右両様先規之通仕切書面ニ書分ケ、喰塩之分船中江寸志無滞船頭方
 相渡り候様演舌申込、其余船中方囉ひ塩等乞候ヲも堅相断候事
 右之通今般申談取極候上者来ル六月朔日方諸浜一様嚴重取計可申候、
 依而規定連印如件
 元治元年子五月

味野村惣代	佐兵衛	印
同	吾吉	印
味野村小川村東野崎	問屋 龜次郎	印
小川村惣代	龜之介	印
下村惣代	幾次郎	印
同	久米七	印
引網村惣代	清七	印
下村引網村問屋	円之助	印
日比村惣代問屋引請共	藤五郎	印
利生村惣代問屋共	嘉藤次	印
同村 問屋	慶三郎	印
玉村惣代	浅右衛門	印
同村 問屋	治介	印
宇野村惣代	惣十郎	印
同村 問屋	小次郎	印
田井村惣代	伊介	印
同	多介	印
同 問屋	又一郎	印
同村問屋	清兵衛	印
東野崎惣代	岩次郎	印

15 休浜につき規定 元治元年（一八六四）五月

（端裏）「元治元年五月」

規定之事

一休業之儀者是迄冬三ヶ月取行居申込、昨亥年塩直段類外高直ニ相成、且世情人氣不穩無抛意味有之持通シいたし候ゆへ、当年四ヶ月休、九月方十二月迄取行可申旨、先達而議定連印致候得共、当集評之上北国売込都合有之ニ付、九月十一日方来丑正月十日迄同様四ヶ月嚴重休浜取行可申事

一玉村浜ハ鍬下年明外並休行取行可申答の処類外蟹多ニ而地場荒シ甚難渋之趣ニ付、相談之上当老ヶ年限半休取行可申候、尤来ル丑年之儀ハ追而集評之上治定可致事
 一古浜炭焚之分是迄半休取行候得とも、当年方外並休浜嚴重取行可申事
 但、下村老軒、日比村三軒、宇野村三軒、山田村老軒、右八軒

ハ議定之趣其村々役場より申付相守せ可申事
 一来ル九月十一日朝、惣浜潮入可申候、自然心得違持浜等いたし候ハ、右為過料老浜ニ付金五両宛取立可申事

右之通今般集談之上一同納得居合候処相違無御座候、然ル上者諸事嚴重相守可申候、塩直段高下御座候而も、当年中已後臨時集談規定相変候儀堅致間鋪候、為後日依而規定書惣代連印如件

同 藤兵衛 印
 同 源四郎 印
 同 清五郎 印

（別蔵 14-2-15）

相庭格外高直之年柄故例年之通三ヶ月休浜いたし候而ハ惣体之人
氣ニ相拘り可申、且無抛意味御座候而増業取行申候、尤亥正月半
月、同十二月半月、子正月一ヶ月、来ル九月一ヶ月休行仕候ハ、
昨亥年之休長し趣意相立候ニ付、其旨今般相談之上ニ同納得仕候、
然ル上者来ル九月増休取行候儀、嚴重相守可申候、為後日依而議定
書惣代連印如件

文久四年子三月

右之通承届相違無御座候、已上

東野崎惣代	岩次郎	印
同	藤兵衛	印
同	源四郎	印
田井村惣代	岩五郎	印
同	多介	印
同	伊介	印
宇野村惣代	勝三郎	印
同	惣十郎	印
玉村惣代	浅右衛門	印
利生惣代	嘉三郎	印
日比惣代	藤五郎	印
引網浜田之口村	佐太郎	印
下村惣代	元太郎	印
同	久米七	印
小川村惣代	亀之介	印
元野崎浜惣代	佐兵衛	印
同	吾吉	印
東野崎名主	健左衛門	印
田井村名主	五郎左衛門	印

14 働人賃金の議定 元治元年（一八六四）五月

（端裏）「元治元年五月働人賃金議定」

議定之事

近來諸色高価働人難立行ニ付増賃難出并繩俵高直ニ付分ヶ俵切賃、

且前乘喰塩差別共申談、左之通

一塩上荷賃 四厘 但浜方弁之事

一同荷積賃 大俵 老厘

分俵播磨仕廻共 五毛

一石炭諸掛り 老振ニ付老分式厘

但六拾八匁金渡定

一塩分ヶ俵定升麦皮仕廻共同直段之事

但、分ヶ仕廻

六歩切方式斗四升入迄同様之事

右之外式斗四升入以下五合切ニ付、切賃本俵五厘増定

同	清三郎	印
宇野村名主	亀一郎	印
玉村名主	仲右衛門	印
利生村名主	貞次郎	印
日比村名主	平太夫	印
引網村名主	喜作	印
下村名主	友太郎	印
小川村名主	易左衛門	印
味野村名主	武三郎	印

（別蔵 14-2-14）

一扶持方米老人分平常七合式勺、持浜定九合

其余賄ひ捨之分ハ銘々仕来之通

一味噌醬油酒手其外遣し物ハ其浜々先規も有之格外猥ニ取計申間敷事

右之通大意取究申候、尤浜子召抱候後、二三月之頃又ハ梅雨晴之砌者格別肝要之時節を見込、彼是違存申出候族間々有之、其節ハ篤と相對之上無余儀識ニ而暇遣候分ハ他奉公無指構手形相添出可申、素心得違不奉公夜拔等いたし候族有之候ハ、早速其浜問屋江可申出、始末承り候上、浜々問屋中江不奉公之始末委敷回文可致、左候ハ、浜々急速触渡召抱候者有之候ハ、早々可申出、若又押隠召仕ひ候浜有之候ハ、屹掛合可申、右移合有之候ハ、相浜内供吟味ニいたし心当り之義ハ問屋江申出相糺、移合之者ニ候ハ、押留置先抱之方江届合道理限ニ取計可申候様子ニ寄、役場江申出御指図ヲ請可申候、過料等被申付候共、違背仕間敷候、右掛合中入用之義ハ不埒者召抱候方を相弁可申、万一異存出来候ハ、自郡集会惣評ニ掛取極可申、其節違乱申出間敷候、依而惣代連印如件

文久四年子二月

東野崎惣代	岩次郎	印
同	藤兵衛	印
同	源四郎	印
同	清五郎	印
田井村惣代	伊介	印
同	多介	印
同	又一郎	印
宇野村惣代	惣十郎	印
玉村惣代	浅右衛門	印
利生村惣代	嘉藤次	印

右之通承知置候、已上

日比村惣代	藤五郎	印
引網村惣代	清七	印
下村惣代	幾次郎	印
同	久米七	印
小川村惣代	龜之介	印
味野村惣代	佐兵衛	印
同	吾吉	印
東野崎名主	健左衛門	印
田井村名主	五郎左衛門	印
同	清三郎	印
宇野村名主	龜一郎	印
玉村名主	仲右衛門	印
利生村名主	貞次郎	印
日比村名主	平太夫	印
引網村名主	喜作	印
下村名主	友太郎	印
小川村名主	易左衛門	印
味野村名主	武三郎	印

13 休浜につき議定 文久四年(一八六四)三月

(別藏 14-2-13)

(端裏 「文久四年子三月」 議定之事

一休浜之儀者兼而冬三ヶ月取行可申段被仰付相守居申處、去亥年塩

子正月持掛之事共申談候処、其後案内塩相庭高直二相成候二付、此上休月取計塩出来数相減候得者益高直相成候程も難計、左様相成候而者天理にも相背候道理、且人口も如何敷、右二付去月廿九日尚又島屋嘉三郎方江致再会、当年分十二月晦日迄来子正月も四日方持掛り候様申談、則大集会因会諸国浜方江態飛ヲ以前段之通申遣候間此段御承知、右書面之通一同御取計可被成候、尤来子四月者瑜伽山二而諸国塩浜致大集会候間、塩相庭高下之模様二寄り浜業稼方増減、篤と談合可申候、全体塩相庭高直二相成候ハ諸国共売先高直二買取候二付、船手之者共多分入津売上買取候処方引上候義二而、決而塩浜方へ売等と申趣意二者無御座、右二付無休月二持続二致候得者塩出来数相増、相庭引下ケ可申哉と相考申談候義二御座候、且又今般休月相止持続二致候様申談候義者勿論、当年限と相心得可有之候、明年ハ塩相庭高下之模様二寄浜業持方持方休月等増減之義前頭之通大集会之節篤と申談取極可申候、右御心得ため申達置候、已上

文久三年亥九月

前書之通承知仕候、違変為無御座調印仕候、已上

野崎武左衛門 印
 田井村 清三郎 印
 元野崎浜惣代 忠七 印
 同 庄蔵 印
 小川浜惣代 亀之介 印
 下村浜惣代 元太郎 印
 同 久米七 印
 引網浜惣代 歌次郎 印
 日比浜惣代 藤五郎 印
 利生浜惣代 嘉三郎 印

12 浜子給銀につき申談議定 文久四年（一八六四）二月

（端裏「文久四年子二月 浜子給銀議定」

申談議定之事

近年浜子給銀追々引上、別而当年者高給相好、唯今之姿二而ハ塩直段下落二相成候ハ、浜方難立行、就右今般村々為惣代出会示方大意給銀扶持方等及談申上者、已後相互二嚴重取計可申、自然猥ケ間敷義有之候ハ、惣浜方及察当二可申、又八年柄二寄模様相替り候ハ、猶集会上取極、多分不同無之様取計申度、則左之通

一当年凡給銀目当通し抱之分
 大工上浜子 壹ケ月 壹兩方壹兩貳朱
 さし浜子 同 三分貳朱方壹兩
 はな多 同 三分壹朱方三分貳朱
 役なし 同 貳分貳朱位
 かしき 同 貳分方貳分壹朱
 右之外臨時召抱之分ハ時二応し取計可申事

玉村浜惣代 幾次郎 印
 宇野浜惣代 光蔵 印
 同 惣十 印
 田井浜惣代 伊介 印
 同 多介 印
 東野崎浜惣代 源四郎 印
 同 藤平 印
 同 利右衛門 印

（別蔵 14-2-12）

(付紙)「但、附紙右ニ準」

一來子年浜業正月十日持掛り之事
一毎年七月中出會諸事評決之事

一拔持浜業過料金五兩ニ相定候事

右之通出會申談候上者如何様之義有之とも臨時之談堅仕間敷候、依而惣代連印如件

文久三亥年八月二日

元野崎浜惣代	忠七
同	庄藏
小川浜惣代	龜之介
下村浜惣代	元太郎
同	久米七
引網浜惣代	歌次郎
日比浜惣代	藤五郎
利生浜惣代	嘉三郎
玉村浜惣代	幾次郎
宇野浜惣代	光藏
同	惣十
田井浜惣代	伊介
同	多介
東野崎浜惣代	源四郎
同	藤平
同	利右衛門
赤崎村名主	惣平
味野村名主	武三郎
小川村名主	慶治

右之通承届候処相違無之候、已上

右之通承届候、已上

11 塩浜業の議定書 文久三年(一八六三)九月

(包紙)「文久三年亥九月 塩浜方議定書」

塩浜業議定書之事

一先月二日瑜伽山島屋嘉三郎宅江一同會合、当年浜業持納、且來ル

(別藏 14 | 2 | 11)

下村名主	友太郎
引網村名主	喜作
日比村名主	平太夫
利生村名主	貞次郎
玉村名主	仲右衛門
宇野村名主	小次郎
田井村名主	五郎右衛門
同	清三郎
東野崎名主	健左衛門
日比村五人組頭	作左衛門
田井村肝煎惣代福原村五人組頭	義太郎
小川村五人組頭	真平次
味野村五人組頭	圭介
野崎武左衛門	
波知 九左衛門	
西田井地 常介	
大崎 治三郎	

9 塩浜方の議定書 万延元年（一八六〇）八月

（別蔵 14-2-19）

塩浜方議定書之事

一 塩浜業近来諸色高直塩直段下直、年々不勘定ニ御座候処、当年者春已来雨天続ニ而塩相庭引上ケ石炭下落相応ニ勘定相立、九月晦日持納いたし可申、尤塩相庭案内引立候ニ付、例年休月之内も持納いたし度旨申出候浜方も有之候、乍併当時目先者持納いたし候方勘定宜敷相見候得共、塩出来増ニ相成候而者明年之浜業不勘定之基、勿論例年休月之義ハ諸国一同堅約定之事故持浜相成不申段申談、一同居合候処相違無之御座候、然ル上者九月晦日持納次第塩浜江沖汐入可申候、為後日議定書依而如件

元野崎浜惣代	庄蔵	印
同	半四郎	印
小川浜惣代	亀之介	印
下村浜惣代	元太郎	印
同	久米七	印
引網浜惣代	清兵衛	印
日比浜惣代	藤五郎	印
利生浜惣代	源太夫	印
玉村浜惣代	秀蔵	印
宇野浜惣代	勝三郎	印
田井浜惣代	茂三郎	印
同	繁蔵	印
東野崎惣代	奎介	印
同	藤兵衛	印

前書之通承届相違無御座候、已上

10 塩浜集會の議定 文久三年（一八六三）八月

（別蔵 14-2-10）

味野村名主	材次郎	印
小川村名主	慶治	印
下村名主上村	弥太郎	印
引網村名主	清三郎	印
日比村名主	平太夫	印
利生村名主	貞次郎	印
玉村名主	仲右衛門	印
宇野村名主	小次郎	印
東野崎名主	健左衛門	印
山田村名主	平左衛門	印
田井村五人組頭	清三郎	印
小川村五人組頭	康三郎	印

（端裏「文久三亥年八月議定」）

塩浜集會議定書

一 当年浜業十月十五日持納、浜々江汐入候事
 （付紙）「但、松永始メ三ヶ月休居合不申候ハ、十月廿日持納可致事」

一 玉村浜六軒・利生浜貳軒、未新地場ゆへ先当年も半休之事
 但、十一月晦日限持納、来正月十日持掛り之事
 （付紙）「但、附紙右ニ準」

一 古浜之中石炭焚之分、当年方右同断、半休執計可申旨申談、自然不承知ニ候ハ、新浜より石炭差遣申間敷事
 但、持納持掛り右同断

8 浜持納と持始の月日覚 安政五年（一八五八）九月五日

（端裏）「安政五年議定当郡中」

（別蔵 14-2-8）

右之通承届相違無之候、已上

宇野村浜	小次郎	印
惣代	勝三郎	印
田井村浜	治三郎	印
惣代	清三郎	印
惣代	茂三郎	印
多吉	多吉	印
東野崎浜	平左衛門	印
惣代	藤兵衛	印
利吉	利吉	印

一当年浜持納
 九月廿五日限、尤持揚候跡江汐入候事
 一来未年浜持始メ
 正月廿一日より

右之通当郡中諸浜一同会合申定候処相違無之候、然ル上者右日限之中に普請持たり共浜持候事決而相成不申、万一心得違普請持杯ととなへ持浜いたし候者有之候ハ、為過料老軒前々金弍両出銀いたし可申候、前段之通今般一同会合申定候間決而違犯致間敷候、為其一同連印依而如件

安政五年九月五日

野崎浜惣代

又八印
庄蔵印

小川浜惣代	龜之介	印
下村浜惣代	元太郎	印
引網浜惣代	久米七	印
引網浜惣代	清兵衛	印
引網浜惣代	藤五郎	印
引網浜惣代	嘉三郎	印
引網浜惣代	五郎松	印
引網浜惣代	光次	印
引網浜惣代	茂三郎	印
引網浜惣代	多吉	印
引網浜惣代	源四郎	印
引網浜惣代	利右衛門	印
味野村	材次郎	印
小川村	桂次	印
上村	弥太郎	印
引網村	清三郎	印
引網村	平太夫	印
引網村	貞次郎	印
引網村	小次郎	印
引網村	治三郎	印
引網村	貞左衛門	印
引網村	健左衛門	印
引網村	清三郎	印

右之通一統違背致間敷趣承届相違無御座候、以上

同	孝左衛門	印
同	亦八	印
小川村	康三郎	印
同	庄蔵	印
下村	雲岫	印
日比村	藤五郎	印
同	惣吉	印
利生村	嘉三郎	印
同	多吉	印
宇野村	緒次郎	印
田井村	清三郎	印
同	善兵衛	印
同前湯	熊吉	印
同広潟	徳次郎	印
東野崎	岩次郎	印
同	藤蔵	印
同	藤兵衛	印
味野村名主	善三郎	印
小川村名主	藤三郎	印
下村名主	友太郎	印
日比村名主	甚三郎	印
利生村名主	治四郎	印
宇野村名主	小次郎	印
田井村名主	貞左衛門	印
同大崎村	治三郎	印

東野崎名主、山田村 平左衛門 印

7 塩浜業休月の議定 安政四年（一八五七）八月

（別蔵 14-12-17）

（端裏）「安政四年巳八月 休浜議定調印」

塩浜業休月議定之事

一 当年八月晦日限持納之事

但、持納御証ニ地場江汐引入候事

一來ル午正月十六日お持掛り候事

右之通今般浜方一統瑜伽山島屋嘉三郎宅江立会申談候処相違無御座

候、尤來ル午年持納者明年晴雨且塩相庭高下之模様へ寄、臨時増減可

申談候、仍而議定書如件

野崎武左衛門	印
惣代 喜四郎	印
惣代 忠四郎	印
小川村 康三郎	印
惣代 庄蔵	印
下村浜 栄吉	印
惣代 元太郎	印
久米七	
引網浜 清兵衛	印
日比村浜 藤一郎	印
藤五郎	印
利生村浜 貞次郎	印
惣代 弥太夫	印

料申請間敷候、依而為後日連印仕規定書相渡申置候、已上

味野村 常太郎 殿

市五郎 印
仲次郎 印
万 蔵 印

5 下村西浜と東浜の休浜約定 天保十四年(一八五三) 閏九月

(別蔵 14-2-5)

(端裏) 「天保十四卯閏九月」

約定之事

一 当年方別紙規定書之通当御郡中并塩飽とも十月十一月二ヶ月休浜被成候御規定相決候ニ付、当村三ヶ所浜とも休浜致不申而ハ相濟不申所、御用所御浜・雲岫浜右両所ハ二ヶ月休浜仕候得共、西浜五軒・雲岫浜之内式軒とも無扱振合ニ付二ヶ月之所当年丈者十一月老ヶ月相休、明年方御一等御規定之通二ヶ月無相違休浜仕候間、此段御承知可被下候而当年一ヶ月持浜仕候御断、且明年よりハ堅休浜仕候約定旁為知一札連印差入置候、以上

卯閏九月

下村西浜

安 蔵 印
忠 蔵 印
清太郎 印
喜八郎 印
熊 吉 印
元三郎 印
林 蔵 印
六兵衛 印
藤兵衛 印
同 東浜
杉右衛門 印
重 吉 印

御仲間衆中

右之通承届相違無御座候、已上

下村 名主 順 平 印

6 休浜の再議定 嘉永二年(一八四九) 十二月

(別蔵 14-2-6)

(端裏) 「嘉永二酉十一月 休浜再議定」

休浜再議定之事

一 浜業之義年中持詰ニいたし候而ハ農業指支ニ相成候趣ニ而、先年御趣意有之十月十一月十二月休浜いたし候様一同集会申談、其趣御噂申上置候処、昨年出来塩無数案内高直ニ相成候ニ付、塩融通之ため十二月一ヶ月持浜いたし候様会合之節申談御噂被下、御聞濟ニ相成居申処、持懸り之日限再談区々ニ相成、田井村持浜いたし不申処方互ニ争論ニおよひ候処、安井御氏御取嚙ニ而当酉十二月十五日方晦日迄田井村計り持浜いたし候様御取向被下、一統納得仕居り合候、尤十二月ハ当年丈ケ一統持浜いたし候様申談候間、其段御噂可被下候、後年之所者塩如何程高相庭ニ相成候而も右三ヶ月厳重ニ休浜いたし候様今般申談候
一 右三ヶ月休浜中、若心得違持浜いたし候者有之候ハ、見咎メ次第村御役人中へ相届置、集会之節申定メ候過料厳重ニ取立可申事
右之通今般集会申談候上ハ、向後無遺失相守可申候、以上

嘉永二年酉十二月

味野村 常太郎 印

月雇奉公人給銀之定

大工

一 正月、二月 三拾五匁

一 三月方九月迄 四拾壹匁

上浜子

一 正月、二月 三拾三匁

一 三月方九月迄 三拾九匁

但し、四月方八月迄 四拾匁

六月、七月 四拾五匁

さし浜子、はなへ、夜釜

一 正月、二月 三拾匁

一 三月方九月迄 三拾五匁

但し、四月方八月迄 三拾七匁

六月、七月 四拾壹匁

上脇、かしき

一 正月、二月 貳拾七匁

一 三月方九月迄 三拾壹匁

並かしき

一 正月、二月 貳拾四匁

一 三月方九月迄 貳拾七匁

一 大工、六月七月貳ヶ月雇、五匁増

一 上脇かしき、並かしきも六月七月貳ヶ月雇三匁増

(付紙) 一 給銀一ヶ月拾匁ツ、残置、暇遣候一緒相渡可申事

一 給銀壹ヶ月残し候事

一 途中暇乞候者ハ七歩算用ニ致遣候事

但し、此詔ハ六月七月雇入も六ヶ敷其手当ニ引取候事

一 奉公人限月迄相勤、給銀まるで残し置帰候節相渡候分ハ壹ヶ月ニ
式匁増

一 給銀規定方余分ニ出候者金貳歩過料取立候事

一 肝煎之者、心得違給銀余分ニ遣し候義取計候ハ、過料として其年
之役料遣し不申事

一 前給貸之浜子は迄之通ニ而九五之所丁銭立ニいたし遣し、当地之
金相庭ニ而相渡候事

一 浜子休日浜持丈切符引ニ致、其余之休日給銀割ニいたし遣し候事
右之通、今般諸浜肝煎出会申談相定候所相違無御座候、然ル上者已後

互ニ猥りニ相成不申候様嚴重ニ取計可申候、依而規定書如件
天保十四年卯閏九月

塩飽宮の浜肝煎 彦藏 印

同 余島浜同断 九平 印

同 児島野崎浜同断 喜四郎 印

同 小川浜同断 半四郎 印

同 同下村西浜同断 庄藏 印

同 同下村東浜同断 元三郎 印

同 同 日比浜同断 磯吉 印

同 同 宇野浜同断 半兵衛 印

同 同 田井井広瀉浜同断 十吉 印

同 同 田井前瀉浜同断 磯吉 印

同 同 同東野崎浜 利兵衛 印

同 同 同東野崎浜 直介 印

右之通此度諸浜肝煎出会申談候所相違無御座候、然ル上者已後猥ニ
相成不申様嚴重ニ取計可申候、万一心得違規定相背候ハ、其年之役

(端裏) 「天保十四年卯九月」

休浜規定之事

一 十月・十一月

右者農業肝要之節ニ候条、致休浜候得者野方一助ニも相成候ニ付、今般諸浜出会申談致休浜候所相違無御座候、万一心得違背定致持浜候者有之候ハ、別紙約定之通過料銀其村々江御取立可被下候、依而為後日休浜規定書如件

天保十四年卯九月

塩飽余島浜 吹上村 惣右衛門 印
同 泊り浜 彦蔵 印

味野村赤崎村東野崎とも

味野村 常太郎 印
小川村 磯兵衛 印
下村西浜 清太郎 印
同 中浜 雲岫 印
同 東浜 順平 印
日比村 藤蔵 印
藤五郎 印
金蔵 印
浅次郎 印
利生村 嘉三郎 印
宇野村 千代吉 印
田井村広潟惣代 嘉兵衛 印
同村 前潟同 善兵衛 印

右、農業專要之節を相弁へ致休浜候義尤存候、違背いたし候者有之候ハ、過料取立等之義も承届候間、定之通取計可申候、已上

(別蔵 14-2-3)

塩飽宮の浜・余島浜構

上村 弥太郎 印
味野村 善三郎 印
小川村 藤三郎 印
下村 順平 印
日比村 甚三郎 印
利生村 次四郎 印
宇野村 平十郎 印
田井村 嘉三郎 印
同 与四郎 印
山田村 平左衛門 印

4 奉公人の給銀規定 天保十四年(一八四三)閏九月

(別蔵 14-2-4)

(端裏) 「天保十四卯九月 常太郎当分」

奉公人給銀規定之事

正月十五日方十月十五日迄前給貸奉公人給銀之定

一丁銭 三百五拾匁 大工
一同 三百匁 上浜子
一同 二百六拾匁 さし浜子
一同 二百六拾匁 はなへ
一同 二百五拾匁 夜釜
一同 二百五拾匁 三人目
一同 二百四拾匁 上脇
一同 二百三拾匁 もつかふ持 かしき

三匁宛給銀引候事

一 老構之内、土遣ひ方毎モ不足之浜有之ハ、浜人ヨリ拾匁過料出シ、土遣ひ出情方一之浜へ褒美ニ遣候事

一月銀働取、浜子給銀毎月拾匁宛残候事

一 土遣方見糺相廻候節、上浜子敷大工か指心得候者老人、余浜より召連候事

一 奉公人首尾能相勤、暇遣シ候節、働濟手形遣候事并ニ褒美銀遣候得者、書付相添遣候事

一 前給貸奉公人給銀、是迄定之通、但シ残給月貸定より余分決而貸中間敷候事

一 途中ニ而奉公人召抱候ハ、

野崎浜 多田屋 小川 瀧屋

下村 橘屋 日比深井 花屋

宇野 野村屋 広瀨前瀨 赤岸屋

東野崎 会所

一 土遣ひ方褒美銀定

上浜子 四匁

はなへ さし 三匁

かしき 式匁

切符 三匁

但シ飛切符見計ひ

賣子 老匁

一 四月七月九月諸浜出来塩、沼井老ツニ何俵と申事、廻文巡達いたし候事

一 給銀

四拾目 大工

三拾七匁 上浜子

三拾三匁 はなへ さし

三拾式匁 夜釜

三拾匁 上脇かしき

式拾七匁 ナミかしき

但シ内拾匁宛毎月相残候事、為其給銀まし遣ス

一 休日

小日和 給銀割合引

起浜持浜 切符引

一 前給貸之奉公人先達而相定候通

但シ規定通より余分月貸決而致間鋪事

一 翻天建不申内、浜持決而相成不申事、但シ翻天建不申内、浜持候ハ、其浜ノ之定之過料出候事、附譬式人不足之節ニ而も早持相成不申事

右之通今般瑜伽山島屋藤八宅へ出会申談候間、規定通間違無之様取計可申事、為其連印如件

天保十二辛丑九月廿一日

野崎浜 武左衛門 印

小川浜 浅兵衛 印

下村浜 雲 岫 印

日比浜 甚三郎

田井浜広瀨前瀨とも 嘉兵衛

東野崎 平左衛門

(付紙)「野村屋御名前失念御書入御印形可被成候」

3 休浜の規定 天保十四年(一八四三) 九月

一博奕小屋内取扱候者有之候ハ、過料老人前々金老朱宛出させ、見付候者へハ褒美遣候事
 一浜子給銀并浜業働方之儀別紙之通嚴重ニ相守候事
 右之条々今般一等出会申談、規定仕候上ハ嚴重ニ相守可申、若考付候儀有之候共、自己之了簡ヲ以執計候儀致間敷、万一規定相背候ハ、惣浜御考ヲ以、如何様御取計有之候而も兎角申間敷候、依而連印一札如件

天保十年亥十一月十三日

野崎浜東野崎共 文左衛門 印
 同 幸左衛門 印
 同 又八 印
 小川浜 文 齡 印
 同 浅兵衛 印
 下村浜 雲 岫 印
 同 清三郎 印
 同 清右衛門 印
 同 大滝伝左衛門 印
 同 御半筒 万 平 印
 同 塩飽浜塩生村 財 介 印
 同 柴島浜吹上村 新 介 印
 日比村浜 甚三郎 印
 利生村浜 嘉三郎 印
 同 万五郎 印
 同 小次郎 印
 宇野村浜引請 千代吉 印
 同 田井村浜 小原治右衛門 印

右之通承届、銘々構所浜方規定之通嚴重ニ相守せ候様取計可申候、以上
 同 嘉兵衛 印
 同 善兵衛 印

塩飽泊り浜掛り塩生村名主 栄之介 印
 同柴島浜掛り上村名主 弥太郎 印
 日比村請持名主 惠七郎 印
 利生村名主 治四郎 印
 宇野村名主 平十郎 印
 田井村名主 嘉三郎 印
 同 庄兵衛 印
 沼村名主浜方引請 平左衛門 印
 稗田村名主 栄次郎 印

2 諸浜集会の規定 天保十二年(一八四二)九月二十一日

(別蔵 14-2-2)

(端裏 二天保十二年丑九月)

諸浜集会規定

一沼井土廻し 一沼深サ六寸定

地場土廻し 一坪二付壺斗

但、浜持々々ニ相廻り見札、上中下ヲ相改、定之通不怠遣候浜へ子ハ一ヶ月三匆宛、褒美遣シ、定ヨリ不足いたし候浜子ハ

かについて研究はなかった。

この度野崎家文書を調査したことで、備前国児島郡の塩浜経営者たちが瑜伽山（現・倉敷市児島由加）に集会して様々なことを決めていくことがわかる史料がまとまってみつきり、その分析をして拙論で簡単に触れた。それが三―二の部分である。ところが拙論では一部を切り取って叙述したにすぎないので、ここに改めて全史料を提示しておきたいのである。

近世後期から明治初年にかけて塩業経営の同業者たちが継続的に協定を結ぶ事例の研究は、一人塩業史研究のみならず、日本近世経済史・経営史研究でも重要な視点を含むものである。翻刻してリポジトリ公開して情報を共有することは斯界にとって意義が大きい。よってこの場を借りることにした。本号では近世後期のもの一五通を翻刻する。

凡例

- 一、配列は年代順とした。
- 二、二行目の下カッコ内は野崎家文書仮目録の史料番号である。
- 三、判読が難解で推定して書いた文字には（カ）を付した。
- 四、名前の下の「印」は文字ではなく、押印している。

史料

1 諸浜集会の規定 天保十年（一八三九）十一月十三日

（別蔵 14-2-1）

（端裏）「天保十年寅十一月」

諸浜集会規定之事

- 一 浜方奉公人、参着次第浜人召連役場へ目見ニ参、奉公相勤、宿入仕候節ハ暇乞ニ罷出候事
- 一 役人中竈屋軒別ニ浜子名前記帳致置、万一途中欠落等仕候ハ、早々浜人方訴出、張紙いたし可申候、勿論途中たりとも奉公人召抱候ハ、早々役場へ申出記帳いたし囉ひ可申候
- 一 請状なしニ前給貸候儀相成不申候、請状ハ役場へ預置、浜人召連暇乞ニ参候節、役人中方相戻候事、勿論小屋組より向一札取置候事
- 一 奉公人途中欠落等仕候節ハ早々其村役場へ訴出、浜所村継ヲ以早々御順達被下、其者決而浜方江召遣ひ不申様致候事、万一廻文後心得違召遣ひ候者有之候ハ、貸越ハ召遣ひ候者方致返給、其上過料として金老両先主へ相渡候事
- 一 詰日雇・寄子とも老ケ年約束いたし召遣ひ候を、外浜方手ヲ入遣候事、堅致間敷事、万一浜方ニ而心得違不埒仕候ハ、其旨役場へ訴出、其年中ハ外浜江も決而召遣ひ申間敷候事、心得違遣ひ候者有之候ハ、過料金老歩先主へ相渡候事
- 一 浜業致出精相勤候者ハ褒美浜人考ヲ以遣候事、其外給銀并日雇賃共定之外余分ニ遣候義、堅致間敷候事
- 一 浜子六人之外召抱候儀相成不申候、勿論上浜子式人召遣ひ候義、致間敷候事
- 一 残給月賃、定之外余分貸候儀堅仕間敷候事
- 一 浜子扶持方九合榊ニ而小日利（和カ）起浜共八合持浜弁升
- 一 土廻し、度々いたし老歩ニ老斗方少し遣ひ候ハ、過料、老軒前惣浜式鋏引せ、板引付させ候事、但老斗之上遣候ハ、褒美ニ酒老升遣候事
- 一 浜子市之内、奉公人約束致間敷候事

史料紹介

近世後期備前国児島郡塩浜の集会議定書

〈公益財団法人竜王会館野崎家旧宅所蔵文書から〉

定兼学¹⁾

キーワード…近世後期、備前国児島郡、塩浜、集会、野崎浜、

東野崎、議定、浜方奉公人、休浜、給銀、

はじめに

近世後期から明治初年にかけて、瀬戸内海地域では日本全国の八割以上の塩生産をしていた。明治初年段階で瀬戸内海諸浜の塩田面積は約三〇〇町歩あった。そのうち備前国児島郡は明治二一(一八七九)年約三五八町歩で同郡内の野崎家は約一六一町歩もの巨大塩田地主になっている。筆者は、この野崎家がどのようにして塩田開発をし、地域社会とどのように関わっていたのかを研究課題としており、論文を執筆中である。その章立て(仮)は以下のとおりである。

論題…野崎武左衛門の塩田開発と近世地域社会
はじめに

一 備前国児島郡における野崎家の塩田開発

1) 山陽学園大学総合人間学部 言語文化学科

1 野崎家開発以前の児島郡の塩田

2 野崎武左衛門による塩田開発

二 東野崎浜の開発をめぐる諸問題

1 開発着工前の地域的諸問題

2 開発権取得をめぐる問題

3 開発着手後に生じた問題

三 瀬戸内諸浜・児島郡塩浜と野崎家

1 瀬戸内諸浜と野崎家

2 児島郡諸浜の協定

おわりに

本号では右拙論の三―二にあたる部分の史料を紹介する。三―1までを叙述するための史料の多くは日本塩業体系編集委員会編『日本塩業体系 史料編 近世(二)』(一九七六年刊行)他に翻刻公刊されている。特に三―1にあたる部分は、瀬戸内海地域の塩業経営者が国を越えて結んだ十州塩田同盟史料として翻刻されている。ところが、備前国内における漁業経営者たちがどのように協約していたの

2025年3月11日印刷

2025年3月15日発行

編集者 山陽学園大学・山陽学園短期大学紀要委員会

発行者 山陽学園大学・山陽学園短期大学

〒703-8501 岡山市中区平井1丁目14-11

<http://www.sguc.ac.jp/>